

富田林市土地分類調査（細部調査）

報 告 書

平成 1 5 年 3 月

富 田 林 市

富田林市土地分類調査（細部調査）

報 告 書

平成15年3月

富 田 林 市

はじめに

本市は、平成8年度からスタートした「第3次富田林市総合計画」にもとづき、めざすべき将来像として、「ゆたかな人を育むまち」「健やかで生きがいのあるまち」「人にやさしい快適で安全なまち」「住みつけたいまち」「開かれた活力あるまち」「平和と平等で人が輝くまち」の6つを目標として、住みよいまちづくりを推進してまいりました。

総合計画策定後7年を経過した現在、我が国は、バブル経済の崩壊に端を発した経済不況が長期化するなかで、少子・高齢化、高度情報化、国際化がいつそう進むなど、社会・経済的に大きな変革期を迎えています。また、地球規模での環境問題、産業構造改革といった課題への対応も急がれています。

本市周辺では、昭和40年代から本格化した大規模な宅地開発により急激に市街化が進行し、特に市西部では土地利用に大きな変化が生じてきました。また、近年では国道170号（大阪外環状線）や国道309号が完成し、市の北側には南阪奈道路の建設が進められるなど、急速に広域幹線道路網の整備が進められつつあり、これらに伴って新たな土地利用の需要が生じることが予想されます。一方で、長い歴史を有する南河内地域の中心都市として、寺内町が重要伝統的建造物群保存地区に、また、緑ヶ丘町で発掘された新堂廃寺跡等が国指定史跡に指定されるなど、数多くの文化遺産の保全が求められています。

このような時代背景を受けて、本市では、土地利用上の基礎資料を得ることを主な目的として、土地利用現況や土地条件（地形・地質・土壌）等の土地に関する総合的なデータの収集・分析を行う土地分類調査（細部調査）を、平成12年度から14年度の3ヶ年にわたり、国土交通省の指定を受け、実施してまいりました。

本報告書は、それらの結果をとりまとめたものであり、今後の各種計画の立案などに際しての基礎資料としても、大いに活用してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本調査にあたり貴重なご指導・ご助言を賜りました「富田林市土地分類調査（細部調査）委員会」の委員の皆様をはじめ、国土交通省および大阪府の関係各位に心より厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

富 田 林 市

■ 土地利用診断評価編

I	土地利用診断評価の概要	127
1.	土地利用診断評価の概要	127
2.	土地利用診断評価の構成	127
II	自然条件評価	130
1.	自然災害危険性評価	130
2.	開発条件評価	135
III	保全的土地利用診断	138
IV	農地利用診断	147
1.	営農条件評価	149
2.	都市内農地機能評価	158
3.	日照時間の評価	162
4.	ため池の評価	167
V	林地利用診断	173
1.	営林条件評価	173
2.	森林機能評価	178
VI	都市的土地利用診断	182
1.	土地利用類型区分	184
2.	都市基盤評価	190
3.	土地被覆評価	196
4.	人口評価	198
5.	市街地構造評価	202
6.	生活環境評価	205
VII	土地利用上の課題の整理	217

はじめに

■ 調査概要

1. 土地分類調査（細部調査）の目的	-----	1
2. 土地分類調査（細部調査）の内容	-----	2
3. 土地分類調査（細部調査）の方針	-----	3
4. 調査組織	-----	11
5. 調査の流れ	-----	12
6. 作業要領	-----	18

■ 現況調査編

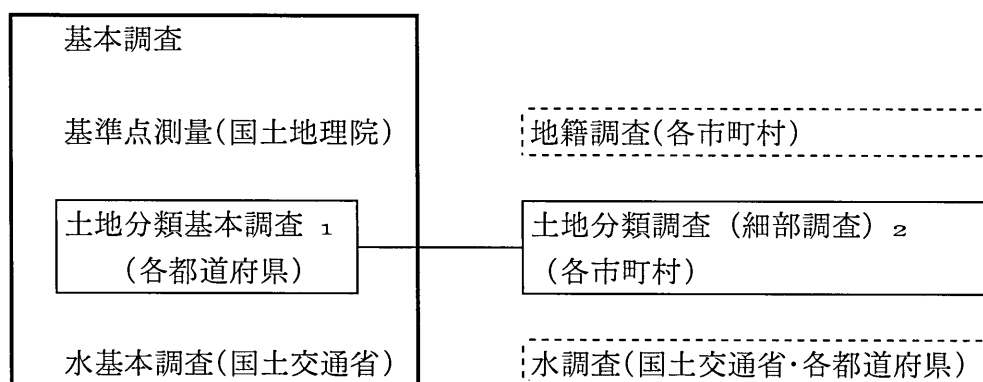
I 土地利用現況調査	-----	21
1. 土地利用の状況	-----	21
2. 農用地の状況	-----	25
3. 林野の状況	-----	31
4. 宅地・建物の状況	-----	35
5. 内水面の状況	-----	44
6. 交通輸送施設の状況	-----	52
7. 公共公益施設の状況	-----	58
8. 土地利用の動向	-----	63
9. 法的土地利用規制の状況	-----	65
II 土地条件調査	-----	69
1. 地形の状況	-----	69
2. 表層地質の状況	-----	81
3. 土壌の状況	-----	89
III 土地保全調査	-----	93
1. 自然災害の状況	-----	94
2. 人為災害の状況	-----	100
3. 自然環境の状況	-----	107
4. 文化遺産の状況	-----	117

■ 調査概要

1. 土地分類調査(細部調査)の目的

土地分類調査は、地籍調査・水調査とならぶ国土調査の3本柱のひとつとして、「土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、侵食の状況その他の主要な自然要素並びにその生産力に関する調査」(国土調査法第2条第3項)を行うもので、土地の基本的な骨格を明らかにするために「土地分類基本調査」と、一筆または一定区域ごとの土地の質的特性を明らかにすることを目的とした「土地分類調査(細部調査)」とからなっている。

■ 国土調査事業の構成



*1, 2を合わせて、広義の土地分類調査という。

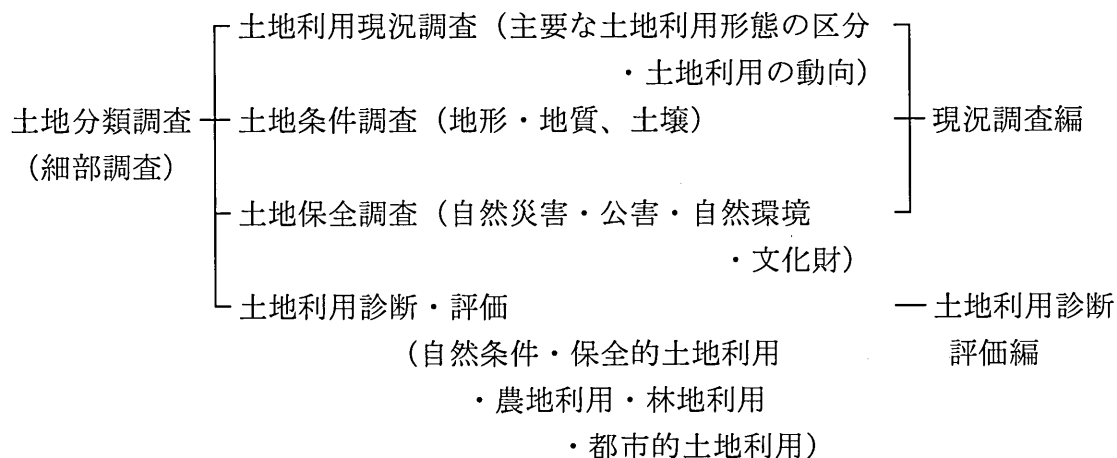
図1-1 国土調査事業の構成

土地分類調査(細部調査)は、一筆あるいは一定区域ごとの土地について、地形、表層地質、土壌といった土地の基本的な条件や土地利用の現況などの土地の実態や特性を科学的、総合的に明らかにすることにより、市町村レベルでの土地利用に関する計画や施策の用に供しうるような基礎資料を整備するもので、従来は、農山村地域における農地一筆ごとの土壌および土地生産力の調査に重点をおいて実施され、農業構造改善事業や土地の交換分合などの基礎資料として利用されてきた。

一方、近年の都市地域を中心とした高密度な土地利用の展開は、ともすれば土地の自然的条件を無視した無秩序な宅地化、土地利用の混乱や生活環境に対する様々な弊害をもたらすようになってきている。

このような状況から、土地の自然的条件を科学的に明らかにし、各種の土地利用計画の策定や土地利用の規制・誘導のための基礎資料として、土地分類調査(細部調査)が整備されるようになってきている。

■ 土地分類調査（細部調査）の構成



2. 土地分類調査（細部調査）の内容

土地分類調査（細部調査）は、大きく分けて土地利用現況調査、土地条件調査、土地保全調査、土地利用診断評価からなる。

① 土地利用現況調査

ここでは、宅地、農地、林地などの土地利用の現況、道路、下水道、公共施設などの市街地の整備状況、土地利用上の法的規制状況等を詳細に把握するとともに、土地利用や開発の動向を明らかにし、土地利用上の問題点や今後の土地利用の方向性の検討のための基礎資料とするものである。

② 土地条件調査

ここでは、地形、表層地質、土壌といった土地の基礎的な自然条件を把握し、その土地が本来持っている基盤的な特性を明らかにすることによって、土地利用のありかたの検討に資するものである。

③ 土地保全調査

ここでは、自然災害の状況、人為災害の状況、保全すべき自然環境・文化財の状況などの土地利用上の保全条件を明らかにするものである。

④ 土地利用診断評価

ここでは、土地利用現況調査、土地条件調査、土地保全調査の各調査結果を踏まえ、土地利用の現況分析、土地の立地分析等を行い、将来予想される土地利用の変化に対する整備、開発、保全の方針を整理するものである。

従来は上記の①から④の順に調査を行ってきたが、調査期間が数年にわたる間に土地利用現況が変化することがしばしばあり、最終的に修正する可能性が大きいため、富田林市土地分類細部調査では図5-2に示すような年次計画とした。

3. 土地分類調査（細部調査）の方針(案)

■基本方針

富田林市の土地条件、土地利用現況、総合計画や基本構想等をふまえ、本調査の基本方針を設定する。

本市では、1996年に2005年(平成17年)を目標年次とする「第3次富田林市総合計画」を策定した。この策定にあたって、解決していかなければならないまちづくりの課題として以下のものが挙げられている。(詳細については土地分類調査(細部調査)にかかわる部分を抜粋した。)

①市民を大切にしまちづくり

まちづくりに対する関心は今後も着実に高まり、(市は)自主的な活動や地域活動が実りあるものとなるような仕組み、支援方策等を充実していかなければならない。市民が主体のまちづくりを支えていくためには、その生活基盤として、上下水道やゴミ処理等の基本的な整備はもとより、災害にも強いまちづくりに努める必要がある。

②交流を通したまちづくり

外からの来訪者も含めた交流人口の創出により、まちづくりを活性化することを進めていく。さらに交流の基盤として、道路、鉄道等の交通利便性の向上、交流の場、機会を得るための情報提供などを進める必要がある。

③地域特性に応じたまちづくり

既成市街地では今後も積極的な都市基盤の整備が必要である。計画的市街地のうち形成の途上にある地域では、適度な入居による進展が望まれる。農村集落地は農業の振興や自然環境の保全、生活環境の整備に努めながらその特性を活かした整備が必要である。

これらの課題をふまえた上で、目標とする将来像としては、以下の6つを挙げている。

- ゆたかな人を育むまち(教育・文化の振興)
- 健やかで生きがいのあるまち(健康・福祉の充実)
- 人にやさしい快適で安全なまち(都市基盤の整備)
- 住みつづけたいまち(生活環境の整備)
- 開かれた活力のあるまち(産業・経済の振興)
- 平和と平等で人が輝くまち(平和・人権)

また、これらの目標を受け、土地利用について、総合計画では以下のようにゾーニングを行い、それぞれ土地利用の誘導を想定している。

1. 市街地ゾーン

既に市街地として形成された地域については、都市基盤の整備、充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適性度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地の形成を図ります。

①住居エリア

無秩序な開発や急激な人口増加につながる開発については規制面での強化を図るとともに、計画的で良好な住宅地の形成を図ります。

②商業エリア

鉄道駅周辺や住宅地の中心地域に、市民生活に密着した商業機能の充実を促進し、魅力のある商業核の形成を図ります。特に富田林駅南地区は広域的な中心地として整備を進めます。

③工業エリア

公害の防止などに配慮しながら、良好な工業地の形成を図ります。

2. 農業ゾーン

石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、市街化につながる開発を規制し、近代的都市近郊型農業地帯としての発展を図ります。

また、環境保全の面からも緑の空間の確保は都市にとって必要なため、まとまりのある優良な農地は整備を行いながら保全を図ります。

3. 緑地ゾーン

緑の丘陵や石川などに恵まれた自然環境を維持するとともに、市民の憩いと交流の場を提供するため開発を規制し、緑地の保全を図ります。

4. 自然保全ゾーン

この地域は防災上配慮する必要がある地域のため都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

まちづくりの基本目標別に土地分類調査(細部調査)の関連項目を抽出すると以下の通りである。

I ゆたかな人を育むまち

1. 生涯学習の展開

学習機会・場所の提供

3. 社会教育

社会教育施設の整備

4. 文化・スポーツ

文化・スポーツ活動に親しめる環境の充実

富田林寺内町の歴史的町並みの保全など文化財の保護

歴史資源の積極的な活用

II 健やかで生きがいのあるまち

1. 保健・医療

地域医療システムの形成

4. 障害者福祉

障害者が気軽に出かけられるようなまちづくり

III 人にやさしい快適で安全なまち

1. 道路の整備

各地と連絡する広域幹線道路や市域内の幹線道路の整備

身近な生活道路の整備

快適で安全な道路環境の整備

2. 交通・情報通信

バス路線のネットワークの形成

地域の情報化

3. 防災・消防

震災に強いまちづくり

緊急時における救援体制の広域的な確立

4. 市街地・住宅

計画的な面的整備

乱開発の防止

公営住宅の再整備

障害者や高齢者にも暮らしやすい住宅環境の形成

5. 供給処理施設

ゴミ処理施設など供給処理施設の充実

IV 住みつづけたいまち

1. 景観・都市イメージ
全市的な都市景観づくり
2. コミュニティ
施設の充実とネットワーク化
3. 公園・緑地
小公園、散策ネットワークの整備
緑地の保全

V 開かれた活力あるまち

1. 農業
付加価値の高い都市型農業の発展
生産基盤の整備や近代化対策
都市住民との交流、ため池快適環境づくり
2. 商業
商業施設の充実や商業の近代化
魅力ある商業核の形成
3. 工業
中小企業の近代化
都市型産業の立地
4. 観光・レクリエーション
文化、歴史、自然などの魅力を活かし、それらの資源を核としたゾーンの形成

このような課題を受け、富田林市土地分類調査（細部調査）の基本方針は次のとおりとする。

1) 住宅開発による諸問題への対応

昭和40年代以降、旧市街地周辺に大小の住宅地の開発が進み、現在では南東部へも進んできている。一部の住宅地では、西部の計画的市街地に比べ都市基盤の整備が遅れているところも見られる。また、住宅開発により周辺の環境変化がうかがえる。

これらの住宅地の立地特性、住環境の課題等をふまえ、土地の自然特性、保全的適性などの観点から、本調査の範囲内で現況把握、評価・診断を行ってゆく。

2) 既成市街地の評価と生活環境整備

本市は古くから南河内の中心地として発展してきた地域であり、なかでも既成市街地には歴史的な町並みが良好な状態で保全されている。しかし、都市基盤としては道路整備の遅れ、建物の密集、用途の混在などが顕在化している。これらは火災や地震災害発生時などにおいて、防災的側面から潜在的な課題を有しているといえる。

富田林駅南地区は広域的な中心地としての整備を図ることが求められている。一方、既成市街地や計画的市街地も含む開発年代の古い地域では、居住者の高齢化の進行といった問題も目立ってきている。このような状況のもと、コミュニティの形成やバリアフリー化の促進が急がれている。

既成市街地の特性をふまえ、バランスの取れた保全と基盤整備についての方針を検討するための基礎的資料を提供する。

3) 交通環境整備に伴う土地利用の変化への対応

大阪外環状線、国道309号バイパスの整備完了、将来の南阪奈道路の開通や幹線道路の整備進捗に伴い、市内を通過する交通量の増加とともに、新たな土地利用動向や土地利用形態の変化が予想される。

交通環境の変化に伴う土地利用の需要変化が予想されることから、計画的な利用誘導を図るための基礎的資料を提供する。

4) 観光・レクリエーションエリアとしての環境の検討

本市は石川や嶽山などに代表される豊かな自然環境に恵まれている。観光・レクリエーションへの関心の高まりとともに、大都市近郊で交通至便の地という立地条件を活かした利用が求められている。

一方で、南部山間地において産業廃棄物の処理などが問題となっている。

土地の自然環境的、社会的な条件を整理し、その保全、開発、防災および観光・レクリエーション利用展開等の可能性を検討する基礎的資料を提供する。

5) 歴史資源の活用と保全

本市は古い歴史と伝統を持ち、寺内町の町並みをはじめ貴重な文化財が数多く残されている。古くからの社叢などもいくつか残存しており、保存樹木も分布する。市街地部では、石川や錦織公園を核とした公園や緑地の整備状況が良好である。これらを活かしつつ良好な都市景観を形成し、豊かな都市イメージの創出を図る必要がある。

また、農業的な需要が小さくなったため池については、親水空間としての利用への転換が模索されている。

歴史資源の分布や現況を整理するとともに、保全面での問題点等を整理し、活用に向けた検討への基礎的資料を提供する。

6) 農地の特性と保全の有効性の検討

南東部の農村集落地は、まとまりのある都市近郊の良好な農地として活用されている。農業公園の整備など、観光農業への取り組みも進められている。都市内においては、残存する農地が緑地として市民に潤いとやすらぎを与えている。

このような農地については、農地の保全や生産基盤の整備など、農業の発展を図ることが求められている。

都市近郊型農業の特性を考慮し、農地の基盤整備や保全に関する調整の検討のための基礎的資料を提供する。

■調査方針

土地分類調査（細部調査）では、特に土地条件に関する基礎的情報を整理していくことが重要であり、その成果は今後の土地利用を考える上で有益な基礎的資料となる。調査にあたっては前項で示した基本方針に基づいて、次の項目を重点的にとりあげる。

平成12年度

1) 土地条件調査

- ①地形の区分
- ②表層地質の状況
- ③土壌の状況

2) 土地保全調査

- ①自然災害の状況
- ②人為災害の状況
- ③保全すべき自然環境の状況
- ④保全すべき文化遺産の状況

平成13年度

3) 土地利用現況調査

- ①農用地、林野の分布および利用状況
- ②宅地の開発状況および建物新旧区分
- ③内水面の状況
- ④交通輸送施設の整備状況
- ⑤公共公益施設、公園、緑地の状況
- ⑥土地利用の動向
- ⑦法的土地利用規制の状況

平成14年度

4) 土地利用診断評価

基本的には大阪府で従来行われてきた診断手法を踏襲するが、本市の特性を考慮した評価が必要である。

(1)自然条件評価

①自然災害危険性評価

自然災害危険性評価は、過去の災害や災害関係の法指定状況を考慮しながら、地形・表層地質などの土地の基盤的な条件に基づき、評価するものである。本市で起こる可能性があり、評価の必要がある自然災害は、土砂災害（土石流・崩壊・地すべり）、水害（内水・外水氾濫）、地震災害（地震動・液状化）であると考えられる。

評価単位は表層地質区分、地形区分程度とする。

②開発条件評価

開発条件評価は、地形・表層地質などの土地の基盤的な条件に基づき、土工の難易性から土地の潜在的な開発条件を評価するものである。

評価単位は表層地質区分、地形区分程度とする。

(2)保全的土地利用診断（自然性、文化財、保健・休養性、法規制、景観性）

本市は、市街化の進んだ地域（北西～中央部）と自然が多く残されている地域（南東部）に分けることができる。ここでは、市街地内の自然（緑地）や文化遺産、山間部の自然、歴史的風土、景観性の保全的評価・診断を行う。

(3)農地利用診断

①営農条件評価

営農条件評価は、現在の農地が農用地として優れているか否かを評価するもので、営農ポテンシャル、農道等の生産基盤の整備状況、農地の規模、営農の実態による。主に、低地・谷あいの水田や畑地としての利用についてが中心になる。

②都市内農地機能評価

都市域の農地等の宅地化が社会的注目を浴びていることから、都市域の農地の保全又は開発の対象としての評価を行う。

③ため池の評価

周辺の農地の分布や市街化の進行から見て、現在あるため池が利水目的に活用されているか等の評価し、今後の保全、開発を考える基礎資料となるようにする。

(4)林地利用診断

①営林条件評価

営林条件評価は、用材用としての樹木の成育しやすさ及び施業のしやすさを地形、地質、土壌、林道からの距離等から行う。

②森林機能評価

森林機能評価は、森林のもつ治山、治水等の防災機能、土壌の流失防止機能について行う。

(5)都市的土地利用診断

本市の土地利用状況からみて、評価単位は町丁目単位程度とする。

①土地利用類型区分

都市的土地利用診断を行うに先だち、土地利用特性や市街地開発形態から地区の類型区分を行う。すなわち、市街地の機能、建物・市街地の新旧をもとに市街地の特性評価を行う。

②都市基盤評価

都市基盤としての道路の整備水準（道路率、狭小道路率）および上下水道の整備水準などをもとに評価を行う。なお、着工している都市施設（道路等）があれば、評価の対象とする。

③土地被覆評価

雨水の流出・地下水の涵養、都市気候(ヒートアイランド、風)などを考える上で、土地被覆の問題は重要である。ここでは、土地利用現況図をもとに土地被覆評価を行う。

④人口評価

土地利用の動向を把握し、各種施策の立案などを行っていくに際して、地区に住む住民の情報は一つの指標となる。ここでは、地区ごとの人口密度および高齢者人口の割合を求める。

⑤市街地構造評価

市街地整備において、老朽家屋や狭小道路の密集地などは、防災的な側面からの整備と文化遺産的な側面からの保全の両面からの視点が必要となる。ここでは、このような議論の対象となりうる地区を明確にする目的で、建物の建築年代・構造と道路の整備状況を指標として市街地構造評価を行う。

⑥生活環境評価

ここでは、都市の安全性、利便性、快適性の評価を行う。

安全性については、建物の密集度等からみた居住環境の安全性の評価を行う。利便性については、公共公益サービスを受けやすいか否か、商業サービス・交通サービスを受けているか等についての評価を行う。

快適性については、建物の密集度、住宅の広さ、用途の混在度などを評価基準とする。

5) 土地利用上の課題の整理

本調査の結果を総合することにより、各地域における土地利用の特性と将来的な課題について、本調査からいえる範囲で提示する。また、地区ごとの診断結果を一覧表に整理する。診断の単位としては市内の9地区を基本とし、その中で同様の特性を持つ地域ごとにとりまとめるものとする。

4. 調査組織

調査の実施に際しては、学識経験者、大阪府職員および富田林市職員からなる「富田林市土地分類調査（細部調査）委員会」を設置し、委員会の指導、管理の下に作業を実施する。

■ 調査組織

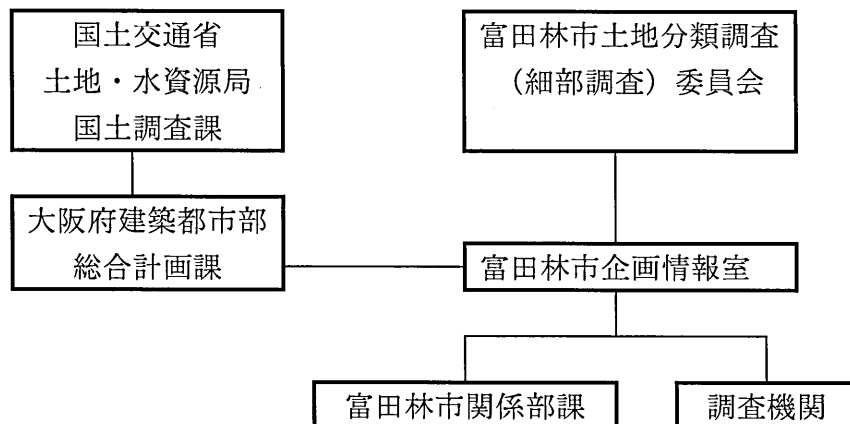


図4-1 調査組織図

指導・助言 国土交通省 土地・水資源局 国土調査課
大阪府 建築都市部 総合計画課

調査機関 国際航業株式会社 国土マネジメント技術本部

5. 調査の流れ

調査の全体的な流れは、おおむね図5-1に示すとおりである。

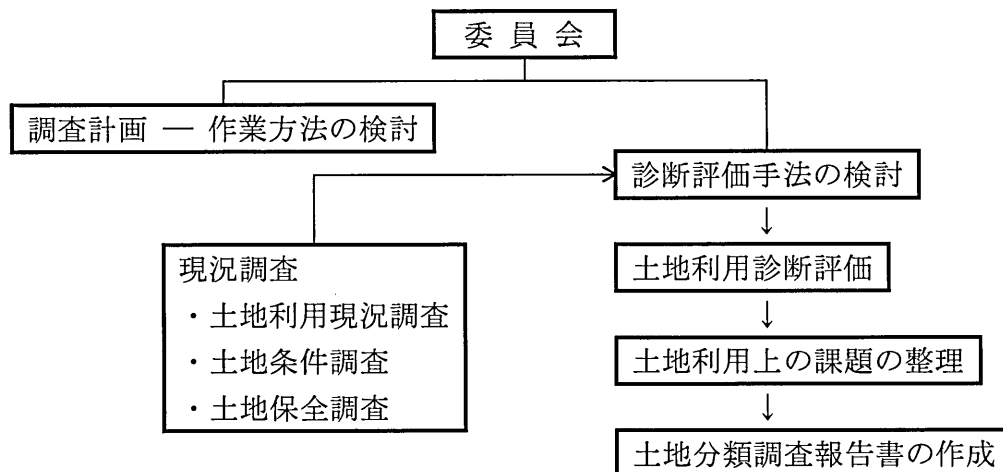


図5-1 調査の流れ

富田林市土地分類調査(細部調査)は、平成12年度～平成14年度の3ヶ年にわたって実施した。調査全体の流れは概ね図5-2に示すとおりである。また、調査の工程は表5-1(1)～(3)に示すとおりである。なお、調査範囲は富田林市全域とする。

平成12年度は全市域の土地条件調査および土地保全調査を実施した。

平成13年度は全市域の土地利用現況調査を実施した。

平成14年度は全市域の土地利用診断評価を実施し、これらの結果をとりまとめた報告書を作成した。

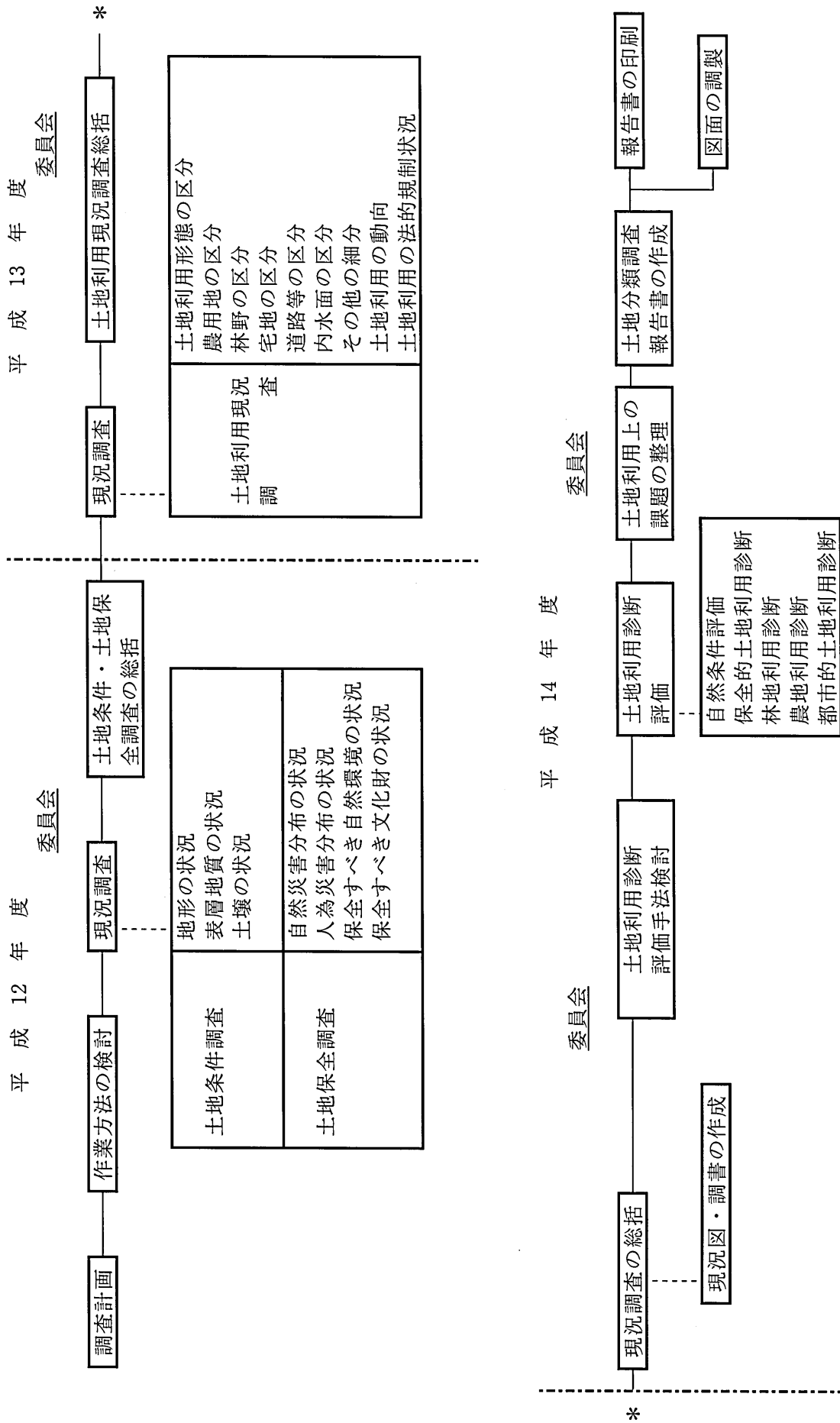


図5-2 委員会及び調査の流れ

表5-1 (1) 平成12年度 富田林市土地分類調査(細部調査) 作業工程表

項目	年 月		平成12年		平成13年		備 考
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
打合せ	○				○	○	必要に応じ随時行う
委員収集						○	
資料収集							必要に応じ随時行う
現地調査							
土地条件調査							
地形分類図作成							
表層地質図作成							
土壌図作成							
調査書の作成							
土地保全調査							
自然災害状況調査							
人為災害状況調査							
保全すべき自然環境の調査							
調査書の作成							
委員会資料・中間報告書							
委員会資料作成							
委員会資料修正							
中間報告書作成							
中間報告書修正							

表5-1 (2) 平成13年度 富田林市土地分類調査(細部調査) 作業工程表

項目	平成13年												平成14年			備考		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
打合せ	○			○														必要に応じて随時
委員集																		必要に応じて随時
資料収集																		
現地調査																		
土地利用現況調査																		
土地利用現況																		
営農畜産現況																		
営林現況																		
市街地構成現況(道路形態)																		
市街地構成現況(建物構造)																		
市街地構成現況(建物新旧)																		
建物用途区分																		
公共施設設現況																		
交通輸送施設現況																		
水文水利現況																		
土地利用動向																		
法的土地利用規制等現況																		
調査作成																		
委員会資料・報告書																		
委員会資料作成																		
報告書作成																		

表5-1 (3) 平成14年度 富田林市土地分類調査(細部調査) 作業工程表

項目	平成14年												平成15年			備考
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
打合せ会	○			○								○			○	必要に応じて随時
委員収集																
資料調査																
現地調査																
土地利用診断評価																
自然条件評価																
保全的利用診断																
林地利用診断																
農地利用診断																
都市的土地利用診断																
土地利用上の課題の整理																
調査作成																
委員会資料・報告書																
委員会資料作成																
報告書作成																

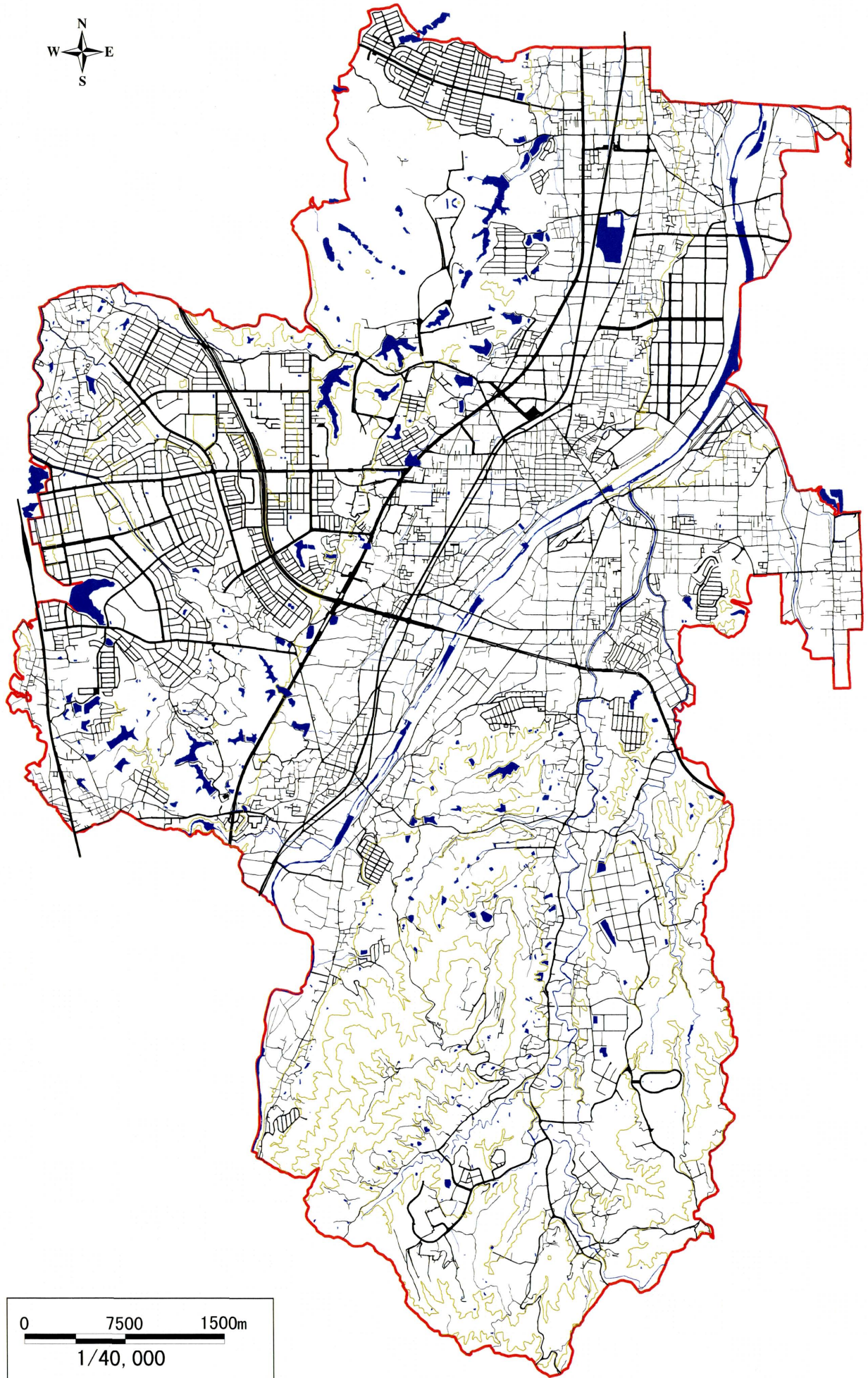


图 5 - 3 调查范围图

6. 作業要領

調査作業は、「土地分類調査(細部調査)実施要領」(大阪府、昭和57年)に準拠して実施する。ただし、これによる他、高質の成果が期待できる方法等については、協議の上採択するものとする。

(1)使用地図

現況図の作成等に使用する基図は、大阪府所有の1/2,500地形図を編纂した1/5,000図および1/10,000図である。

(2)使用資料

使用資料は、必要に応じて、本市関係部課、大阪府、その他関係機関に依頼して収集する。

(3)現地調査

調査の実施に際しては、調査の精度を高めるために、現地聞き取り、現地踏査などの現地調査を行う。

現地調査では、資料の補足、空中写真判読の確認・補正、現地確認等を行う。

(4)成果品

調査の成果は、表6-1に示すような現況図、調書に整理する。なお、本市で該当する項目の資料がない場合は省略するものとする。

(5)成果のデジタルデータ化

調査結果は随時デジタルデータとして格納する。基図として、大阪府の作成する1/2,500デジタルデータを利用するものとする。

表6-1 土地分類調査(細部調査) 調査成果一覧

調査項目	地名		縮尺	調査書	
	地	名		調	査
土地条件調査	地形の状況	地形分類図(地形分類)	1/10,000	地形分類区別面積調査書	一定区域
		(標高区分)	1/10,000		
		(傾斜区分)	1/10,000	傾斜区別面積調査書	一定区域
		表層地質の状況	1/10,000	表層地質区別面積調査書	一定区域
土地保全調査	自然災害の状況	土壌図	1/10,000	土壌区別面積調査書	一定区域
		土地保全図	1/10,000		
		人為災害の状況	1/10,000		
		人為災害の状況	1/10,000	自然環境調査書	件別
土地利用現況調査	保全すべき自然環境の状況 保全すべき文化財の状況 土地利用形態の区分 農用地の細分 林野の細分 宅地の細分	文化遺産分布現況図	1/10,000	文化遺産調査書	件別
		土地利用現況図	1/5,000	土地利用現況調査書	一定区域
		営農畜産現況図	1/5,000	営農畜産調査書・農業振興事業調査書	一定区域
		営林現況図	1/5,000	営林調査書	一定区域
		市街地構成現況図(建物新旧区分)	1/5,000	建物新旧区分別棟数調査書	一定区域
		(道路形態)	1/5,000	道路現況調査書	一定区域
		(建物形態)	1/5,000	建物構造別床面積調査書	一定区域
		建物用途現況図	1/5,000	建物用途別床面積調査書	一定区域
		交通輸送施設現況図	1/10,000	交通輸送施設調査書	件別
		水文水利現況図(河川等)	1/10,000	水文水利調査書	件別
		(上水道)	1/10,000		
		(下水道)	1/10,000		
土地利用の法的規制状況	土地利用の法的規制状況	公共施設施設現況図	1/5,000	公共施設施設調査書	件別
		土地利用動向図	1/10,000		
		法的土地利用規制等現況図	1/5,000	法的土地利用規制等調査書	件別

■ 現況調査編

I 土地利用現況調査

1. 土地利用の状況

平成12年10月1日現在、本市の総面積は39.66km²であるが、土地利用を大別すると、地勢的な条件を主要因に交通網や市街化の進展に差がみられる。本市の土地利用は、石川を中心とした中央平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地および南部山地部の農村集落地の3つに大別される。

中央平野部に位置する喜志、新堂、富田林、川西、錦織の各地区東部では、石川沿いの平野部を中心として古くからの市街地・集落が形成されており、鉄道の整備とともに駅を中心として市街化が進展している。特に富田林地区は南河内地区の中心的集落として古くから栄えており、官公署や業務施設、商業施設等が数多く立地しているほか、住宅用地が密集するなど都市的土地利用が進んでいる。これらの旧市街・旧集落周辺には新しい市街が形成されている地域もみられるが、田や畑などの農地が残されているところも多い。新堂地区では石川沿いに中小企業団地が形成されており、工業施設の集積がみられる。また、錦織地区では、地区の中央部に錦織公園が整備されているが、広大な敷地の大半が樹林地となっており、市街化が進んだ周辺部の中に残された貴重な緑地空間となっている。

西部丘陵部に位置する金剛地区や喜志、新堂、錦織地区の中西部地域では、住宅団地として計画的に開発された市街地が多く、整然とした区画割の街並みに住宅用地が大半を占める土地利用が見られる。これらの地域では、商業施設や教育施設、公園など住民の利便性、快適性に配慮した施設が計画的に配置されており、他の地区と大きく異なった特徴を示している。また、住宅団地以外の地域では、北部の丘陵地にパーフェクトリバティー教団関連の施設が見られ、宗教施設や医療施設、教育施設が配置されているほか、ゴルフ場が広い面積を占めている。

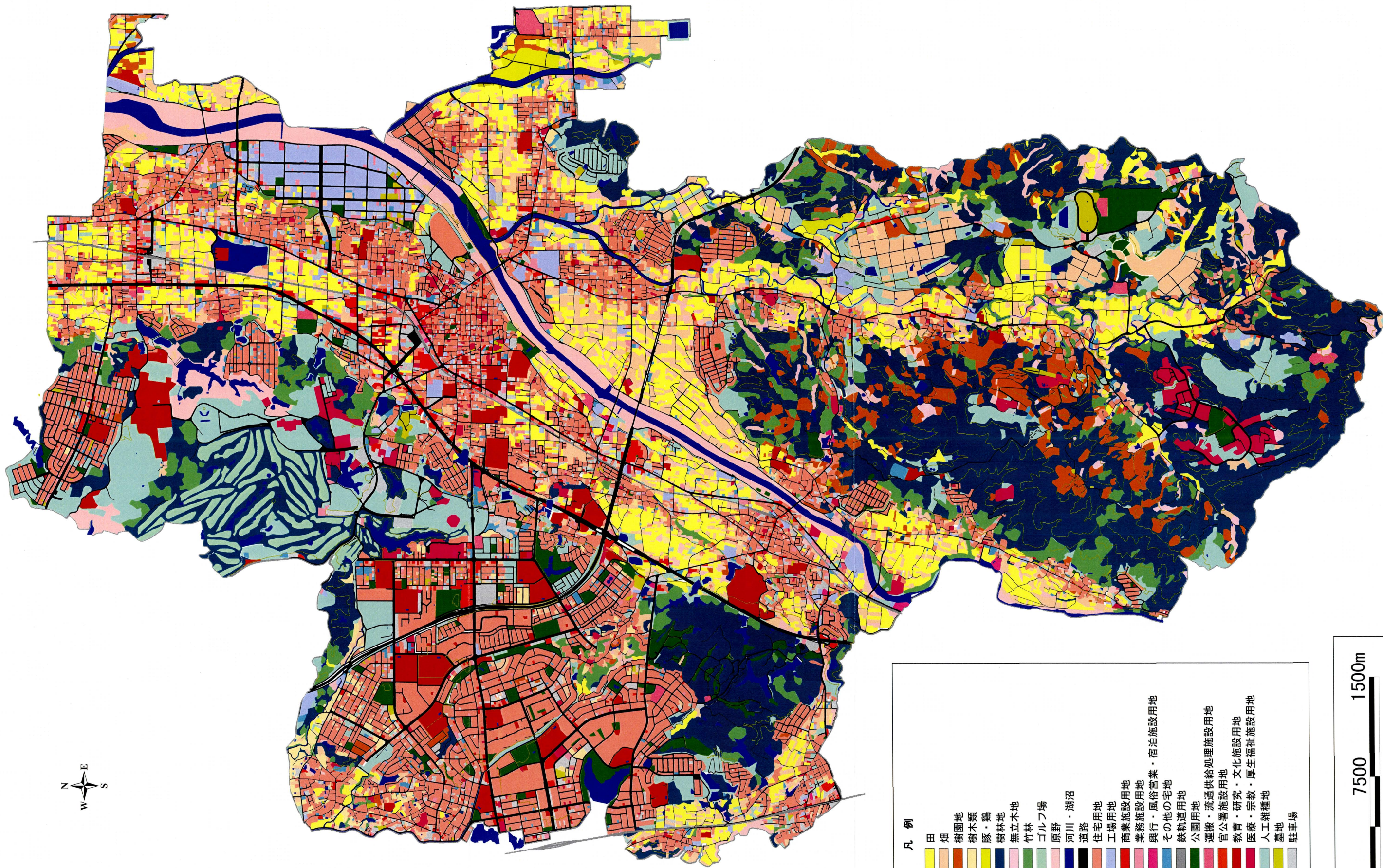
石川より南東の南部山地部に位置する彼方、大伴、東条各地区では、嶽山を中心とした斜面にまとまった樹林地が見られ、市内では貴重な緑地空間を提供している。これらの斜面には果樹園として利用されている部分や宿泊施設、寺院、キャンプ場なども見られる。また、東条地区の東部では総合スポーツ公園や農業公園、公園墓地といった大規模な都市公園が隣接して整備されており、嶽山とあわせて、富田林市民にとどまらず近隣市町村の住民のレクリエーションの場として親しまれている。石川や佐備川、千早川沿いの低地では田や畑などの農地が広く見られ、古くからの小規模な集落が点在している。東条地区では南部に府の知的障害者施設である金剛コロニーが整備されており、山間の樹林地に多くの関連施設が立地している。彼方地区や大伴地区では小規模な宅地開発も行われており、数箇所丘陵地に整然とした街並みの宅地が見られる。

■ 調査方法

土地利用現況を1/5,000航空写真オルソ画像（平成12年撮影、カラー）の写真判読、平成13年発行の大阪府1/2,500デジタル地形図、1999年6月発行の住宅地図および現地確認調査等により調査し、「土地利用現況図」（縮尺1/5,000）に整理した。

■ 区分基準

分 類	摘 要	
農用地	田	
	普通畑地	施設園芸を含む
	樹園地	
	採草地	牧草地を含む
林野	その他	畜産施設、養鶏施設用地等
	樹林地	
	無立木地	伐採跡地、未立木地
	竹林	
	ゴルフ場	
	原野	
内水面	その他の森林	樹林地および竹林の中に介在する苗畑敷、貯木場敷等
	湖沼	堤体を含む
	人造湖	〃
道路	河川	〃
	道路	幅員1.5m以上
宅地	住宅用地	住宅床部分が過半以上の併用住宅を含む
	工場用地	
	商業施設用地	百貨店、マーケット、一般店舗、サービス商業等の用に供する宅地
	業務施設用地	会社、事務所、銀行等の用に供する宅地
	興行・風俗営業・宿泊施設用地	
	その他の宅地	未利用宅地
他種目	鉄軌道用地	鉄軌道敷、駅舎、操車場など
	公園用地	都市公園、緑地、墓地公園、運動場、広場、プレイロット
	運輸・流通・供給処理施設用地	
	官公署施設用地	
	教育・研究・文化施設用地	
	医療・厚生・福祉施設用地	
	宗教施設用地	
その他	人工雑種地	耕作放棄地、造成中の土地等
	墓地	
	駐車場等	



- 凡例
- 田
 - 畑
 - 樹園地
 - 樹木類
 - 豚・鶏
 - 樹林地
 - 無立木地
 - 竹林
 - ゴルフ場
 - 原野
 - 河川・湖沼
 - 道路
 - 住宅用地
 - 工場用地
 - 商業施設用地
 - 業務施設用地
 - 興行・風俗営業・宿泊施設用地
 - その他の宅地
 - 鉄道用地
 - 公園用地
 - 運搬・流通供給処理施設用地
 - 官公署施設用地
 - 教育・研究・文化施設用地
 - 医療・宗教・厚生福祉施設用地
 - 人工雑種地
 - 墓地
 - 駐車場

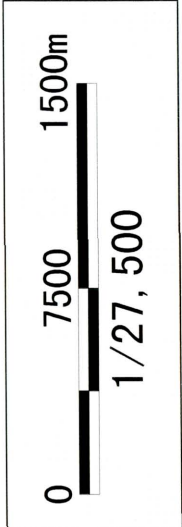


図 I - 1 - 1 土地利用現況図



2. 農用地の状況

1) 農用地の状況

本市の農用地は、石川および佐備川・千早川に沿う低地に多く見られる。特に、喜志や川西、錦織、彼方、大伴、東条の各地区では、低地部の比較的広い面積が田ないし畑として利用されている。これらの大半の地域では田と畑が混在する状況にあるが、東条地区では団地規模の大きな畑が見られる。東条地区では、低地部の田、畑とともに、傾斜地を中心として樹園地が広がっており、ミカン等が栽培されている。また、大伴地区では千早川沿いにまとまった規模の養鶏団地が見られる。

農家戸数と農業人口および経営耕地面積の推移を表 I-2-1 に、主要作物の作付面積および生産量を表 I-2-2 にまとめた。

表 I-2-1 農家戸数と農業人口および経営耕地面積の推移

区分 年度	農家人口	農家戸数	専・兼業別		経営耕地面積			
			専業	兼業	総数(ha)	田	畑	樹園地
昭和50	9,757	2,019	177	1,842	965	760	3	202
55	9,470	2,027	230	1,797	846	663	4	179
60	8,964	1,952	195	1,757	645	540	15	90
平成2	7,772	1,672	198	1,474	604	515	12	77
7	6,773	1,506	174	1,332	507	449	16	42
平成12	6,249	1,388	87	543	497	424	33	40

(農林業センサス：5年毎・2月1日基準)

表 I-2-2 主要農産物の作付面積および生産量

作目	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)
米	417	1,820	347	1,520	342	1,650	342	1,650
雑穀豆類	11	13	15	18	9	9	9	9
いも類	12	286	17	238	9	120	9	120
施設野菜	79	4,361	70	3,673	72	3,945	72	3,945
(ナス)	47	3,520	39	2,750	37	2,720	37	2,720
(キュウリ)	14	608	16	697	22	1,030	22	1,030
(イチゴ)	18	233	15	226	13	195	13	195
露地野菜	210	4,997	184	4,399	149	3,696	149	3,696
(ハクサイ)	16	1,140	13	781	11	590	11	590
(サトイモ)	35	806	25	587	23	543	23	543
果樹	140	2,920	78	1,404	71	1,396	71	1,396
(ミカン)	130	2,700	72	1,311	65	1,301	65	1,301
(イチジク)	10	220	4	68	4	72	4	72
家庭用樹	25	40,000本	25	40,000本	29	46,400本	29	46,400本
乳牛	146	—	102	—	74	—	74	—
採卵用 にわとり	2,995× 100羽	—	1,284× 100羽	—	1,589× 100羽	—	1,589× 100羽	—

(農林水産統計年報・農林課推定)

これによると、農家人口、農家戸数、経営耕地面積の総数のいずれもが減少傾向にあり、田、樹園地がいずれもこの20年間に半減もしくは8割減という状況である。これに対し、畑については、総面積は小さいものの昭和55年以降増加している傾向が読みとれる。

作付面積では米が全農地の約半分を占め、次いで露地野菜、果樹の順となっているが、いずれも年々減少傾向にあり、これに比例して生産量も減少している。これに対し、施設野菜の作付面積はほぼ横ばいで推移し、ナス、キュウリ、イチゴ、サトイモ、ミカンなど大阪都市圏を背景とした集約的農業が行われており、府下でも有数の生産地となっている。

地域別では、南東部の中山間地域では果樹、露地野菜、植木が、中央部の低地では施設野菜が、北西部の丘陵地域では植木等の生産が行われている。地区ごとの状況を見ると、東条地区の佐備川左岸地域では、水稻、野菜、果樹あるいはミカン狩りや芋掘り等の観光農園および酪農の複合経営と多種である。東条地区の佐備川右岸地域では水稻と野菜、果樹の複合経営が主体であるが、佐備五料ほ場整備地区を中心に施設園芸が盛んである。彼方地区や大伴地区では水稻と野菜あるいは果樹の複合経営であるが、半促成ナスと抑制キュウリを中心に施設園芸が盛んで、裏作導入も積極的に図られており、大伴地区では養鶏も盛んである。錦織地区では水稻と野菜あるいは花卉類を加えた経営が行われている。川西、富田林、新堂、喜志の各地区では、全体として農地面積は小さいが、水稻と野菜の複合経営が行われている。

2) 地域地区の指定状況

本市では、石川の右岸側に位置する大伴、彼方、東条の各地区および錦織地区のほぼ全域が農業振興地域に指定されている。また、喜志、新堂両地区でも農業振興地域の指定を受けている地域が見られる。このうち、東条、彼方両地区の大半の農地は農用地区域に指定されており、大伴、錦織、川西の一部にも指定箇所が見られる。

また、市街化区域内では一部で生産緑地に指定されている農地が見られる。

3) 農業用水路の整備状況

本市が位置する瀬戸内地域では年間を通じて降水量が少なく、安定した農業用水を確保するために多くのため池が形成されている。ため池は丘陵地を刻む谷を堰き止めるように作られている場合が多く、石川の左岸側地域に規模の大きなものが多数見られる。

これらのため池から下流部に位置する農地では網目状に用水路が巡らされており、用水路の下流側には排水路が整備されている地域も見られる。

調査方法と区分基準

■ 調査方法

営農状態を1/5,000航空写真オルソ画像（平成12年撮影、カラー）の写真判読、平成13年発行の大阪府1/2,500デジタル地形図、1999年6月発行の住宅地図および現地確認調査等により把握した。樹園地・休耕地等の状況が不明な箇所については現地調査を行い補正した。

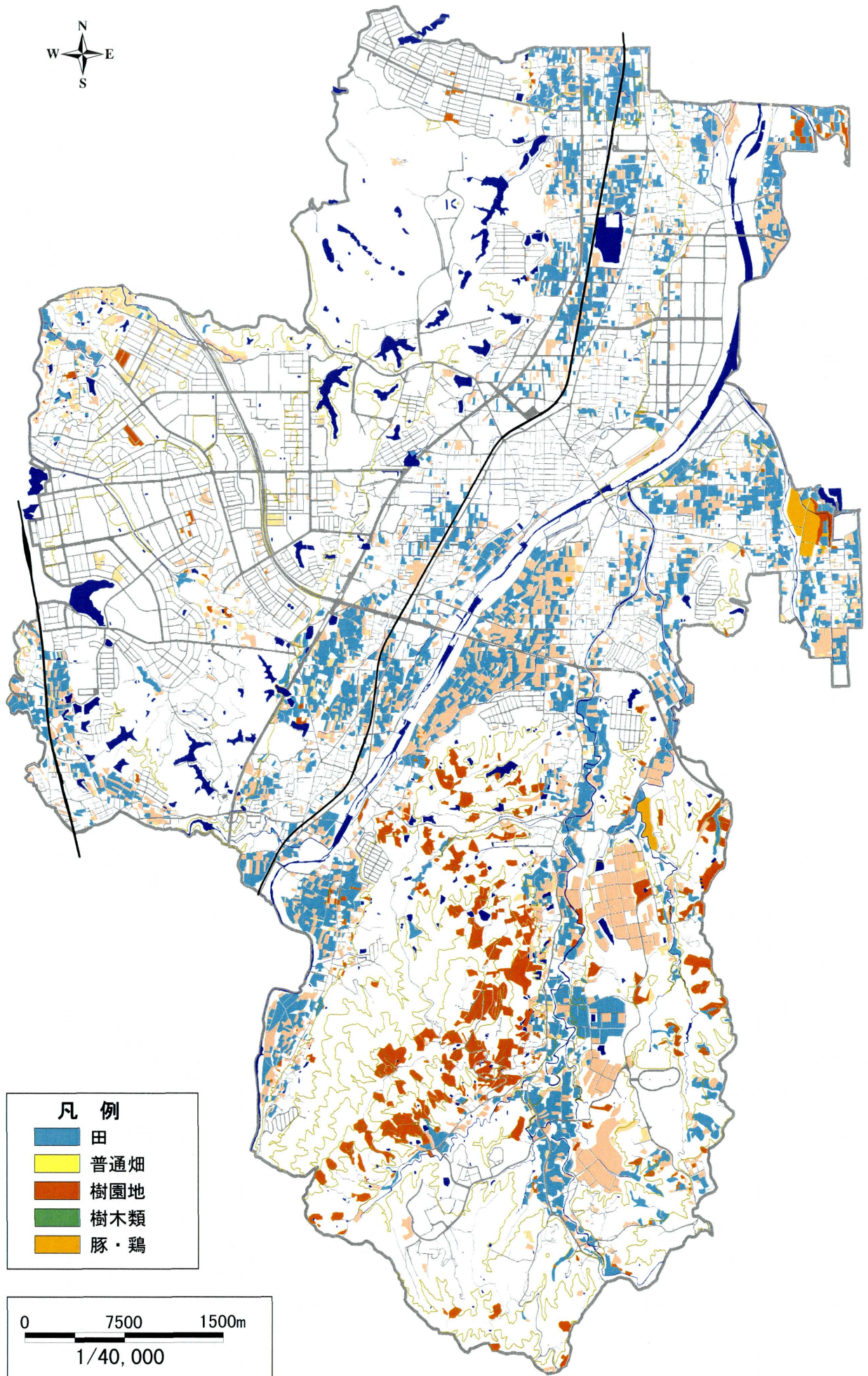
地域地区の指定状況や農業振興事業実施状況については、「富田林農業振興地域整備計画書（平成9年）」「富田林市生産緑地位置図」等の資料により把握した。


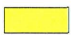



また、ため池や農業用水施設の位置、農道の整備状況等について、「ため池管理台帳」「農業用水施設位置図」等の資料により把握した。

これらの結果を「営農畜産現況図」（縮尺1/5,000）に整理した。

■ 区分基準

分	類	摘	要
作物作付地	田	米	
	畑	いも類、豆類、キュウリ、トマト、ナス、フキ、キャベツ、ほうれん草、タマネギ、レタス、花野菜、牧草等	
	樹園地	かんきつ類、ブドウ、ナシ、モモ、ウメ、クリ、ピワ、カキ等	
	樹木類	切花類、鉢物類、植木（花木）類	
畜産地	酪農		
	肉用牛		
	豚・鶏		
地域地区指定状況	農業振興地域		
	農用地区域		
	生産緑地		
取水施設	ため池		
	用水路		
	排水路		



凡 例	
	田
	普通畑
	樹園地
	樹木類
	豚・鶏

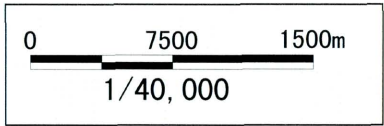
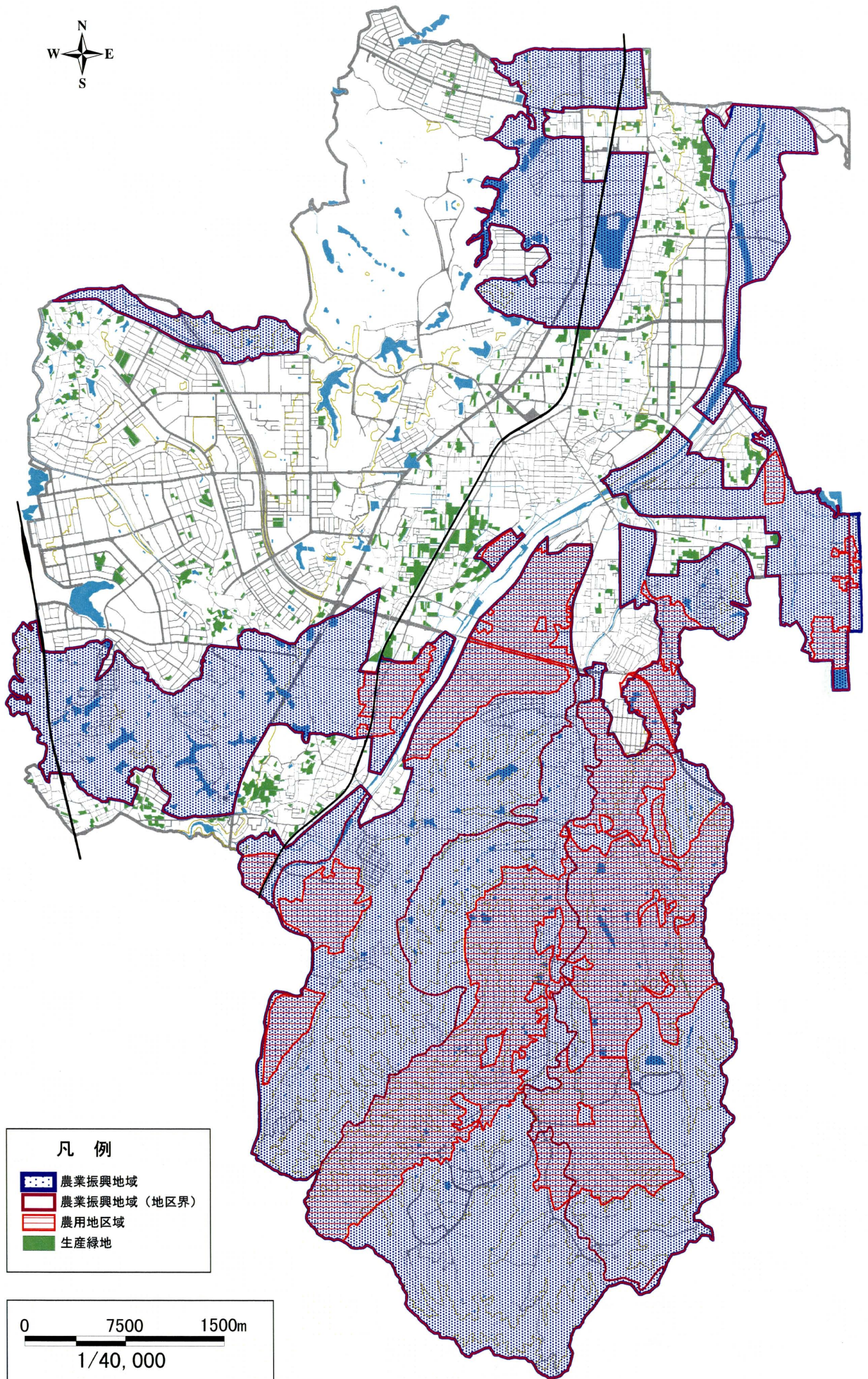


図 I - 2 - 1 営農畜産現況図 (その 1)

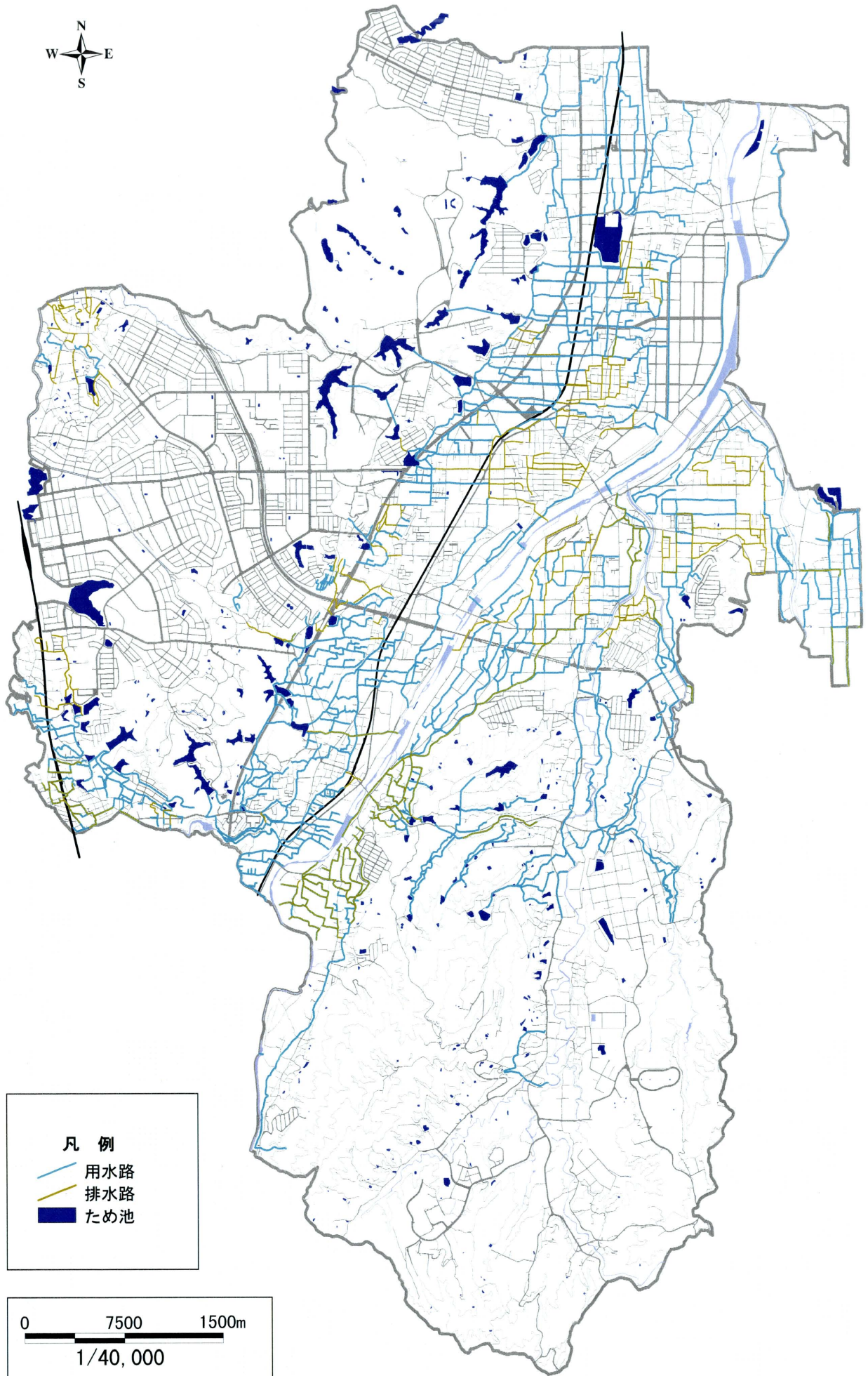


凡例




- 農業振興地域
- 農業振興地域（地区界）
- 農用地区域
- 生産緑地

0 7500 1500m
1/40,000

図 I - 2 - 2 営農畜産現況図（その2）



凡 例

-  用水路
-  排水路
-  ため池

0 750 1500m
1/40,000

図 I - 2 - 3 営農畜産現況図 (その 3)

3. 林野の状況

1) 林野の状況

市内では、彼方、東条両地区にまたがる嶽山周辺にまとまった樹林地が見られる。東条地区では地区の南部および東部にも樹林地が残されている。また、錦織地区では錦織公園を中心として樹林地が広く見られるほか、新堂や喜志地区にも一部樹林地が残されている。

植生の大半はアカマツ混交林や竹林、果樹などであるが、金胎寺山山頂から南方の尾根付近にはクヌギ、コナラなどの人工混交林も見られる。喜志地区の美具久留御魂神社周辺の社叢にはコジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキなどの植生が見られ、市街地に残された貴重な自然であることから、市内では唯一、府の自然環境保全地区に指定されている。川西地区の五軒家では、造園用樹木類が比較的多く見られる。

2) 森林地域の指定状況

本市域には国有林・保安林に指定されている地域は見られないが、一部の林地について地域森林計画対象民有林に指定されている。

地域森林計画対象民有林に指定されている山林は、嶽山周辺や東条地区の南端部、錦織地区の錦織公園一帯でまとまって位置しているほか、川西地区や喜志地区の一部にも見られる。

調査方法と区分基準

■ 調査方法

林野の状況について、1/5,000航空写真オルソ画像（平成12年撮影、カラー）の写真判読、平成13年発行の大阪府1/2,500デジタル地形図、1/50,000現存植生図（昭和56年）および現地確認調査等により区分を行い、営林現況図（縮尺1/5,000）を作成した。

「営林現況図」は、山地部の保全的要素の特徴を明確にするために、森林種類区分別（天然林・二次林・人工林および植生区分）をもとに下記の基準による区分で表示した。

また、「地域森林計画参考図（平成8年）」を基に、地域森林計画対象民有林の位置をとりまとめた。

■ 区分基準

分 類		備 考	
森林種類別区分	天然林	混 交 林	アカマツ
	人工林	混 交 林	クスギ・コナラ
		針葉樹林	スギ・ヒノキ
		樹 園 地	果樹園
		樹 木 類	園芸用樹木
	未立木地	無立木地	
		原 野	
	竹 林	竹 林	
その他森林	ゴルフ場		
森林計画	地域森林 計画対象 民有林		

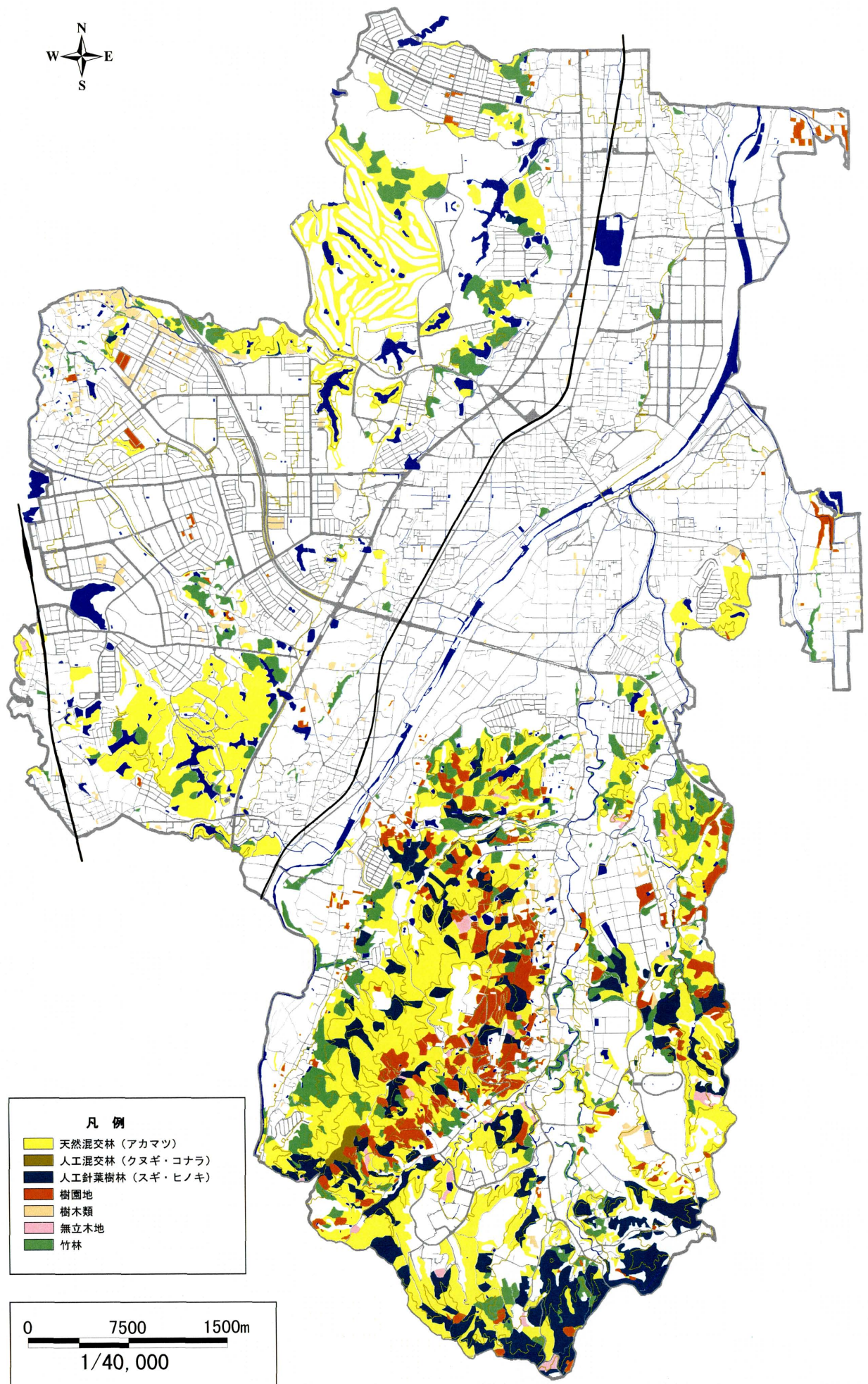


图 I - 3 - 1 営林現況図

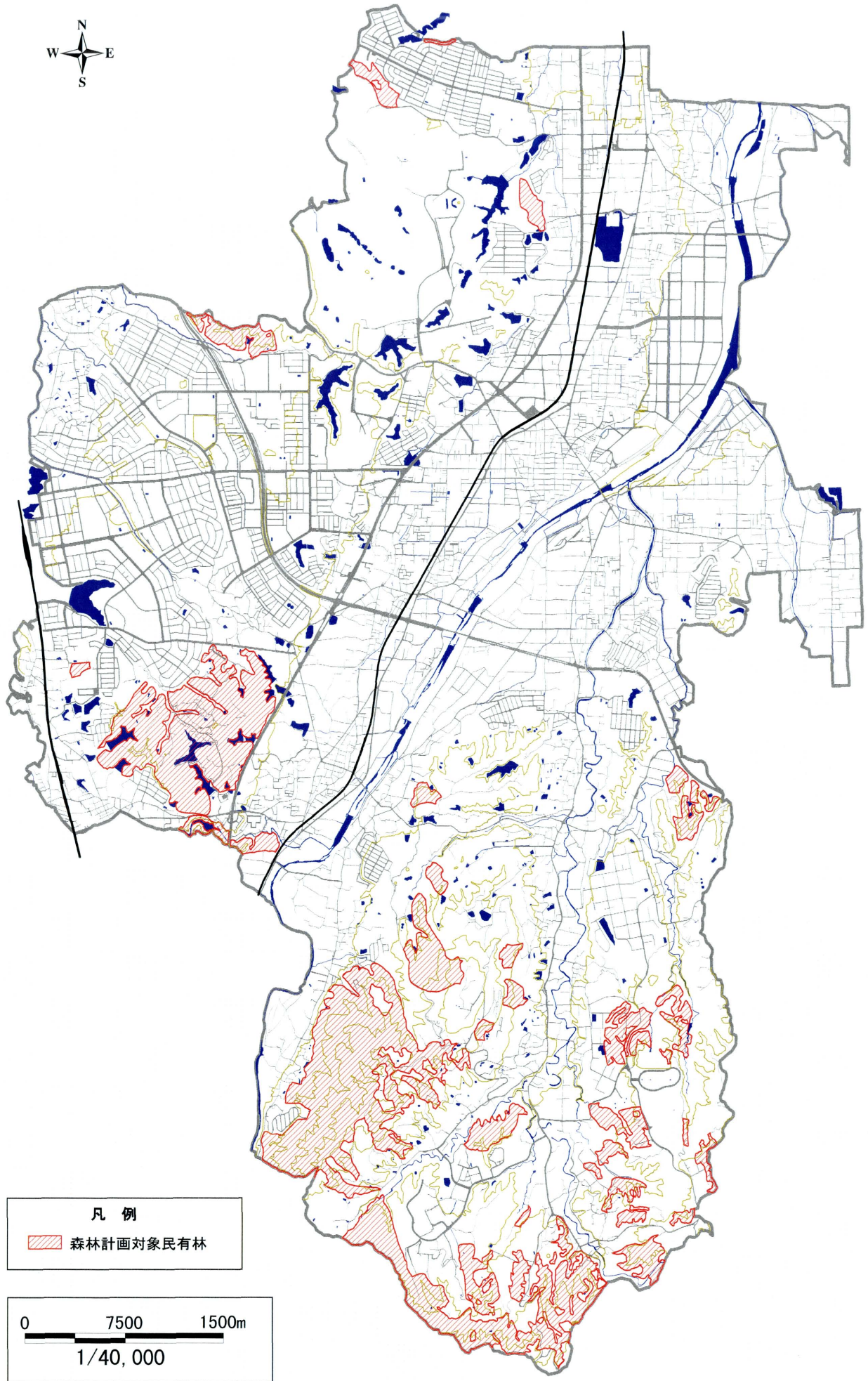


図 I - 3 - 2 営林現況図 (森林計画対象民有林)

4. 宅地・建物の状況

1) 建物用途の状況

本市の建物用途は地区によって特色が見られる。

喜志、新堂、富田林、川西、錦織の各地区では、石川と国道170号（大阪外環状線）に挟まれる低地部と、それより西側の丘陵地部で様相が異なる。低地部に位置する建物は専用住宅が大半を占めるが、喜志町や中野町、若松町、本町、富田林町、甲田、錦織などの旧市街地、旧集落部を中心として小規模な商業施設や工業施設が混在している。これらに隣接する地域では小学校や中学校などの教育施設が見られる。富田林地区の本町や常盤町、寿町周辺の地域では、市役所や南河内府民センター、警察署、消防署、保健所などの官公署や中央図書館、中央公民館などの文化施設、商業施設、業務施設などが集中しており、本市の中心市街が形成されている。また、新堂地区では石川沿いに中小企業団地が形成されており、工業施設が集中している。一方、丘陵地部では、昭和40年代以降に行われた宅地開発によって整然とした街並みに専用住宅が建ち並んでいるほか、パーフェクトリバティイ教団関連の宗教施設や教育施設、医療施設が点在している。

彼方、大伴、東条の各地区では、旧集落が点在する状況にあり専用住宅が大半を占めているが、佐備川に沿う地域では工業施設が比較的多く見られ、用途がやや混在している。一方、丘陵地を造成した団地では、整然とした街並みに専用住宅が建ち並んでいる。また、市の南端部には知的障害者の福祉施設である金剛コロニー関連の施設や、ごみ焼却場・斎場といった大規模な施設が見られる。

金剛地区は住宅団地として開発された地区であることから、専用住宅のみからなる地域が圧倒的に多く、整然とした街区に商業施設や教育施設、福祉施設等が計画的に配置されている。また、交通利便性の高い南海金剛駅周辺では5階建程度の共同住宅が林立しており、土地の高密な利用がなされている。

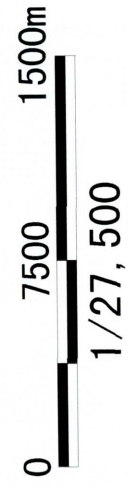
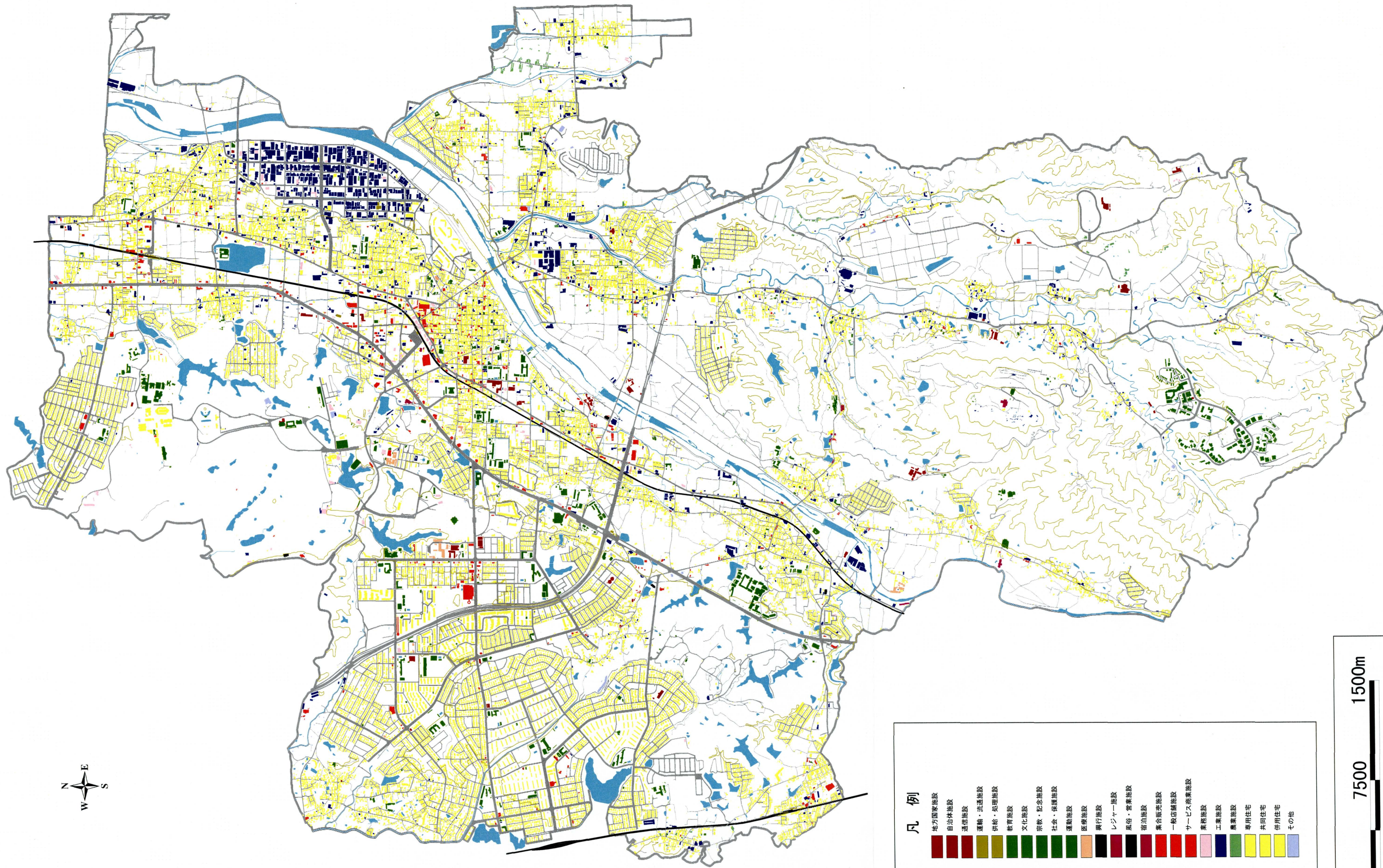
調査方法と区分基準（建物用途）

■ 調査方法

富田林市固定資産データ、富田林市家屋図（平成8年）、1999年6月発行の住宅地図、'99とんだばやし市政概要および現地確認調査等により建物の用途を区分し、「建物用途現況図」（縮尺1/5,000）を作成した。

■ 区分基準

区 分		摘 要
官 公 署	地方国家施設	裁判所、刑務所、検察庁、税務署、出先官庁
	自治体施設	市役所、警察署、消防署、自治体出先機関
	通信施設	郵便局、NTT、電話中継所 等
運輸・流通 ・供給施設	運輸・流通施設	旅客駅、停車場、運送店、車庫 等
	供給・処理施設	浄水場、変電所、火葬場、ゴミ焼却場 等
医療・文教 ・宗教・厚生 ・福祉施設	教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等
	研究施設	公的研究所、試験所 等
	文化施設	図書館、博物館、公民館、文化センター 等
	宗教・記念施設	神社、寺院、教会、保存建築物、資料館 等
	社会・保護施設	保育所、老人ホーム
	運動施設	体育館
	医療施設	医院、病院、診療所、歯科 等
興行・風俗 営業宿泊施設	興行施設	劇場、映画館 等
	ホ・ツ・レジャー施設	遊園地、水泳場、ゲームセンター 等
	風俗営業施設	料亭、バー、パチンコ店 等
	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿
商業施設	集合販売施設	スーパーマーケット、小売市場 等
	一般店舗施設	小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店 等
	サービス商業施設	理容店、クリーニング店、ガソリンスタンド 等
業務施設		銀行、会社、事務所、ショールーム 等
工業施設		各種工場、作業場、印刷所 等
農漁業施設	農業施設	農家、家畜飼育所、温室、施設園芸場
	漁業施設	漁家、漁業施設
専用住宅		独立住宅、長屋
併用住宅		兼商業、兼工業
共同住宅		共同住宅、公営住宅、寮
その他		物置、土蔵、工事中で種類が不明なもの



凡例

地方国家施設
自治体施設
交通施設
運輸・流通施設
供給・処理施設
教育施設
文化施設
宗教・記念施設
社会・保健施設
運動施設
医療施設
興行施設
レジャー施設
風俗・営業施設
宿泊施設
集合販売施設
一般店舗施設
サービス商業施設
業務施設
工業施設
農業施設
専用住宅
共同住宅
併用住宅
その他

図 I-4-1 建物用途現況図

2) 建物形態の状況

本市の住宅系の建物の構造は、地区によって特色が見られる。金剛地区を除く他の地区では、旧市街地、旧集落を中心として市街地が形成されており、一戸建の木造住宅が高い割合を占めている。一方、金剛地区やその他の地区でも丘陵地などを造成して開発された団地では、鉄筋コンクリート造の共同住宅や軽量鉄骨造の長屋建住宅がまとまって見られ、金剛地区では約半数の面積をこれらの構造の建物が占めている。

商業施設についてみると、市街地の中に位置するものは小規模な施設が多く、一戸建の木造建物が大半である。これに対し、富田林地区や金剛地区に位置している大規模小売店などでは鉄筋コンクリート造の大規模な建物が見られる。

工業施設は中小企業団地に集中しており、旧市街地や旧集落にも点在しているが、これらは鉄骨造の建物が大半を占めている。

官公署や医療・文教・福祉施設などの公共施設、鉄道駅、中心市街地の業務施設には非木造の建物が多く、これらが集中する富田林地区では木造建物に混じって非木造の建物が点在する状況となっている。

調査方法と区分基準（建物形態）

■ 調査方法

富田林市固定資産データおよび富田林市家屋図により建物の構造を把握し、「市街地構成現況図（建物形態）」（縮尺1/5,000）にまとめた。

■ 区分基準

建 物 構 造
木 造
鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄筋コンクリート造
鉄骨造
軽量鉄骨造
コンクリートブロック造
レンガ造
その他

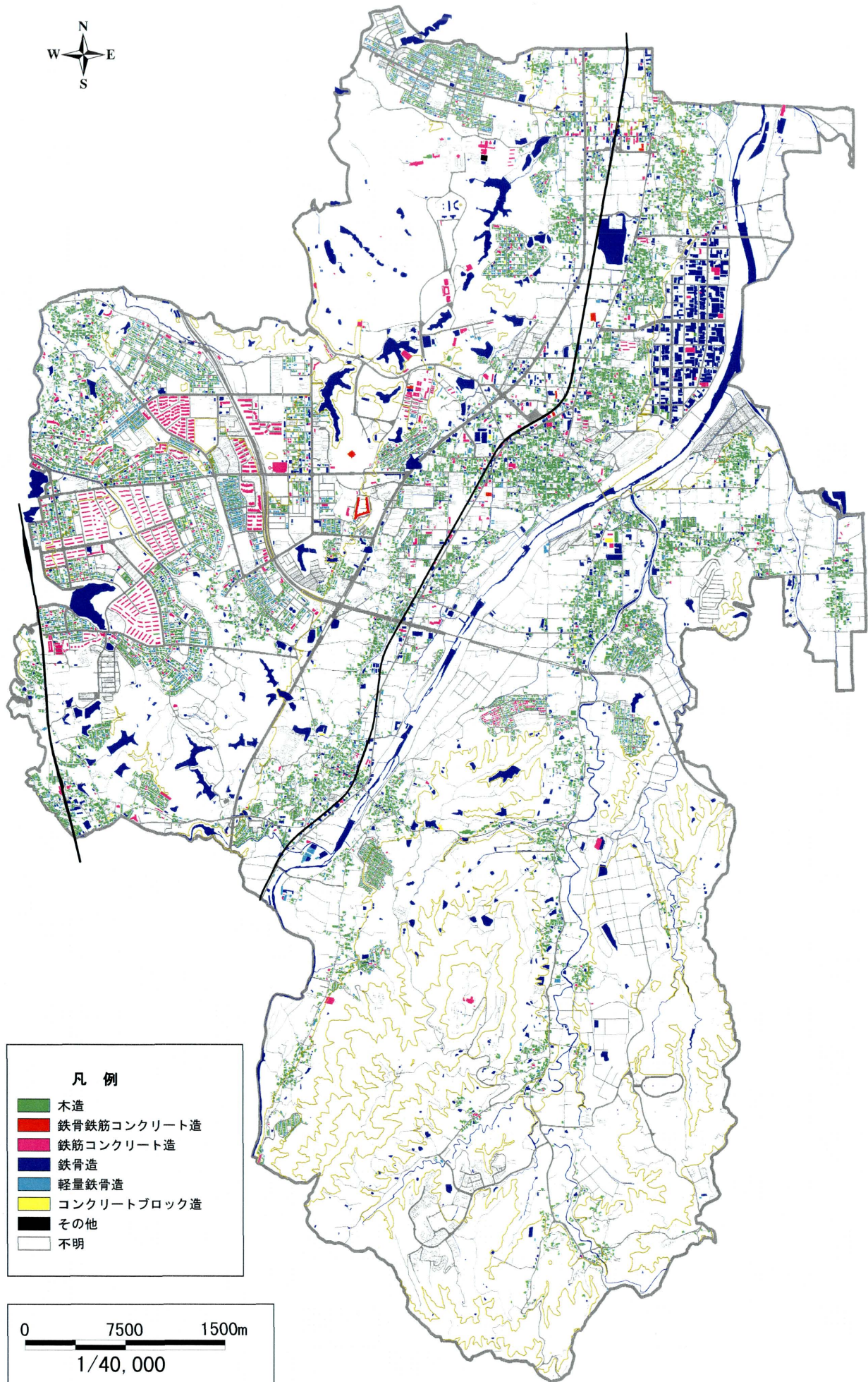


図 I - 4 - 2 市街地構成現況図 (建物形態)

3) 建物新旧の状況

本市の建物は、各地区によって形成年代が大きく異なる。

喜志地区では、喜志町1丁目、2丁目、桜井町1丁目、川面町1丁目を中心として昭和36年以前に形成された家屋が多く見られ、旧集落を形成している。また、美具久留御魂神社の門前となる宮町周辺にもこの時期までに形成されていた旧集落が見られる。これら旧集落の周辺部には、集落の拡大に伴って建てられた様々な時期の建物が混在している。一方、西部の丘陵地では、梅の里で昭和40年代後半から50年代前半の建物のみからなる地域、平成4年以降の建物のみからなる地域が見られるほか、南旭ヶ丘町でも昭和45年以降の建物のみからなっており、団地の開発に伴って一時期に急速に市街化が進んだことがうかがえる。

新堂地区では、中野町および若松町に古い時期の家屋が密集しており、旧集落となっている。また、石川に沿う地域では、中小企業団地の開発に伴って昭和58年以降に多くの工場が進出している。

富田林地区では、重要伝統的建造物群保存地区にも指定されている寺内町を含む富田林町に古い家屋が密集しており、町内には明治期以前の建物も残されている。本市のみならず、南河内地域のうちでも古くから中心市街として栄えてきた地域であり、寺内町周辺の本町、常盤町、寿町などでも古い家屋の割合が高くなっている。一方、地区西部に位置する富美ヶ丘町では、昭和30年代後半以降の宅地開発により市街が形成されている。

川西、錦織の両地区では、甲田2丁目や新家、錦織中、須賀などを中心として旧集落が形成されており、その周辺部、特に国道170号に沿って年々市街地が拡大している。

彼方、大伴、東条の各地区では、河川沿いの低地に彼方や大伴、板持、別井、佐備、龍泉などの旧集落が点在しており、その周辺部で若干市街地が拡大している。また、昭和40年代後半から50年代にかけて宅地造成が行われており、楠風台や不動ヶ丘町、山手町など一定時期に集中的に市街化が進んだ地域が見られる。

金剛地区では、宅地造成の時期による建物の形成年代の区分が明瞭に現れている。久野喜台1丁目、2丁目や高辺台3丁目など、南海金剛駅に近い地域では、昭和40年に始まった金剛団地の開発により市街地が形成されている。その周辺部にあたる高辺台1丁目、2丁目、寺池台では、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建てられた建物が大半を占めている。一方、昭和49年から造成されはじめた藤沢台、向陽台、小金台では、分譲が始まった昭和58年以降の建物しか見られず、平成になってから開発された津々山台は平成4年以降の建物のみからなっている。

調査方法と区分基準（建物新旧区分）

■ 調査方法

富田林市固定資産データおよび富田林市家屋図（平成8年）、とんだばやし市政概要等の資料により建物の建築年代を把握し、「市街地構成現況図（建物新旧区分）」（縮尺1/5,000）にまとめた。

とりまとめにあたっては、建築基準法の耐震設計基準が見直された時期を念頭に、概ね10年程度の期間ごとに区分されるようにした。

■ 区分基準

建 物 建 築 年 代
明治期
大正期
昭和36年以前に建築された建物
昭和37年～昭和44年に建築された建物
昭和45年～昭和57年に建築された建物
昭和58年～平成3年に建築された建物
平成4年以降に建築された建物

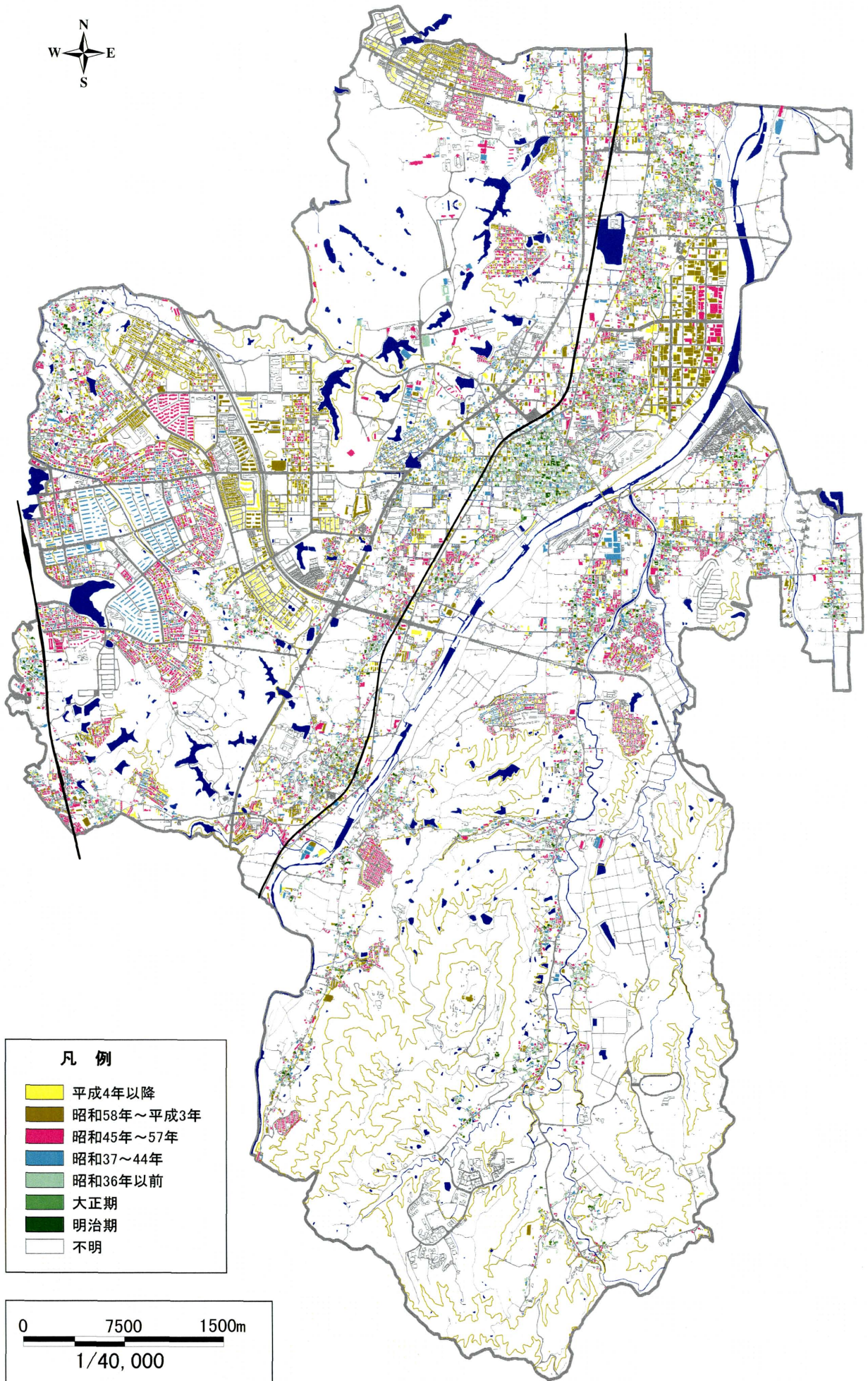


図 I - 4 - 3 市街地構成現況図 (建物新旧)

5. 内水面の状況

1) 河川およびため池

本市の主な河川は大和川水系の石川であり、市の中央を南から北へ貫流している。石川は南に隣接する河内長野市の南端、葛城山脈に源を發しており、河内長野市、富田林市、羽曳野市を経て藤井寺市で大和川に合流している。市の大半の地域は石川の流域となっており、市域では佐備川や千早川といった支流が合流し、これらもまとめて一級河川に指定されている。また、市の西端は狭山池から流れ出る一級河川の東除川に接しており、金剛地区や喜志地区の一部は東除川の流域となっている。

河川の指定状況の詳細は表 I - 5 - 1 の通りである。

表 I - 5 - 1 河川指定状況 (平成 9 年 3 月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積 (km ²)	延長 (km)	改修状況
		自	至			
一級河川						
大阪府	石川	府道出合橋	大和川への合流点	220.0	29.9	改修中
大阪府	佐備川	府道甘城橋	石川への合流点	17.2	6.3	改修中
大阪府	宇奈田川	第 1 井堰	佐備川への合流点	3.8	0.2	改修中
大阪府	千早川	八千代橋	石川への合流点	33.0	13.6	改修中
大阪府	梅川	府道島川橋	石川への合流点	31.8	7.3	改修中
大阪府	東除川	狭山池	大和川への合流点	39.7	13.7	改修中
大阪府	西除川	河内長野市 市道場条橋	大和川への合流点	46.3	23.3	改修中
準用河川						
富田林市	宇奈田川	佐備2067-7 番地先	一級河川宇奈田川	3.8	1.6	一部改良済
普通河川						
富田林市	細谷川	虎松堰堤	石川への合流点	3.0	1.1	一部改良済
富田林市	宇奈田川	佐備2067-4 番地先	準用河川宇奈田川	2.4	1.9	改修中

また、石川では、錦織地区と彼方地区をつなぐ高橋より下流側の流路沿いについて、大阪府により石川環境整備全体計画「石川あすかプラン」が策定されている。この計画では、高橋より下流側約1kmの区間および新北橋周辺、河南橋上流側数百mの区間が「治水優先ゾーン」、川西大橋・昭和橋の上下流それぞれ約500mの区間および千早川合流点付近が「親水・スポーツ等レクリエーションゾーン」、金剛大橋の上下流それぞれ約1kmの区間が「自然・親水型レクリエーションゾーン」、河南橋より下流側が「自然ゾーン」としてゾーニングが行われており、それぞれの整備方針に基づいて河川敷の整備や河川改修等が行われている。

本市が位置する瀬戸内地域では年間を通じて降水量が少なく、安定した農業用水を確保するために多くのため池が形成されている。主なため池だけでも100以上、中小のものまで含めると300以上のため池が設けられている。ため池は丘陵地を刻む谷を堰き止めるように作られている場合が多く、特に大きな河川のない石川の左岸側地域に規模の大きなものが見られる。

ため池のうち規模の大きなものは、粟ヶ池町の粟ヶ池、喜志の喜志新池、甘山の九郎五郎池、寺池台の寺池などで、本来の目的である農業水利ばかりでなく、市民の憩いの場としても活用されている。

2) 上水道

本市の上水道の整備状況は、平成11年度で給水戸数45,591戸、給水人口126,021人、普及率99.9%となっており、ほぼ全戸に上水道が整備されている状況にある（表I-5-2）。配水量は、総配水量が15,777,240m³であるが、その水源は伏流水が1,641,000m³、府下井戸から2,310,000m³、滝畑ダムから5,775,000m³となっており、残る6,052,000m³が府営水道からの給水となっている。この結果、62%が自己水、38%が受水となり、比較的自己水が多い状況にあるといえる。

表I-5-2 上水道の整備状況

年 度	給水状況			配水量 (m ³)		
	給水戸数	給水人口	普及率	総配水量	水 源 別	
	(戸)	(人)	(%)		自己水	受 水
平成7年度	42,088	122,309	99.9	15,615,427	9,547,000	6,068,000
8年度	43,100	123,765	99.9	15,796,196	9,868,000	5,928,000
9年度	44,024	124,951	99.9	15,761,741	9,858,000	5,894,000
10年度	44,940	125,845	99.9	15,871,930	9,917,000	5,955,000
11年度	45,591	126,021	99.9	15,777,240	9,726,000	6,052,000

水源ごとの水道の給水先は、石川の伏流水、地下水を水源とする自己水は甲田浄水場で浄化され、彼方配水池、東部配水池、低区配水池、北部配水池を経て、主に彼方、大伴、東条、喜志、新堂、富田林、川西地区の各戸に給水されている。滝畑ダム水は日野浄水場で浄化され、金剛東配水池、錦織配水池、金剛配水池、高区配水池等を経て、主に川西、金剛、錦織地区の各戸に給水されている。府営水については府営水甘山分岐から北部配水池を経て、主に喜志、新堂、富田林地区の各戸に給水されているほか、府営水五軒家分岐から北部受水場、金剛配水池、高区配水池を経て金剛、川西、錦織の各戸へ給水されるルートも設けられている。

3) 下水道

本市の下水道計画は、上位計画である大和川下流流域下水道計画に包含されており、処理区としては今池処理区、大井処理区、狭山処理区の3処理区に分割されている（表I-5-3）。

下水道普及率は、平成10年度末で人口比約60.5%で、狭山処理区では金剛団地、金剛東団地を中心とした周辺の五軒家、加太、青葉丘、新青葉丘町の全域および廿山、須賀、錦織南の各一部、大井処理区では梅の里、南旭ヶ丘町の全域及び喜志町、川面町、旭ヶ丘町、宮町、平町、桜井町、木戸山町、若松町、中野町、富田林町、本町、常盤町、寿町、昭和町、中野町東、若松町東、若松町西、富美ヶ丘町、清水町、緑ヶ丘町、甲田、宮甲田町の各一部で面整備が済んでいる。

現在、狭山処理区の錦織南、須賀の各一部と大井処理区の木戸山町、喜志町、川面町、中野町、中野町東、若松町、若松町西、昭和町、常盤町、甲田、宮甲田町、寿町、谷川町、若松町東、富田林町、美山台、錦織東の各地区で面整備が進められている。一方、浸水対策として一般下排水路の改良工事等も実施されている。

表I-5-3 流域関連公共下水道事業計画（平成11年4月1日現在）

区 分		西 部	東 部	南 部	全 体
全 体 計 画	区域面積(ha)	33	2,575	894	3,502
	処理人口(人)	1,300	83,500	73,000	157,800
	処理水量(日平均)(m3)	806	64,998	36,205	102,009
	処理方法	分 流	分 流	分 流	—
下 水 道 法 認 可	区域面積(ha)	—	842	566	1,408
	処理人口(人)	—	52,500	67,300	119,800
	処理水量(日平均)(m3)	—	43,737	33,487	77,224
	処理方法	分 流	分 流	分 流	—
	管渠延長(m)	—	8,820	11,790	20,610
	事業費(百万円)	—	19,117	10,044	29,161
	処理場名	今池処理場	大井処理場	狭山処理場	—

調査方法と区分基準

■ 調査方法

大阪府管内河川図、富田林土木事務所管内図、河川管理台帳図、ため池管理台帳、農業用水施設位置図、石川環境整備全体計画、水道配管平面図、1/10,000下水道計画一般図（汚水・雨水）等から、河川、水路、ため池、上水道、下水道等の状況について「水文水利現況図」（縮尺1/10,000）に整理した。

■ 区分基準

分 類		摘 要	
河川・水文等	河川水系	一級河川、準用河川、普通河川	
農業水利	農業用ダム	ため池	
	農業用水路	用水路、排水路	
石川あすかプラン	整備構想	コアゾーン、治水優先ゾーン、親水・スポーツ等レクリエーションゾーン、自然・親水型レクリエーションゾーン、自然ゾーン	
上水道	水道関連施設	浄水場・配水池	
	配水管	150mm以上の幹線管渠	
下水道	雨	計画区域界	
		排水区界	
	水	幹線管渠	都計法・下水道法
		処理区域界	
	汚	処理分区界	
		幹線管渠	都計法・下水道法
	水	流域下水道幹線	
		接続箇所	

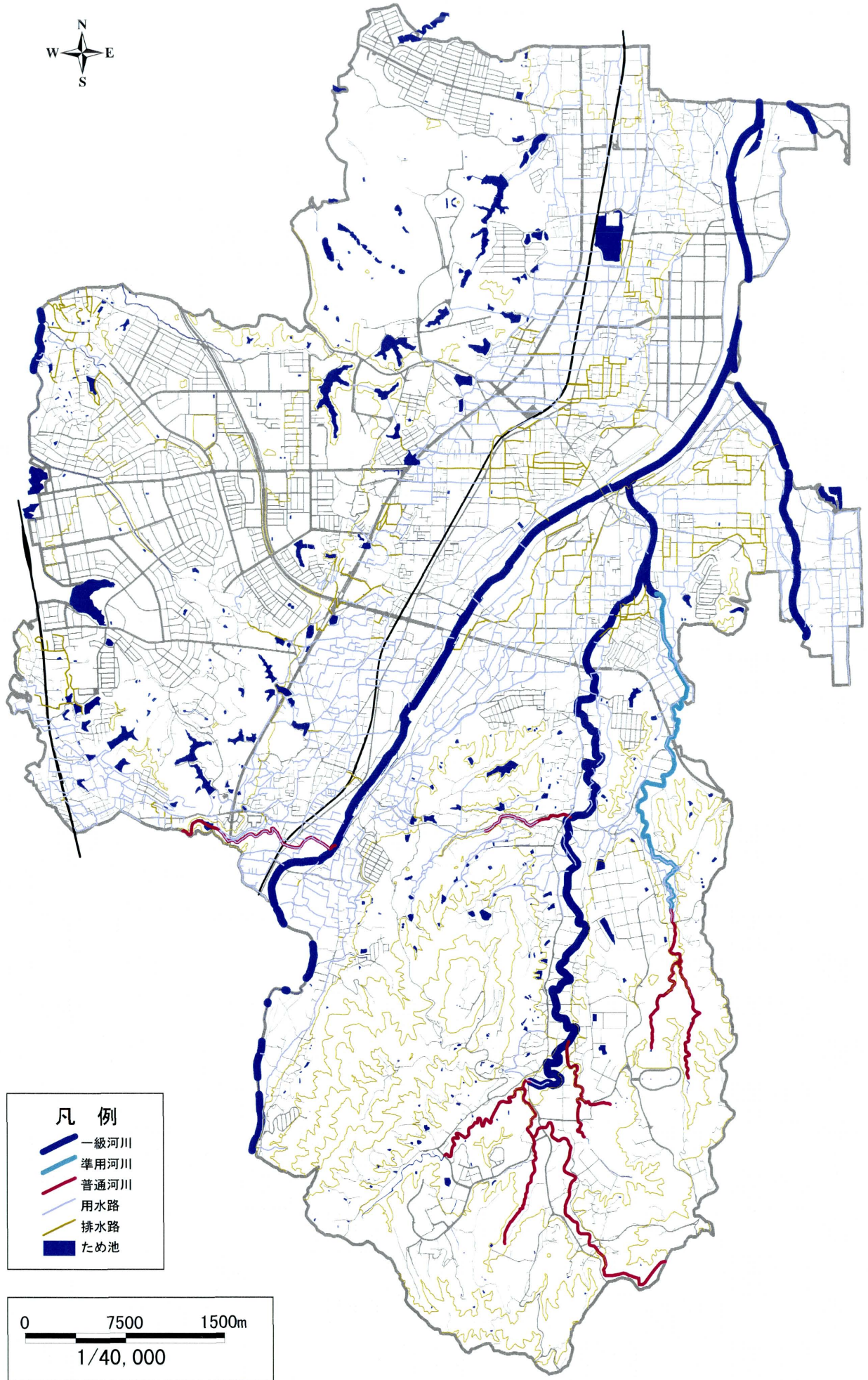
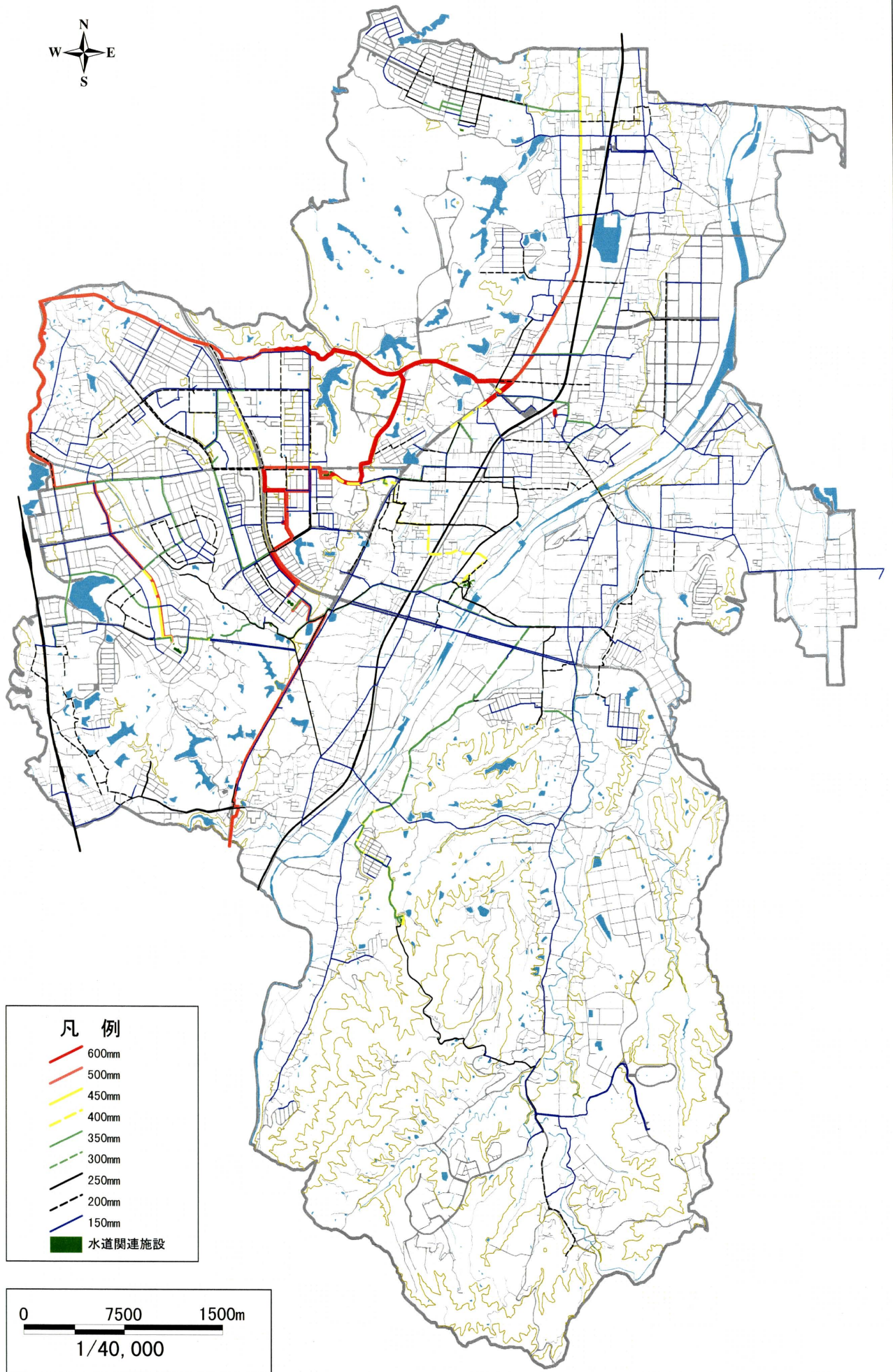


図 I - 5 - 1 水文水利現況図 (河川等)



凡例

	600mm
	500mm
	450mm
	400mm
	350mm
	300mm
	250mm
	200mm
	150mm
	水道関連施設

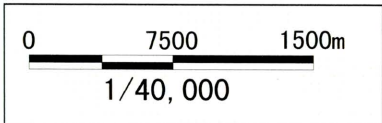


図 I - 5 - 2 水文水利現況図 (上水道)

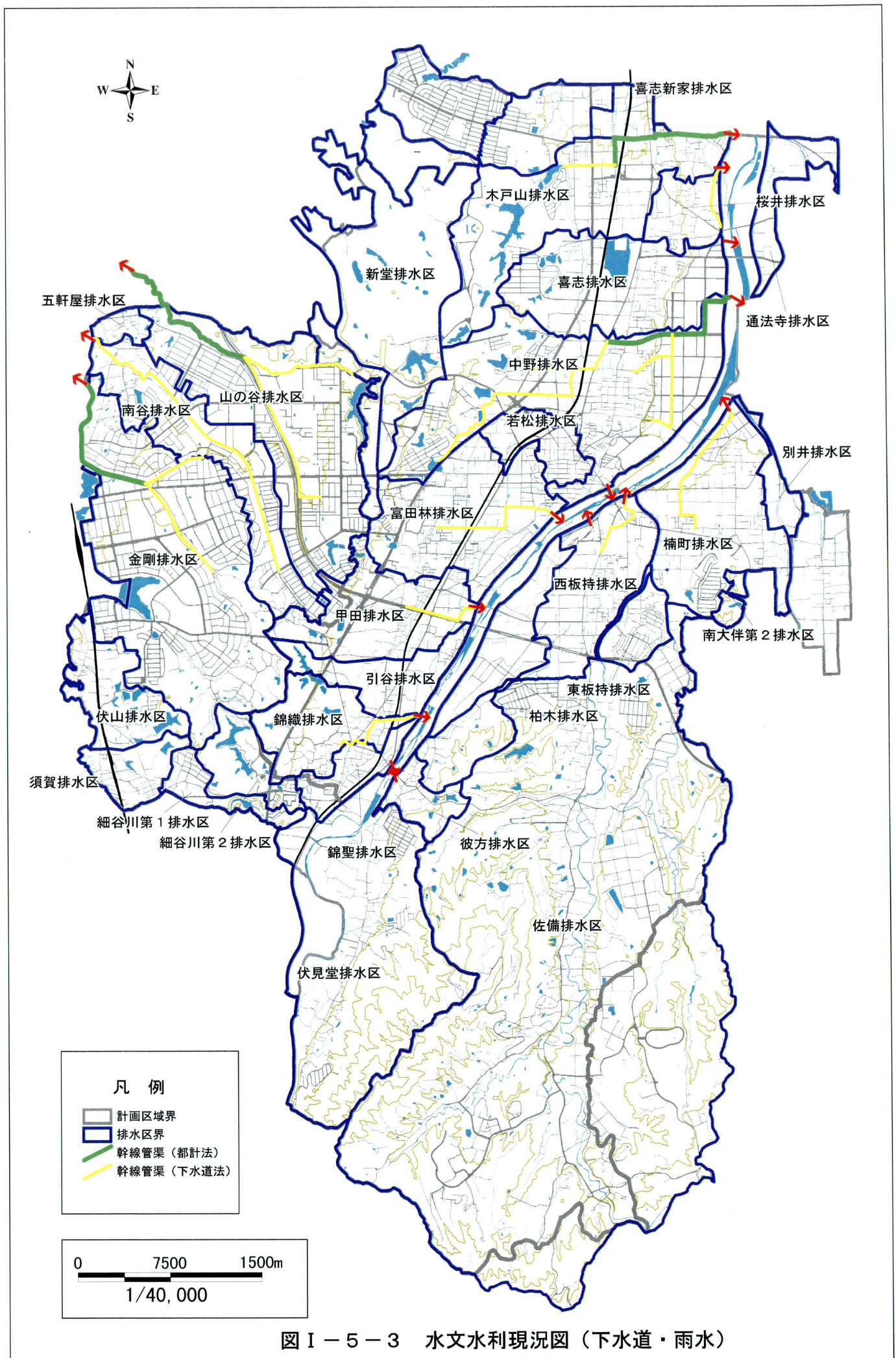


図 I - 5 - 3 水文水利現況図 (下水道・雨水)

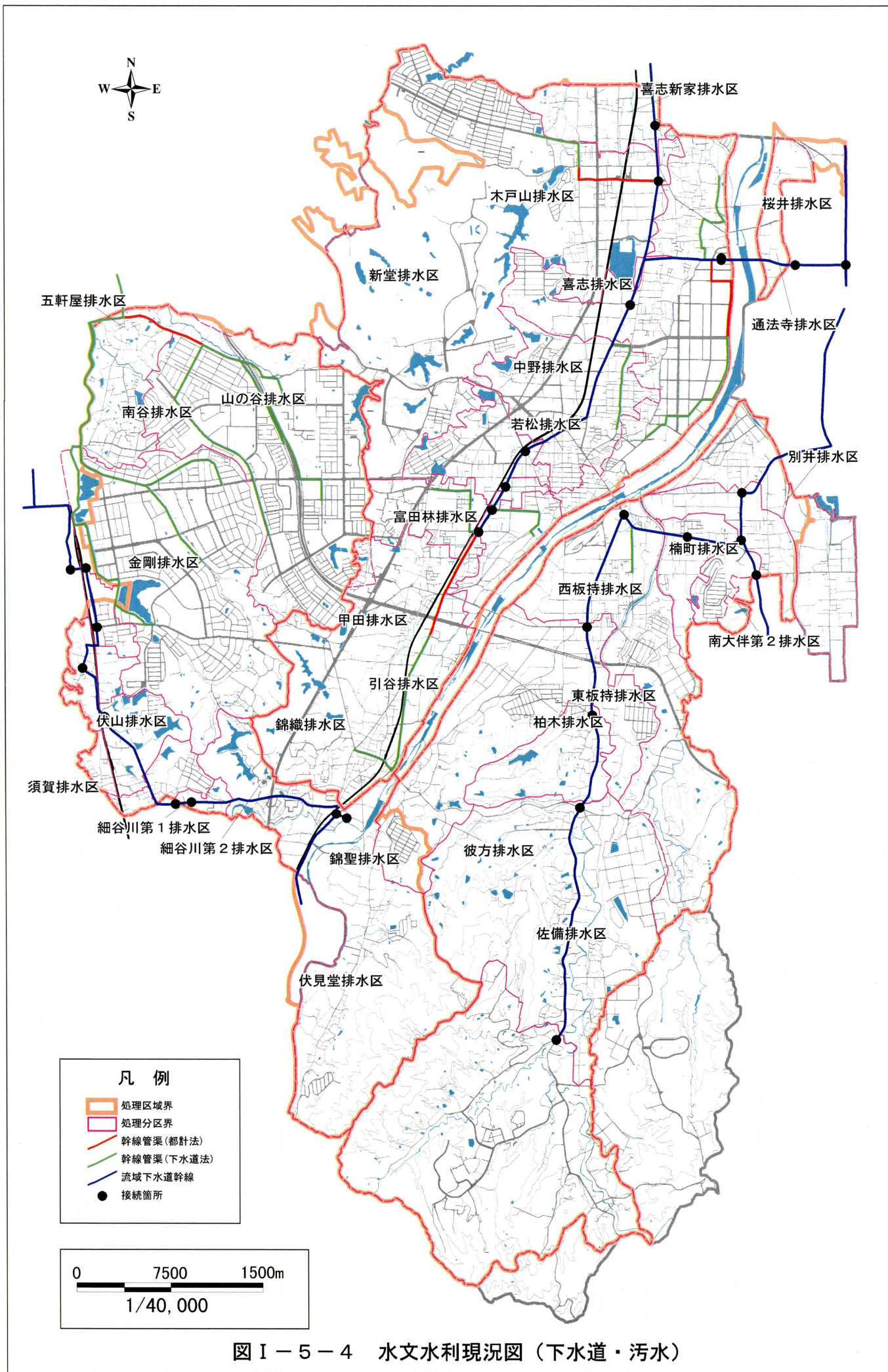


図 I - 5 - 4 水文水利現況図 (下水道・污水)

6. 交通輸送施設の状況

1) 道路

市内では、国道170号が南北に縦貫し、国道309号が東西に横断しているほか、主要地方道や県道、市道などの道路が縦横に整備されている。

国道170号は高槻市を起点としており、大阪平野の東縁に沿って南下し、泉佐野市へ至る全長71.3kmの国道である。本市では、北隣の羽曳野市から喜志地区の中央部に入り、新堂、富田林、川西、錦織地区を南北ないし北東-南西方向に通り、河内長野市に抜けている。旧道および大阪外環状線として整備された新しいバイパスの2本があり、市内ではほぼ平行して通じている。

国道309号は、三重県熊野市を起点としているが、途中未着工区間をはさみ、奈良県の天川村から御所市、水越峠を経て大阪市へ至る全長142.2kmの国道である。本市では、東隣の河南町から大伴地区に入り、彼方、川西、金剛地区を経て美原町へ抜けている。市内では、ほぼ全区間が片側2車線の道路となっており、国道170号と合わせて市内の基幹道路となっている。

主要地方道、府道では、市の北部および中央部を東西に結ぶものが多く、喜志地区を通る美原太子線、富田林地区から堺方面へ向かう堺富田林線、富田林と太子町を結ぶ富田林太子線、錦織地区の富田林泉大津線などがある。また、市の中央部から南部に向かっては、府道甘南備川向線が整備されている。

また、市内の多くの道路が市道として整備されており、順次整備が進められた結果、ほとんどの道路が舗装路となっている（表I-6-1）。

表I-6-1 市道の状況（平成11年4月1日現在）

区 分	道 路			舗装率
	実延長	舗装延長	未舗装延長	
市 道	272.2km	271.9km	0.3km	99.9%

道路形態を見ると、幅員が22mを超える広幅員の道路は、国道170号（大阪外環状線）や国道309号の全区間が片側2車線の広幅員道路として整備されているほか、新堂地区の中小企業団地、近鉄富田林駅西口付近、南海金剛駅前付近の一部の区間に見られる。幅員が16mを超える道路は金剛地区に多く、喜志地区の梅の里や新堂地区の中小企業団地内の一部などにも見られる。また、主要地方道や府道の大半は幅員8m以上が確保されており、対面通行の2車線道路となっているものが多い。

市街地を見ると、金剛地区や喜志地区の梅の里など、新しく開発された市街地では幅員が6m以上の道路が大半を占めており、狭小道路はほとんど見られない。また、これらの地区では道路が格子状に整備されており、整然とした街並みが形成されている。一方、喜志、新堂、富田林、川西、錦織の各地区の旧市街地・旧集落部では、幅員4m未満の狭小道路の割合が高く、富田林地区では幅員6m未満の道路も含めると大半がこれに区分される。また、旧集落部では道路が網目状に入り組んでおり、狭小道路の分布状況と合わせ、複雑な道路網形態を示している。

2) 鉄道

市内では、近鉄長野線および南海高野線の2つの路線が通過している。

近鉄長野線は、河内長野市の河内長野駅から羽曳野市の古市駅までを結ぶ路線で、市の中央部を南北に縦断している。古市駅で近鉄南大阪線に接続し、大阪市のあべの橋駅や奈良県の橿原神宮前駅方面に通じている。市内では喜志、富田林、富田林西口、川西、滝谷不動の5つの駅が設けられている。また、隣接する河内長野市には汐の宮駅も設置されており、彼方地区南部の市民に利用されている。すべての電車は市内の全駅に停車し、朝夕のラッシュ時に10分おき程度、日中は15分おき程度の割合で古市・あべの橋方面行きの電車が運行されている。

南海高野線は大阪市の難波駅から和歌山県の極楽橋駅までを結ぶ路線で、市の西端部をかすめるように通じている。市内には滝谷駅が設置されているほか、金剛駅や大阪狭山市駅などが利用可能な位置に設置されており、特に金剛駅は金剛団地などを背景とした利用客が多い。大阪狭山市駅や滝谷駅は各駅停車のみの停車駅であるが、金剛駅は特急の停車駅となっており、大阪方面への重要なアクセスポイントとなっている。金剛駅からは朝夕のラッシュ時には4～5分おき程度、日中でも1時間に10本程度の割合で難波方面行きの電車が運行されている。

3) バス輸送

市内では近鉄バス、金剛バス、南海バスの3社と、市営のレインボーバスが運行されている。

近鉄バスでは、近鉄富田林駅や近鉄喜志駅を中心として、金剛団地や梅の里を往復する路線が設けられている。金剛バスでは、近鉄富田林駅や近鉄喜志駅を中心として、近鉄線沿いの地域や彼方、大伴、東条の各地区方面への路線が設けられている。南海バスでは、南海金剛駅を起点として金剛団地内を循環するバスが運行されている。

また、金剛地区と市役所等との公共交通によるアクセスの改善のため、市役所前から金剛連絡所前までの区間で市が運営するレインボーバスが運行されており、市民の足として利用されている。

調査方法と区分基準（交通輸送施設現況）

■ 調査方法

富田林土木事務所管内図、富田林市市道認定路線網図、大阪府バス路線図（2002年8月、大阪バス協会発行）、住宅地図（1999年6月発行）等を集約して、主要道路、バス路線、鉄道等を「交通輸送施設現況図」（縮尺1/10,000）に整理した。

■ 区分基準

分 類		摘 要
道路	国道	
	主要地方道	
	一般府道	
	市道	
鉄道	私鉄	近鉄線 南海線
鉄道関連施設	私鉄線駅	近鉄線 南海線
バス施設	バス路線・バス停	近鉄バス 南海バス 金剛バス レインボーバス

調査方法と区分基準（道路形態）

■ 調査方法

富田林市道路台帳図、大阪府1/2,500デジタル地形図（平成13年）等を参考にして、幅員1.5m以上の道路を対象に道路の状況を幅員別にとりまとめ、「市街地構成現況図（道路形態）」（縮尺1/5,000）を作成した。

■ 区分基準

幅 員 区 分						
4 m未満	4～6 m	6～8 m	8～12m	12～16m	16～22m	22m以上

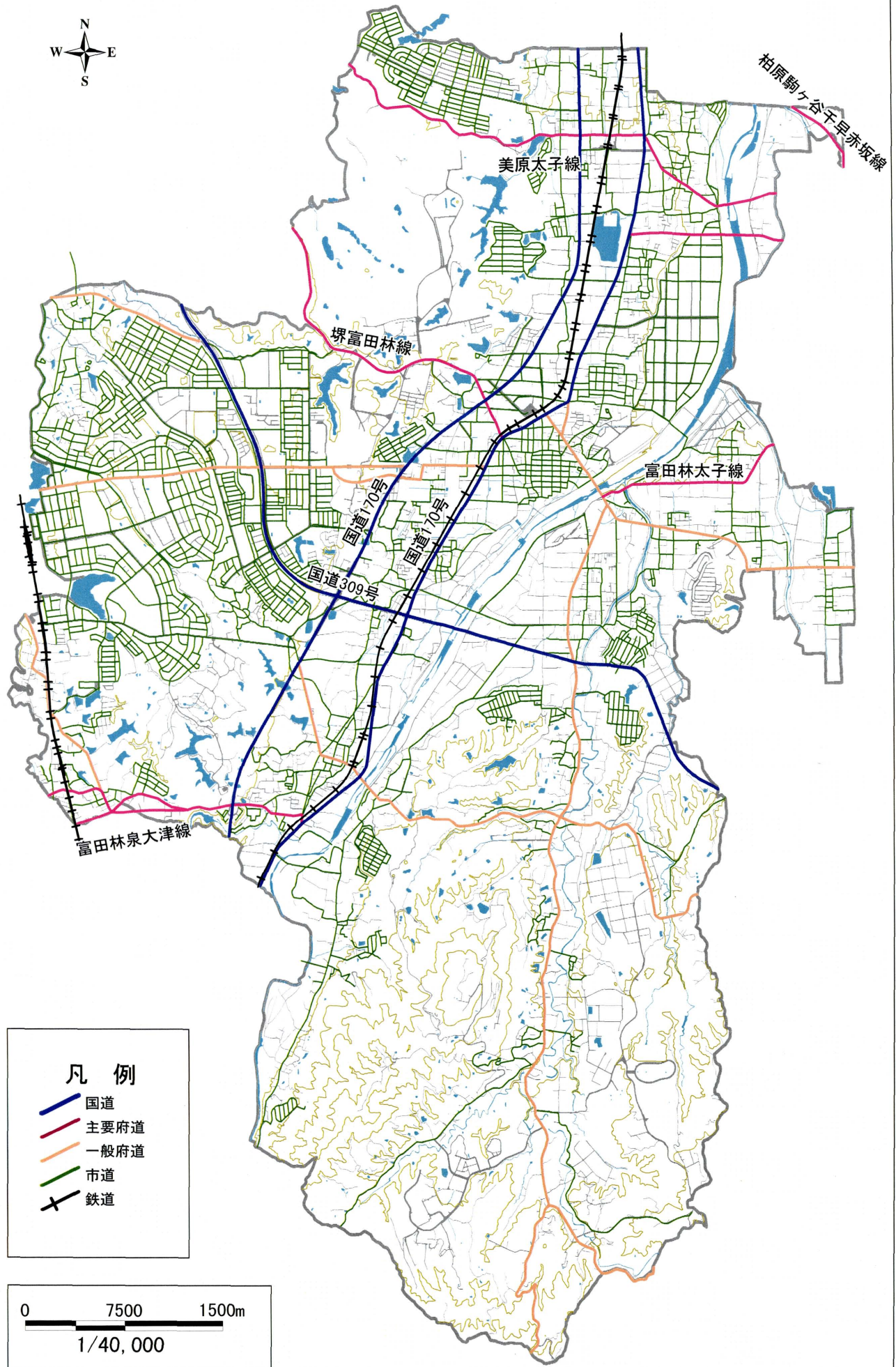
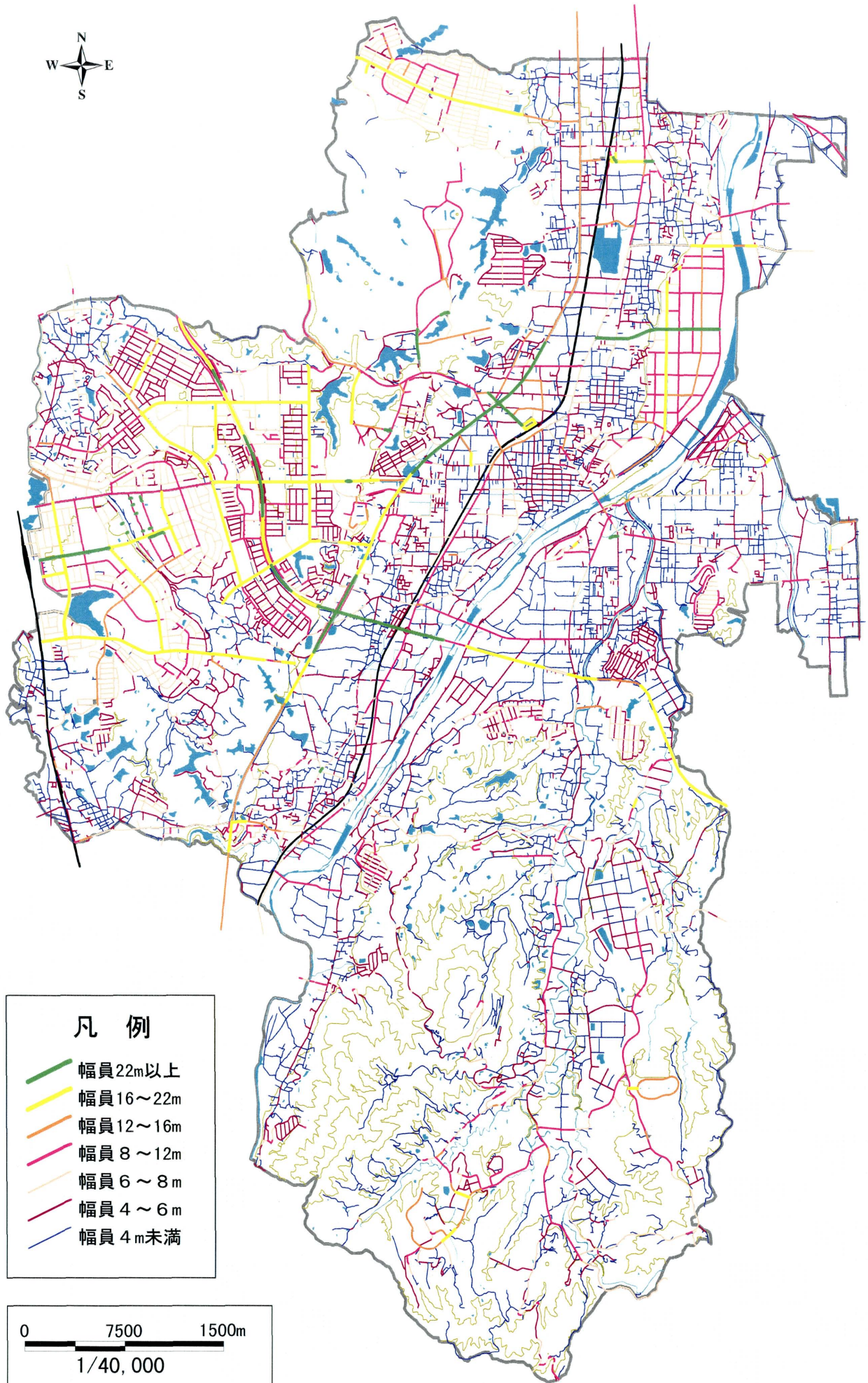


図 I - 6 - 1 交通輸送施設現況図 (道路管理等)



凡 例

- 幅員22m以上
- 幅員16~22m
- 幅員12~16m
- 幅員8~12m
- 幅員6~8m
- 幅員4~6m
- 幅員4m未満

0 7500 15000
1/40,000

图 I - 6 - 2 市街地構成現況图 (道路形態)

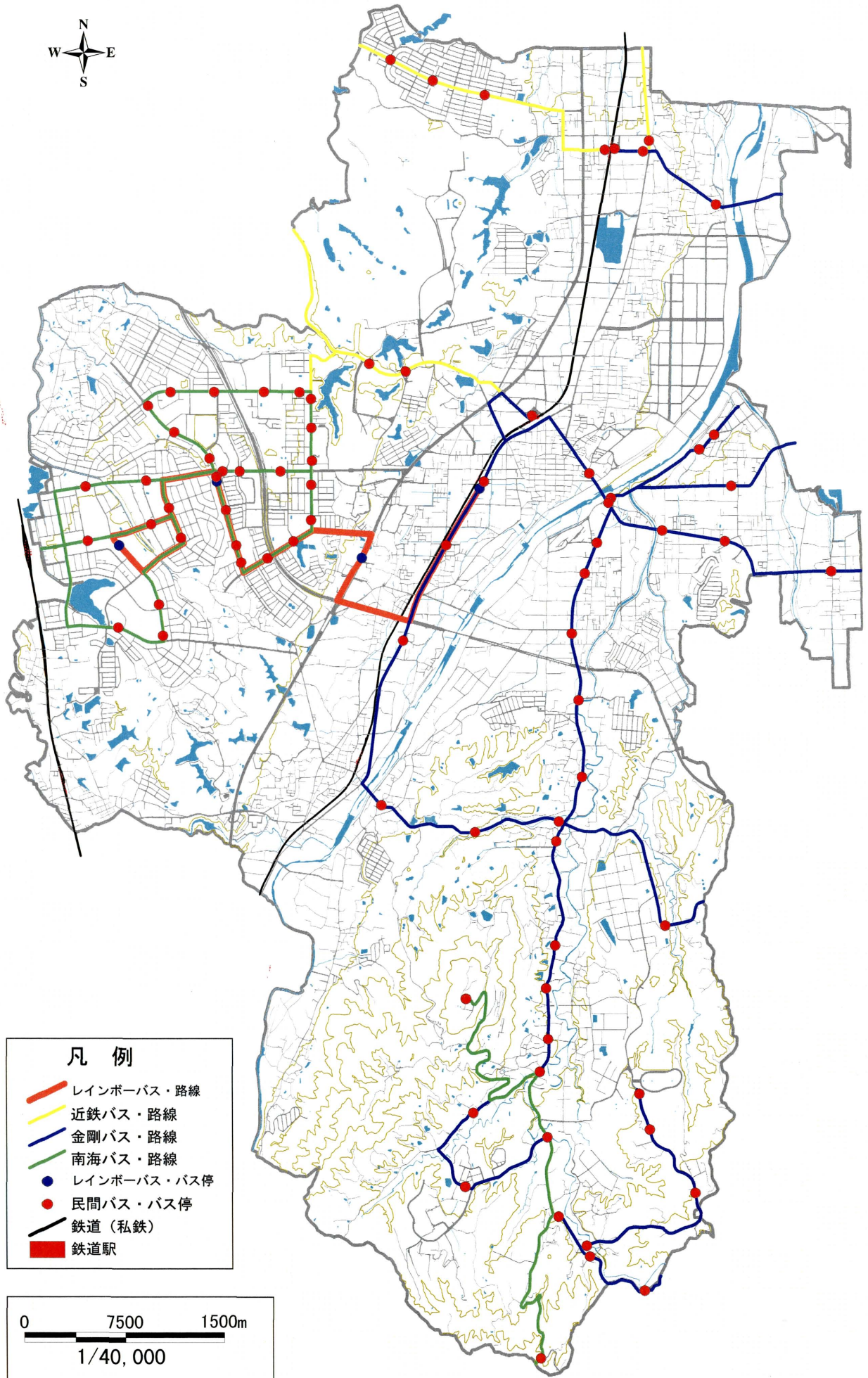


図 I - 6 - 3 交通輸送施設現況図（バス路線）

7. 公共公益施設の状況

1) 官公署

市内の官公署のうち、国や府の出先機関、市の主要な施設は富田林地区周辺に集中している。

国の施設については、富田林税務署が若松町西2丁目に、大阪法務局富田林出張所が富田林町に、富田林簡易裁判所が谷川町に設置されている。

府の施設については、南河内府民センターが寿町2丁目に開設されており、府税事務所や土木事務所、教育振興センター、こども家庭センター、農と緑の総合事務所等が設置されている。また、寿町3丁目には保健所、常盤町には警察署が置かれている。

市の施設では、市役所が常盤町に設けられているほか、市役所金剛連絡所が寺池台1丁目に開設されている。消防施設では、消防署が甲田1丁目に、分署が高辺台2丁目に置かれている。また、向陽台1丁目には市立保健センターが設置されている。

2) 文教宗教施設

義務教育施設としては、市立小学校が16校、私立小学校1校、合わせて17校の小学校、市立中学校が8校、私立中学校が2校の合わせて10校が市内各地に開設されている。幼稚園については市立幼稚園が13園、私立幼稚園が6園の合わせて19園がある。高等教育施設としては、高等学校については府立高校が3校、私立高校が2校の合わせて5校が開設されている。また、短期大学2校、大学1校が設置されている。

文化施設の主なものは、中央公民館が本町に、東公民館が山中田町に、金剛公民館が高辺台2丁目に設置されており、それぞれ図書館が併設されている。また、本市の文化活動の核となるすばるホールが桜ヶ丘町に、市民会館が粟ヶ池町に建設されている。このほか、古くから栄えた寺内町には寺内町センターが開設されている。

体育施設では、美山台に市民総合体育館、市南部の山地を造成して総合運動公園が開設されているほか、グラウンドやテニスコート、市民プールなどが各地に設置されている。

宗教施設は市内各所に点在しているが、そのうち主なものは宮甲田町の錦織神社、彼方の瀧谷不動尊、龍泉の龍泉寺等である。また、新堂、甘山にまたがる丘陵地にはパーフェクトリバティー教団の本部が置かれており、大平和祈念塔など、富田林市の景観を代表する建造物も見られる。

3) 医療・厚生・福祉施設

医療施設としては、富田林病院が向陽台1丁目にあるほか、若松町1丁目に新堂診療所が開設されている。

衛生施設としては公衆浴場があるが、主に古くからの市街地を中心に小規模なものが点在している。

社会福祉施設としては、総合福祉会館が宮甲田町に開設されているほか、市南部の甘南備には府立の知的障害者施設である金剛コロニーが大規模な施設となっている。また、老人福祉施設では、「老人保健施設」「在宅介護支援施設」「健康づくり・世代間交流施設」

の3つの機能を持ったけあばるが向陽台1丁目に、生涯学習、地域福祉、イベントなどを通じて、子どもから高齢者までが幅広く利用できる施設としてコミュニティーセンターかがりの郷が南大伴町4丁目に整備されているほか、市内各所に老人ホームや身体障害者施設が点在している。

4) 運輸・流通・供給・処理施設

市内に大規模な流通施設は見られないが、運輸施設としては近鉄長野線や南海高野線の駅が挙げられる。近鉄長野線では市内に5駅、南海高野線では市内に1駅設けられているほか、市外の駅でも近鉄線では1駅、南海線では2駅が利用可能である。

供給施設としては水道施設が挙げられるが、市内には甲田2丁目に甲田浄水場があるほか、各所に配水池、加圧ポンプ場が設けられている。

処理施設としては、火葬場、ゴミ焼却場があるが、市内ではいずれも市南部の山間地に設置されている。

5) 公共空地

公共空地として大規模なものには都市公園があるが、市街地周辺で規模の大きな都市公園として、錦織の錦織公園、小金台4丁目の明治池公園、寺池台の寺池公園などが整備されている。また、市の南部には大規模な公園として農業公園、総合スポーツ公園、公園墓地が開設されている。

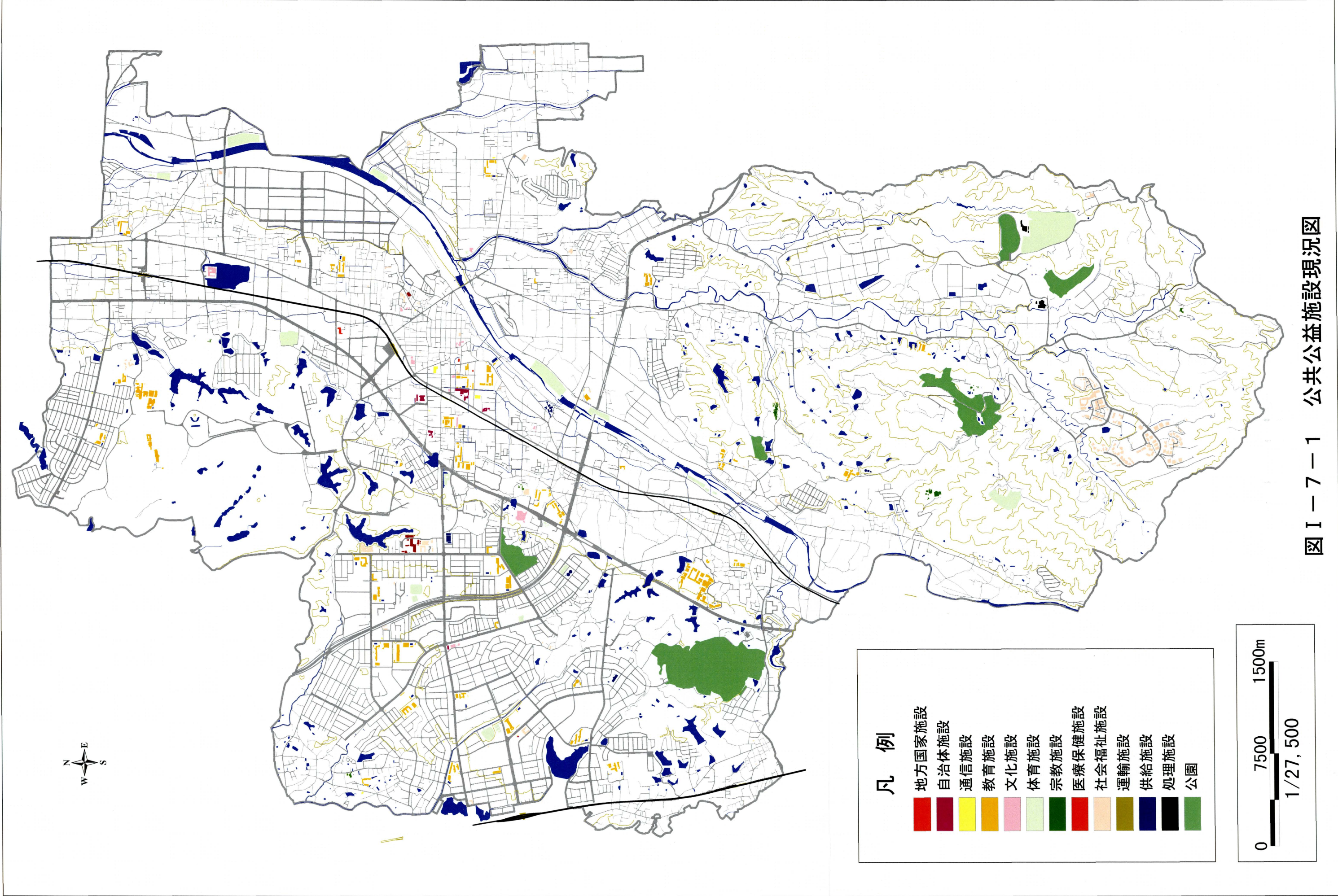
調査方法と区分基準

■ 調査方法

'99とんだばやし市政概要、富田林市地域防災計画書、住宅地図（1999年6月発行）、各種パンフレット等の資料に基づき、公共公益施設の状況を「公共公益施設現況図」（縮尺1/5,000）にまとめた。

■ 区分基準

大分類	小分類	摘 要
官 公 署	地方国家施設	検察庁、裁判所、刑務所、税務署、出先官庁
	自治体施設	市役所、警察署、消防署、自治体出先機関
	通信施設	郵便局、NTT、電話中継所
文教宗教施設	教育施設	小学校、中学校、高校、幼稚園、養護学校
	職業訓練施設	職業訓練校 等
	研究施設	試験場、観測所、検査場 等
	文化施設	公民館、市民集会場、水族館、動物園 等
	体育施設	体育館、グラウンド、野球場、プール 等
	宗教施設	神社、寺院、教会
医療・厚生 ・福祉施設	医療保健施設	病院、診療所、医院、助産所、歯科
	衛生施設	公衆浴場、公衆便所
	社会・福祉施設	保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設等
運輸・流通 ・供給施設	運輸・流通施設	卸売市場、倉庫、駅 等
	供給施設	水道施設、変電所、都市ガス供給施設 等
	処理施設	火葬場、ゴミ焼却場、廃棄物処理場 等
公共空地	都市公園	緑地、墓地公園
	その他の公共空地	運動場、広場、プレイロット
	避難場所	地域防災計画書に記載されている避難場所



凡例

- 地方国家施設
- 自治体施設
- 通信施設
- 教育施設
- 文化施設
- 体育施設
- 宗教施設
- 医療保健施設
- 社会福祉施設
- 運輸施設
- 供給施設
- 処理施設
- 公園

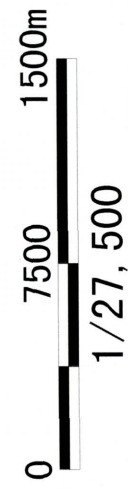


图 I-7-1 公共公益施設現況图



8. 土地利用の動向

本市では、西部の丘陵地を中心に昭和40年代以降大規模な市街化が行われてきた。

昭和40年から44年にかけて、市西部で金剛団地の造成が行われ、標高約80～140mのゆるやかな丘陵地が造成された。この結果、施行面積216.4ha、計画人口31,000人の大規模な新市街が出現した。また、昭和49年から63年にかけては金剛団地に隣接する地域で金剛東団地の造成が行われ、施行面積230.7ha、計画人口30,000人と、金剛団地と匹敵する大規模な団地の造成が行われた。

その他の地区では、昭和40年代後半以降に梅の里団地の造成が始まり、昭和60年以降の二期工事と合わせて1000戸を超える規模の団地が開発された。

その他、喜志、富田林、錦織、彼方、大伴の各地区では、各年代を通じて百数十戸から数百戸規模の宅地開発が行われてきている。

調査方法と区分基準

■ 調査方法

富田林市都市計画基礎調査、まちづくり30年等の資料から市内の土地利用動向を把握し、「土地利用動向図」（縮尺1/10,000）に整理した。

■ 区分基準

大分類	小分類	摘 要
開発開始時期	昭和40年	金剛団地
	昭和49年	金剛東団地
	昭和51年	開発許可・旧住宅地造成事業（5000㎡以上）
	昭和54年	〃
	昭和57年	〃
	昭和60年	〃
	平成元年	開発許可（5000㎡以上）
	平成3年	〃
	平成7年	〃

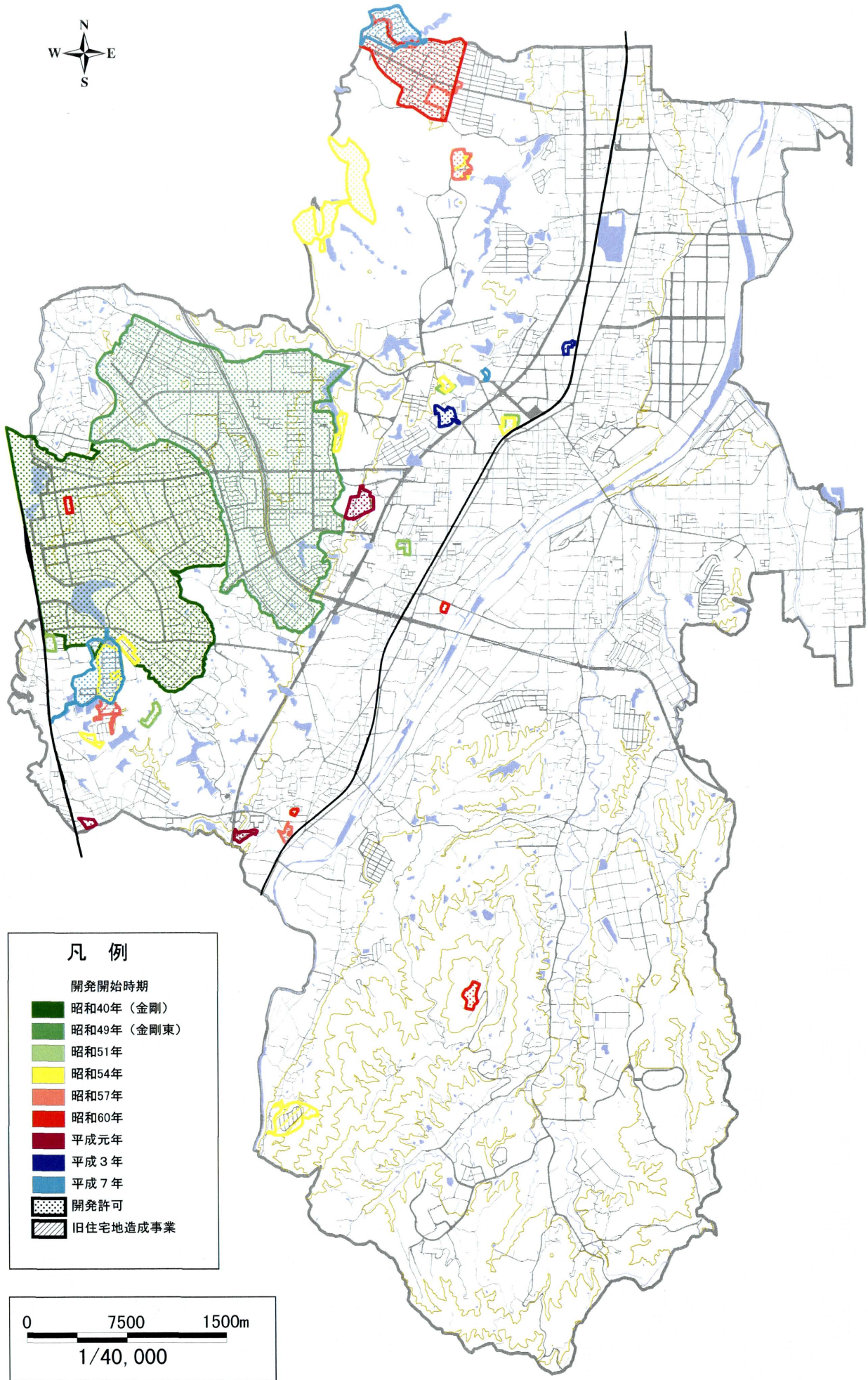


図 I - 8 - 1 土地利用動向

9. 法的土地利用規制の状況

土地利用に関する法規制区域としては、下記のもの等がある。

国定公園地域
近郊緑地保全区域
自然環境保全地域
農業振興地域
農用地区域
重要伝統的建造物群保存地区

本市では、このうち自然環境保全地域、農業振興地域、農用地区域、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地域がある。

自然環境保全地域は、喜志地区の美具久留御魂神社周辺の社叢が指定されており、コジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキの残された山林は市街地周辺の貴重な自然環境として保全が図られている。

石川の右岸側に位置する大伴、彼方、東条の各地区および錦織地区のほぼ全域が農業振興地域に指定されている。また、喜志、新堂両地区でも農業振興地域の指定を受けている地域が見られる。このうち、東条、彼方両地区の大半の農地は農用地区域に指定されており、大伴、錦織、川西の一部にも指定箇所が見られ、農用地の保全が図られている。

本市の景観を特徴付ける地区として、富田林地区の寺内町が挙げられる。江戸時代の初期から寺内町は南河内地域の中心的集落として栄え、歴史的な町家や蔵、寺院などが多数残され、まちなみとして全国でも第一級の質の高さを保っている。寺内町の大半は重要伝統的建造物群保存地区に指定され、歴史的まちなみの保全が図られている。

その他、土地利用に関する規制として、都市計画用途地域がある。都市計画法において、市の北部の大半は市街化区域に指定されている。市街化区域内における用途地域の指定状況を見ると、西部の金剛地区や梅の里は大半が第一種低層住居専用地域ないし第一種、第二種の中高層住居専用地域に指定されており、良好な居住環境の保全が図られている。一方、旧市街や旧集落が残る喜志、新堂、富田林、川西の各地区では、第一種、第二種の住居地域や商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域など、幅広い用途が見られる。このうち、商業地域、近隣商業地域にかかる地域については、準防火地域にも指定されている。また、市街化区域内では一部で生産緑地に指定されている農地が見られる。

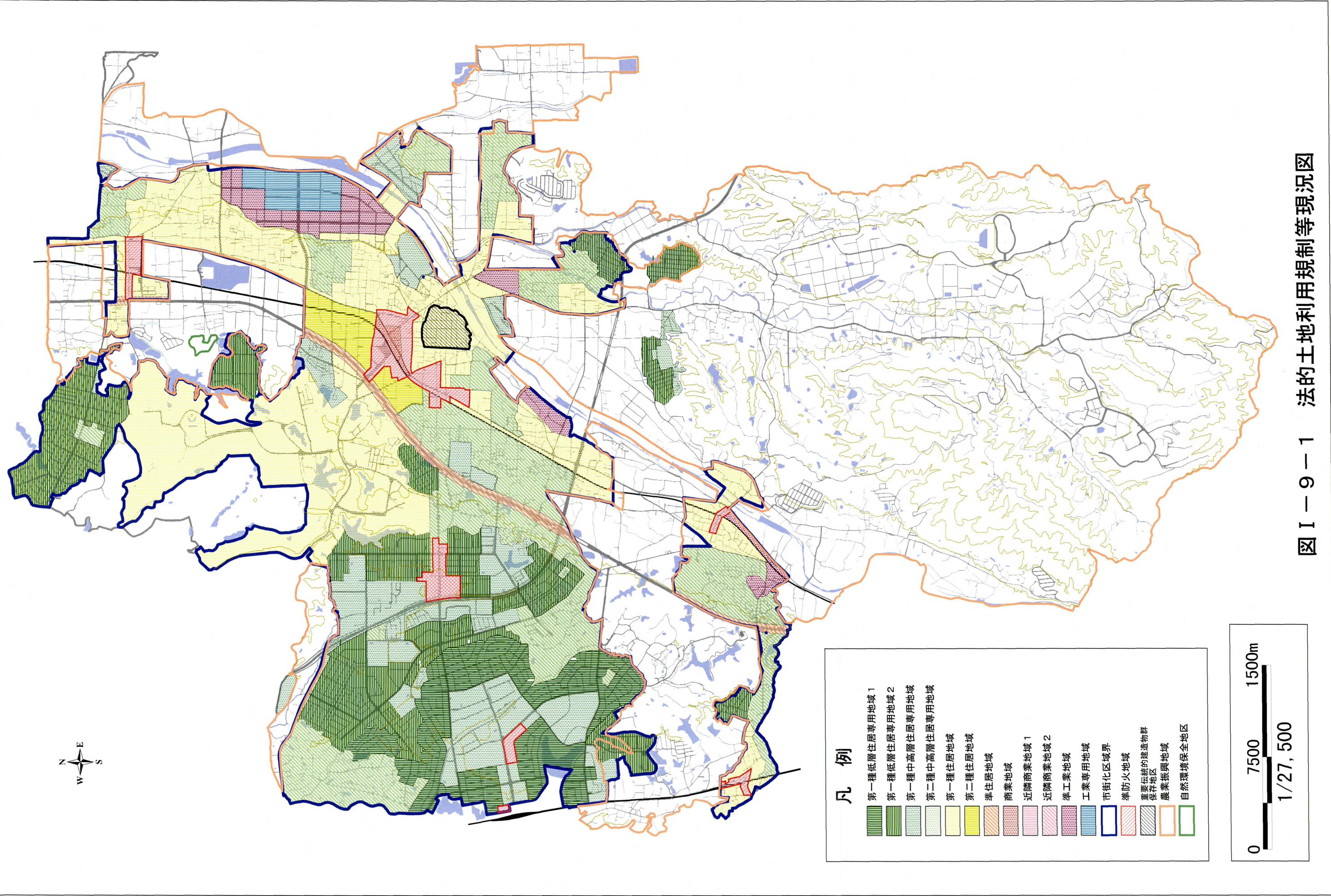
調査方法と区分基準

■ 調査方法

大阪府土地利用基本計画（平成11年3月）、富田林土木事務所管内図、富田林市都市計画図（平成12年11月現在）、富田林農業振興地域整備計画書（平成9年）、富田林市生産緑地位置図等の資料に基づいて、各種法令指定地を「法的土地利用規制等現況図」（縮尺1/5,000）に整理した。

■ 区分基準

大 分 類	小 分 類
都市計画区域区分	市 街 化 区 域
都市計画用途地域	第一種低層住居専用地域（1）
	第一種低層住居専用地域（2）
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	商業地域
	近隣商業地域（1）
	近隣商業地域（2）
	準工業地域
	工業専用地域
	準防火地域
	重要伝統的建造物群保存地区
	都市計画公園
農 業 地 域	農 業 振 興 地 域
	農 用 地 区 域
	生 産 緑 地
森 林 地 域	地域計画対象民有林



凡例

- 第一種低層住居專用地域 1
- 第一種低層住居專用地域 2
- 第一種中高層住居專用地域
- 第二種中高層住居專用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 商業地域
- 近隣商業地域 1
- 近隣商業地域 2
- 準工業地域
- 工業專用地域
- 市街化区域界
- 準防火地域
- 重要伝統的建造物群保存地区
- 農業振興地域
- 自然環境保全地区



1/27,500

图 I-9-1 法的土地利用規制等現況图

Ⅱ 土地条件調査

1. 地形の状況

1) 大阪府の地形概要

大阪府の地形は、大阪湾と大阪平野および周辺山地とからなっている。大阪湾と大阪平野とは、両者をあわせて一つの凹地を形成しており、周辺部を地塁性の山地で囲まれている。これは瀬戸内地帯に共通する特色である。

大阪平野はこの凹地の北東部を占め、淀川・大和川等の河川によって形成された低地帯となっている。この低地帯を囲むように一段高い段丘・台地が分布する。この段丘・台地は大きく低位、中位、高位面に区分されている。段丘・台地の背後には、千里丘陵・河泉丘陵を代表とする丘陵地帯があり、小河川の浸食により波状に開析された地形を示している。このような地形を取り囲み、縁辺部には山地帯が分布している。この山地帯は、北部から北摂山地・生駒山地・二上山地・金剛山地・和泉山脈となっている。

2) 富田林市の地形概要

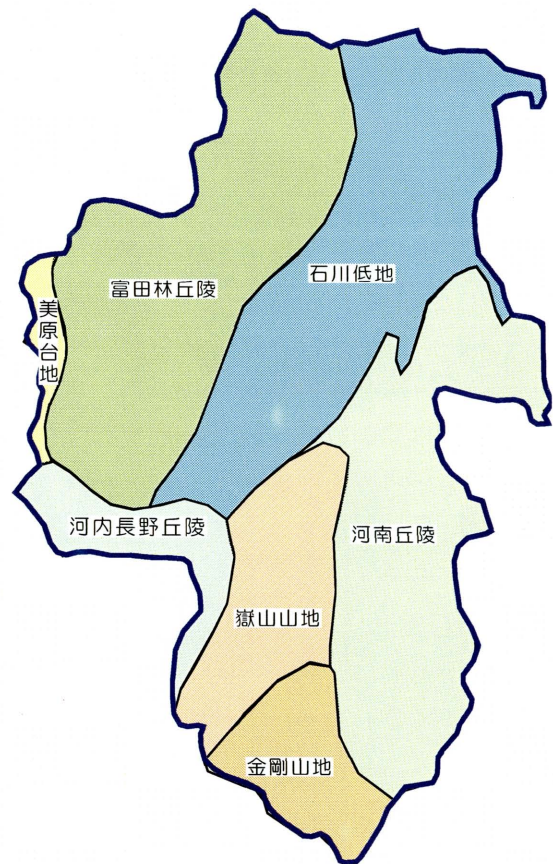
「土地分類調査」(10万分の一、大阪府)の地形分類図によれば、富田林市の地形は、金剛山地、嶽山山地、南大阪丘陵に属する富田林丘陵・河南丘陵・河内長野丘陵、美原台地、石川低地の地形区に区分される。

市域の標高は、調査地域南西部の金胎寺山(296.2m)、嶽山(278m)などの山頂で標高が最も高く、この山地の南に広がる山地・丘陵部で高度200m前後となっている。

金剛山地は標高1,000m級の金剛山を主峰とする起伏の大きな山地(大起伏山地)であり、市域南部はこの山地の北端の山麓地にあたる。富田林丘陵は石川沿いに広がるなだらかな丘陵地で、市域の西部から北西部にかけて広がる。標高は100m~150m前後のなだらかな地形で、市街地開発が進み、人工改変地が広がっている。

石川沿いの低地は標高40m~50m程度で、市内では最も低い地形である。石川沿いの低地と周辺丘陵の間には段丘が発達し、標高60m~80mの平坦面を形成している。

市域は、大部分が大和川水系石川流域に含まれ、南部の山地・丘陵地は石川の支川である佐備川の流域となっている。



図Ⅱ-1 調査地域の地形区分図

3) 地形区分

調査地域の地形は、小起伏山地、大起伏丘陵地、小起伏丘陵地、上位段丘、中位段丘、下位段丘、氾濫原・谷底平野、崖錐、人工地形(盛土)、人工地形(一般)、河川・ため池に区分される。

(1)小起伏山地

小起伏山地は起伏量が200m以下の山地で、山地の中では最も起伏量の小さい地形である。市域では、南西部の金胎寺山(296.2m)、嶽山(278m)などの周辺斜面がこれにあたり、山頂部には緩斜面が広がる。この山地の北西側は石川の河谷、南東側は佐備川の谷によって切られ、全体として北東-南西方向に伸びている。

山地周辺部の標高は90m~100m前後で、山頂部との比高は170m~200mとなっている。山腹斜面は全般に急峻で、南斜面は特に急傾斜の部分が多く、北斜面はやや緩やかな非対称の地形となっている。この山地に発達する谷は直線状で、浅いV字谷を形成し、溪床勾配は概して急である。

なお、調査地域には、より起伏量の大きい中起伏山地、大起伏山地はみられない。

(2)丘陵地

丘陵地は、起伏量により100mを越える起伏量の大起伏丘陵地と、100m以下の起伏量の小起伏丘陵地に分類される。これらの定義に基づき、ここでは、市の南端部のあたる甘南備付近に分布する丘陵地を大起伏丘陵地とし、その他の丘陵地を小起伏丘陵地とした。

大起伏丘陵地では、頂部の標高は150m~250mを示してやや起伏が大きく、小水系により開析が進んだ地形を示している。

小起伏丘陵地は、富田林丘陵と河南丘陵が該当し、いずれも標高は100m前後で全体としてなだらかな地形を呈している。富田林丘陵は市街地開発が盛んで、宅地造成などにより広い範囲が平坦化されているため、尾根や谷などの旧地形の判別が難しくなっている。河南丘陵は部分的に地形改変が行われているが、全体的には自然地形が残されており、丘陵斜面はなだらかで、小規模な谷が発達している。

(3)段丘地形

段丘地形は、その地理的位置、平坦面の高度分布などから上位段丘、中位段丘、下位段丘に区分した。

①上位段丘

上位段丘は丘陵地の尾根頂部など標高の高い位置に形成されており、市内では富田林丘陵の尾根頂部などごくわずかに残されているのみで、大部分が地形改変により失われている。

②中位段丘

中位段丘は石川沿いなどに広く分布する平坦な台地で、高度は60m~90m前後を示している。石川沿いの氾濫原・谷底平野との比高は、南部の錦織付近で20m程度、北部

の喜志付近で10m程度である。富田林市の旧市街地はこの段丘面上に発達しており、古くから土地利用が進められてきた地形面である。

③下位段丘

下位段丘は石川沿いに広がり、中段段丘より低位にあつて、標高は50m～70m前後を示している。石川沿いの氾濫原・谷底平野との比高は、南部の錦織付近では10m程度、北大伴町付近では5m程度である。

(4)低地

市域の低地は氾濫原および谷底平野がある。

①氾濫原

氾濫原は石川沿いに形成されている低地で、標高は40m～70m前後を示し、調査地域では最も低い地形である。

②谷底平野

谷底平野は丘陵部や山地部の谷に沿って発達する低平な地形で、谷底部に平坦面を形成している。その分布は河南丘陵や嶽山山地周辺に多く、谷沿いに細長く伸びている。

(5)その他の地形

①崖錐

崖錐は斜面の崩落や浸食などにより土砂が斜面下部に堆積してできた傾斜地である。調査地域では、嶽山山地や丘陵地内の谷に沿って小規模なものが多く分布する。

②人工地形

人工地形は、元来の自然地形を人工的に改変した地形であり、市域では富田林丘陵に広くみられるほか、嶽山山地や河南丘陵などにも点在している。これらの大部分は宅地造成等により丘陵部の尾根が掘削され、谷部に盛土されて平坦地化された地形である。本調査では、旧版地形図や昭和20年代に撮影された空中写真を用いて、盛土部とその他の区域に区分した。

盛土については、旧地形の比較的大きな谷筋を埋め立てた地形を人工地形(盛土)として表示した。一方、市域では尾根や斜面を削りとした切土地形、台地を整形した地形、ごく薄い盛土などを含んだ地形など、詳細に区分することが困難な人工改変地形を人工地形(一般)として一括して表示した。

③水部

市域における水部は河川・水路とため池がある。河川の主なものは石川や佐備川・千早川などである。市内には多くのため池があり、その分布は丘陵地の谷奥に多くみられるほか、丘陵地から台地にかけての谷出口や段丘面上の浅い谷地形部などにもみられる。

4) 標高区分

市域の最高点は金胎寺山の標高296.2mで、石川最下流部の最低点（標高35m程度）との比高は260m程度である。

市域では北部を中心に標高100m以下の地域が広がっており、石川沿いの低地や台地、喜志地区の丘陵地などがこの範囲に属する。このうち標高が50mを切る地域は石川と佐備川の合流点付近から下流側の石川沿いの低地に限られる。市西部の富田林丘陵は概ね標高100～150m程度で、人工改変により起伏の小さい地形面が広がっている。南部の丘陵地でも標高100～200mの地域が広く、標高が200mを超えるのは嶽山や金胎寺山、市最南端の山地の山頂周辺など狭い範囲に限られる。

5) 傾斜区分

30°以上の傾斜度の斜面がまとまってみられるのは金胎寺山や嶽山の山腹斜面など市南部の山間地で、その他では谷に面している斜面に一部見られる程度である。河川に沿う氾濫原や谷底平野、段丘面など、市域の広い範囲を占める地形面では、傾斜度が0～3°の範囲が大半を占めている。また、人工造成によって宅地化されている金剛団地周辺の地域でも3°未満の平坦地が広い。富田林丘陵を構成している斜面では8～15°程度の傾斜地が多くなっている。

調査方法と区分基準

■ 調査方法

航空写真（1961年撮影：縮尺1/10,000、モノクロ、1992年撮影：縮尺1/10,000、カラー）の判読と地形図判読、現地調査により地形分類（地形・標高・傾斜区分）を行い、「地形分類図」（地形区分）（標高区分）（傾斜区分）を作成した。

■ 区分基準（地形区分）

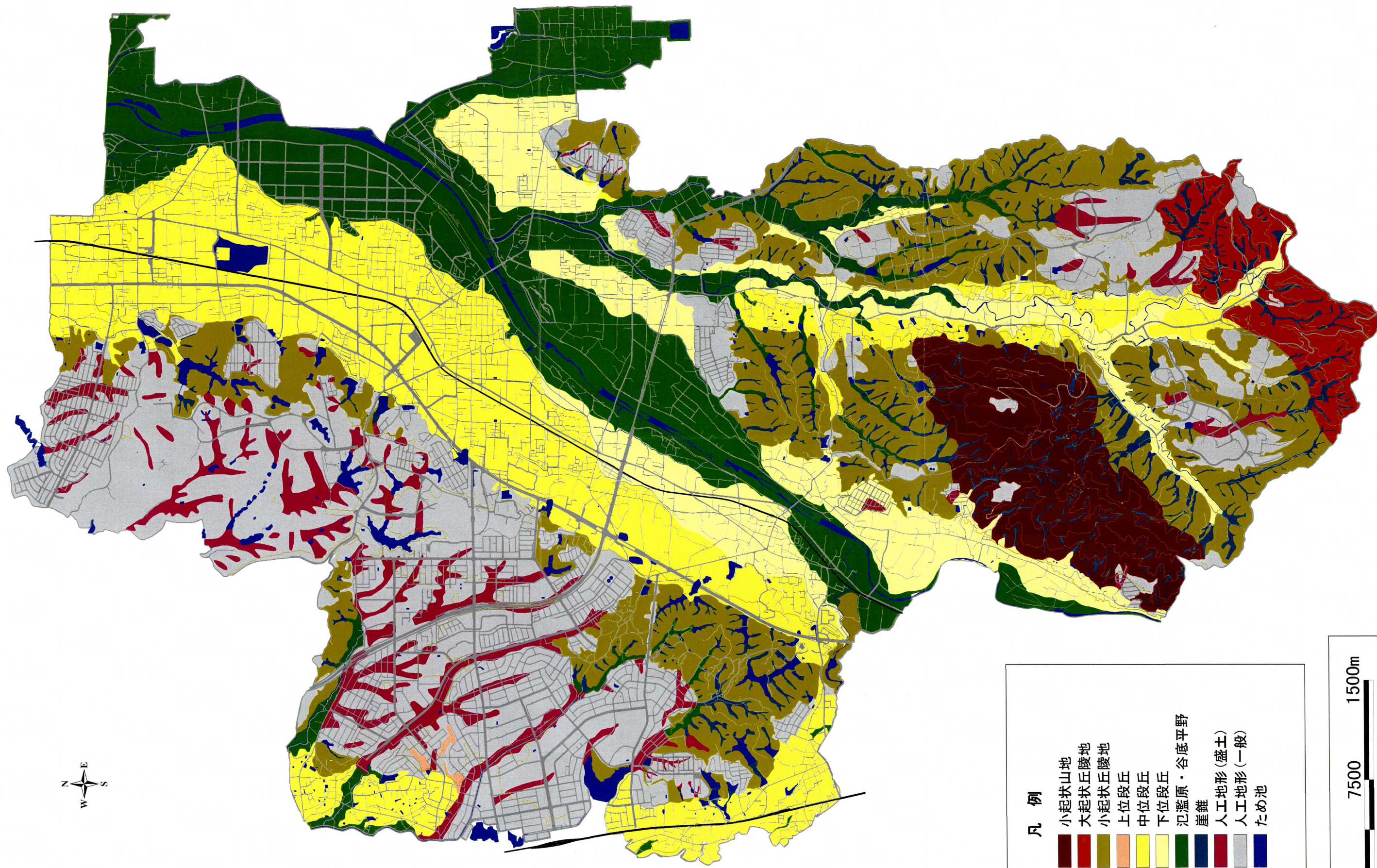
地形分類		内 容
山地・丘陵地	小起伏山地	起伏量が200m以下の山地
	大起伏丘陵地	起伏量が100mを超える丘陵地
	小起伏丘陵地	起伏量が100m以下の丘陵地
台地	上位面	河床からの比高が十数m程度の平坦面
	中位面	河床からの比高が十m程度の平坦面
	下位面	河床からの比高が数m程度の平坦面
低地	氾濫原・谷底平野	河川の沖積作用により谷沿いに形成された平坦面
	河川・ため池	河川、ため池、人造湖などの水面
特殊地形	崖 錐	斜面下部に形成された主に崩積土からなる傾斜地
	人工地形(盛土)	人工的な埋土により平坦化されたところ
	人工地形(一般)	切土・平坦化などの造成により平坦化されたところ

■ 区分基準（標高区分）

区 分	区 分	区 分
30m～40m	90m～100m	200m～220m
40m～50m	100m～120m	220m～240m
50m～60m	120m～140m	240m～260m
60m～70m	140m～160m	260m～280m
70m～80m	160m～180m	280m～
80m～90m	180m～200m	

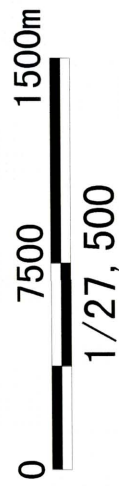
■ 区分基準（傾斜区分）

区 分						
0°～3°	3°～8°	8°～15°	15°～20°	20°～30°	30°～40°	40°～

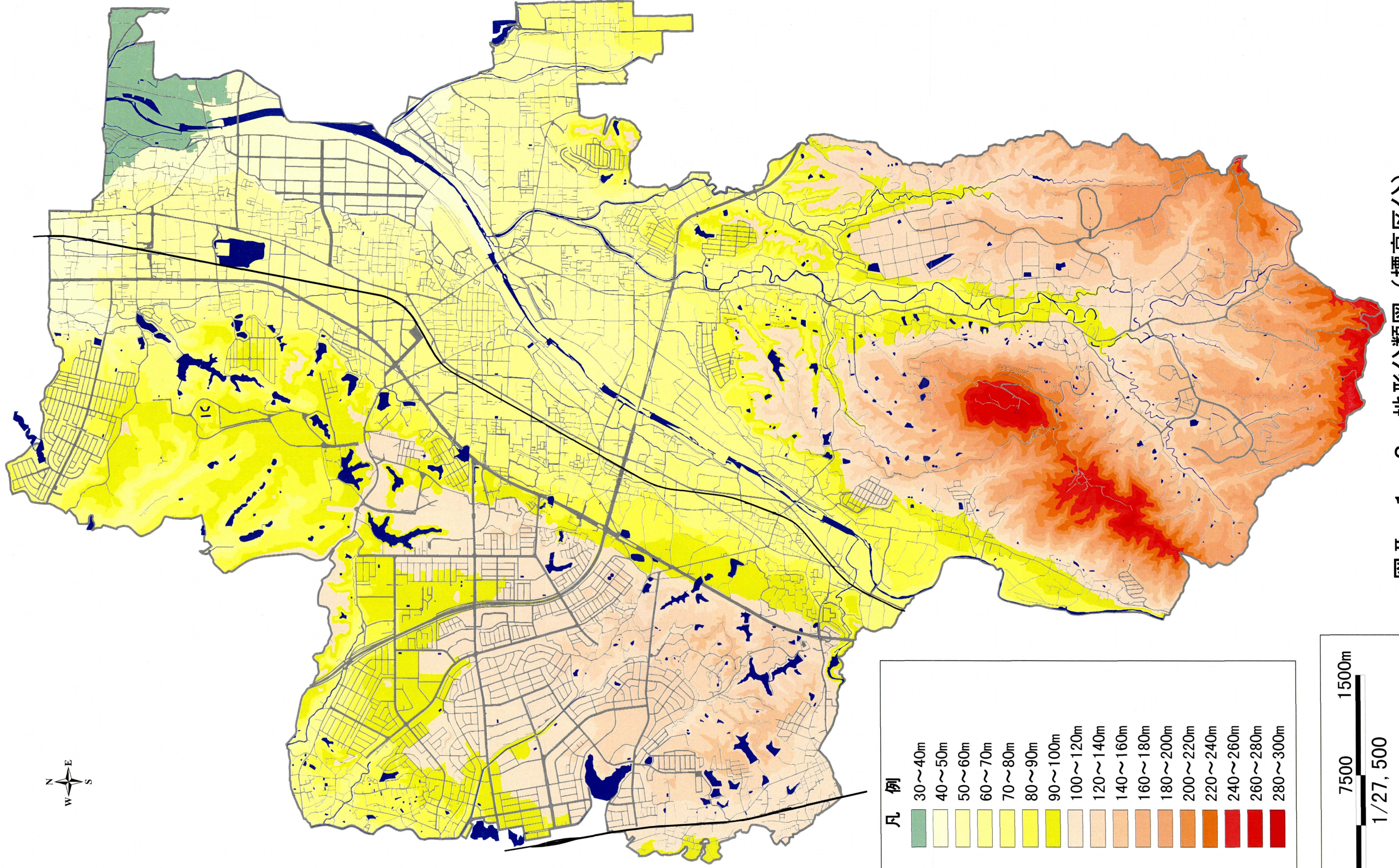


凡例

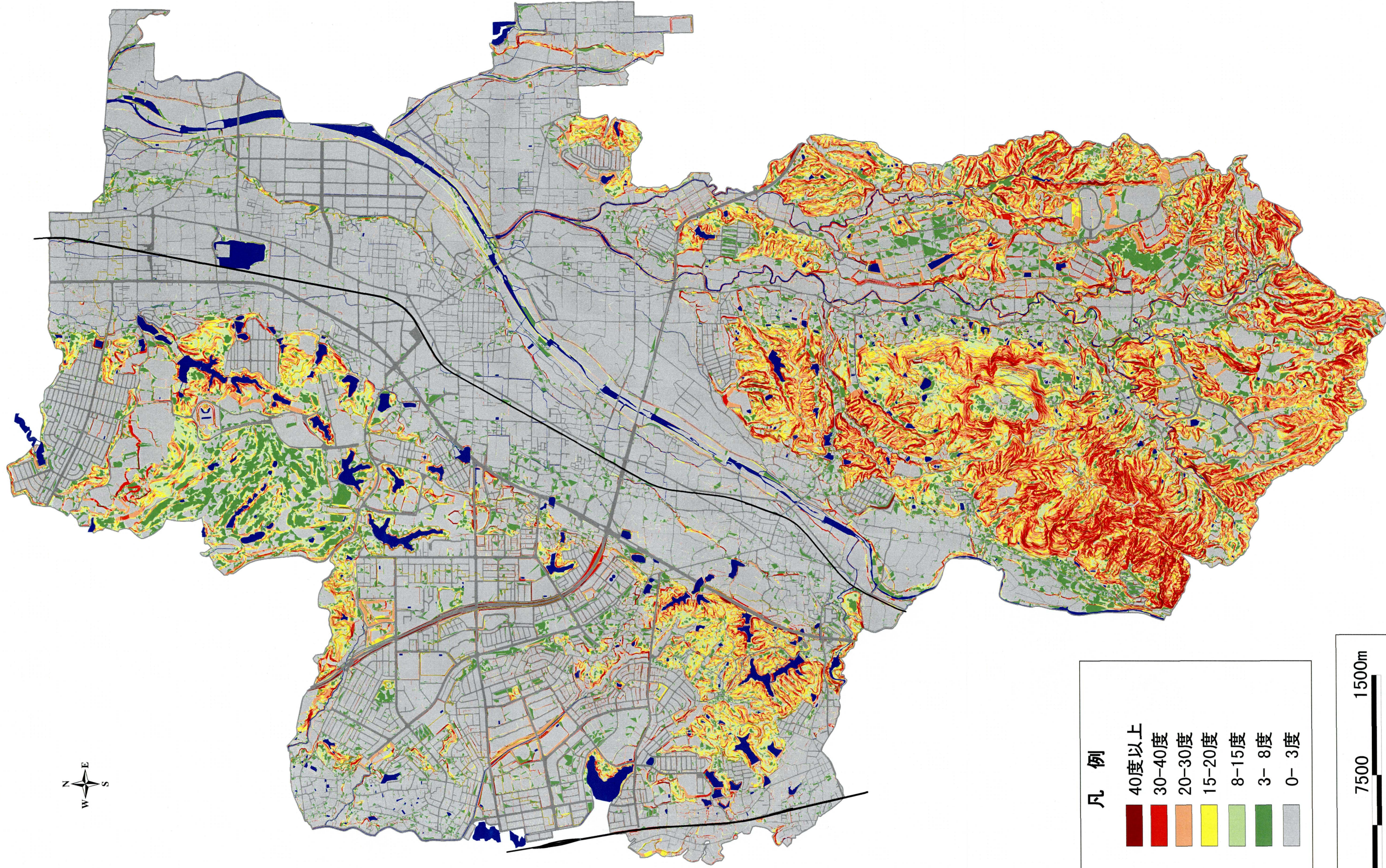
- 小起状山地
- 大起状丘陵地
- 小起状丘陵地
- 上位段丘
- 中位段丘
- 下位段丘
- 汎濫原・谷底平野
- 崖錐
- 人工地形(盛土)
- 人工地形(一般)
- ため池



图Ⅱ-1-1 地形分類図(地形区分図)



图II-1-2 地形分类图 (标高区分)



Ⅱ-1-3 地形分類図（傾斜区分）

2. 表層地質の状況

1) 地質区分

市域の地質は、花崗岩、二上層群、古大阪層群、大阪層群、満池谷累層、中・低位段丘層、沖積層よりなる。

(1)花崗岩

市域に見られる花崗岩は領家花崗岩と呼ばれており、約1億年前の中生代白亜紀に形成された花崗岩および花崗閃緑岩などにより構成される。片麻岩などの変成岩を伴い、片麻状構造をもつ岩体である。金胎寺山周辺や市最南端の山地に分布している。

(2)二上層群

嶽山周辺斜面に分布する二上層群は、約2,000万年前の新生代中新世に形成された安山岩を主体とし、花崗岩またはハンレイ岩の巨礫を含む礫岩などにより構成される。

(3)古大阪層群

古大阪層群は、大阪平野周辺の丘陵部に広く分布する半固結状の礫、砂、粘土などからなる地層で、新生代第三紀鮮新世後期(約300万年前)～更新世前期(約150万年前)に形成された地層である。市域では南部の丘陵地や石川より西側の丘陵地の地形面を形成しており、分布範囲は広い。市西部の人工改変地を形成する地盤も大半は古大阪層群に区分されるものと考えられる。

(4)大阪層群

本層は半固結状の砂礫層と海成粘土層・火山灰層などよりなる。約130～50万年前の第四紀更新世に形成された地層で、海成粘土層はMa1, 2…8などと呼ばれている。また、ピンク火山灰層、山田火山灰層、アズキ火山灰層などと呼ばれる特徴的な火山灰層を挟在していることから、これを鍵として広い範囲の地層の対比が行われている。市域では富田林丘陵の縁辺部に沿って見られる。

(5)満池谷累層

近年実施された泉州沖の関西国際空港海底地盤調査により、主に微化石による詳細な調査が行われ、その地下層序が明らかにされてきた。それによると、アズキ火山灰層を含む海成粘土層(Ma3)の直上に不整合があり、その上位に海成粘土層と沖積粘土層が8層

表Ⅱ-2-1 地質系統表

地質時代		(北) 地層名 (南)		万年	
新 生 代	第四紀	完新世	沖積層	1	
		更新世	中・低位段丘層	空港島累層	10
	満池谷累層		アズキ火山灰	45	
				67	
				130	
	第三紀	鮮新世	古大阪層群	古琵琶湖層群	150
				甘南備層	300
		中新世	神戸層群	二上層群	1500
				室生火山群	3000
	中生代	白亜紀 ジュラ紀～二疊紀	有馬層群	和泉層群	7000
茨木複合花崗岩類			領家花崗岩類 珧片岩	30000	

準ある。この不整合より上位の地層は大阪層群と区分され、空港島累層と呼ばれている。

陸上では、これに相当する地層のうち約50万年前～10万年前にかけて形成された地層を満池谷累層と呼んでおり、砂礫、砂、粘土などよりなる半固結状の地層である。市域では西部の一部に見られる程度で、分布範囲は限られている。

(6)段丘層

段丘層は、約10万年前～約1万年前頃の第四紀更新世後期にかけて、河川沿いに堆積した砂礫を主体とする地層で、周囲の山地などからもたらされた直径数cm前後の円礫ないし垂円礫を主体とする。礫間は基質と呼ばれる細粒物で充填され、未固結の地層となっている。段丘層は、段丘面が分布する範囲の地盤を形成しており、市域では石川や佐備川沿いの平坦地の広い範囲を占めている。

(7)沖積層

石川沿いや谷底部、ため池部などには、河川の氾濫などによりもたらされた未固結の砂礫や泥からなる地層が広がり、低地を形成している。これらを総称して沖積層と呼び、約1万年前以降現在に至る第四紀完新世(現世)に堆積した地層である。市域では石川や千早川沿いの低地に見られ、軟質な地盤を形成している。

2) 地盤区分

地質区分は地層の形成年代や地質構造を主体として理学的特性をとりまとめたものである。これに対して、地盤は、地層の硬軟や安定性など、その工学的特性をまとめたものである。市域の地盤区分は、岩石地盤、マサ土地盤、土砂地盤、崩土地盤、軟質地盤に区分される。

(1)岩石地盤

岩石地盤は固結した岩盤からなる地盤であり、花崗岩、二上層群の未風化部がこれに該当する。市域では嶽山や金胎寺山周辺の急斜面の山地に分布している。

(2)マサ土地盤

花崗岩の表層部は風化作用を強く受けて土砂状となっているが、場所によっては地表から30m前後にまで及ぶ深層風化がみられることがあり、この部分をマサ土地盤と呼んでいる。マサ土地盤は掘削が容易で、採取したマサ土は一般に造成に適した土砂である。マサ土が分布する範囲では、雨水の浸食により雨裂(ガリ侵食)ができやすく、崩壊しやすいことから、マサ土が露出した斜面では地表面の適切な保護が重要である。地形・地質的な条件から見ると、市域では金胎寺山周辺や最南端の山地の緩斜面に厚く分布しているものと推定される。

(3)土砂地盤

土砂地盤は主に砂礫からなる地盤で、古大阪層群、大阪層群、満池谷累層、段丘層が該当する。土工機械による掘削が容易で、かつ地盤の支持力があり、建築物、構造物の

支持層となる。しかし、この中の海成粘土層は一部に破碎した部分を含んでいる場合があることから地すべりを起こしやすい。また、地盤の酸性度が強い埋設物が腐食する場合があるなど様々な問題を有した地盤である。市域では地形的に丘陵地といわれる範囲に広く分布している。

(4)崩土地盤

崩土地盤は、沖積層のうち崖錐堆積物が該当する。この地盤は、斜面崩壊等により供給された土砂が斜面下部に堆積することにより形成されており、不規則な土砂からなる不安定な未固結地盤である。市内では、山地斜面の下部や谷沿いの山地・低地の地形境界などに小規模ながら分布が見られる。

(5)軟質地盤

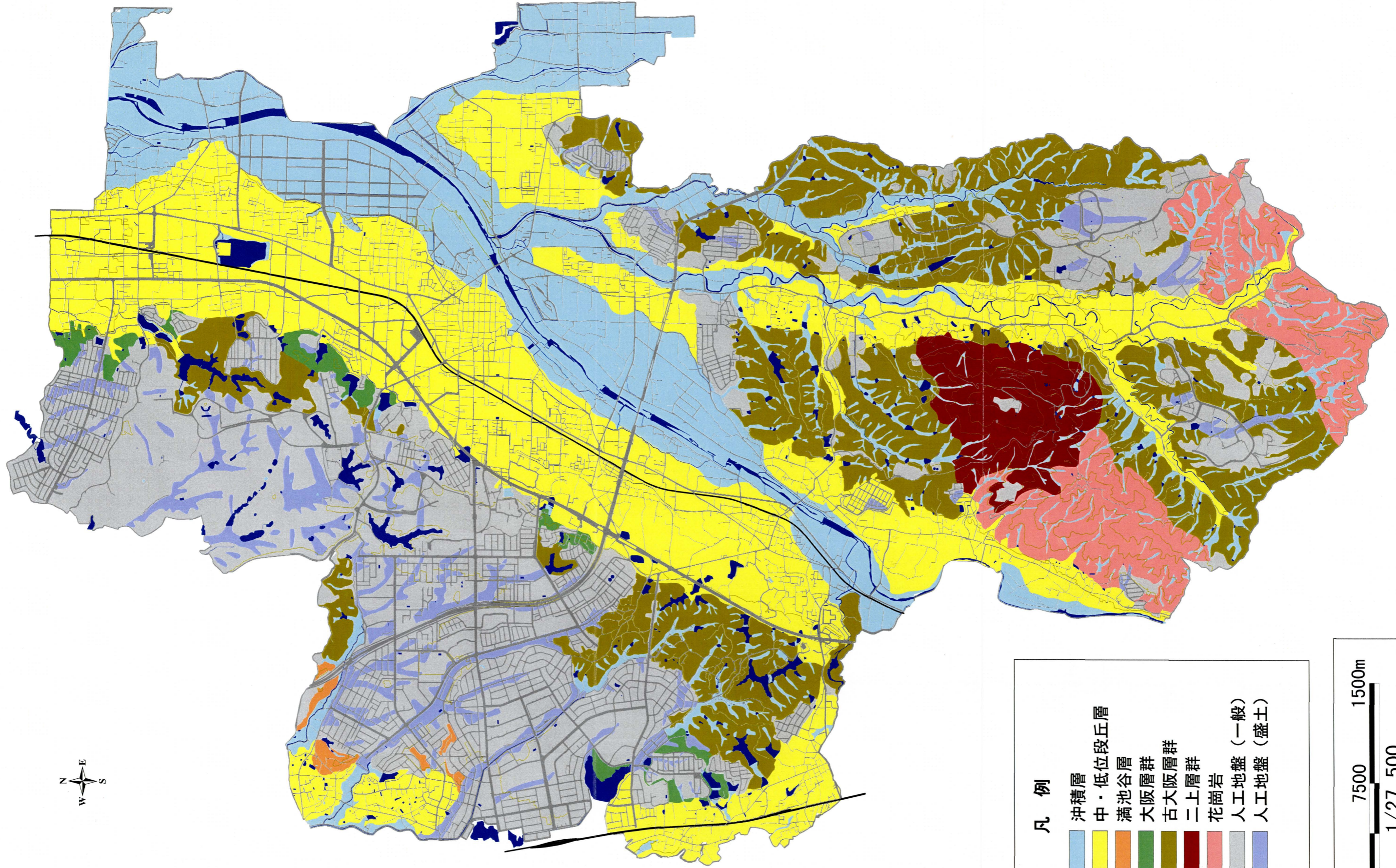
軟質地盤は、沖積層のうち平野部などに分布するものが該当する。この地盤は軟質で、建築物・構造物の支持層とはなり得ない。市域では石川や佐備川に沿う低地に分布している。

(6)人工地盤

人工的に形成された地盤で、盛土地盤と切土などの地盤を区分して、前者を人工地盤(盛土)、後者を人工地盤(一般)として表示した。市域では金剛ニュータウンから北部の広い範囲に見られるほか、南部でも大規模な造成に伴って人工地盤が増えてきている。

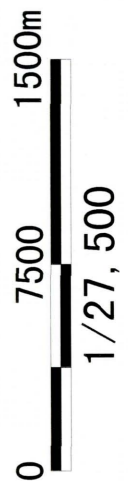
調査方法と区分基準

<p>■ 調査方法</p> <p>既存の表層地質図を参考に、現地調査、地形区分との対比を行いながら、「表層地質図」(縮尺1/10,000)を作成した。</p>	
<p>■ 区分基準</p>	
区 分	特 徴
人工地盤	人工改変で形成された人工的な地盤
沖積層	軟質な砂礫・砂泥などからなる層
段丘層	未風化の砂礫からなる層
満池谷類層	強風化した砂礫層
大阪層群	砂礫層と海成粘土層からなる層
古大阪層群	全体として砂礫質だが粘土層や風化礫層も見られる層
二上層群	安山岩を主体とし、花崗岩またはハンレイ岩の巨礫を含む礫岩などにより構成される
花崗岩	花崗岩および花崗閃緑岩などにより構成されるが、片麻岩などの変成岩を伴い、片麻状構造をもつ



凡例

- 沖積層
- 中・低位段丘層
- 滿池層群
- 大阪層群
- 古大阪層群
- 二上層群
- 花崗岩
- 人工地盤（一般）
- 人工地盤（盛土）



图II-2-1 表層地質図

3) 断層

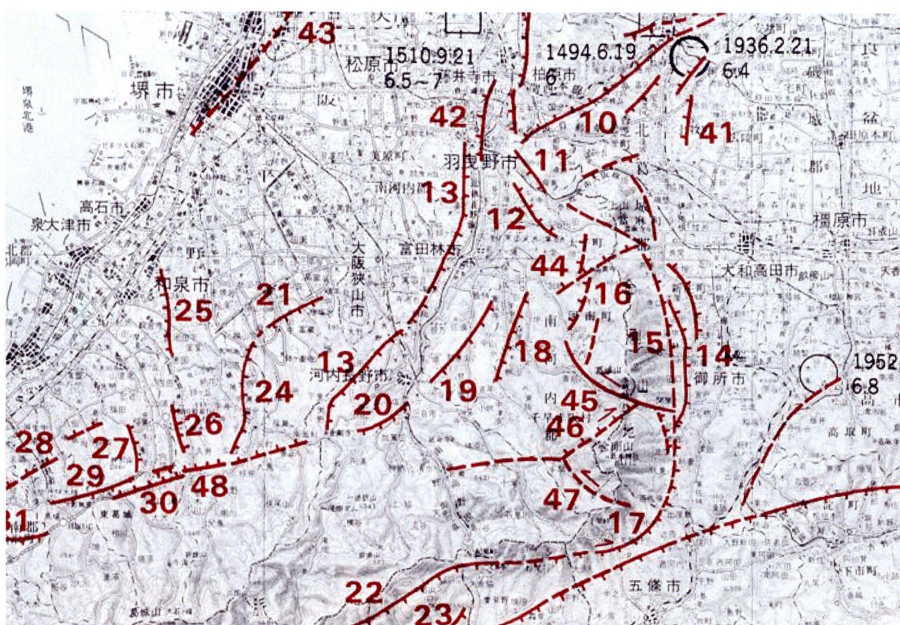
新編日本の活断層(東京大学出版会)によれば、本市には、断層として羽曳野撓曲と金胎寺山撓曲があり、また、市域に接する断層として神山撓曲があるとされている。

羽曳野撓曲は、石川の左岸(西岸)の丘陵地と低地の境界部付近を北北東-南南西方向に市域を縦断して延びている。金胎寺山撓曲は羽曳野撓曲にほぼ平行し、南東部の佐備川と斜交して延びている。神山撓曲はさらにその東側の千早赤阪村境付近に平行している。いずれも地中に潜在する断層により地層が変形した撓曲であるため、変位速度等のデータは得られていない。

表Ⅱ-2-2 富田林市および周辺地域の活断層の状況

番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜	断層変位 (上昇側、m)	平均変位速度 (m/10 ³ 年)
13	羽曳野撓曲	I	B	14	北北東	—	西	—
18	神山撓曲	I	C	4	北北東	—	西	—
19	金胎寺山撓曲	I	C	4	北東	—	西	—
・ 確実度		I は確実な活断層 II は活断層であると推定されるもの III は活断層の可能性のあるもの						
・ 活動度		A は平均変位速度が1m/1000年以上、10m/1000年未満のもの B は0.1m/1000年以上、1m/1000年未満のもの C は0.01m/1000年以上、0.1m/1000年未満のもの						
・ 走向		断層の伸びている方角						
・ 傾斜		断層面の傾きの角度で、この面の下がっている側を表示						
・ 断層変位		断層によるずれの量(m)を示、表示している側が上昇側で、 右は右横ずれの水平移動を示す						
・ 番号		は図中のものと対応している。						

(新編日本の活断層、東京大学出版会)



図Ⅱ-2-2 「新編日本の活断層」による活断層(東京大学出版会)

この他、都市圏活断層図(国土地理院、平成8年、1/25,000)には羽曳野撓曲に平行するいくつかの活断層が推定されている。



図Ⅱ-2-3 都市圏活断層図

3. 土壌の状況

本市の土壌は、大きく分けて山地・丘陵地の土壌、台地の土壌、低地の土壌に区分され、さらにその性質により山地・丘陵地の土壌は3区分、台地の土壌は3区分、低地の土壌は4区分される。

1) 山地・丘陵地の土壌

山地・丘陵地に分布する土壌は、乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌(黄色系)の3つに区分できる。

(1) 乾性褐色森林土壌

山地地域の尾根筋や斜面上部の凸型地形に発達する残積性の土壌や斜面に広く分布する弱乾性の土壌である。本市では、嶽山の南部や市南端部の山頂部などに分布し、葛城山1統、葛城山2統などがある。

(2) 褐色森林土壌

丘陵地などに広く分布する土壌で、本市では北西部の富田林丘陵などに分布する。この付近の土壌は全般にやや未熟の傾向を示し、宅地造成やゴルフ場造成などにより地形改変された影響を受けている。本市では葛城山3統等がこれにあたる。

(3) 乾性褐色森林土壌(黄褐色系)

乾性褐色森林土壌(黄褐色系)は褐色森林土壌のうち下層土が黄味を帯びるもので、黄褐色系として区分できる。山地斜面などでアカマツ・コナラ林などの雑木林となっているような斜面に見られるが、近年は宅地の開発が進行していることから、その周辺部などの丘陵部等にわずかに残されているに過ぎない。本市では天野山1統、天野山2統、嶽山統がこれにあたる。

2) 台地の土壌

台地の土壌は、褐色森林土壌、黄色台地土壌、灰色台地土壌の3つに区分できる。

(1) 褐色森林土壌

山麓部や台地に分布する土壌で、全層または表層は古大阪層群主体の地質の風化土からなる。全般に市街化の影響を強く受けており、未熟土壌に近くなったところも多い。本市では滝谷統がこれにあたる。

(2) 黄色台地土壌

段丘地形に広く分布する土壌で、表層または次表層が黄色ないし黄褐色を呈することによって特徴づけられる。本市では和泉統、蓼沼統、新野統、北別井統、寺田統、風透統などがこれにあたる。

(3) 灰色台地土壌

黄色台地土壌と同様に台地上や山麓斜面に広く分布する。本土壌は表層または次表層が灰色または灰褐色を呈し、土層中に斑紋が存在することによって特徴づけられる。本土壌は、その多くが水田として利用されているが、上記の特徴は水田利用に伴う灌漑水などの影響などによるものと考えられる。本市では芝統、早稲原統、上村統、長田統、近内統などがこれにあたる。

3) 低地の土壌

低地の土壌は、粗粒褐色低地土壌、灰色低地土壌、褐色低地土壌、グライ土壌の4つに区分できる。

(1) 粗粒褐色低地土壌

低位段丘地形の範囲などに分布する小礫など粗粒土よりなる低地土壌で、本市では石川沿いの八口統などがこれにあたる。

(2) 灰色低地土壌

主として低地に分布する水積性土壌の一種で、表層または次表層が灰色ないし灰褐色を呈することによって特徴づけられる土壌である。本市では加茂統、国領統がこれにあたる。

(3) 褐色低地土壌

主として低地に分布する水積性土壌の一種で、表層または次表層が黄褐色であることにより特徴づけられる土壌である。本土壌は、低地内の河川沿いや微高地、谷底部など各所にみられ、一部は水田や畑、市街地として利用されている。本市では三川内統がこれにあたる。

(4) グライ土壌

主として低地に分布する水積性土壌の一種で、全層あるいは下層がグライ層からなる土壌である。大部分が水田として利用されているが、一般に地下水位が高く、透水性不良で湿田の場合が多い。本市では田川統などがこれにあたる。

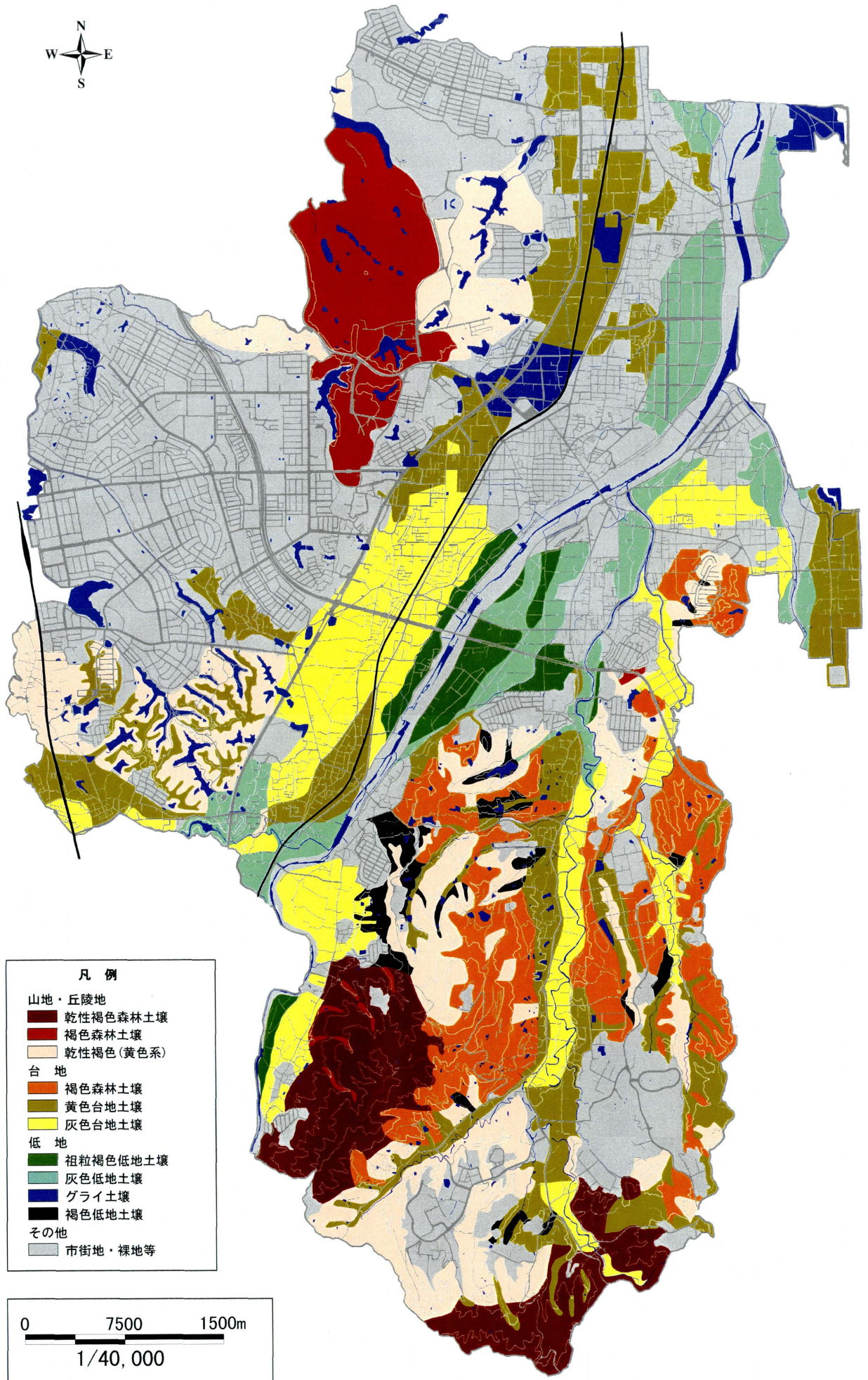
調査方法と区分基準

■ 調査方法

「土地利用分類基本調査 大阪南東部、五條」の土壤図を基本とし、現地調査、地形・土地利用との対比をしながら、「土壤図」（縮尺1/10,000）を作成した。

■ 区分基準

土壤群	土壤統群	主な分布域
褐色森林土	褐色森林土壤	山 地
乾性褐色森林土	乾性褐色森林土壤	”
	乾性褐色森林土壤（黄褐色系－山地）	”
褐色森林土壤	褐色森林土壤	台 地
黄色土	黄色台地土壤	”
灰色土	灰色台地土壤	”
褐色土	粗流褐色低地土壤	低 地
灰色低地土	灰色低地土壤	”
褐色低地土	褐色低地土壤	”
グライ土	グライ土壤	”



- 凡 例**
- 山地・丘陵地
 - 乾性褐色森林土壤
 - 褐色森林土壤
 - 乾性褐色(黄色系)
 - 台 地
 - 褐色森林土壤
 - 黄色台地土壤
 - 灰色台地土壤
 - 低 地
 - 粗粒褐色低地土壤
 - 灰色低地土壤
 - グライ土壤
 - 褐色低地土壤
 - その他
 - 市街地・裸地等

0 7500 1500m
 ───────────
 1/40,000

図 II - 3 - 1 土壤図

Ⅲ 土地保全調査

土地保全調査は、風水害や地震災害などの自然災害要因、水質汚濁・騒音等の人為的災害要因、緑地・文化財等の保全すべき自然環境や文化遺産、土地保全に関する法規制の状況等、土地の持つ保全状況や保全の必要性を明らかにするものである。

表2-1に土地保全調査の基本項目および内容を示した。

表Ⅲ－1 土地保全調査の基本項目および内容

項 目	内 容
自然的要因に基づく災害	自然災害の状況・防災施設の状況・法令指定地の状況
人為的要因に基づく災害	水質汚濁の状況・大気汚染の状況・ダイオキシン類の状況・騒音の状況・公害苦情の状況
自然環境	動植物の状況・レクリエーション施設等の状況
文化遺産	文化遺産の状況

1. 自然災害の状況

1) 自然災害の状況

富田林市では、土石流や斜面崩壊(がけ崩れ)などの土砂災害、石川やその支流の氾濫による水害、周期的に襲われる地震などにより被害を受けているが、いずれも詳細な記録は不明である。

(1)風水害

富田林市地域防災計画に示されている過去の風水害のうち、富田林市に災害救助法が適用されたのは、昭和25年9月3日に発生したジェーン台風による災害及び昭和36年9月16日に発生した第二室戸台風による災害である。また、昭和57年8月1～3日にかけて襲った台風10号の豪雨による被害は、富田林市内で死者4名、全壊家屋9世帯、半壊21世帯、床上浸水82世帯、床下浸水170世帯などの被害を生じさせた。

富田林市地域防災計画に記載されている風水害を表Ⅲ-1-1にまとめた。

(2)地震災害

本市に影響が及んだ大規模な地震としては、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震(M7.2)が挙げられる。この地震により、市内では大きな被害は認められなかったものの、近隣市町では建物や地盤に様々な被害が生じた。

過去に大阪府域に影響が及んだ地震では、紀伊半島沖を震源とするM8クラスの巨大地震(887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年)、畿内に震源を持つM7クラスの地震(1510年、1596年、1899年、1952年等)および濃尾地震(1891年)等があり、富田林市でも少なからず影響を受けたと推定される。近畿地方周辺の被害地震の震源およびマグニチュードを表Ⅲ-1-2に示す。

表Ⅲ-1-1 富田林市の主な風水害の履歴(富田林市防災計画資料)

発生年月日	被害の状況
昭和25年9月3日	ジェーン台風
昭和36年9月16日	第2室戸台風
昭和57年8月1日	台風10号 市内で死者4名、全壊家屋9世帯、半壊家屋21世帯 床上浸水82世帯、床下浸水170世帯

表Ⅲ-1-2 大阪府下に被害をおよぼした歴史地震（大阪府地域防災計画）

年 月 日	名称又は 震央の地名	マグニチュード	府城の震度 (推定値)	大阪市を中心とした 震央距離(km)	府 城 の 被 害 の 概 要
1887年 8月26日	南 海 道 沖	8~8.5	—	190	津波による死者多数。
1361年 8月 3日	南 海 道 沖	8 _{4/1} ~8.5	—	190	四天王寺倒壊、津波による死者数百名。
1510年 9月21日	摂 津 河 内	6.5~7	—	20	河内藤井寺、その他2社倒壊、人家の被害多数。
1579年 2月25日	摂 津	6.0	—	5	四天王寺の鳥居全壊。
1596年 9月 5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7 _{2/1}	4	30	堺で死者600人、大阪人家被害多数。
1662年 6月16日	琵琶湖西岸	7 _{2/1} ~7.6	5	80	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者。
1707年10月28日	宝 永 地 震 (東南海道沖)	8.4	6	180	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、 船舶被害1,300、落橋50。
1854年12月23日	安政東海地震	8.4	5	220	大阪で倒壊200軒。
1854年12月24日	安政南海地震	8.4	5~6	150	津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10。
1891年10月28日	濃 尾 地 震	8.0	5	150	死者24人、負傷者94人、全壊1,011、半壊708。
1899年 3月 7日	紀伊半島南東部	7.0	4	70	大阪砲兵工廠、小学校等損壊
1927年 3月 7日	北 丹 後 地 震	7.3	4	110	死者21人、負傷者126人、全壊127、半壊117。
1936年 2月21日	河内大和地震	6.4	5	25	死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89。
1944年12月 7日	東 南 海 地 震	7.9	4	130	大阪市内で死者6人、負傷者120人、全壊122、半壊 (小破を含む) 2,500。
1946年12月21日	南 海 地 震	8.0	4	185	死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217。
1952年 7月18日	吉 野 地 震	6.8	4	30	死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7。
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	7.2	4		死者30人、負傷者3,589人、全壊895、半壊7,205。

2) 防災施設の状況

市内の防災施設についてみると、河川・治水施設としては河川堤防の改修が進められている。また、山間の谷には砂防施設が設置されている。

(1)河川・治水施設

河川の改修状況は平成9年3月末現在、表Ⅲ-1-3の通りである。

表Ⅲ-1-3 河川の改修状況（平成9年3月末現在）

等級	河川名	区 域		延長 (km)	改修状況
		自	至		
一級河川	石川	府道出会橋	大和川合流点	29.9	改修中
	佐備川	府道甘城橋	石川合流点	6.3	改修中
	宇奈田川	第1井堰	佐備川合流点	0.2	改修済
	千早川	八千代橋	石川合流点	13.6	改修中
	梅川	府道島川橋	石川合流点	7.3	改修中
	東除川	狭山池	大和川合流点	13.7	改修中
	西除川	河内長野市市道場条橋	大和川合流点	23.3	改修中
準用河川	宇奈田川	佐備2067-7先	一級河川宇奈田川	1.6	一部改良済
普通河川	細谷川	虎松堰堤	石川合流点	1.1	部改良済
	宇奈田川	佐備2067-4先	準用河川宇奈田川	1.9	改修中

(富田林市地域防災計画)

(2)砂防施設

砂防施設としては、本市の南部の石川支谷などに砂防ダムがいくつか設置されている。

3) 法令指定地の状況

市内における防災関連の法令指定地は、下表の通りである。

表Ⅲ-1-4 防災関連の法令指定地

砂防指定地	山腹崩壊危険地区
地すべり防止区域・危険箇所	水防区域(河川)
急傾斜地崩壊危険区域・箇所	水防区域(ため池)
土石流危険溪流	保安林
崩壊土砂流出危険地区	宅地造成工事規制区域

(1)砂防指定地

砂防指定地は、錦織地区の一部が指定されている。

(2)地すべり防止区域・地すべり危険箇所

地すべり防止区域は蒲ダノ木谷地区の1箇所、危険箇所は蒲ダノ木谷、上佐備、伏見

堂地区を含む計5箇所が指定されている。

(3)急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険区域は彼方地区に1箇所、危険箇所は市南部を中心に14箇所が指定されている。

(4)山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区は、市南部石川右岸山地斜面と佐備川の最上流地域の斜面等が指定されている。

(5)崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区は甘南備地区の1箇所が指定されている。

(6)土石流危険溪流

土石流危険溪流は市南部石川右岸の支谷と佐備川の最上流地域の溪流が指定されている。

(7)水防区域

水防区域(河川)は、石川や千早川、梅川の本市域部全域、佐備川、宇奈田川の一部が指定されている。また、水防ため池は市内で41箇所が指定されている。

(8)宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域は、国道170号線以西及び石川右岸・佐備川の丘陵地全域が指定されている。

(9)保安林

保安林は、美具久留御魂神社の背後斜面が指定されている。

調査方法と区分基準

■ 調査方法

大阪府・富田林市所有の各種資料に基づき、土地保全に関する情報を「土地保全図」（縮尺1/10,000）として整理した。

■ 区分基準

大分類	中分類	小分類	
自然災害状況	水害		
	土砂災害	土石採取地	
	地震災害		
防災施設	河川・治水施設		
	砂防施設	砂防堰堤	
法令指定地等	法令指定地	砂防指定地	
		地すべり防止区域	
		急傾斜地崩壊危険区域	
		宅地造成工事規制区域	
		保安林	
	その他	地すべり危険箇所	
		急傾斜地崩壊危険箇所	
		土石流危険溪流	
		山腹崩壊危険地区	
		崩壊土砂流出危険地区	
		水防区域(河川)・水防区域(ため池)	
		その他	雨量観測所
			水位観測所

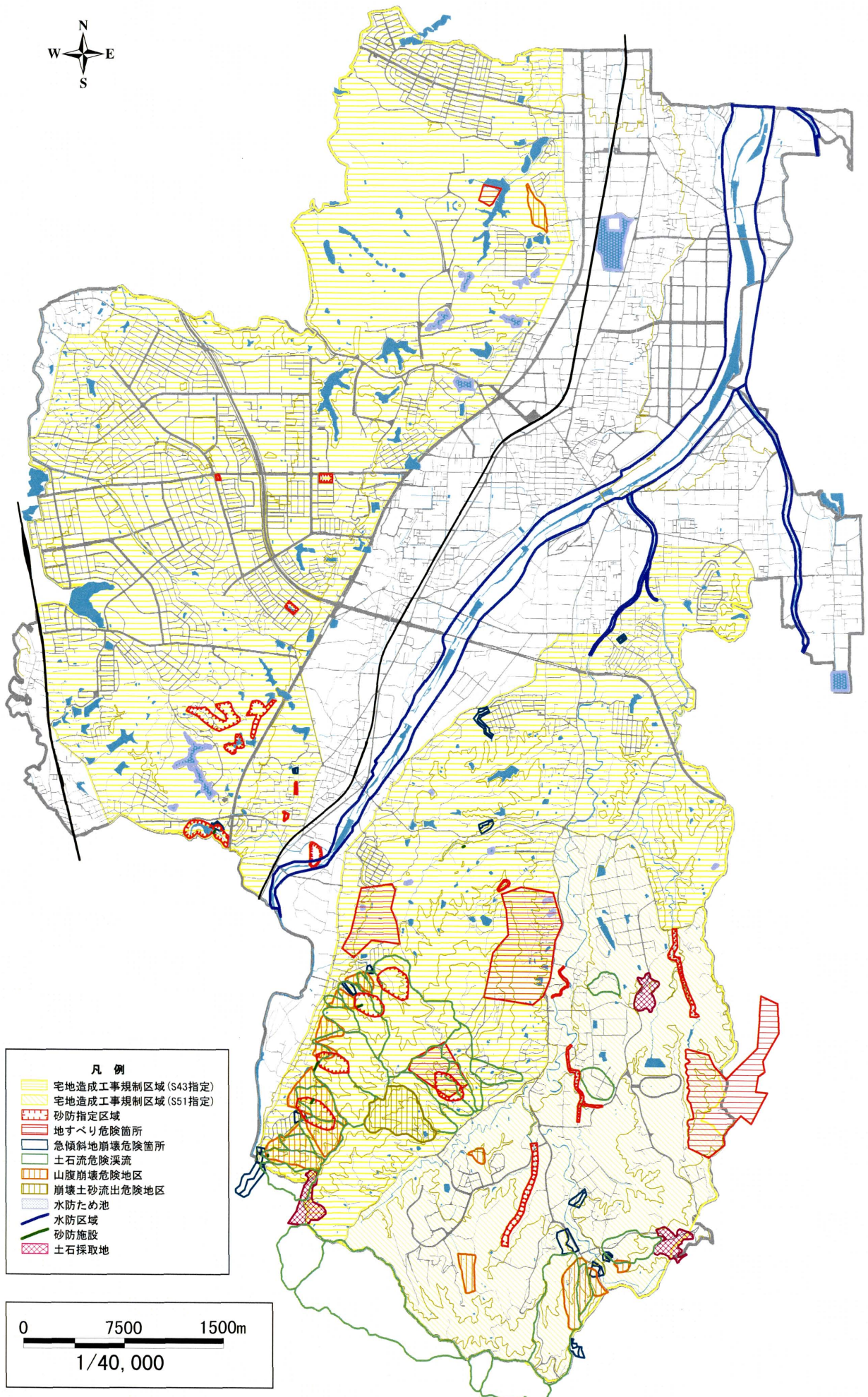


图 III - 1 - 1 土地保全图

2. 人為災害の状況

本市で過去に発生した、あるいは今後発生する恐れのある人為災害は、水質汚濁、大気汚染、騒音等である。

1) 水質汚濁の状況

(1) 河川

本市では、市内4河川5地点で水質の測定が行われている。市内を流れる川では、石川・千早川は河川水質類型Bに指定され、その他の河川については指定がない。平成10年度の調査結果では、石川・千早川の測定地点において、生活環境項目(注1)のうち大腸菌群数が環境保全目標を上回った。

また、健康項目(注2)については全項目で環境基準を達成していた。

表Ⅲ-2-1 富田林市内の河川水質調査結果一覧(平成10年度測定平均値)

河川水質類型	B	B	なし	なし	なし
測定地点	石川 (昭和橋)	千早川 (下東条橋)	佐備川 (大伴橋)	佐備川 (第3中西側)	宇奈田川 (待井井堰)
水素イオン濃度 (PH)	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6
生物化学的酸素 要求量 (mg/l) (BOD)	2.7	2.0	3.3	1.7	1.5
化学的酸素要求 量(mg/l) (COD)	4.2	2.5	4.8	3.6	4.4
浮遊物質 量(mg/l) (SS)	7	11	17	6	19
溶存酸素量 (mg/l) (DO)	11	11	11	11	10
大腸菌群数 (MPN/100mg)	(58,000)	(180,000)	(260,000)	(170,000)	(700,000)
健康項目	ND	ND	鉛0.006以外 ND	ND	ND

(富田林市：とんだばやししの環境－平成11年度版－)

()は環境基準を越えた結果

(注1)生活環境項目：生活環境の保全に関する項目で河川及び海域ごとに生物生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量(COD)等の環境基準を定めている。

(注2)健康項目：人の健康に関する項目で、全公共用水域においてカドミウムなど23項目に関して一律に定めている。

2) 大気汚染の状況

大気汚染については、市内では富田林市役所で常時観測されている。平成10年度の測定結果の年平均値を表Ⅲ-2-2に、大気汚染に係る環境基準を表Ⅲ-2-3に示す。

表Ⅲ-2-2 市内の大気汚染の測定結果（平成10年度）

測定局	測定項目毎の通年平均値				
	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状 物質 (SPN)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (OX) 昼間1時間の 平均値
	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
富田林市役所	0.003	0.035	0.017	0.5	0.028

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

表Ⅲ-2-3 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPN)	1時間値の1日平均値が10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下である。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

3) ダイオキシン類の状況

近年、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が全国的に大きな問題となっている。ダイオキシン類は、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときに非意図的に発生する有害な有機塩素化合物であり、発ガン性など人体への影響が危惧されている。

甘南備にある南河内施設清掃組合焼却施設におけるダイオキシン類の調査結果について表Ⅲ-2-4に示す。

また、大阪府が年2回(夏季・冬季)ダイオキシン類の濃度測定を実施しており、市役所屋上における平成9年度の測定結果は0.43pg-TEQ/m³と、大気環境指針値(0.8pg-TEQ/m³)を下回っている(表Ⅲ-2-5)。

表Ⅲ-2-4 南河内清掃施設組合におけるダイオキシン類の調査結果

測定種類	測定場所	測定結果(平均)	規制値及び基準値
排ガス	煙道	0.61 ng-TEQ/Nm ³	80ng-TEQ/Nm ³
周辺大気	南方向 0.8km 地点	0.048 ng-TEQ/Nm ³	0.8pg-TEQ/m ³
	東方向 0.7km 地点	0.060 ng-TEQ/Nm ³	0.8pg-TEQ/m ³
周辺土壌	北方向 1.5km 地点	0.037 ng-TEQ/Nm ³	なし
	北方向 7.0km 地点	0.095 ng-TEQ/Nm ³	なし
	南方向 0.5km 地点	0.068 ng-TEQ/Nm ³	なし
排水	放流口	0.000056ng-TEQ/Nm ³	なし
処分場放流水	処分場放流口	0.000019ng-TEQ/Nm ³	なし

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

表Ⅲ-2-5 平成9年度大阪府下ダイオキシン類の調査結果

調査地点	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	指針値 (pg-TEQ/m ³)
寝屋川市役所	0.22	0.8
豊能府民センタービル	0.088	
藤井寺市役所	0.39	
富田林市役所	0.43	
泉大津市役所	0.32	
貝塚市消防署	0.24	
泉南市役所	0.30	
平均	0.28	

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

4) 騒音の状況

(1) 一般環境騒音

市内の環境騒音は18地点で測定されている。平成10年度の測定結果を表Ⅲ-2-6に、騒音に係る環境基準を表Ⅲ-2-7に示す。

市内では、ほとんどの観測点でいずれの時間帯も基準以下となっているが、富美ヶ丘17番地では、夜間の時間帯に基準を上回る騒音(支配的な音源は自動車音)が観測されている。

表Ⅲ-2-6 一般環境騒音測定結果(平成10年2月25日~3月4日)

No.	地点名	地域類型	昼間	夜間
A-1	梅の里2-29	A類型	39	37
A-2	若松町1-8	A類型	48	39
A-3	富田林町5	A類型	45	35
A-4	富美ヶ丘17	A類型	47	(42)
A-5	甲田411	A類型	42	39
A-6	錦織268-3先	A類型	42	37
A-7	楠風台2-12	A類型	42	35
A-8	東板持町3-9	A類型	39	36
A-9	甘南備216	AA類型	36	31
A-10	高辺台2-29	A類型	44	37
A-11	寺池台4-2	A類型	45	37
A-12	向陽台2-8	A類型	44	39
B-1	喜志町3-6	B類型	53	48
B-2	中野町東1-9	B類型	55	47
B-3	若松町東1-4	B類型	53	41
B-4	本町16-28先	B類型	46	38
B-5	錦織1108-1	B類型	45	42
B-6	寺池台1-9	B類型	51	37

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

表中の数値は、騒音レベル中央値(dB(A))を示す

() は環境基準値を超えた結果

表Ⅲ-2-7 騒音に係る環境基準

道路に面しない地域（一般環境騒音）

単位：dB(A)

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～午後6時	午前6時～午後8時 午後6時～午後9時	午後9時～午前6時
AA類型	45 以下	40 以下	35 以下
A類型	50 以下	45 以下	40 以下
B類型	60 以下	55 以下	50 以下

（富田林市：とんだばやししの環境－平成11年度版－）

- （備考）1. AAを当てはめる地域は療養所が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域（富田林市では大字甘南備 金剛コロニーの敷地）
2. Aを当てはめる地域は、用途地域のうち第一種低層住宅専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域
3. Bを当てはめる地域は上記以外の地域
4. 道路に面する地域については別途定める

(2)交通騒音

市内には、国道170号・国道309号線・府道森屋狭山線・市道喜志美原線など、交通量の多い幹線道路が市域北部を中心に縦横に延びている。これら幹線道路の沿道9箇所ですべて自動車騒音が測定されている。観測記録ならびに環境基準を表Ⅲ-2-8に示す。

この観測結果では、商業地の若松町を除きほとんどの観測点でいずれの時間も環境基準を上回る結果となっている。また、いずれの路線も長い時間帯を通じて環境基準や要請限度値を大幅に上回る騒音が観測されている。

表Ⅲ-2-8 交通騒音の調査結果（単位：dB(A)）

	観測地点		地域	朝	昼間	夕	夜間	
1	梅の里1-20	市道喜志美原線	①	(54)	(63)	(62)	(48)	2/25～26
2	中野町東1-3	市道狭山河南線	③	54	63	(58)	47	2/25～26
3	若松町1-10	国道309号線	③	59	62	61	45	2/25～28
4	昭和町2-1748-6	国道309号線	②	(66)	(70)	(68)	(54)	2/25～28
5	彼方208-1	府道森屋狭山線	①	(58)	(62)	(57)	40	11/19～20
6	南大伴町4-374-2	国道309号線	①	(63)	(64)	(64)	(47)	11/19～20
7	高辺台1-23-3	府道森屋狭山線	①	(66)	(66)	(65)	(53)	10/27～28
8	寺池台3-21-1先	市道川西西半田線	①	25	(61)	(60)	41	11/18～19
9	向陽台3-3	国道309号線	①	(72)	(71)	(71)	(62)	3/3～4
環境基準	①：第1種住居地域・市街化調整区域			50	55	50	45	() は環境基準値を超えた結果
	②：第2種住居地域・準住居地域			55	60	55	50	
	③：商業・準工業地域			65	65	65	60	

（富田林市：とんだばやししの環境－平成11年度版－）

(3) 公害苦情の状況

公害の種類別にみた苦情件数の変遷を表Ⅲ-2-9に示した。なお典型7公害以外の苦情は主にあき地の苦情に関するものである。

表Ⅲ-2-9 公害の種類別苦情件数（新規直接受理分）

区分 年度	典 型 7 公 害								典型7公害以外			合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	震動	地盤 沈下	悪臭	小計	あき地 関係	その他	小計	
元	10	5	1	16	1	-	9	42	125	6	131	173
2	20	9	1	23	1	-	11	65	108	7	115	180
3	19	14	1	23	-	-	6	63	107	10	117	180
4	12	5	1	20	-	-	12	50	145	9	154	204
5	14	8	-	12	-	-	9	43	118	11	129	172
6	17	9	-	12	1	-	27	66	88	7	95	161
7	16	10	-	12	-	-	10	48	87	10	97	145
8	22	10	-	7	-	-	22	61	105	11	116	177
9	39	8	-	19	-	-	10	76	74	8	82	158
10	21	4	-	7	-	-	3	35	29	0	29	64

(富田林市：とんだばやししの環境-平成11年度版-)

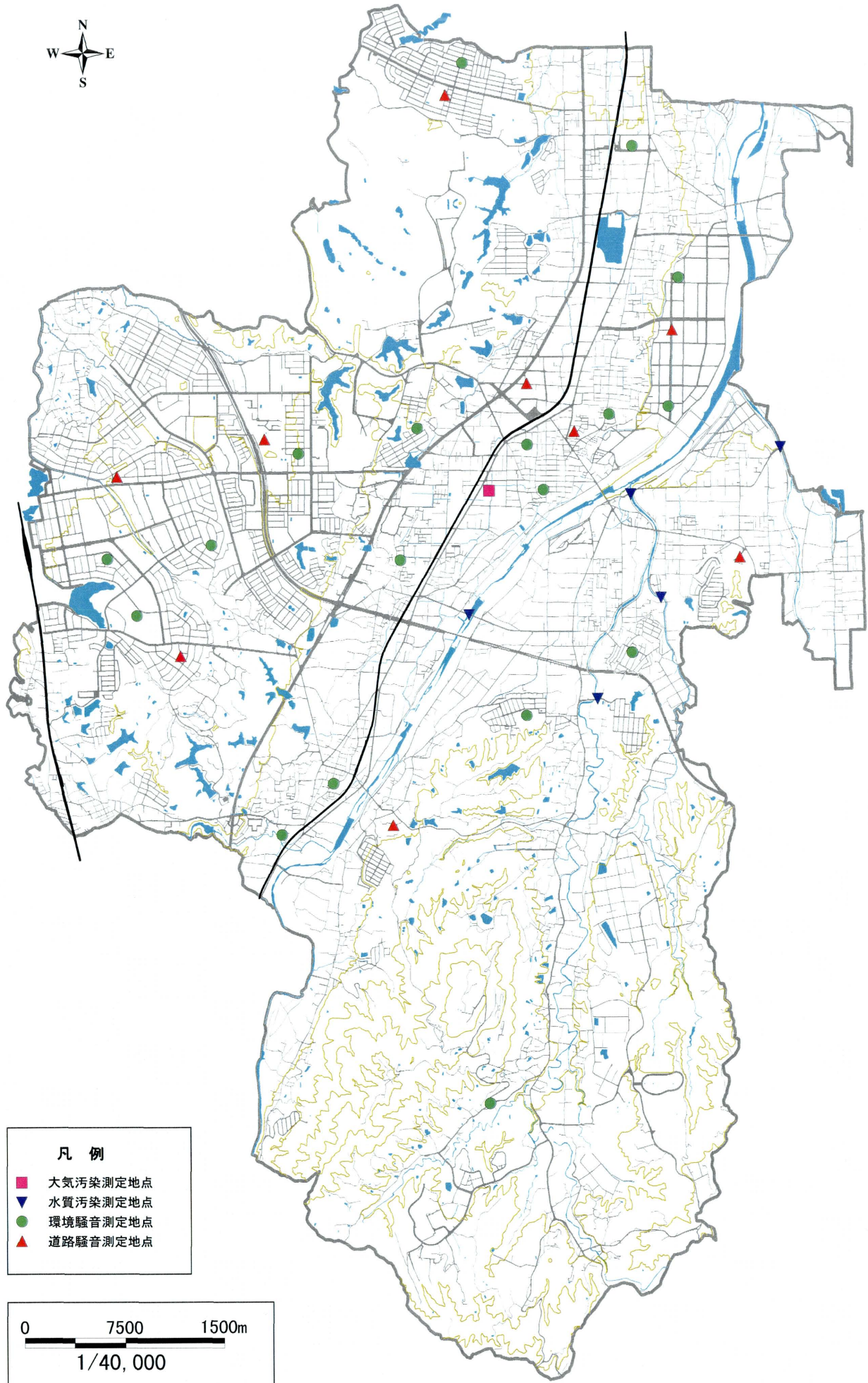
調査方法と区分基準

■ 調査方法

「とんだばやししの環境」等の資料から、水質・大気汚染・騒音に関する調査・観測地点等を「人為災害状況図」（縮尺1/10,000）にまとめた。

■ 区分基準

項 目	内 容
観測点	水質調査地点（河川） 大気汚染測定地点 一般環境騒音測定地点 交通騒音測定地点



图Ⅲ-2-1 人為災害狀況图

3. 自然環境の状況

1) 動植物の状況

(1)植物

本市では「学術上重要な植物群落または個体群」として、特定植物群落に彼方春日神社のシリーブカガシが指定されている。その他、12箇所の樹木や樹林が市の保存樹木・樹林に指定されている。

特定植物群落及び富田林指定樹木・樹林について表Ⅲ-3-1～3にまとめた。

表Ⅲ-3-1 富田林市内の特定植物群落

番号	件名	選定基準
12	彼方春日神社のシリーブカガシ	学術上重要な植物群落または個体群

(環境庁(1989)：第3回自然環境保全基礎調査)

表Ⅲ-3-2 富田林市指定保存樹木

番号	場所	樹種	幹周(m)	樹高(m)
1	龍泉寺	モッコク	2.5	13
2	龍泉寺	スギ	3.7	25
3	楠杣庵観音寺	クスノキ	3.9	30
4	楠杣庵観音寺	クスノキ	1.2	20
5	楠杣庵観音寺	イチョウ	2.2	27
6	楠杣庵観音寺	ケヤキ	2.4	30
7	西方寺	イチョウ	3.5	26

(富田林市：第3次富田林市総合計画)

表Ⅲ-3-3 富田林市指定保存樹林

番号	名称	樹林面積(m ²)	代表的樹種
1	美具久留御魂神社	22,000	コジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキ
2	錦織神社	10,000	コジイ、スギ、ヒノキ、クノキ
3	春日神社	11,700	シリーブカガシ、アラカシ、ヒノキ、コジイ
4	瀧谷不動明王寺	13,500	アラカシ、ヒノキ、モミ、スギ、アカマツ
5	佐備神社	4,600	サカキ、クスノキ

(富田林市：第3次富田林市総合計画)

(2)昆虫

本市では石川沿いの平地部に、絶滅の危機に瀕している種や環境指標として適当なものと考えられる種など数多くの貴重な昆虫類が生息しており、なかでもハネナシアメンボは石川・佐備川の合流部付近にのみ生息し、トンボ類は市南端の石川及びその周辺の丘陵地に生息する。市内に生息している貴重な昆虫類を表Ⅲ－3－4にまとめた。

表Ⅲ－3－4 富田林市内に生息する貴重な昆虫類

番号	昆虫名	記号	選定理由
15	キイロサナエ	D	A：日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
22	キイロヤマトンボ	D	
23	ハネビロエビトンボ	D	B：分布域が国内若干の地域に限定されている種
50	カワラバッタ	D・G	
54	オオクロカメムシ	D	C：普通種であっても、北限・南限など分布限界になるとと思われる産地に分布する種
62	ハネナシアメンボ	D・G	
67	アイヌハンミョウ	D	D：当該地域において絶滅の危機に瀕している種
84	ツシマヒラタシデムシ	G	
105	アメリカジガバチ	G	G：環境指標として適当であると考えられる種
106	ギンイチモンジセセリ	D	
107	ホソバセセリ	G	

(環境庁(1981)：第2回自然環境保全基礎調査)

(3)動物

①ほ乳類

動物では、市内の山間地にタヌキ・イノシシや一部にキツネが確認される。その他、市内で生息が確認されているほ乳類を表Ⅲ－3－4にまとめた。

表Ⅲ－3－4 富田林市内に生息するほ乳類

目	科	種
モグラ	モグラ	ヒミズ
		コウベモグラ
ウサギ	ウサギ	ノウサギ
	ネズミ	アカネズミ
		ヒメネズミ
		カヤネズミ
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ
		ホンドキツネ
	イタチ	ホンドテン
		チョウセンイタチ
		ホンドイタチ
ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ

(環境庁, 1981：第2回自然環境保全基礎調査)

②鳥類

市内で生息されている鳥類は、12目30科101種である。(表Ⅲ-3-5)

これらの確認種は、河川やため池の存在という本市の自然環境の特性を反映しているものと考えられる。石川では、カワセミやセグロセキレイ、イカルチドリなどの鳥類が含まれることが特徴である。

表Ⅲ-3-5 (1) 富田林市内に生息する鳥類

目	科	種
アビ	カイツブリ	カイツブリ
ミズナギドリ	ミズナギドリ	カワウ
コウノトリ	サギ	ゴイサギ・ササゴイ・アマサギ・ダイサギ コサギ
	トキ	アオサギ・オシドリ・マガモ・カルガモ コガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ ヒドリガモ・アメリカヒドリ・オナガガモ ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ スズガモ
ワシタカ	ワシタカ	ミサゴ・ハチクマ・トビ・オオタカ・ツミ ハイタカ・ノスリ・サシバ
	ハヤブサ	ハヤブサ
キジ	キジ	コジュケイ・キジ
ツル	クイナ	バン
チドリ	タマシギ	オオバン
	チドリ	イカルチドリ・ケリ
	ツギ	ハマシギ・クサシギ・キアシシギ・イソシギ タシギ
	カモメ	ユリカモメ・コアジサシ・キジバト アオバト
ホトトギス	ホトトギス	ホトトギス
フクロウ	フクロウ	アオバズク・フクロウ
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ・アマツバメ・ヤマセミ アカショウビン・カワセミ
キツツキ	キツツキ	アリスイ・コゲラ
スズメ	ヒバリ	ヒバリ・ツバメ・コシアカツバメ イワツバメ・キセキレイ・ハクセキレイ ゼグロセキレイ ビンズイ・タヒバリ
	サンショウクイ	サンショウクイ
	ヒヨドリ	ヒヨドリ

表Ⅲ-3-5 (2) 富田林市内に生息する鳥類

目	科	種
スズメ	モズ	モズ
	レンジャク	キレンジャク・ヒレンジャク
	ヒタキ	ルリビタキ・ジョウビタキ・トラツグミ アカハラ・シロハラ・ツグミ・ヤブサメ ウグイス・コヨシキリ・オオヨシキリ センダイムシクイ・セッカ・サメビタキ コサメビタキ
	エナガ	エナガ
	シジュウカラ	ヤマガラ・シジュウカラ
	メジロ	メジロ
	ホオジロ	ホオジロ・カシラダカ・アオジ・クロジ オオジュリン
	アトリ	カワラヒラ・ベニマシコ・ウソ・イカル シメ
	ハタオリドリ	スズメ・ムクドリ
	カラス	ハシボソガラス・ハシブトガラス

(日本野鳥の会大阪支部(1990) 大阪の野鳥VOL.5)

③両生類・は虫類

本市ではオオサンショウウオが千早川の最下流付近で限られた範囲に生息し、また、カスミサンショウウオは横山地区の沢筋で確認されている。これらは絶滅の恐れのある種、学術上重要な種に指定されている。(表Ⅲ-3-6)

表Ⅲ-3-6 富田林市内に生息する両生類・は虫類

種略号	種名
Uq	オオサンショウウオ
Uf	カスミサンショウウオ

(環境庁(1981)：第2自然環境保全基礎調査)

④淡水魚類

淡水魚類は、喜志町の一部にイトモロコが生息し、絶滅の恐れのある種、学術上重要な種に指定されている（表Ⅲ－３－７）。また、市民団体により金剛大橋と河南橋付近で確認されている淡水魚類を表Ⅲ－３－８に示す。

表Ⅲ－３－７ 富田林市内に生息する淡水魚類の貴重種

種略号	種名
Sg	イトモロコ

(環境庁(1981)：第2自然環境保全基礎調査)

表Ⅲ－３－８ 富田林市内に生息する淡水魚類

場所	種名
金剛大橋・河南橋	カマツカ
金剛大橋・河南橋	タモロコ
金剛大橋・河南橋	オイカワ
金剛大橋・河南橋	ギンブナ
金剛大橋・河南橋	マナマズ
河南橋	タカハヤ
河南橋	ゲンゴロウブナ

(大阪陸水研究会(1993)：大阪府下の川と魚)

(4)水生生物

①水生昆虫

水生昆虫は、石川の金剛大橋と河南橋に6種類確認されている。金剛大橋での優占種はトビイロコカゲロウで平均現存量は1,222mg(1992年)である。河南橋での優占種はユスリカ科で平均現存量は737mg(1992年)である。市民団体により金剛大橋と河南橋において確認されている水生昆虫を表Ⅲ-3-9に示す。

表Ⅲ-3-9 富田林市内に生息する水生昆虫

場 所	種 名
金剛大橋・河南橋	トビイロコカゲロウ
金剛大橋・河南橋	コガタシマトビゲラ
金剛大橋・河南橋	ユスリカ科
金 剛 大 橋	ウルマーシマトビゲラ (幼)
金 剛 大 橋	エリオセラSP
金 剛 大 橋	アントカ属

(大阪陸水研究会 (1993) : 大阪府下の川と魚)

②底生動物

底生動物では、金剛大橋と河南橋で3種類確認された。その他、市民団体により生息が確認されている底生動物を表Ⅲ-3-10にまとめた。

表Ⅲ-3-10 富田林市内に生息する底生動物

場所	種名
金剛大橋・河南橋	ミズムシ
金剛大橋・河南橋	ヒル類
金剛大橋・河南橋	イトミミズ
河 南 橋	サカマキガイ

(大阪陸水研究会 (1993) : 大阪府下の川と魚)

③藻類

藻類は石川の金剛大橋と河南橋で21種類確認されている。金剛大橋では1987年に44%あったラン藻類が1992年ではほぼ絶滅してしまい、逆に珪藻類が73%を占めるようになっている。河南橋でも1987年には22%であった緑藻類が1992年には91%に増加している。これらは、水量の変化、栄養塩類の変動、水温の変動など環境要因の変動が進行していることが影響しているものと考えられる。市民団体により金剛大橋と河南橋において確認されている藻類を表Ⅲ-3-11にまとめた。

表Ⅲ-3-11 富田林市内で確認される藻類

場 所	種 名
金剛大橋・河南橋	M. sp. ? (ケイ類)
金剛大橋・河南橋	F. virescence? (ケイ類)
金剛大橋・河南橋	Navicula cryptocephala (ケイ類)
金剛大橋・河南橋	N. palea (ケイ類)
金 剛 大 橋	Merismopedia glauca (ラン類)
金 剛 大 橋	Synedra ulna (ケイ類)
金 剛 大 橋	Frusturia rhomboides var. saxonica (ケイ類)
金 剛 大 橋	Hydrocera triquetra (ケイ類)
金 剛 大 橋	Cladophora sp. (緑藻)
金 剛 大 橋	Closterium leibleinii(緑藻)
金 剛 大 橋	C. sp. (緑藻)
金 剛 大 橋	S. acutus var. antennitormis(緑藻)
金 剛 大 橋	S. acutus var. alterans(緑藻)
金 剛 大 橋	S. acutus f. tetradesmiformis(緑藻)
河 南 橋	Homoeothix janthina (ラン藻)
河 南 橋	Chaetophora clegans(緑藻)
河 南 橋	Scenedesmus acutus (緑藻)

(大阪陸水研究会 (1993) : 大阪府下の川と魚)

2) レクリエーション施設等の状況

自然とふれあうためのレクリエーション施設としては、石川沿いの石川サイクリングロード、市域をめぐる河内ふるさとの道、青少年教育キャンプ場、南東部には大規模な総合スポーツ公園が整備されている。石川沿いや住宅区域にはグラウンドやテニスコートなどの施設が整備され、市民の憩いの場・スポーツ施設として利用されている。主な施設を表Ⅲ-3-12に示す。

表Ⅲ-3-12 富田林市のレクリエーション施設

施設名	種別	所在地
喜志プール	プール	喜志町1-5-29
喜志グラウンド	グラウンド	
石川河川敷喜志グラウンド	グラウンド	西条町西1-994先(石川河川敷東側)
石川大伴グラウンド	グラウンド	大字北大伴612-4番地先(石川河川敷東側)
大伴プール	プール	山中田町1-5-8
石川河川敷川西グラウンド	グラウンド	西板持町1-126番地先(石川河川敷東側)
石川河川敷西板持グラウンド	グラウンド	西板持町4丁目4番地先(石川河川敷西側)
石川河川敷錦織テニスコート	テニスコート	錦織東2丁目296番地先(石川河川敷西側)
青少年教育キャンプ場	キャンプ場	大字伏見堂1004-25
中野テニスコート	テニスコート	中野町西1-391番地外
総合体育館	体育館	美山台4-1
川西プール	プール	桜ヶ丘町4-7
金剛東テニスコート	テニスコート	向陽台3-2
金剛東グラウンド	グラウンド	
金剛プール	プール	久野喜台2-2-2
青少年スポーツホール	競技場	
金剛テニスコート	テニスコート	
金剛中央グラウンド	グラウンド	
津々山台テニスコート	テニスコート	津々山台2-8
津々山台第2テニスコート	テニスコート	津々山台4-73
総合スポーツ公園	多目的競技場	大字佐備2467-1

(富田林市(1999)'99とんだばやし市政概要)

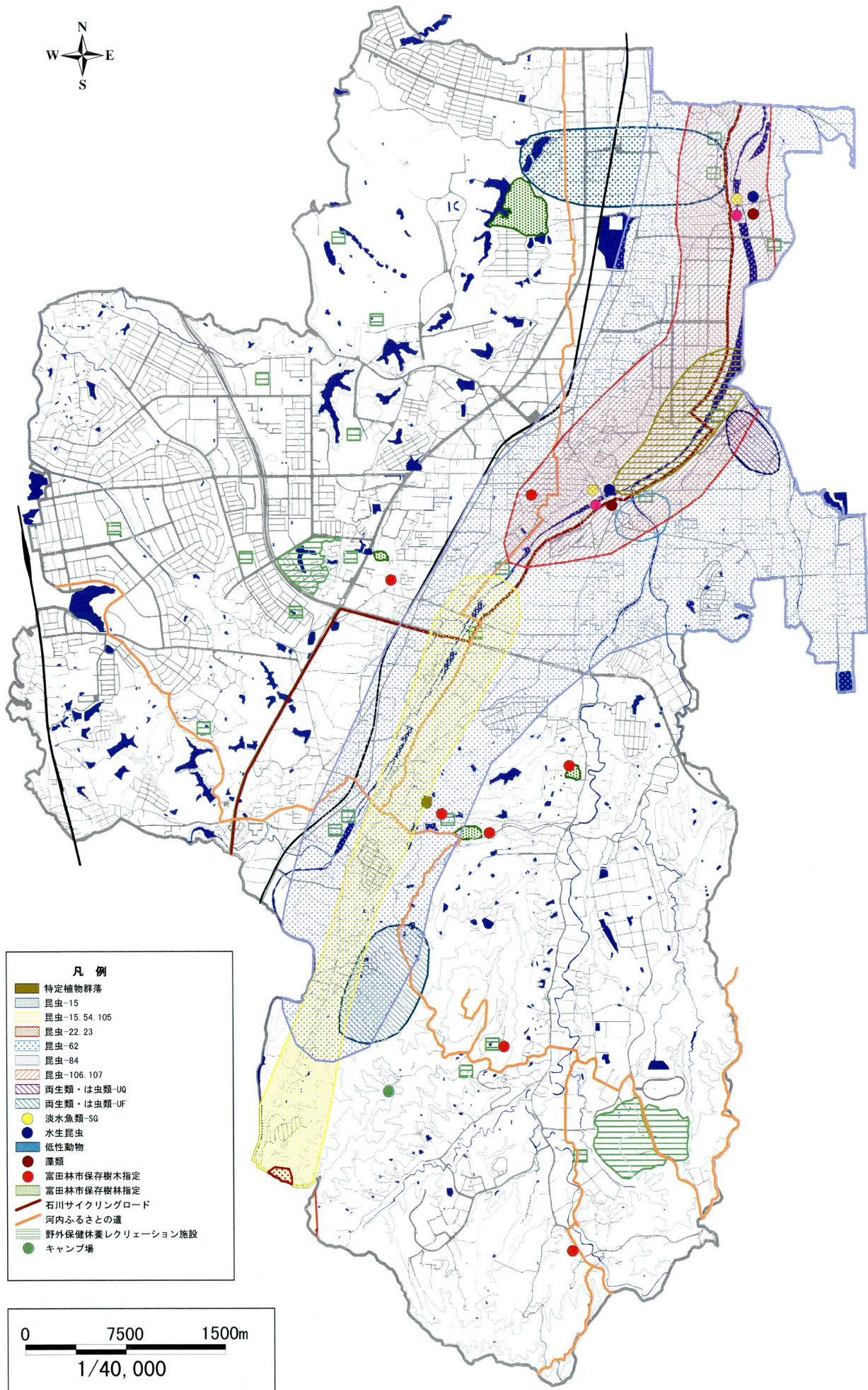
調査方法と区分基準

■ 調査方法

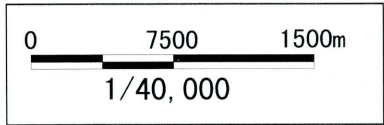
環境庁発行の「現存植生図(1981)」や「第2回・第3回自然環境保全基礎調査(1981・1989)」、「富田林市文化観光ガイド」などを参考に、「自然環境図」(1/10,000)を作成した。

■ 区分基準

大分類	小分類	内 容
貴重自然分布状況	特定植物群落	環境庁指定の特定植物群落
	貴重な動植物	珍しい植生・昆虫類・両生類・は虫類 淡水魚類・水生生物
その他		キャンプ場・レクリエーション施設・サイ クリングロード 等



- 凡例**
- 特定植物群落
 - 昆虫-15
 - 昆虫-15, 54, 105
 - 昆虫-22, 23
 - 昆虫-62
 - 昆虫-84
 - 昆虫-106, 107
 - 両生類・は虫類-UQ
 - 両生類・は虫類-UF
 - 淡水魚類-SG
 - 水生昆虫
 - 低性動物
 - 藻類
 - 富田林市保存樹木指定
 - 富田林市保存樹木指定
 - 石川サイクリングロード
 - 河内ふるさとの道
 - 野外保健休養レクリエーション施設
 - キャンプ場



図Ⅲ-3-1 自然環境図

4. 文化遺産の状況

1) 文化遺産の状況

富田林市は富田林寺内町に代表されるように、南河内の中心地として古くから発達してきた。このため、市内には多くの国・府指定の史跡・天然記念物・文化財・名勝・遺跡等が残されている。また、本市を南北に東高野街道が縦断しており、古くから交通の要衝であったこともうかがわれる。市内で国・府により指定された文化遺産を表Ⅲ-4-1にまとめた。現在のところ、本市には文化財保護条例が制定されていないため、市指定の文化遺産は存在しない。

国指定の文化遺産としては、重要文化財の建造物として龍泉寺仁王門・錦織神社本殿ほか・旧杉山家住宅が指定されており、これ以外に瀧谷不動明王寺二童子立像不動明王が工芸品、龍泉寺庭園が名勝、十三重塔が重要美術品として指定されている。また、平成14年12月には、新堂廃寺、オガンジ池瓦窯、お亀石古墳が「大阪平野南部、大和川支流の石川が形成した河岸段丘上に所在する飛鳥時代前半創建の古代寺院跡と、寺院に瓦を供給した釜跡、新堂廃寺の創建に関わった人物のものと想定される終末期古墳。寺院、窯跡、古墳が有機的な関連を持ち、近接して所在する例は極めて貴重」との理由で、本市では初めて国指定の史跡に選定されている。

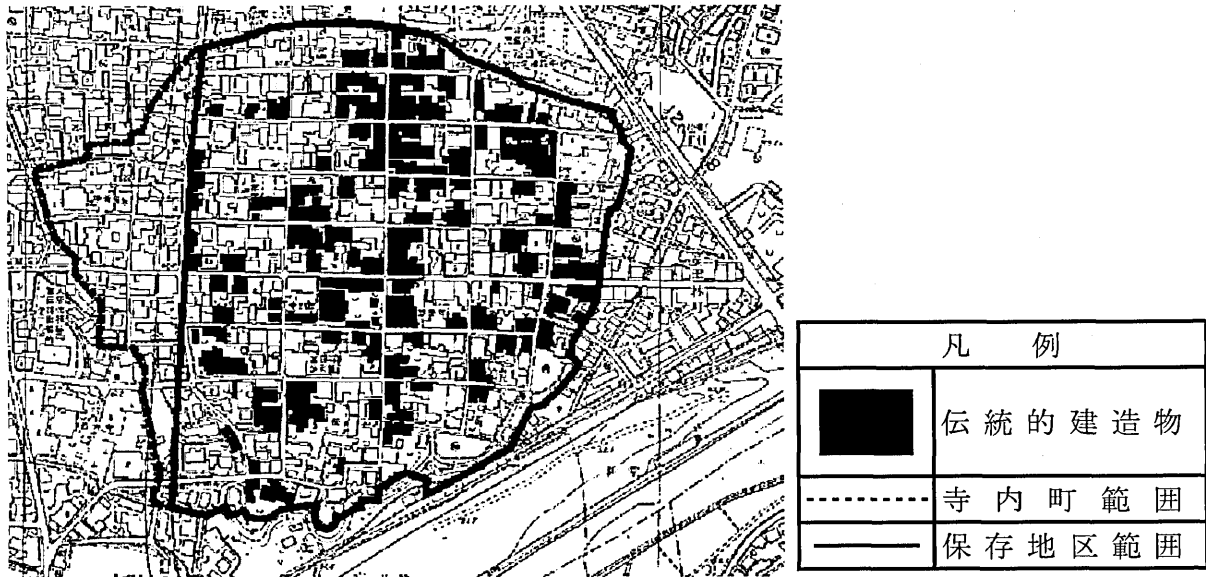
府条例指定のものとしては、仲村家住宅・お背板 石造地蔵菩薩立像が有形文化財に、また、府規則指定のものとして、水郡邸・東高野街道錦織一里塚が史跡に指定されている。

また、市域では埋蔵文化財包蔵地も数多く分布している。市内に117の包蔵地が確認されており、石川の兩岸に多く見られる。特に石川の氾濫原を除く台地部は大部分が包蔵地に分類される。これに対し、古墳や遺跡は丘陵地に集中して分布している。

市の中心にある寺内町は、江戸期には周辺地域の流通拠点として発展し、その後も行政・商業の中心地として発展し、今に残る町並みの美しさは往時の面影を伝えている。

(1) 寺内町の町並み

本市のほぼ中心に位置する富田林寺内町は東西・南北とも約350mの間に600軒の町家が立ち並んでいる。中でも旧杉山家は富田林寺内町の創設にかかわり江戸時代中期以降は、造り酒屋として栄え国の重要文化財に指定されている。その優れた佇まいは町家建築として大変貴重な遺構であるといわれている。その他にも葛原家の三階倉・田守家の土蔵・興正寺別院・仲村家住宅などがあり、本市の観光エリアとして人気を集めている。



図Ⅲ－４－２ 重要伝統的建造物群保存地区の範囲および伝統的建造物の位置

調査方法と区分基準

■ 調査方法

富田林市文化財保護課発行の「富田林市遺跡分布図平成12年」等の資料に基づき「文化遺産分布現況図」(縮尺1/10,000)を作成し、さらに表Ⅲ－４－1にまとめた。また、寺内町については文化遺産として重要であることから、「富田林寺内町伝統的建造物群保存地区における建築基準法表の対策検討調査」等の結果を利用して、特に詳細に把握した。

■ 区分基準

分 類	区 分
史跡・文化財 天然記念物・名勝	国・府指定に区分して表示
埋蔵文化財包蔵地	包蔵地の範囲を表示
重要伝統的建造物群保存地区	区域を表示
旧街道	旧街道を表示

表Ⅲ－４－１（１） 富田林市内の文化遺産（国・府・市指定分）

指定機関	種別	番号	名称
国指定	名勝	90	龍泉寺庭園
	重要美術品	59	石造十三重塔
	史跡	17	新堂廃寺跡
		18	オガンジ池窯跡
		19	お亀石古墳
	重要文化財(建造物)	30	旧杉山家住宅
		40	錦織神社本殿ほか
		90	龍泉寺仁王門
	工芸品		瀧谷不動明王寺二童立像不動明王
その他		重要伝統的建造物群保存地区	
府条例指定	有形文化財	31	仲村家住宅
		32	お背板 石造地蔵菩薩立像
府規則指定	史跡	44	水郡邸
		136	東高野街道 錦織一里塚
埋蔵文化財包蔵地	範囲を表示	1	喜志遺跡
		2	喜志西遺跡
		6	喜志南遺跡
		13	粟ヶ池古墳
		14	桜井遺跡
		15	中野北遺跡
		16	中野遺跡
		17	新堂廃寺跡
		20	中野古墳推定地
		21	新堂遺跡
		23	新堂南遺跡
		25	毛人谷城跡
		26	毛人谷遺跡
		27	堀ノ内遺跡
		28	畑ヶ田遺跡
		29	富田林寺内町遺跡
		33	小金平古墳
		37	太郎池遺跡
		38	トユノ浦遺跡
		39	新家遺跡
41	錦織神社境内遺跡		
43	甲田遺跡		
45	甲田南遺跡		
47	錦織遺跡		

表Ⅲ－４－１（２） 富田林市内の文化遺産（国・府・市指定分）

指定機関	種別	番号	名称
埋蔵文化財包蔵地	範囲を表示	48	錦織廃寺
		49	西板持遺跡
		50	梅田遺跡
		52	別井遺跡
		53	西大寺山古墳群
		56	山中田北遺跡
		61	柿ヶ坪遺跡（下佐備北遺跡）
		66	下佐備南遺跡
		67	尾平遺跡
		68	寛弘寺遺跡
		70	佐備神社西遺跡
		71	彼方遺跡滝谷A地点遺跡
		74	滝谷A地点遺跡
		75	滝谷B地点遺跡
		77	彼方西遺跡
		78	柳谷池南遺跡
		79	イタイゴ古墳群
		80	佐備川西岸遺跡
		81	岸之本遺跡
		82	岸之本南遺跡
		83	竜泉東遺跡
		84	佐備川A地点遺跡
		85	佐備川B地点遺跡
		86	甘南備遺跡
		88	浦川東遺跡（佐備川遺跡）
		89	嶽山遺跡
		93	嶽山山頂遺跡
		94	龍泉寺城跡
		96	嶽山古墳群
		20	金胎寺山遺跡
		121	田中古墳群
		127	滝谷南古墳群
128	奥ノ谷古墳群		
129	外子遺跡		
130	西野字々古墳群		
137	市村北遺跡		
139	錦織南遺跡		
142	錦織公園遺跡		

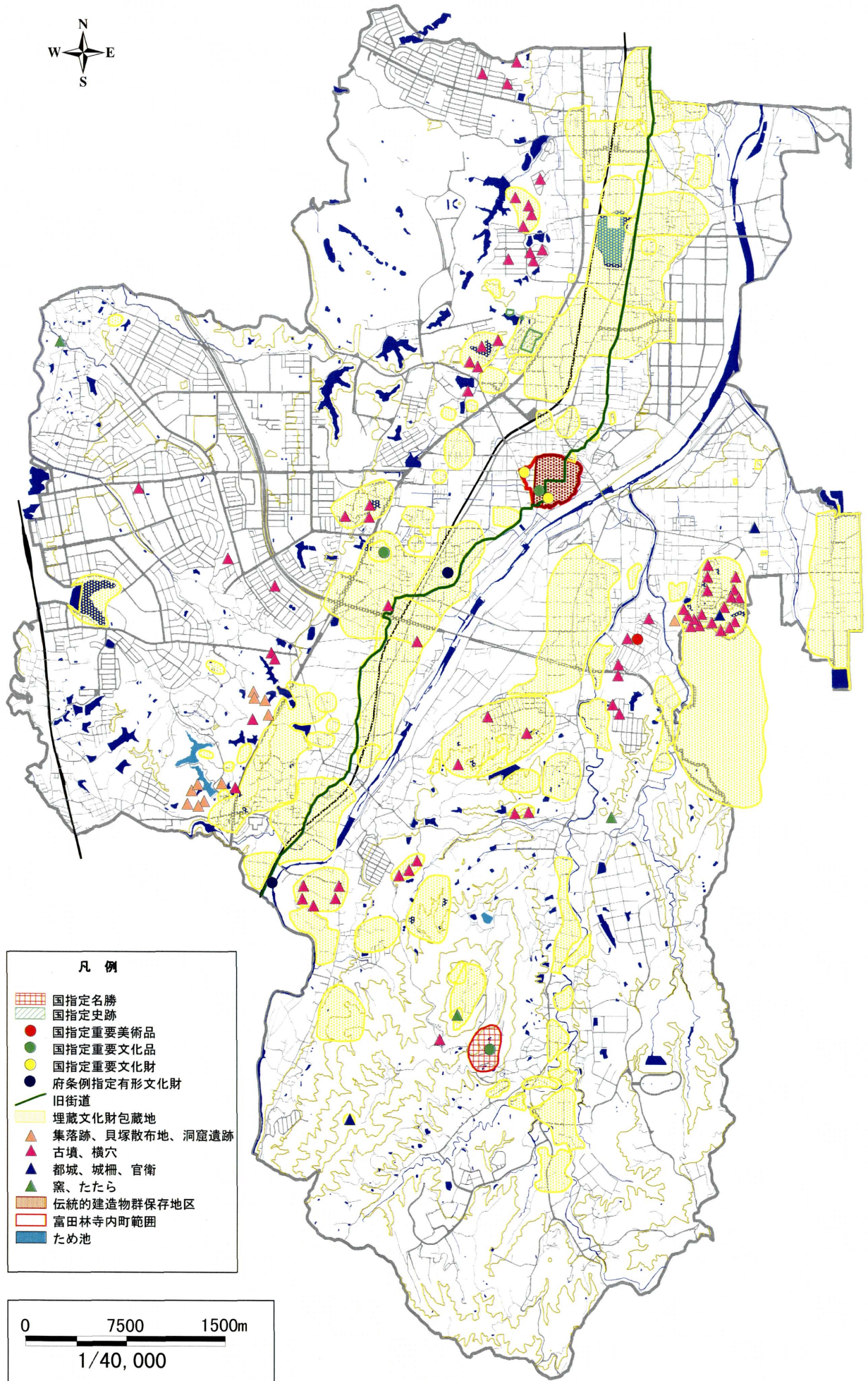
表Ⅲ－４－１（３） 富田林市内の文化遺産（国・府・市指定分）

指定機関	種 別	番号	名 称
埋蔵文化財包蔵地	範囲を表示	149	寺ヶ池遺跡
		153	五軒家遺跡
		154	喜志城跡
		155	桜井北遺跡
		156	錦聖遺跡
		157	細井廃寺
		158	寺池遺跡
		159	畑ヶ田南遺跡
		160	毛人谷南遺跡
		161	中野西遺跡
		162	明楽遺跡
		163	寺内町北遺跡
		164	谷川遺跡
		165	畑田東遺跡
		166	北大伴遺跡（A地区）
		167	西明寺遺跡
		168	北大伴遺跡（B地区）
		169	南大伴遺跡
170	栗ヶ池西遺跡		
集落跡、貝塚、 散布地、洞穴遺跡	範囲を表示	58	平木遺跡（山中田南遺跡）
		140	赤穂池南遺跡
古墳、横穴	範囲を表示	3	茶臼山古墳
		4	平1号古墳
		5	平2号古墳
		7	鍋塚古墳
		8	宮神社裏山古墳群
		9	真名井古墳
		10	宮前山古墳1号墳
		11	宮前山古墳2号墳
		12	宮前山古墳3号墳
		22	新堂古墳群
		24	六反池古墳
		33	だいだい池火葬墓
		35	宮林古墳
		36	小金平古墳
		42	新家古墳
		46	川西古墳
54	西大寺山北古墳		

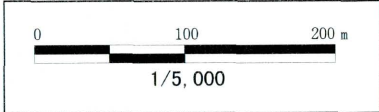
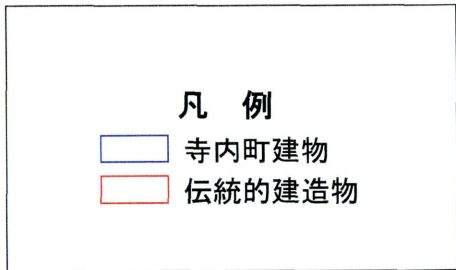
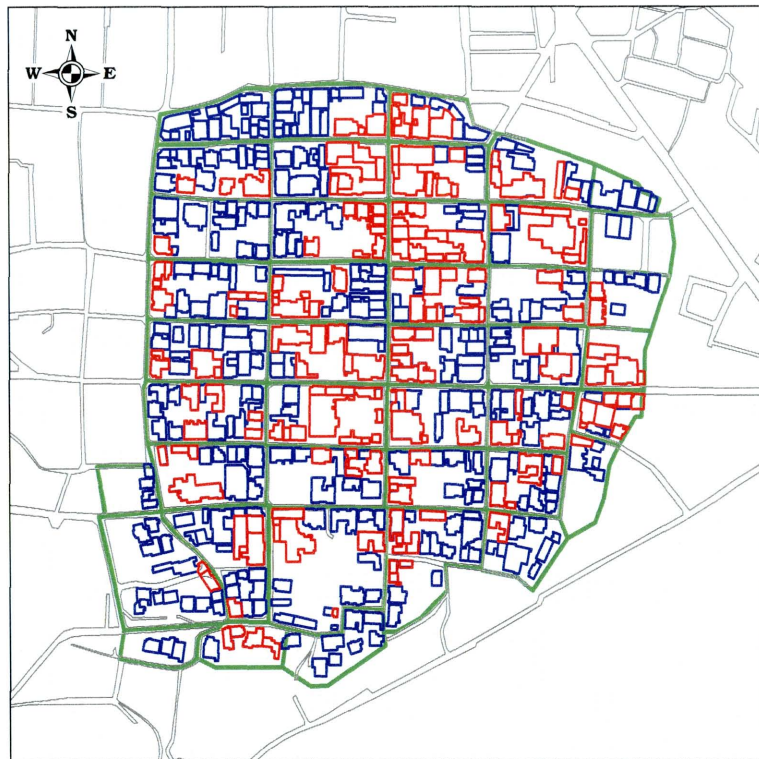
表Ⅲ－４－１（４） 富田林市内の文化遺産（国・府・市指定分）

指定機関	種別	番号	名称
古墳、横穴	範囲を表示	57	板持丸山古墳
		60	板持4号墳
		62	板持古墳
		63	板持1号墳
		64	板持2号墳
		65	板持3号墳
		72	彼方丸山古墳
		73	楠風台古墳
		76	滝谷古墳
		91	竜泉古墓
		141	堂ノ山古墳
		143	南坪池古墳
		144	廿山古墳
		145	二本松古墳
		147	廿山北古墳
都城、城柵、官衛	範囲を表示	51	円照寺跡
		55	溝山城跡
		95	金胎寺城跡
窯、たたら	範囲を表示	69	中佐備窯跡
		92	嶽山窯跡
		152	五軒家窯跡
旧街道	範囲を表示	1001	東高野街道

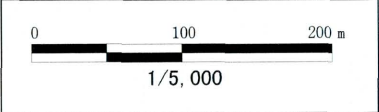
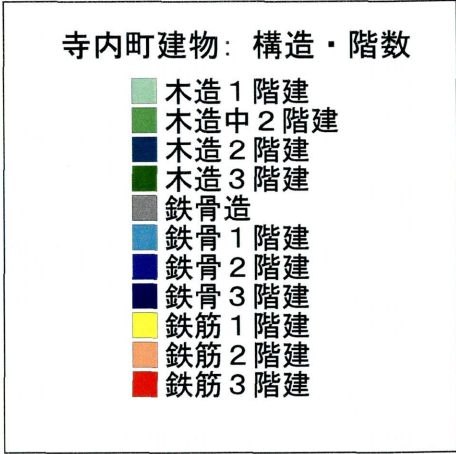
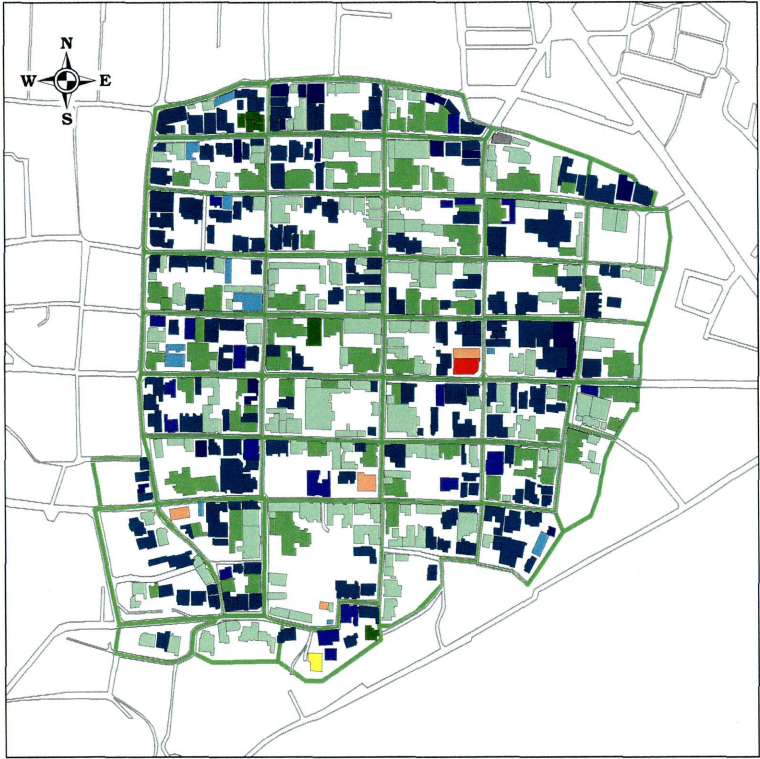
（「富田林市遺跡分布図平成12年」より作成）



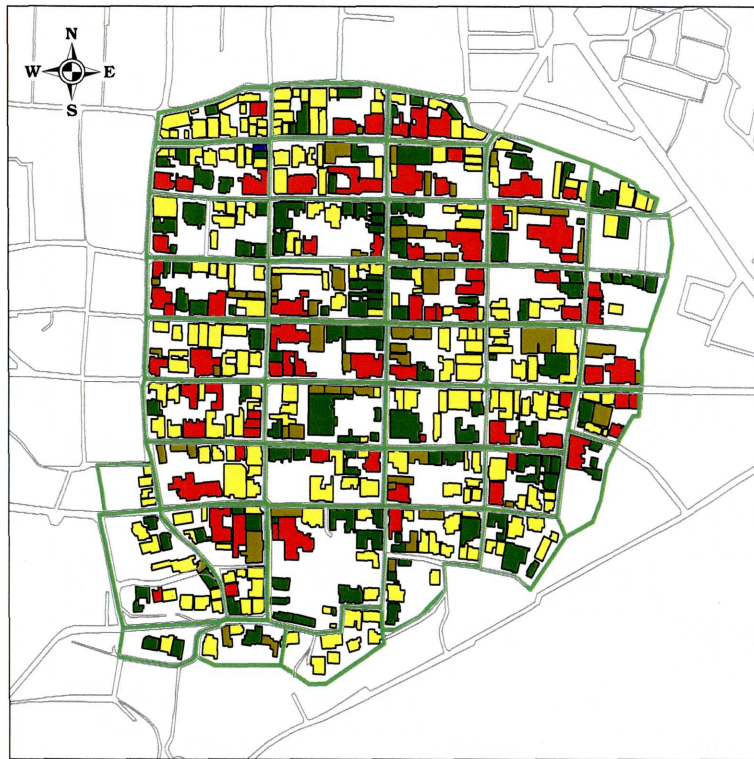
図Ⅲ-4-1 文化遺産分布現況図



図Ⅲ-4-2 (1) 文化遺産分布現況図 (寺内町建物：伝統的建造物)

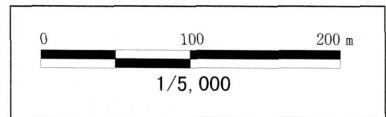


図Ⅲ-4-2 (2) 文化遺産分布現況図 (寺内町建物：構造・階数)

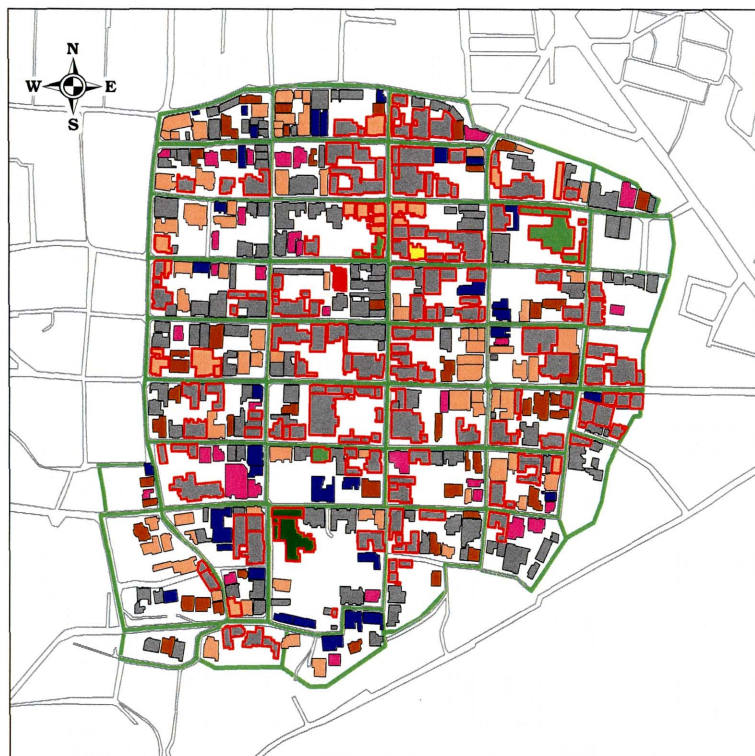


寺内町建物：法23条関連

- 1F真壁・2F大壁造
- 真壁造
- 真壁造・大壁造・その他
- 大壁造・その他
- 土蔵

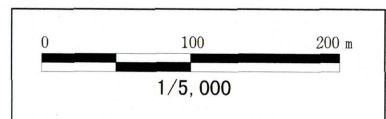


図Ⅲ-4-2(3) 文化遺産分布現況図(寺内町建物：法23条関連)



寺内町建物：建築年

- 明治期
- 大正期
- 昭和元年～昭和44年
- 昭和45年～昭和57年
- 昭和58年～昭和63年
- 平成元年以降
- 弘化3年(1846年)
- 天明3年(1783年)
- 不明



図Ⅲ-4-2(4) 文化遺産分布現況図(寺内町建物：建築年数)

■ 土地利用診断評価編

■ 土地利用診断評価編

I 土地利用診断評価の概要

1. 土地利用診断評価の概要

1) 土地利用診断評価の方針

土地分類調査（細部調査）は、土地をその利用の可能性により分類することを目的に、土地利用の現況と地形・表層地質・土壌及び土地に関する自然条件要素等を調査するものであり、それらの基礎的資料の集約を第一の柱としている。

土地利用診断評価は、現況調査編で集約した土地及び土地利用に関する各種の情報を開析・整理するもので、土地がもつ特徴や特殊性を抽出することで、本市の今後の土地利用についての参考資料とするものである。

市街化の進んだ北部・中央部の低地や西部の丘陵地から山地・丘陵地を主体とする東部・南部地域まで、様々な地域からなる本市は、土地利用に対する土地条件の影響及び制約が大きい。土地利用診断評価に当たっては、自然条件評価（自然災害危険性評価、開発条件評価）、保全的土地利用診断、農地利用診断、林地利用診断及び都市的土地利用診断を行い、市域の保全的利用、農地利用、林地利用、都市的土地利用全般にわたって検討する。

なお、現況調査編における各種情報は、主に本市が所有する既存の調査結果を集約したものであり、それぞれのデータ作成時期が異なること、古い時期に作成されたデータも含まれることから、市の現況がすべて正確に表現できているわけではない。一方、本診断評価では、それぞれのデータの作成時点での情報を唯一正当なものとして取り扱っており、データ作成以後の本市の土地利用の変化や自然環境・生活環境の変化について考慮したものではないことから、現況における正当な評価とは異なる場合があることに留意が必要である。

2. 土地利用診断評価の構成

土地利用診断評価作業の全体構成を図－1に、土地利用診断評価項目と診断指標を表－1に示す。

1) 土地の自然的・基盤的な条件に関する評価

地形・地質からみた自然災害の発生危険性や開発条件など、土地の基盤的な自然条件を評価するもので、ここでは「自然災害危険性評価」と「開発条件評価」とを行う。

いずれも土地の基礎的な性向を自然災害危険性・土工難易性といった一定の視点から整理・評価するもので、土地利用の基礎情報を提供するものである。

2) 土地利用現況に関する診断評価

土地利用を土地条件や土地利用形態の実態から評価し、土地利用の適性や再編成の方向・整備課題等を明らかにするもので、保全的土地利用・農地利用・林地利用・都市的土地利用の各々の観点から診断・評価を行う。

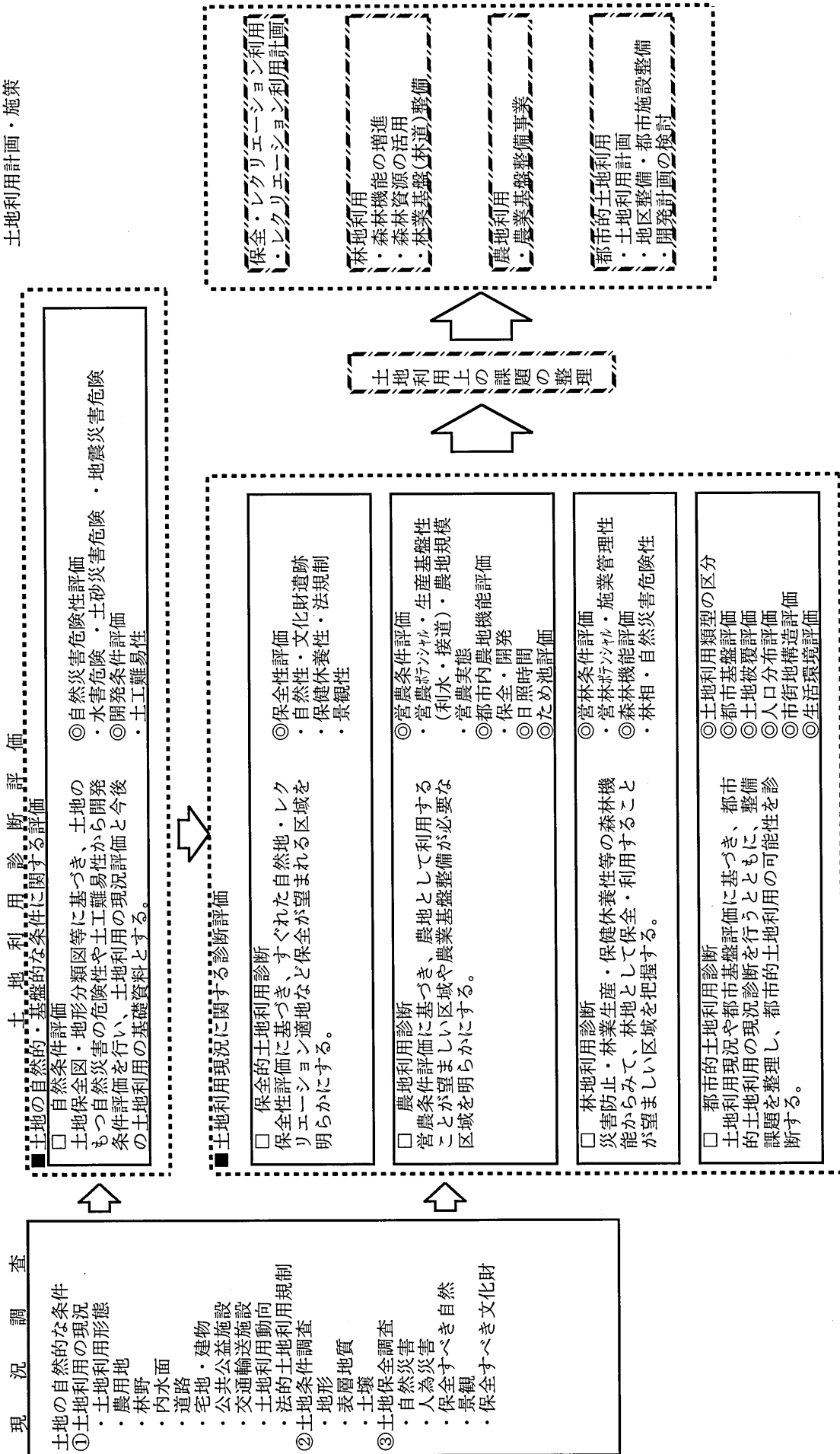


図-1 土地利用診断評価の全体フロー

表一-1 土地利用診断評価項目と診断指標

診断項目	評価の視点	評価指標	標準	基礎資料																						
				土地利用現況図	営農生産現況図	営林現況図	市街地構成 現況図 建物新旧 道路形態 建物形態	建物用途現況図	交通輸送施設現況図	水文水利現況図	公共施設施設現況図	土地利用動向図	法的土地利用規制等現況図	地形分類図	表層地質図	土壤図	土地保全図	人為災害状況図	自然環境図	文化遺産分布現況図						
自然条件評価	自然災害危険性評価	水害、土砂災害、地震災害																								
保全的 土地利用 診断	開発条件評価	土工難易性・地盤条件	優れた自然・植生自然度																							
	保全性評価	文化財・遺跡 保健・休養性 法規制 景観性	文化財・遺跡・歴史的風土 レクリエーション施設 環境保全関係法等規制 可視領域																							
農地 利用 診断	営農条件 評価	営農ポテンシャル	営農ポテンシャル(土壌・傾斜)																							
		生産基盤性	接道条件・利水条件																							
		農地の規模	団地の規模																							
		営農の実態	農地の状況																							
		農地の安全性	営農条件																							
		農地の開発性	周辺区域の開発圧(農転面積)																							
林地 利用 診断	日照時間 の 評価	日照時間	各季節の日照時間																							
		ため池の評価	機能評価	集水域・利水域の農地面積																						
		営林条件評価	営林ポテンシャル	営林ポテンシャル(土壌・傾斜)																						
		森林 機能 評価	施業管理性	傾斜条件・林道条件																						
			林相	自然林・人工林																						
		都市的 土地利用 診断	土地 被覆 評価	自然災害危険性	土砂災害																					
市街地形成過程	市街地形成年代・市街化率																									
都市的 土地利用 診断	都市 基盤 評価	土地被覆の状況	道路率・狭小道路率																							
		都市整備水準	上下水道整備水準																							
		人口分布の評価	人口分布の状況	密度・高齢者・災害弱者																						
		市街地構造評価	老朽木造家屋・狭小道路の分布と人口分布																							
		生活環境 評価	安全性	市街地構造: 建築物・用途の混在・通り・歩道																						
			利便性	公共サービス: 教育・医療																						
都市的 土地利用 診断	快 適性	商業サービス: 商業																								
		交通サービス: 鉄道・バス・道路																								
都市的 土地利用 診断	快 適性	住宅の水準: 老朽度・住宅の広さ																								
		居住の水準: 建物密集度・用途の混在																								

II 自然条件評価

自然条件評価は、地形・地質等の土地の基盤条件や、自然災害のような土地のもつ属性を評価・整理することにより、土地利用等を検討する場合において、土地の基礎的な情報を提供するものである。ここでは、自然災害危険性と土地の自然条件から見た開発時の土工難易性について検討した。

1. 自然災害危険性評価

1) 自然災害危険性評価の考え方

本市における自然災害要素としては、水害、土砂災害および地震災害があげられる。これらの自然災害は、土地のもつ自然条件に大きく影響を受けるものである。そこで、自然災害の危険性を、地形・地質といった「場の条件」から評価することとした。土地条件区分を自然災害特性等を参考に再区分し、表Ⅱ-1-1に示すような基準を設けて評価した。

表Ⅱ-1-1 土地条件と自然災害要素との関係

土地条件区分		自然災害要素										災害と地形・地盤との関係 ◎：災害の発生が十分予想される地域 ○：災害の発生の可能性がある地域 △：災害要素のある地域		
		水害				土砂災害			地震災害					
		内水氾濫	外水氾濫	ため池氾濫	高潮	災害危険性評価	崩壊	土石流	地すべり	災害危険性評価	地盤の液状化		地震動の増幅	災害危険性評価
山地・丘陵地	小起伏山地					I	○	○	○	III			I	土砂災害の可能性はある
	大起伏丘陵地					I	○	○	○	III			I	〃
	小起伏丘陵地					I	○	△	○	III			I	〃
台地	上位段丘					I				I		△	II	災害に対する危険性は低い
	中位段丘			△		II				I		△	II	水路沿いでは水害の可能性はある
	下位段丘	△		△		II				I		△	II	〃
低地	氾濫原・谷底平野	◎	◎	◎	△	IV				I	○	○	III	地盤が低く浸水被害の可能性はある
特殊地形	崖錐					I	◎	◎	○	IV		△	II	土砂災害の影響を受けやすい
	人工地形(盛土)					I				I	○	◎	IV	地盤災害が生じやすい
	人工地形(一般)					I				I			I	災害に対する危険性は低い

ランクⅠ：自然災害要素がほとんどなく、比較的安全と考えられる地域

ランクⅡ：留意すべき災害要素のある地域

ランクⅢ：条件により災害発生の可能性があり、土地利用に際しては注意を要する地域

ランクⅣ：災害の発生が十分予想される地域または災害履歴のある地域

2) 自然災害危険性評価の結果

(1) 水害の危険性

水害については石川や佐備川、宇奈田川、千早川などの河川に沿って形成されている氾濫原・谷底平野で外水氾濫・内水氾濫の危険性が高いと考えられるが、その他の地域は下位段丘以上となっており、現河床からの比高が数m程度は確保されていることから、水害に対する危険性は小さいといえる。ただし、段丘面や丘陵地に分布しているため池が氾濫した場合にはこれら段丘面上の地域でも水害の影響が出る可能性があることから、ため池より下流側の地域では若干の注意が必要である。その他、人工造成により下流部が埋め立てられている谷についても、排水不良等により湛水被害が生じる可能性があるため、排水施設については定期的な点検が必要である。

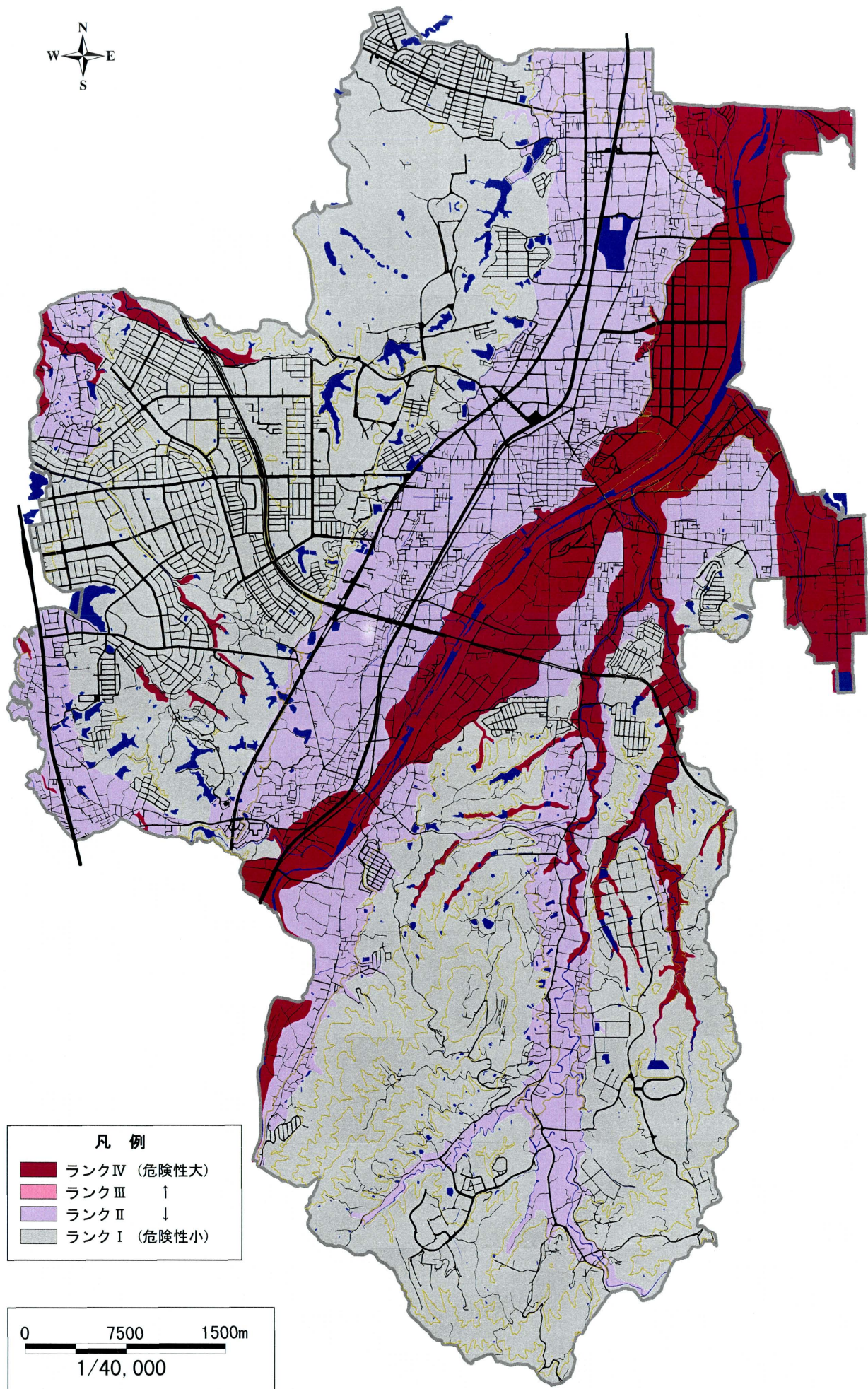
(2) 土砂災害の危険性

土砂災害については、主に南部の山間地の谷や斜面下部に形成されている崖錐で危険性が高くなっている。崖錐は本来、斜面から供給される崩積土によって形成されており、これらの分布範囲では継続的に土砂が供給されているものと考えられることから、今後も土砂災害に襲われやすい土地だといえる。また、山地や丘陵地などでは土砂災害が発生する可能性がある急傾斜の斜面が広く分布している。

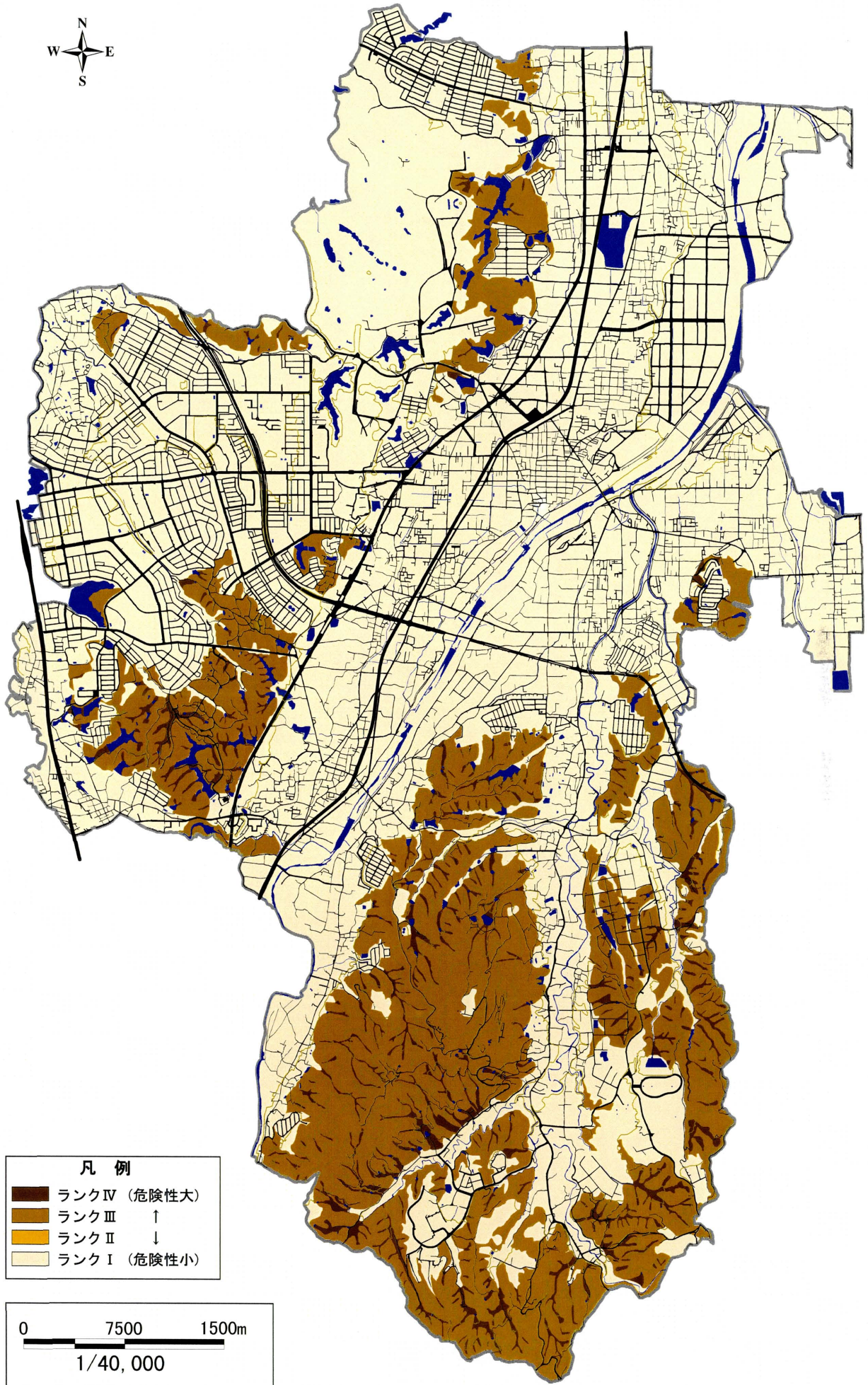
なお、図では比較的危険性が小さいと評価された地域でも、危険性が高いと評価された地域に隣接する箇所では移動してきた土砂の影響を受ける可能性があることから注意が必要である。

(3) 地震災害の危険性

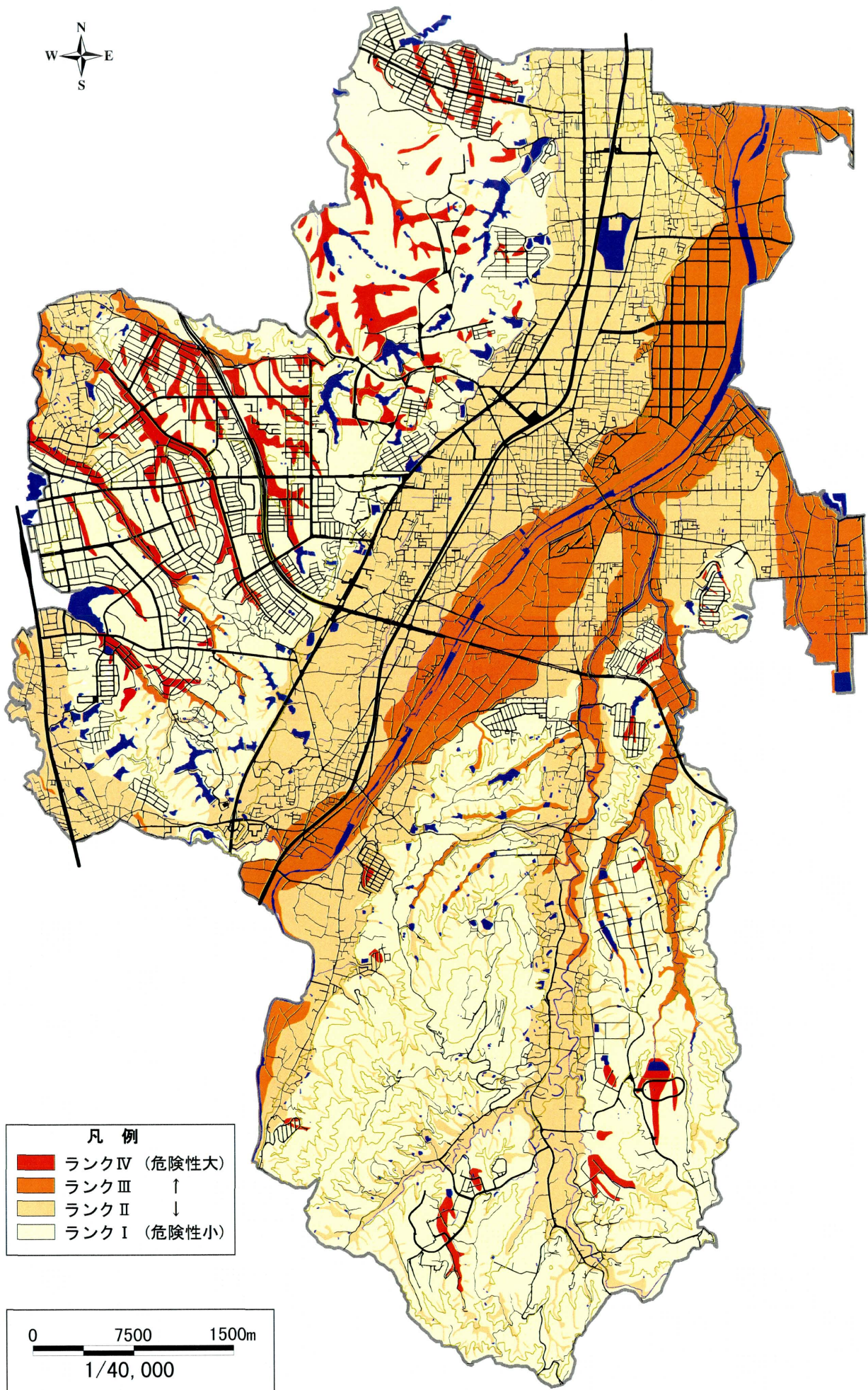
地震災害については、市域では西部の丘陵地を造成した際に谷を埋め立てた箇所では危険性が高くなっている。これは、地震時には地震動の増幅や不同沈下などの地盤の変形が生じやすいものと考えられるからである。現況の地形図と開発以前の地形図を比較した結果から、これらの地域では場所によって十数mの盛土となっている箇所もみられ、相対的な危険性はより高くなっていると評価できる。次いで危険性があると評価されたのは石川や佐備川、千早川沿いの氾濫原・谷底平野であるが、これらの地域で局所的に地下浅いところに砂層が堆積しているような場合には、液状化による影響を受ける可能性があるため注意が必要である。その他の地域では、地震動の増幅や液状化が生じる可能性はさほど大きくないものと考えられる。



図Ⅱ-1-1 災害危険性評価（水害）



図Ⅱ-1-2 災害危険性評価 (土砂災害)



図Ⅱ-1-3 災害危険性評価（地震災害）

2. 開発条件評価

1) 開発条件評価の考え方

本市では、従来次のようなタイプの開発が行われてきた。

- ①低地部での土地利用転換による市街地開発
- ②丘陵地の造成を主体とした市街地開発
- ③山地・丘陵地での公共施設開発

これらのうち、①は農地から市街地への転用を主体とした開発で、大きな造成は必要とされなかったが、②は市の西部を中心に、造成工事を伴う大規模な住宅団地開発であった。また、③については市の南部を中心に大規模な造成工事が行われている。

本市の地形、地質条件や既存市街地の形成状況から見て、今後行われる開発である程度の規模以上のものには②や③のような土工を伴うことが多くなると予想される。

開発条件評価は、本市における今後の土地利用や開発可能性を検討するための基礎資料となるものである。開発条件を評価するにあたっては、地形・地質といった自然条件の他に、行政における施策、市街化の状況、交通サービス、商業サービス等の社会条件、環境や景観の保全等、様々な指標が考えられるが、ここでは、自然条件評価として、土工・掘削の難易性に主眼をおいた開発条件評価を試みた。

開発条件評価は、土地の土工・掘削の難易性を地盤条件、地質条件を通して相対的に評価するものであり、表Ⅱ-2-1に示すような地形単位・地盤条件で分級・評価した。

表Ⅱ-2-1 土地条件と開発条件評価

土地条件区分	地盤条件					開発条件評価 (地盤的な問題点)
	埋立盛土に地盤	沖積層土か砂地盤	段丘な堆積物地盤	満大な谷層群砂か・地盤	古大層な群中・硬岩	
山地・丘陵地	小起伏山地				○	Ⅲ 開発可能だが地形的に制約がある
	大起伏丘陵地			○		Ⅲ 開発可能だが地形的に制約がある
	小起伏丘陵地			○		Ⅱ 比較的开发に適した土地条件を有する
台地	上位段丘		○			Ⅱ 比較的开发に適した土地条件を有する
	中位段丘		○			Ⅰ 改変容易な土砂地盤で開発に適する
	下位段丘		○			Ⅰ (盛土部は盛土沈下に注意が必要)
低地	氾濫原・谷底平野	○				Ⅰ 改変容易な土砂地盤で開発に適する
特殊地形	崖錐	○				Ⅲ 地形的には緩傾斜で開発可能 (土砂災害に対する対策が必要)
	人工地形(盛土)	○				- すでに開発済み
	人工地形(一般)	○	○	○	○	-

I (開発容易) ↔ IV (開発困難)

2) 開発条件評価の結果

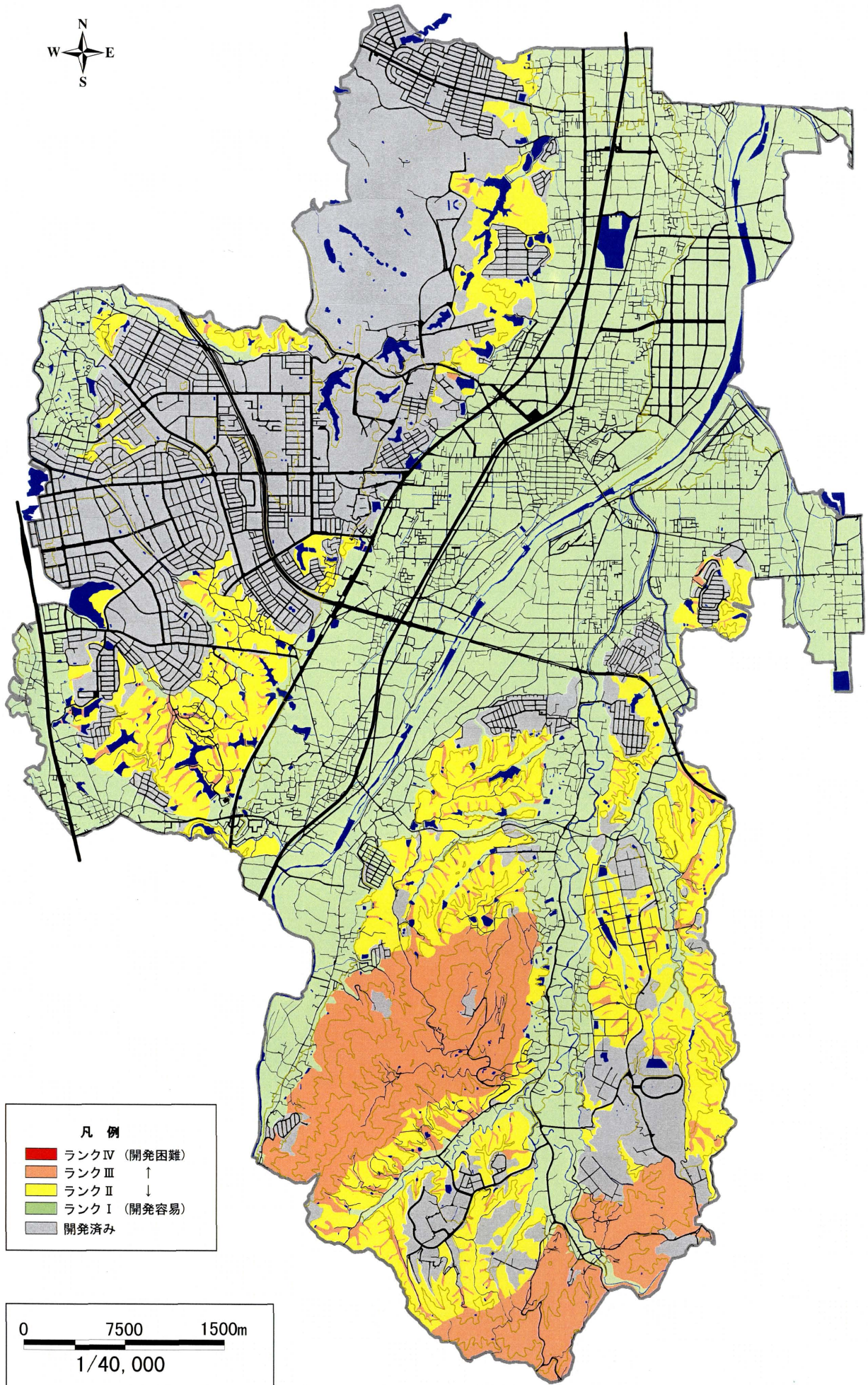
富田林市では、これまで市西部の丘陵地を中心に広い面積ですでに大規模な宅地開発が進められてきている。

市の中央部を流れる石川や佐備川に沿っては氾濫平野や段丘面が形成されているが、これらについてはほぼ平坦な地形となっており、大きな造成工事なしで宅地化が可能である。

市西部の丘陵地では比較的開発は容易であり、錦織地区に比較的まとまった土地がみられるが、錦織公園として整備されている面積も広く、開発用地としてまとまった面積の確保は困難である。ただし、全体的に土工の条件は比較的良好であることから、小規模な宅地開発などのミニ開発等が行われる可能性がある。また、石川を挟んで東側にあたる丘陵地では、楠風台や山手町など一部で宅地開発が行われているが、比較的土工の容易な丘陵地が広く残されている。

市の南部では嶽山を中心に傾斜の急な小起伏山地がみられるが、大半は風化の進行した花崗岩などからなっており、土工は比較的容易である。

なお、市内には硬岩からなる急傾斜地は見られないことから、開発が絶対的に困難な地域は出現しない結果となった。



図Ⅱ-2-1 開発条件評価

Ⅲ 保全的土地利用診断

1. 保全的土地利用診断の考え方

1) 保全的土地利用診断の評価方法

本市域では中央部の低地・台地や西部の丘陵地を中心に市街地の開発が進んでいるものの、北部や東部、南部の低地・台地には農地が、丘陵地・山地には樹林地が残り、集落周辺では里山的な景観が残されている。また、山地域の大半はアカマツの混交林やスギ・ヒノキなどの植林で占められているが、散在する社寺林等には自然性の高い植生が残されており、都市近郊の貴重な自然空間として貴重な存在となっている。

また、本市は寺内町を中心として発展してきたが、寺内町は重要伝統的建造物群保存地区に指定されるなど文化財としての価値も高い。また、畿内では古くから人間活動が営まれており、市内でも利水条件の良い河川沿いを中心に数多くの遺跡が知られている。

本市では、南部の山地・丘陵地を中心として大規模な公園や保養施設が整備されており、周辺の緑地とあわせて市民の憩いの場として親しまれている。

また、市内に位置する山として市民に親しまれている嶽山の斜面など、市内の広い範囲から眺望できる緑地・斜面などは、本市の景観を構成する上で重要である。

保全性評価では、こうした保全要素や自然環境要素を「自然性」「文化財・遺跡」「保健・休養性」「法規制」「景観性」の観点から評価診断した。

保全性評価の指標と基準

■自然性

優れた自然環境を評価するもので、環境庁の「第2回自然環境保全基礎調査」の資料および「営林現況図」を参考に、自然性の高い植生の区域や貴重な動植物の分布域等を評価する。

■文化財・遺跡

史跡・文化財・埋蔵遺跡等、歴史的環境の保全性を評価するもので、国・府指定の重要文化財をランクⅠに、埋蔵文化財包蔵地をランクⅡに、寺社をランクⅣに評価する。

■保健・休養性

レクリエーションの利用性を評価するもので、「自然環境図」等を参考に、自然公園、レクリエーション施設等をランクⅡに、河川区域やため池等をランクⅣに評価する。

■法規制

保全性が高い指定地等を評価するもので、「法的土地利用規制等現況図」等を参考に評価する。なお、ランクⅠには自然環境保全地区、重要伝統的建造物群保存地区、ランクⅡには農業振興地域（農用地区域）が該当する。

■景観性

市域の景観構成上重要である可視領域を評価する。ここでは、市内の主要な眺

望点からの可視領域、主要なスカイラインを評価する。

■ 保全性評価（総合評価）

保全性評価の基準（主要な項目）

保全性評価	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ
保全要素	保全性が高い	保全性が認められる	保全に留意が必要	保全に留意しつつ調整が必要
(1)自然性	優れた自然・貴重な動植物分布地域 自然植生度9-10	当該地域に分布が限られている動植物の分布地 自然植生度8	自然観察や探勝に適した山林・雑木林等 自然植生度7	スギ・ヒノキ植林・竹林などの優良な樹林地 市内では珍しい植生の分布地域 自然植生度6
(2)文化財・遺跡	指定文化財 天然記念物 史跡・名勝	遺跡や寺社などが一団となって分布する区域	埋蔵文化財包蔵地	点的な文化財 寺社 旧街道
(3)保健・休養性		レクリエーション施設		河川区域 ため池
(4)法規制	自然環境保全地区・重要伝統的建造物群保存地区	農振地域 生産緑地	災害に関する法規制区域	
(5)景観性			主要な眺望点からの可視領域	
(6)保全性評価（総合）	各保全項目の評価で上位の評価を優先した			

異なるランクが重複する場合は高位のランクとする

表Ⅲ－１－１ 植生自然度の区分

植生自然度	概要	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草地等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	アカマツ群落、クレーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原	シバ群落等の背丈の低い草原
3	樹園地	果樹園、桑畑、苗圃用の樹園地
2	農耕地	田、畑
1	市街地・造成地	市街地、造成地等、植生のほとんど現存しない地区

環境庁：第2回自然環境保全基礎調査

2) 保全的土地利用診断の結果

(1)自然性

自然性評価では、彼方春日神社のシリブカガシが特定植物群落に指定されており保全性が高い。また、龍泉の龍泉寺や佐備の楠妣庵観音寺などには市指定の保存樹木が、美具久留御魂神社や錦織神社、瀧谷不動明王寺などには市指定の保存樹林があり、保全性が高い。動物については市域に貴重種はそれほど多くないが、千早川の最下流付近でオオサンショウウオが確認されているほか、喜志町付近では絶滅危惧種のイトモロコが生息しており保全が望まれる。

(2)文化財・遺跡

文化財・遺跡評価では、国指定重要文化財の旧杉山家住宅、錦織神社本殿、龍泉寺仁王門や、国指定史跡の新堂廃寺跡、オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳、国指定名勝の龍泉寺庭園、重要伝統的建造物群保存地区である寺内町をはじめ、府指定の史跡・有形文化財などが数多く残されており、保全性が高い。また、石川や佐備川に沿う低地では、利水条件がよいことから古くから人間活動が営まれていたようで、埋蔵文化財包蔵地が数多く見られる。これらの範囲についても一定の保全が必要である。

(3)保健・休養性

保健・休養性については錦織公園や農業公園、総合スポーツ公園など、市民に親しまれている緑地・公園の保全が望まれる。また、ため池や河川など、市民の憩いの場として開放的な空間を提供している箇所も保全に対して配慮が望まれる。

(4)法規制

法規制評価では、美具久留御魂神社の自然環境保全地区や重要伝統的建造物群保存地区における法規制が厳しく、市街地以外の大半の地域が含まれる農業振興地域や市街地内の生産緑地についても法的に一定の保全が求められている。

(5)景観性

景観性評価については、市の代表的な眺望ポイントとして市役所付近を選定し、そこからの可視領域を評価した。市域では高い山稜がないことから主な可視領域は近隣市町村の斜面が中心となるが、市内では嶽山の北側斜面や国道170号（大阪外環状）の西に平行している丘陵地の斜面などが比較的広い範囲から望まれることから、これらの地域については景観上の配慮が必要である。

(6)保全性評価（総合評価）の結果

保全性評価（総合評価）では、下記項目の評価を重ね合わせて最上位のランクのものを抽出して表示した。その結果、美具久留御魂神社の社叢などの自然性が高くランクⅠと評価されたほか、農業振興地域の指定範囲の影響を受けて、市域の南半部の広い範囲がランクⅡとして評価された。また、市街地内でも生産緑地に指定されている農地が多く、これらの範囲もランクⅡとなった。

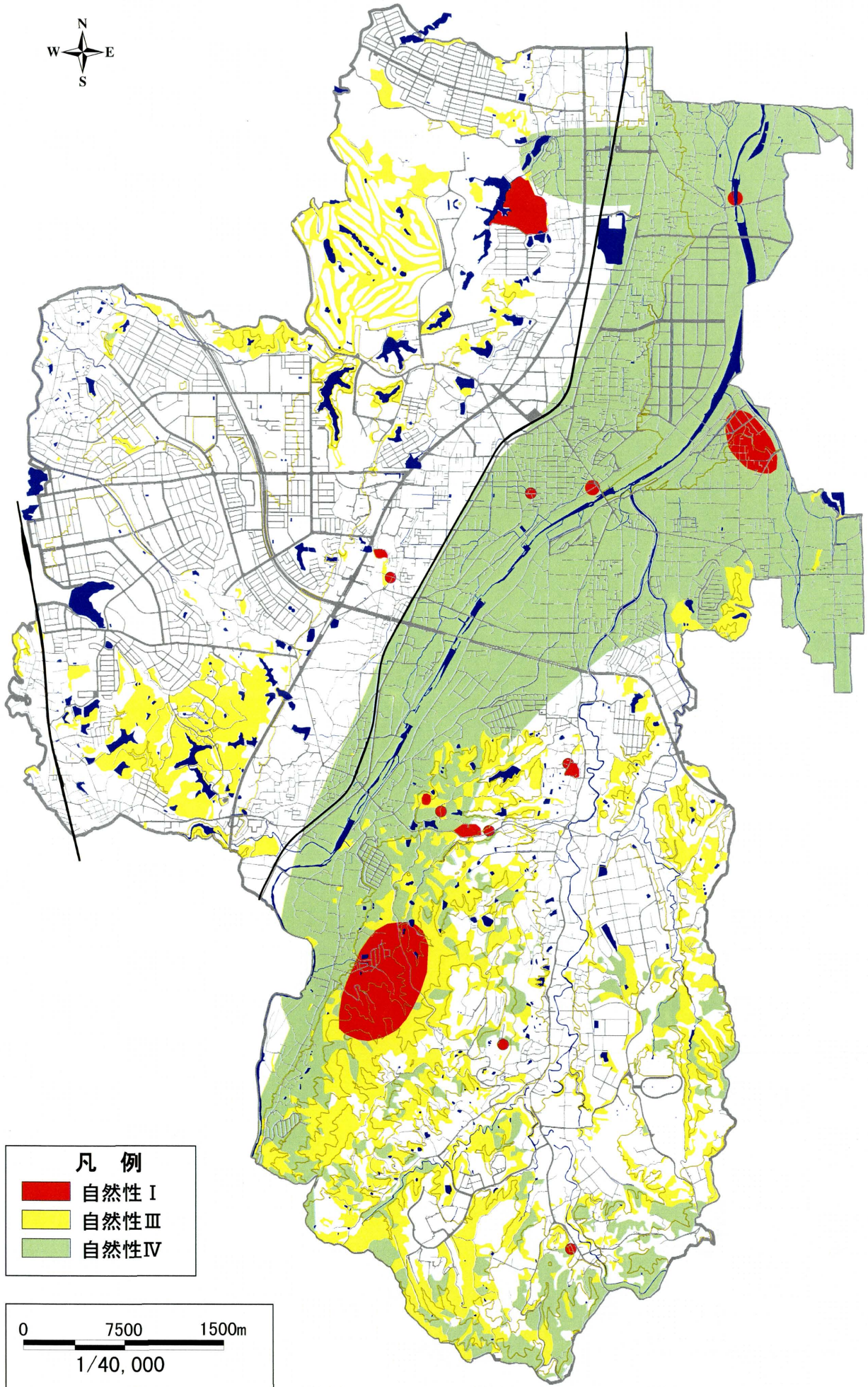
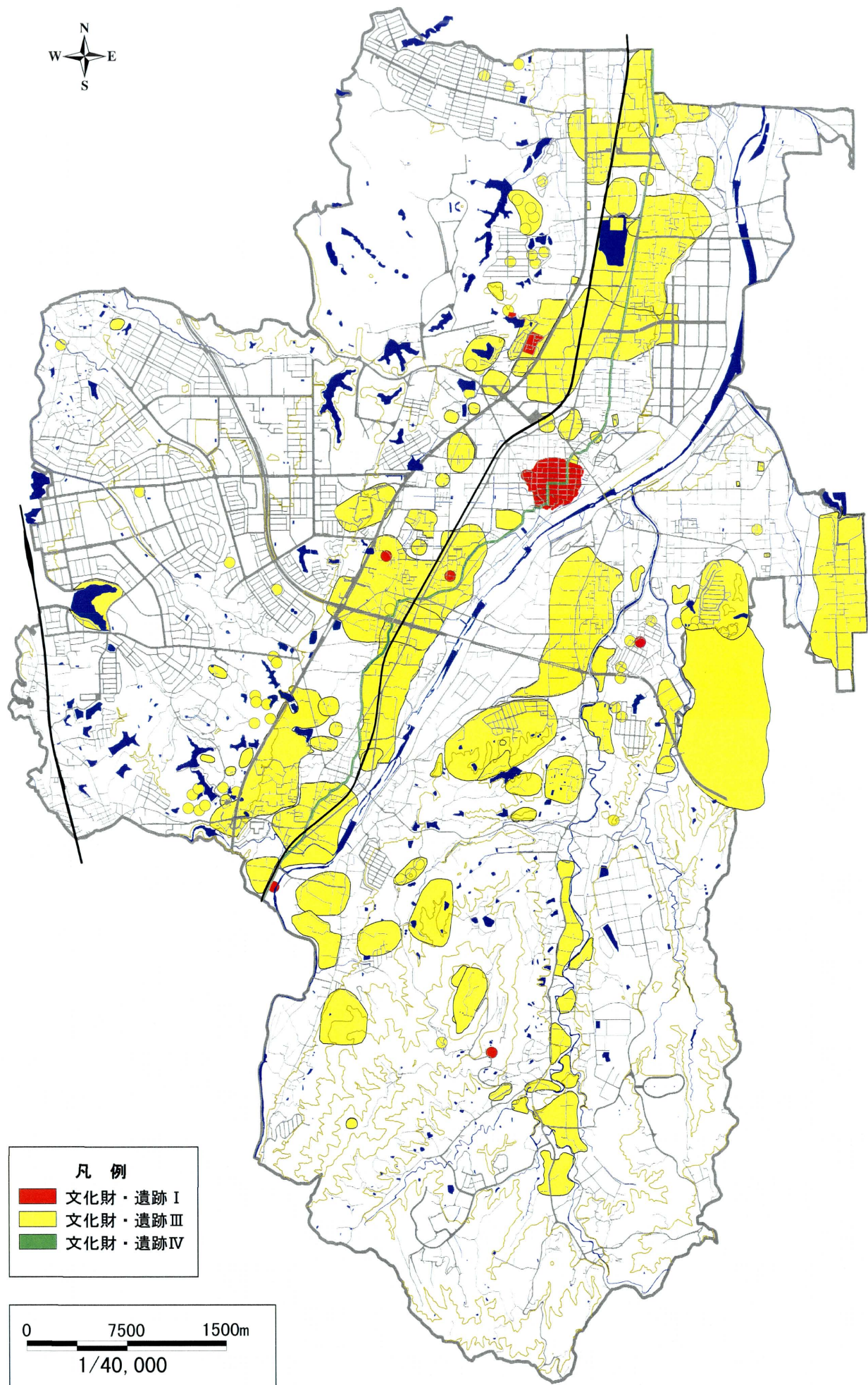
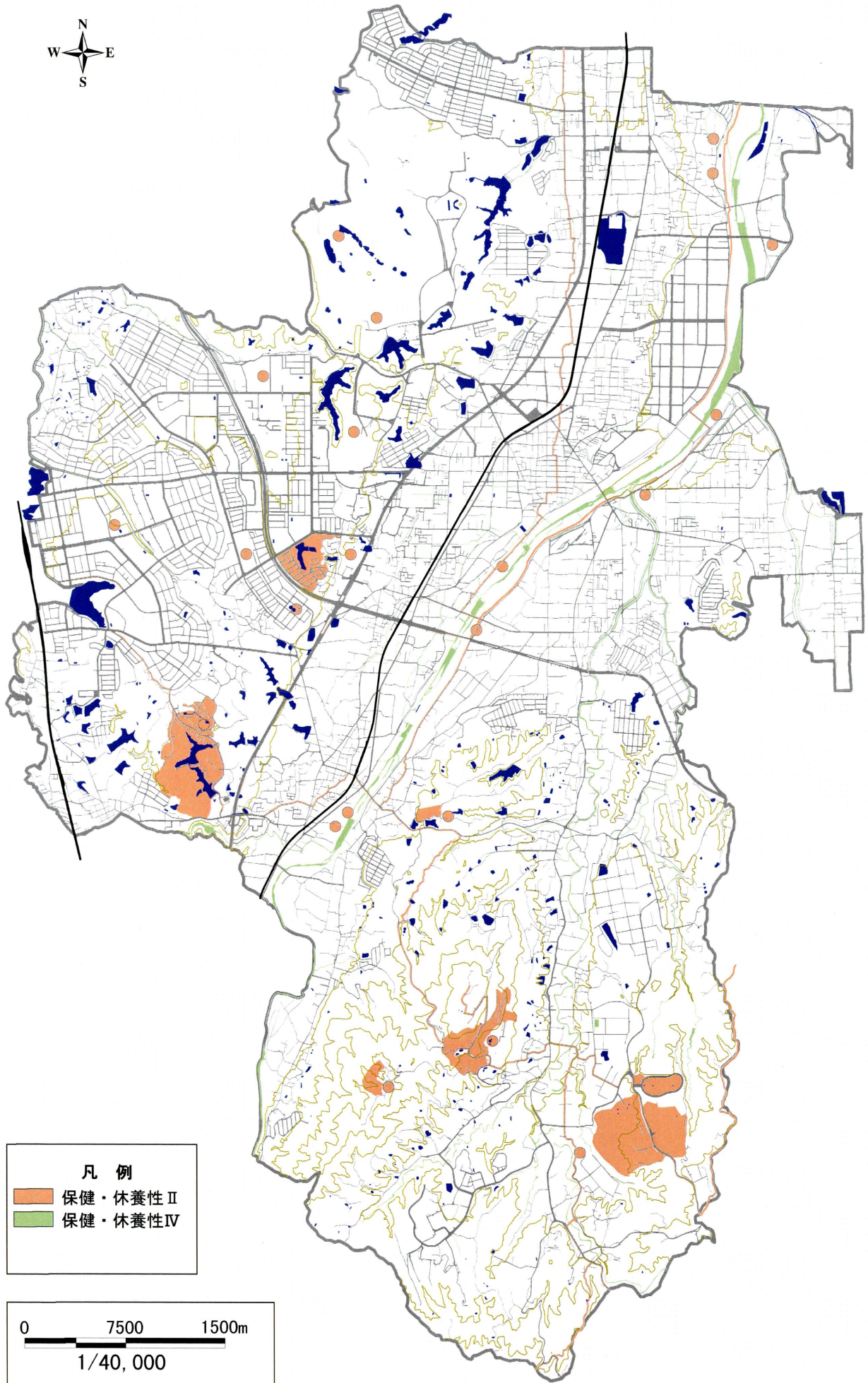


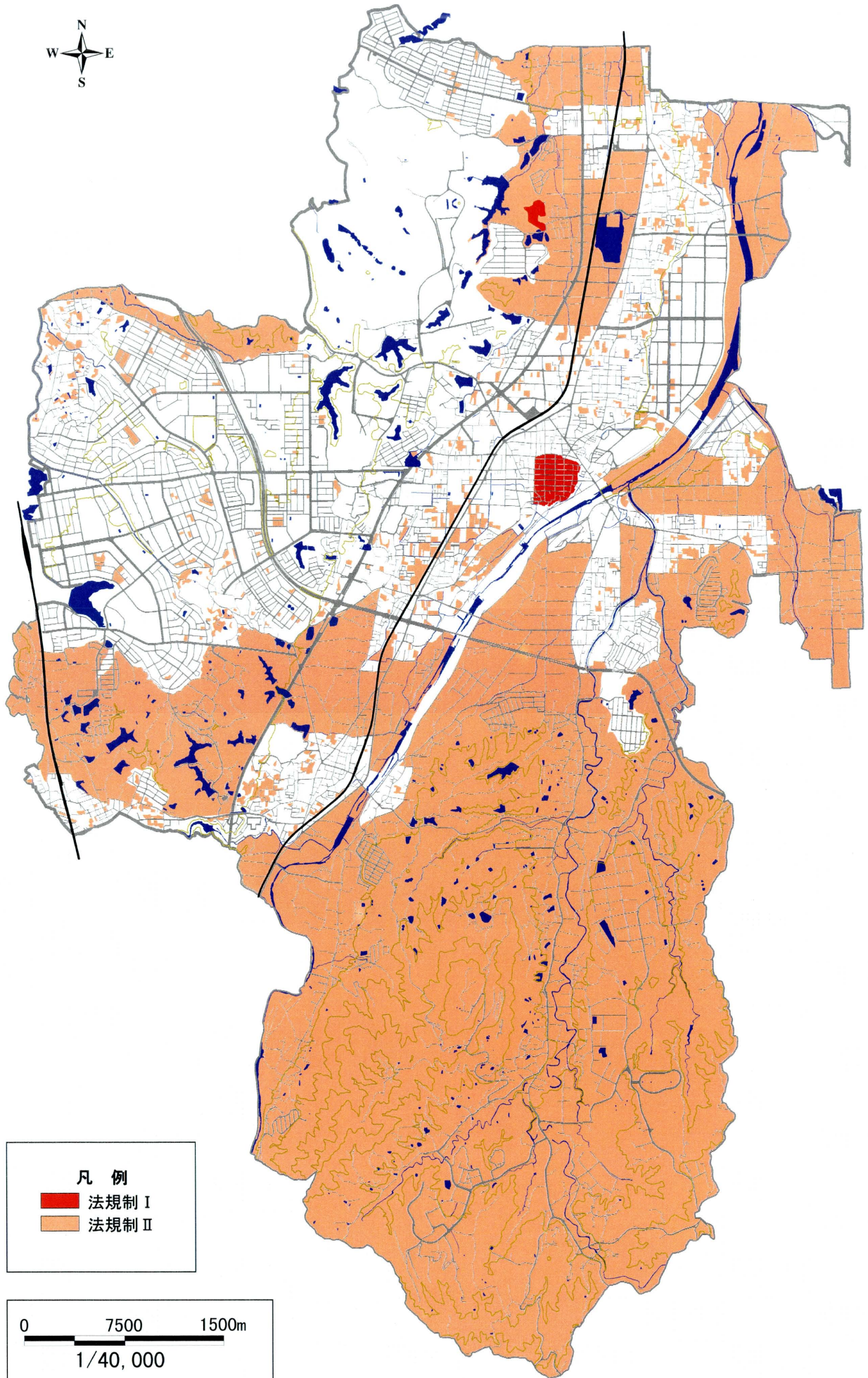
图 III - 1 - 1 自然性评价 (自然性)



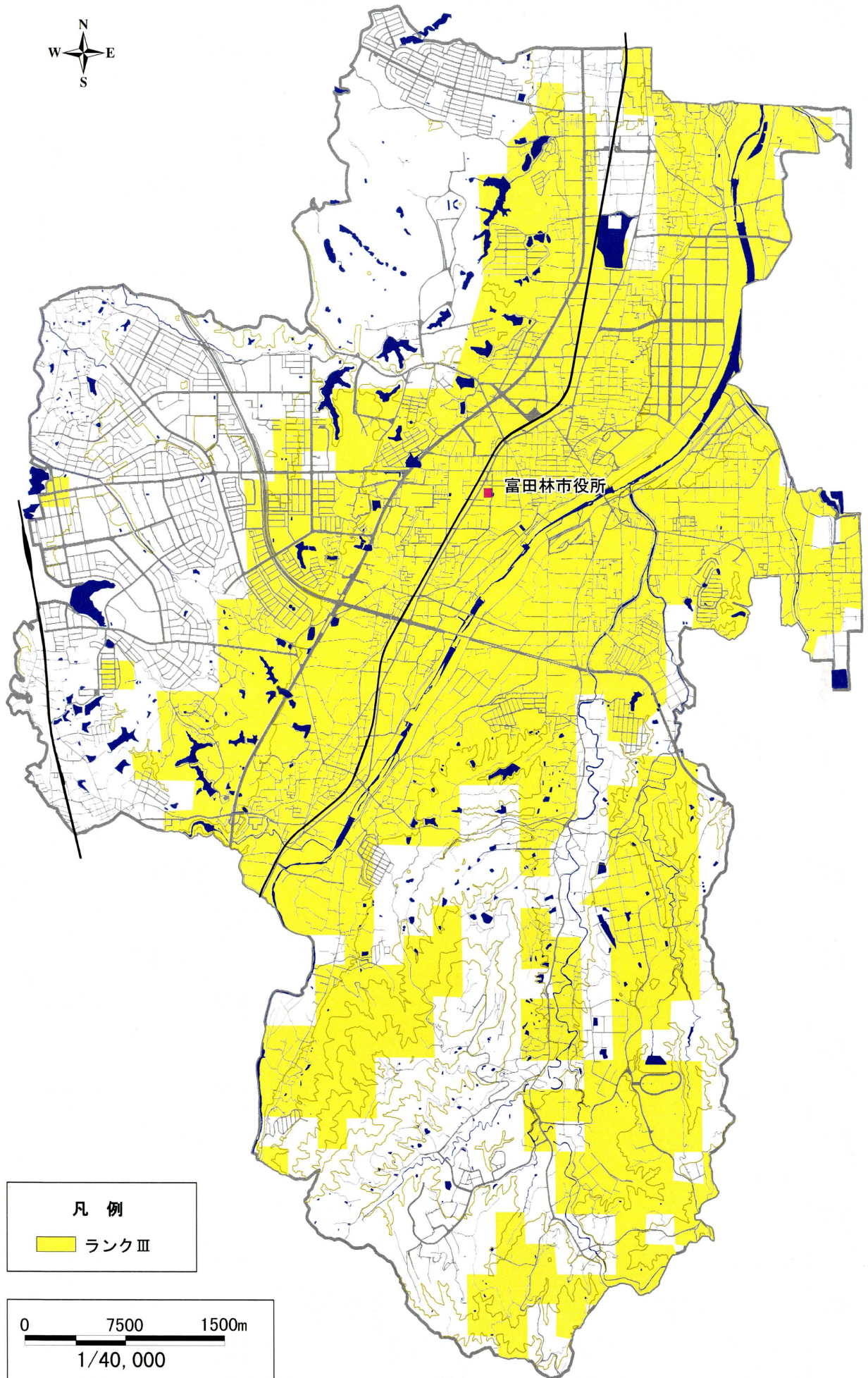
図Ⅲ-1-2 保全性評価（文化財・遺跡）



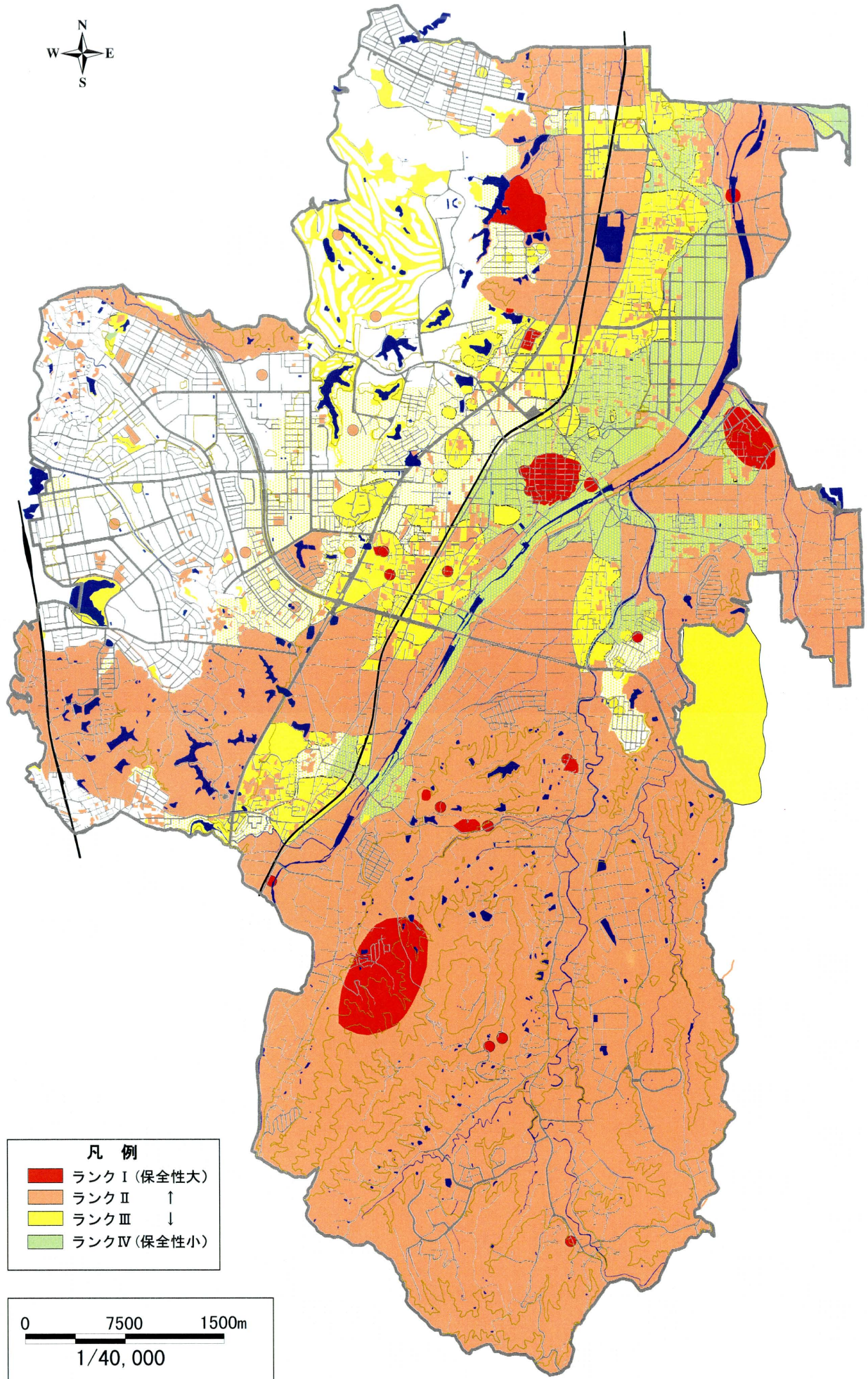
図Ⅲ-1-3 保全性評価（保健・休養性）



图Ⅲ-1-4 保全性評価（法規制）



図Ⅲ-1-5 保全性評価（景観性）



図Ⅲ-1-6 保全性評価（総合評価）

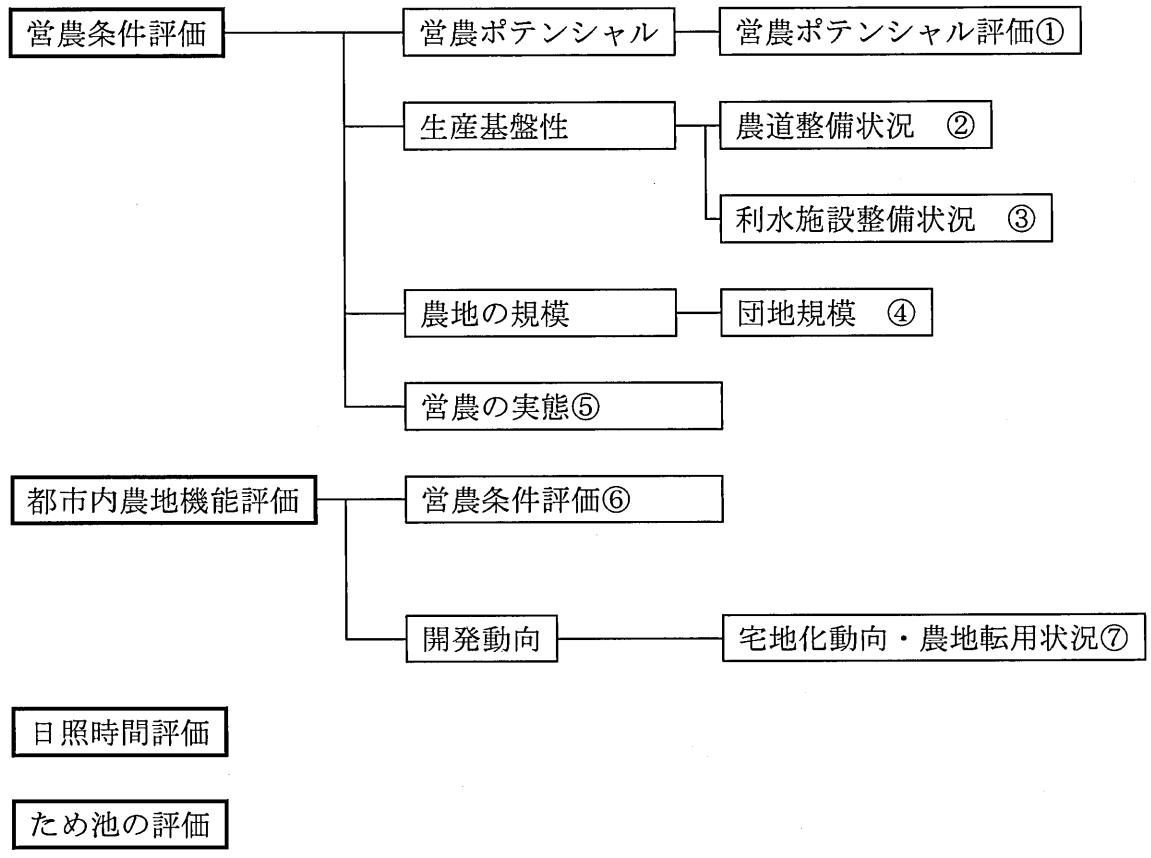
IV 農地利用診断

本市の農地は、河川沿いの低地や台地では稲作や畑作が中心となっており、丘陵地や山間地の緩斜面では樹園地も見られる。近年の市街地の拡大に伴って農地は年々減少しつつあるが、市の中央部から南部を中心としてまとまった農地が残されている。

農地利用診断では、本市の農業振興を図るため、農地の利用状況および農地を取りまく諸条件を多面的に診断・評価した。また、都市化の進行と農業の調和を図り、農地の保全または都市的土地利用への転換を判断するために、都市内農地機能評価を行った。また、農作物の生育に大きな影響を及ぼす日照について、市内各地の一日の日照時間を求めた。さらに、市内に分布するため池について、農業用水源としての機能評価を行った。

農地利用診断の体系は次に示すとおりであり、診断・評価にあたっては次の点に留意した。

- 農地利用診断は土地に関わる自然条件・社会条件を評価の対象とするものであり、農家の営農意識、経済的な条件は対象外とする。
- 農地の営農条件評価は、土壌や地形条件に応じて決まる営農ポテンシャルや農業基盤整備状況等の生産ポテンシャルに関する評価の他に、農地の団地規模や営農実態を加味して評価する。
- 都市内農地機能評価は、周辺の開発動向などを加味した評価とし、保全の可能性（生産緑地）などの計画的土地利用調整の可能性について検討できる資料とする。
- 診断・評価の際の単位区域（評価単位）は、農地1団地を単位とする。
- 日照条件評価は各季節を代表する日の一日の日照時間を評価の対象とする。
- ため池の評価は、農業用水としての機能（水質および利用する農地の状況）のみを評価の対象とし、その他の機能については加味しない。



- ① 傾斜条件・標高条件・土壌条件の掛け合わせ結果による土地条件の等級区分に準ずる。
- ② 各農地の接道条件による（一般道・農道に接しているか否か）。
- ③ 用排水路の整備条件による（利水の良否・雑排水の影響の有無）。
- ④ 5ha以上、5～2ha、2～1ha、1～0.5ha、0.5ha未満に区分。
- ⑤ 水田・畑・休耕地・雑種地等の耕作状況（営農畜産現況図）に準ずる。
- ⑥ 営農条件評価の結果による。
- ⑦ 周辺地域の宅地化動向・農地転用状況等の開発傾向による。

図IV－1 農地利用診断の体系

1. 営農条件評価

1) 営農条件評価の考え方

営農条件評価は、農地の土地条件が農地として優れているか否かを評価するもので、営農ポテンシャル、農道等の生産基盤の整備状況、農地の規模、営農の実態を指標に評価を行った。

営農条件評価の指標と基準

■ 営農ポテンシャル

営農ポテンシャルについては、主に土壌条件（土壌ポテンシャル）と傾斜条件により「営農ポテンシャル区分図」としてまとめる。

営農ポテンシャルの区分基準

標高区分	傾斜区分(度) 土壌ポテンシャル	0-3	3-8	8-15	15-30	30-40	40-
0-400m (低暖地帯)	I 等級	1 類地					
	II 等級	2 類地					
	III 等級	3 類地			4 類地	5 類地	6 類地
	IV 等級						

1 類地（ポテンシャル大） ←→ 6 類地（ポテンシャル小）

■ 生産基盤性

農業生産基盤の状況は農道の整備状況と利水条件によって評価する。

① 接道条件

農道の整備状況は、農道・一般道との接道条件による。すなわち、一団地内の農地一筆ごとに農道に接しているか否かを判断し、団地全体としての接道条件の良否により農道整備状況の評価する。

接道条件の評価基準

ランク	接 道 条 件
I	団地内の大部分の農地が農道・一般道に接している。(約80%以上)
II	農道・一般道に接していない農地が多い。(約30%~80%)
III	大部分の農地が農道・一般道に接していない。(約30%未満)

I（良） ←→ III（不良）

② 利水条件

利水条件は、農用水路系統と微地形により各農地（団地）の利水状況を判定して評価する。雑排水の混入の有無は水路が市街地内を流れているか否かにより判断する。

利水条件の評価基準

ランク	利 水 条 件
I	利水条件良好
II	雑排水の混入が著しい
III	利水条件不良

■ 農地の規模

農地の規模は宅地や幅員 8 m 以上の道路で分断された一団の農地を一つの単位として、その面積を計測して次のように区分する。

農地の団地規模の区分

農地の団地規模の区分	備 考
5ha以上	営農条件良好 ↑
5～2ha	
2～1ha	
1～0.5ha	↓ 営農条件不良
0.5ha未満	

■ 営農の実態

営農の実態は各農家の営農意欲によるところが大きいが、休耕地や畑の分布は利水条件の不良や営農環境の悪化等を反映していることがある。

営農畜産現況図に基づき、休耕地や荒廃農地、さらには空地となっている所などの分布を把握し、営農条件評価の一指標とする。

■ 営農条件評価（総合評価）

営農ポテンシャル・生産基盤性・農地の規模・営農の実態の各評価を総合して営農条件評価とする。営農条件評価は、各評価指標の条件を概ね次の基準に準じてランク分けして評価する。

営農条件の評価基準

営農条件 指標項目	良 好 I	やや良好 II	やや不良 III	不 良 IV
営農ポテンシャル	1・2類地	3類地		4～6類地
土地基盤性	接道条件・利水条件とも良好	いずれかがやや不良	いずれかが不良	いずれもが不良
農地の規模	2ha以上	1～2ha	0.5～1ha	0.5ha未満
営農の実態	水田・畑	果樹園		その他の農地

* 4つの指標項目のうち基準に満たない項目が一つでもあれば、その項目が満たされる営農条件ランクとする。

2) 営農条件評価の結果

(1) 営農ポテンシャル

営農ポテンシャルについては、土壌の潜在的な生産ポテンシャルが比較的高く、地形的にみて傾斜度が緩い地域で評価が高くなった。比較的评价が高くなったのは、石川や佐備川、千早川に沿った低地で、2類地に区分された。そのほかでも、これらの河川に沿う低地・段丘などの農地では、大半が3類地以上の評価となっている。一方、嶽山などの山腹斜面に見られる果樹園や須賀地区の丘陵地に見られる農地では、地形的に傾斜度がやや急であることから、4類地ないし5類地となっているところが多く、傾斜度が40°を超える箇所では一部6類地となる箇所もみられる。

(2) 生産基盤性（接道条件）

富田林市では低地を中心として一般道や農道の整備が進められていることから、生産基盤性（接道条件）については市域の大半の農地が良好もしくはやや良好という結果となった。ただし、甘南備や佐備など山間地区の山腹斜面に位置する果樹園や市街地内で宅地に取り囲まれている農地などでは一部接道条件の悪い農地も見られる。

(3) 生産基盤性（利水条件）

利水条件については、農地から上流部の市街化の状況と水路の整備状況から評価した。石川や佐備川、千早川に沿った低地では、比較的水質がよく、水路も整備されている農地が多いことから、全般的に利水条件は良好という結果となった。しかし、佐備川や千早川と石川との合流点に近くなると、水路が市街地を縫って通っており、やや水質が悪化しているものと考えられる。また、須賀地区や甘南備地区で河川よりやや高い位置にある農地では、基本的には利水条件が悪く、畑や果樹園として利用されている。市街地内に点在する農地についても利水条件のあまり良くないものが増えているようである。

(4) 農地の規模

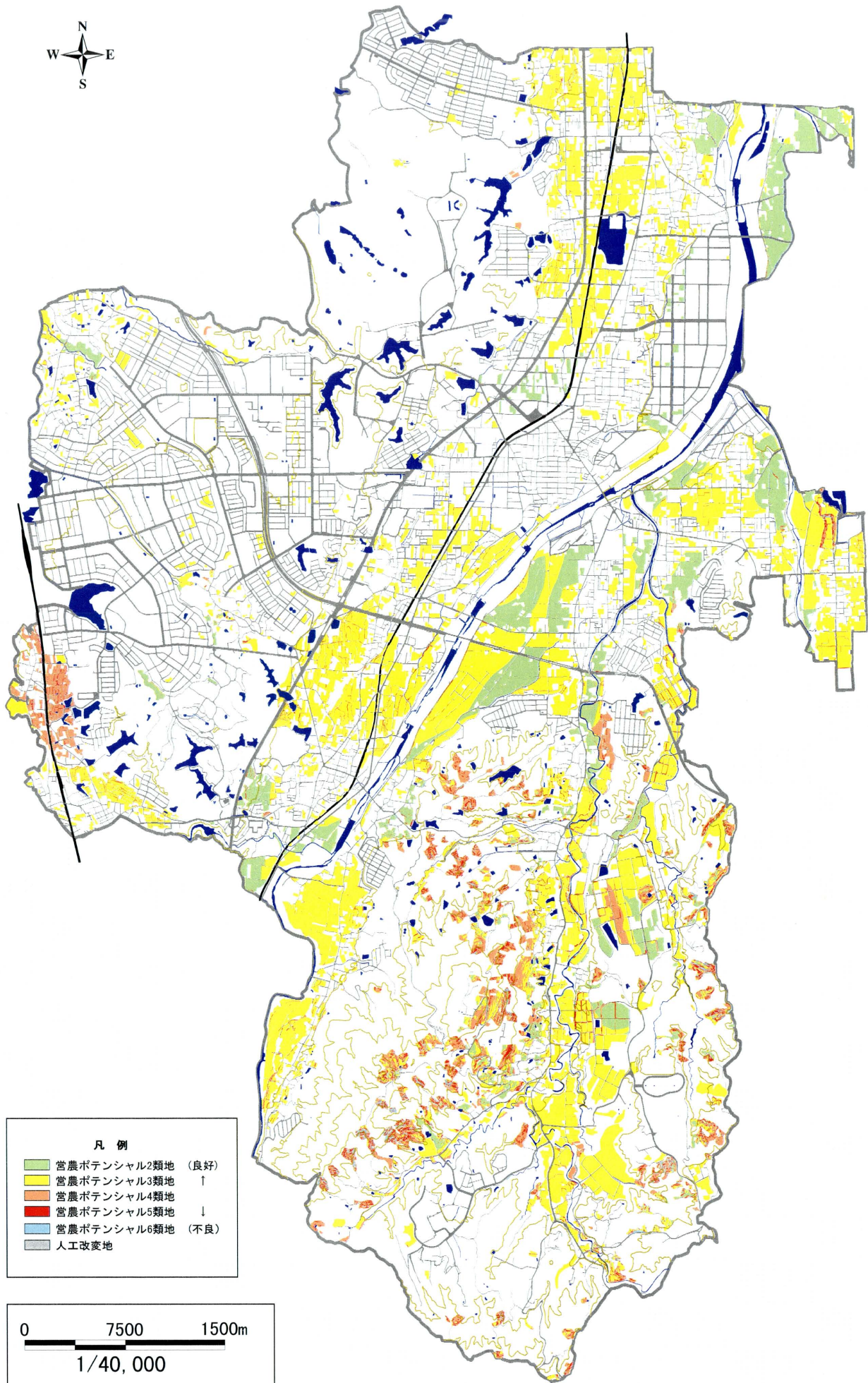
農地の規模では、西板持や佐備、甘南備、伏見堂などで比較的まとまった団地規模の農地が見られるほか、嬉、龍泉、北大伴町、別井、錦織北などでも農地の規模は大きい。一方、市北部から中部の市街地に見られる農地は規模の小さなものが多く、喜志町から若松町にかけての一部を除いて大半は0.5ha未満となっている。

(5) 営農の実態

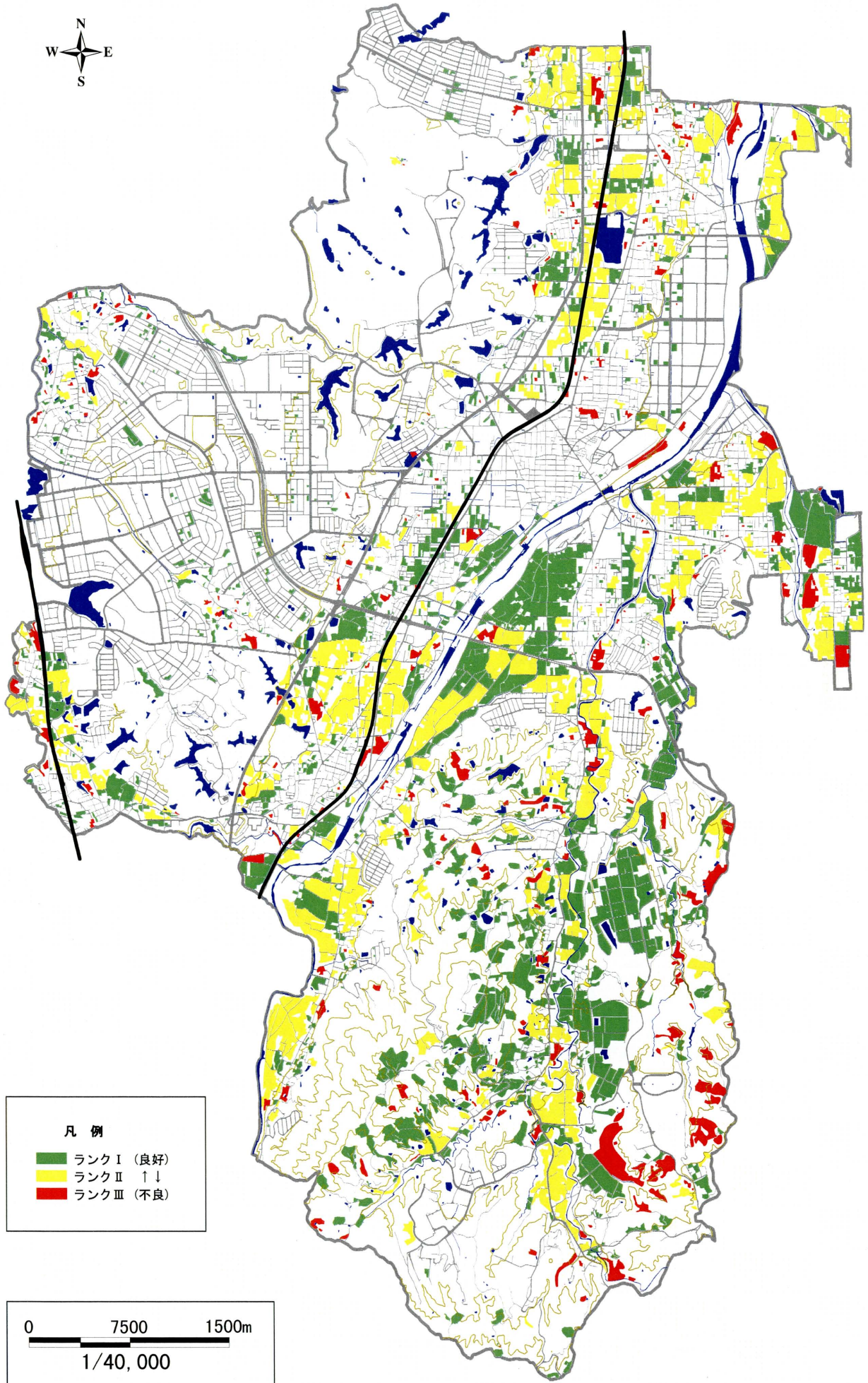
富田林市内では、田・畑・果樹園・養鶏場等の営農畜産活動が行われており、これらを種別ごとにランク分けした。この結果、市内の大半の農地を占める田畑がランクⅠに区分され、広い面積が評価の高い結果となった。

(6) 営農条件評価（総合評価）の結果

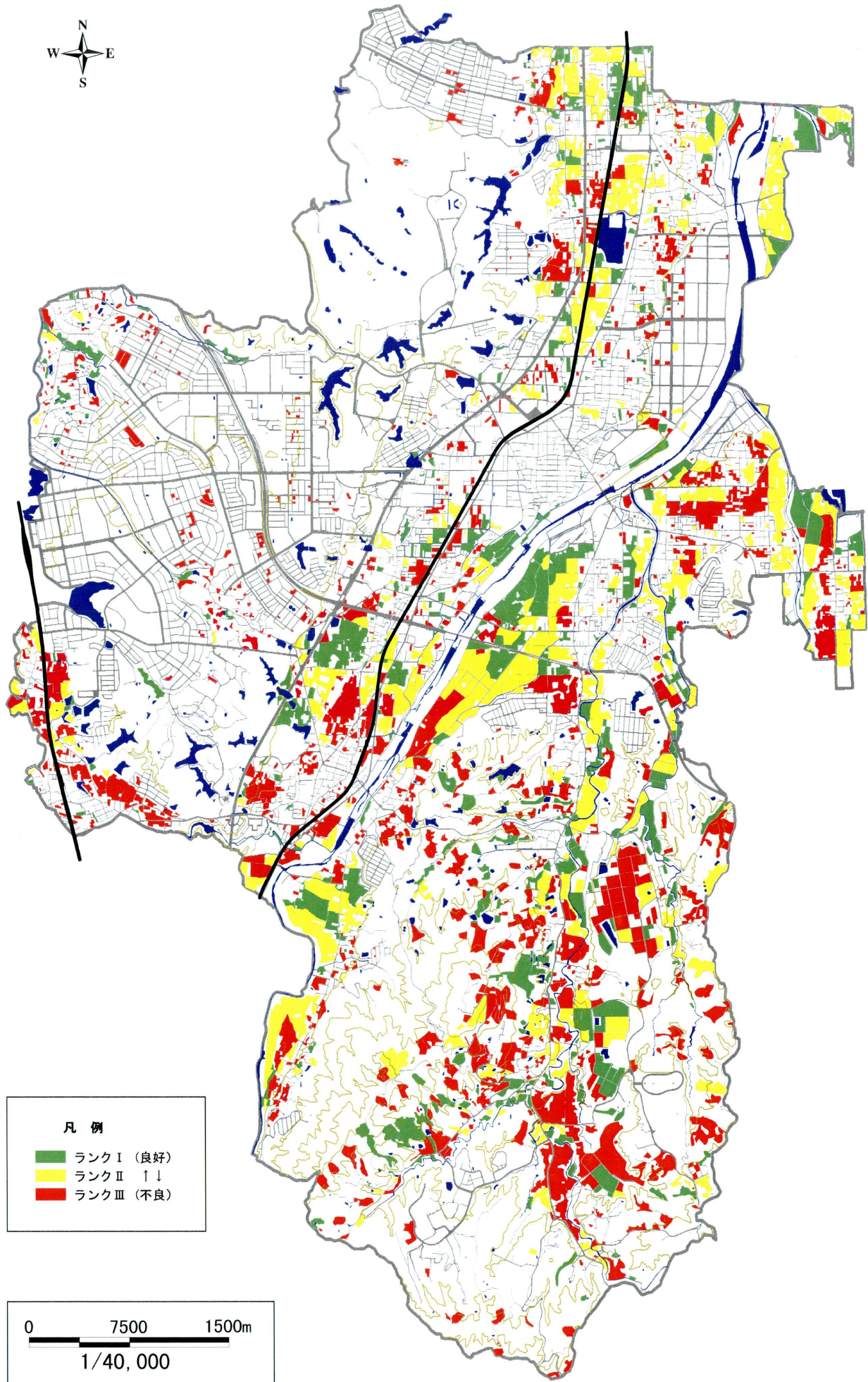
営農条件評価（総合評価）では、営農ポテンシャル、接道条件、利水条件、農地の規模、営農の実態のそれぞれの評価結果のうち、最低の評価結果を優先して総合評価とした。この結果、市内では石川や佐備川、千早川に沿った低地に位置する農地では営農条件が比較的良好で、面積的にも広がっている。また、石川沿いの段丘面上に位置する農地でも比較的良好な結果となった。一方、市街地内に点在する小規模な農地や山腹斜面に位置する果樹園などは利水や農地の規模の評価が低く、総合評価でも評価が低い結果となった。



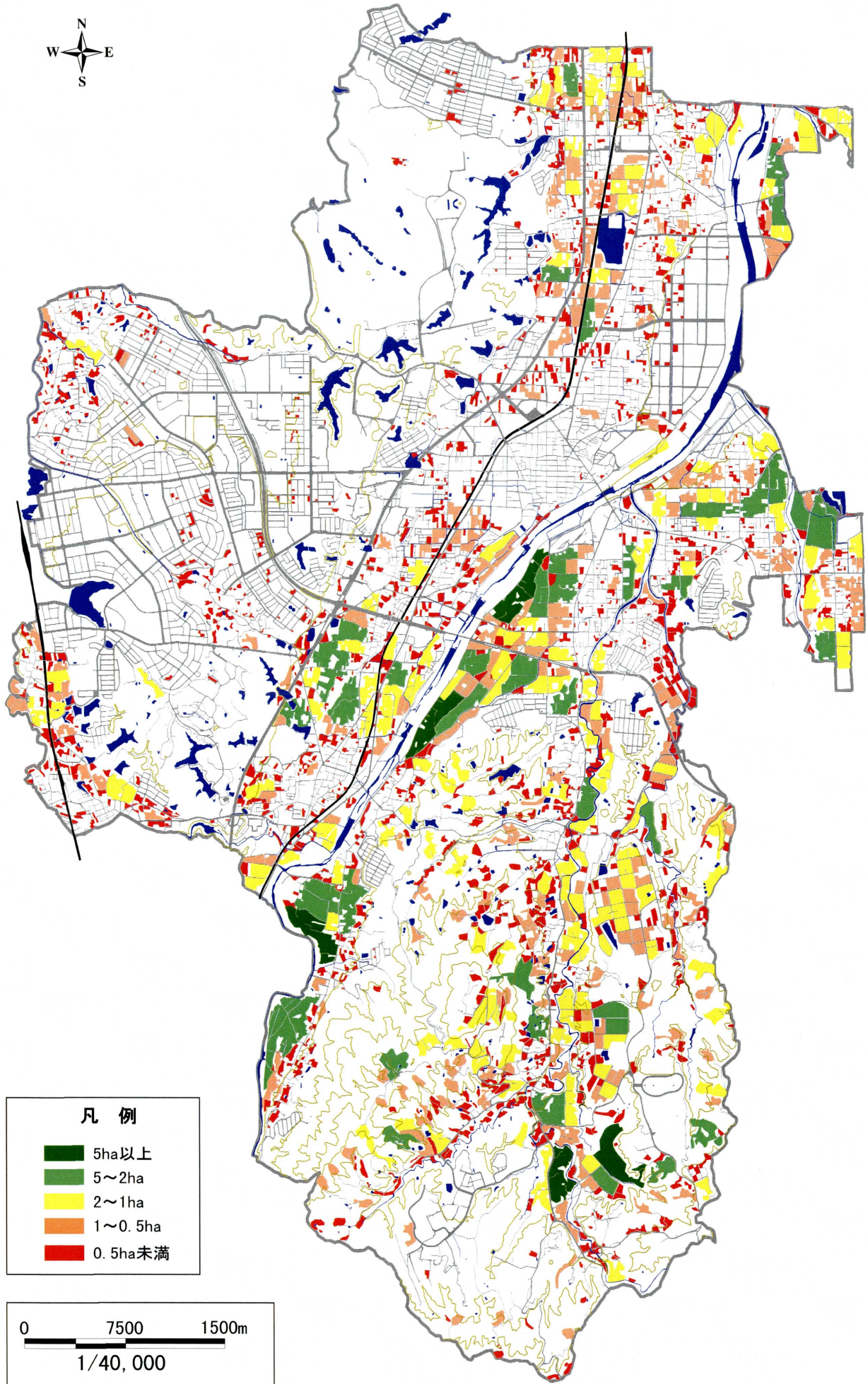
図IV-1-1 営農条件評価 (営農ポテンシャル)



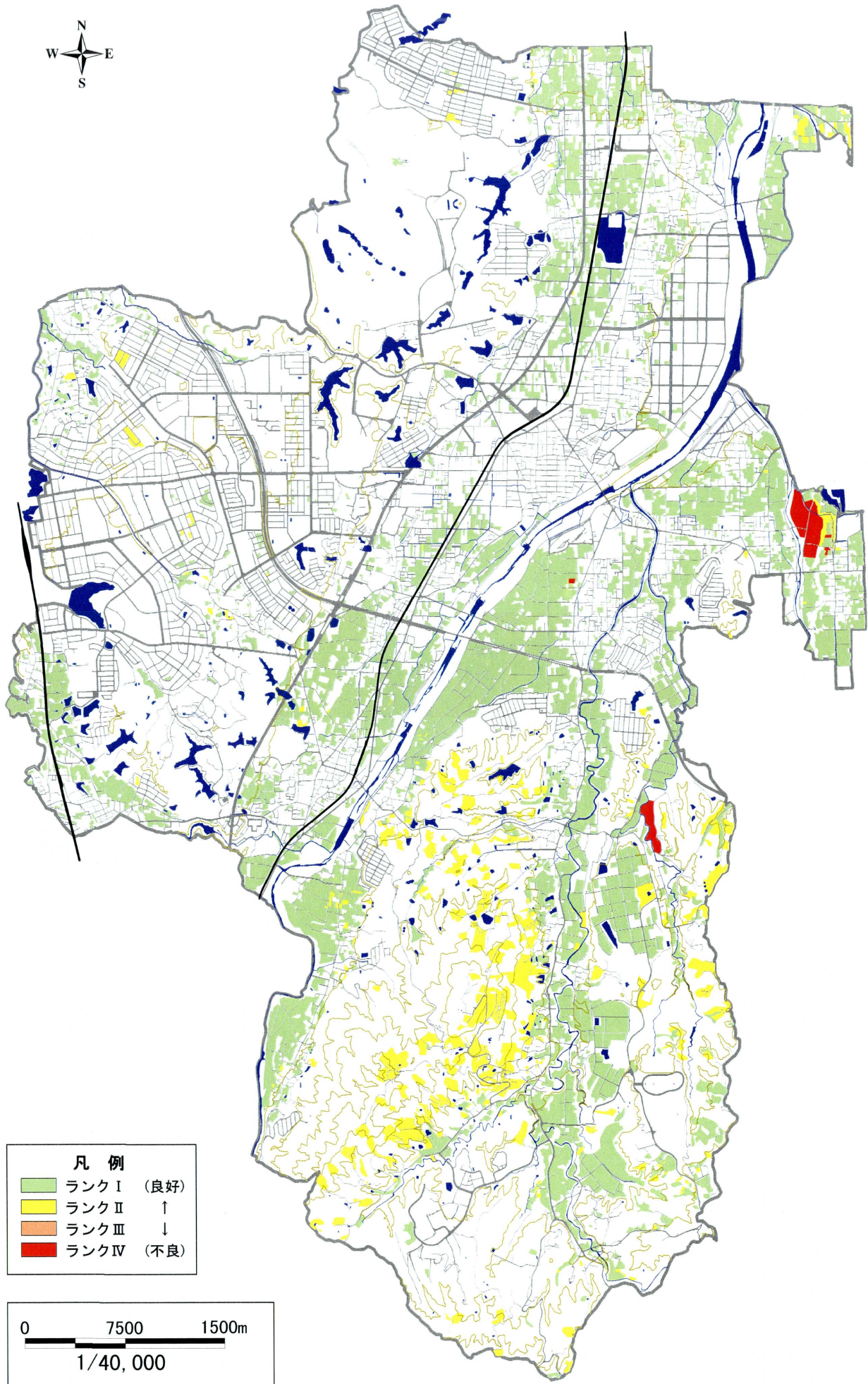
図Ⅳ-1-2 営農条件評価 (生産基盤性・接道)



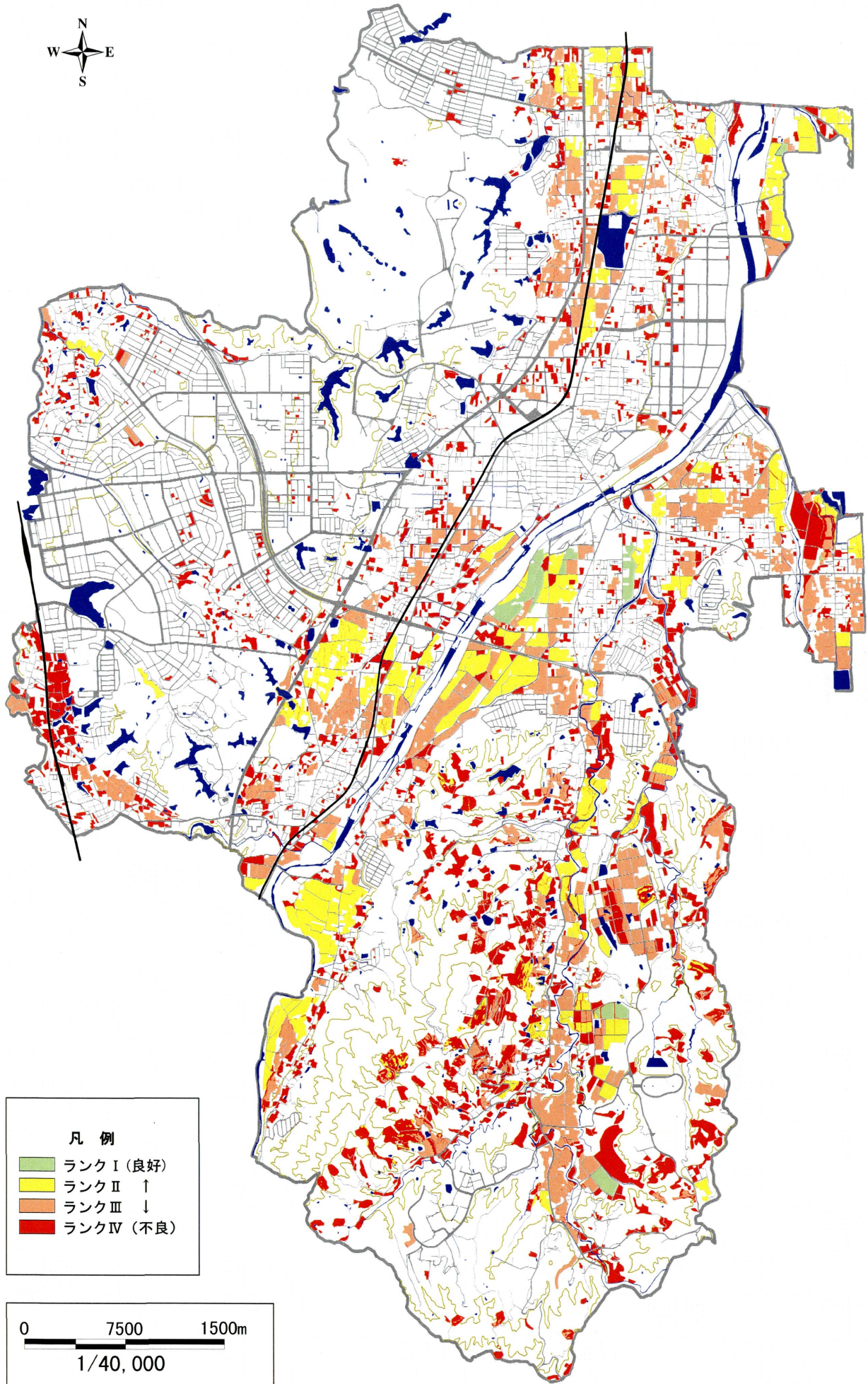
図Ⅳ-1-3 営農条件評価 (利水条件)



図IV-1-4 営農条件評価（農地の規模）



図Ⅳ-1-5 営農条件評価 (営農の実態)



凡例

- ランクⅠ (良好)
- ランクⅡ ↑
- ランクⅢ ↓
- ランクⅣ (不良)

0 7500 15000
1/40,000

図Ⅳ-1-6 営農条件評価 (総合評価)

2. 都市内農地機能評価

1) 都市内農地機能評価の考え方

都市内農地は、将来市街化が進む可能性があるが、当面は農地として保全することが望ましい。都市内においては、農地は農業生産の場としてばかりでなく、開放的な空間を提供したり、延焼防止といった防災的な役割を持ったりする。

特に、本市の北部から中央部にかけての低地や台地部のように、宅地開発が進行し、農地と市街地が入り組んだ土地利用が展開している地域が見られる場合、農地の今後の扱いは土地利用上重要であると考えられる。

こうした観点から、各農地の開発条件と保全条件を整理することにより、今後の農地利用のあり方についての検討を試みた。

都市内農地機能評価では、前述の営農条件評価の結果を保全条件とし、周辺区域の市街地開発動向を開発条件として、農地をいくつかの類型に区分することにより、農地の利用適性を評価した。

都市内農地機能評価の指標と基準

■ 開発条件

開発条件は、市街地構成現況図（建物新旧）に基づき第4次メッシュ（約250mメッシュ）単位での新築建物敷地面積を集約し、周辺地域の土地利用動向を指標として次のように評価する。

開発条件の評価基準

土地利用動向 大 ↑ ↓ 土地利用動向 小	I	4次メッシュ内の新築建物敷地面積2ha以上
	II	1~2ha
	III	0.5~1ha
	IV	0.5ha未満

■ 都市内農地機能評価（総合評価）

都市内農地機能評価は、農地周辺の土地利用動向と保全性とに着目して、各農地の開発条件と保全条件を整理することにより、次のようないくつかの類型に区分する。

都市内農地機能評価

		保全条件		営農条件			
				(良)		(不良)	
開発条件 土 動地 向利 用 (大) ↑ ↓ (小)	I	①	②		③		
	II	⑤		④			
	III						
	IV						

① 開発と農地の保全の調整を図る

④ 農地保全が前提

② 計画的土地利用調整を図る

⑤ 農地として利用

③ 公園等都市施設用地等として整備する

2) 都市内農地機能評価の結果

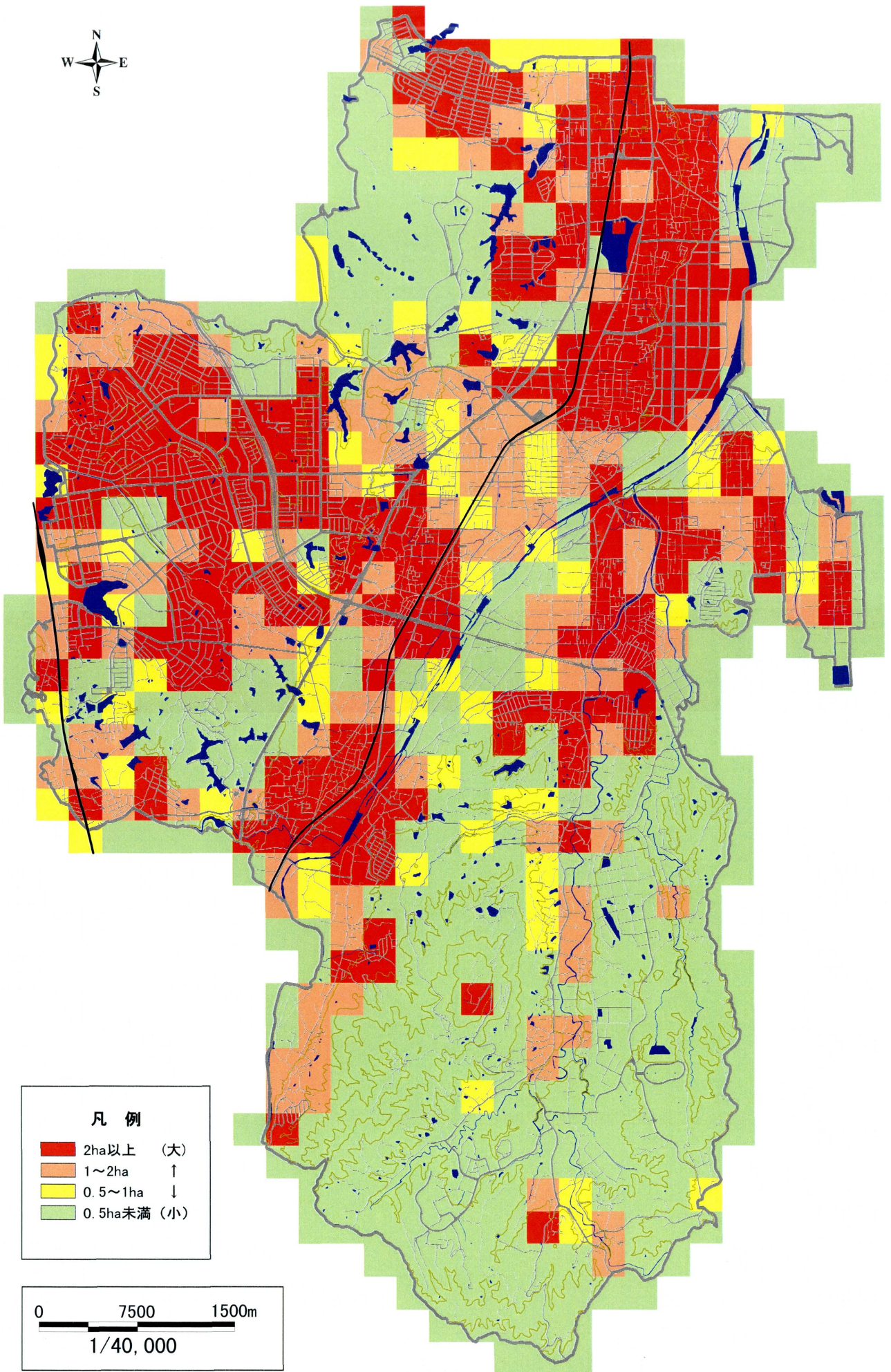
(1) 土地利用動向

富田林市における近年の土地利用動向は、寺内町を中心とした富田林市の旧市街地から若松町・中野町・喜志町・甲田・錦織など石川に沿って南北へ続く低地・台地で全般に盛んである。また、これより西側では、金剛団地や金剛東団地など大規模開発によって開発された住宅団地でも全般的に高い。このような地域では、今後も農地の転用などが行われる可能性がある。一方、石川より東側の地域では、楠風台や山手町・不動ヶ丘町などの住宅団地や旧集落周辺の幹線道路沿いで土地利用動向が大きくなっているものの、それ以外の地域では全般に小さくなっている。

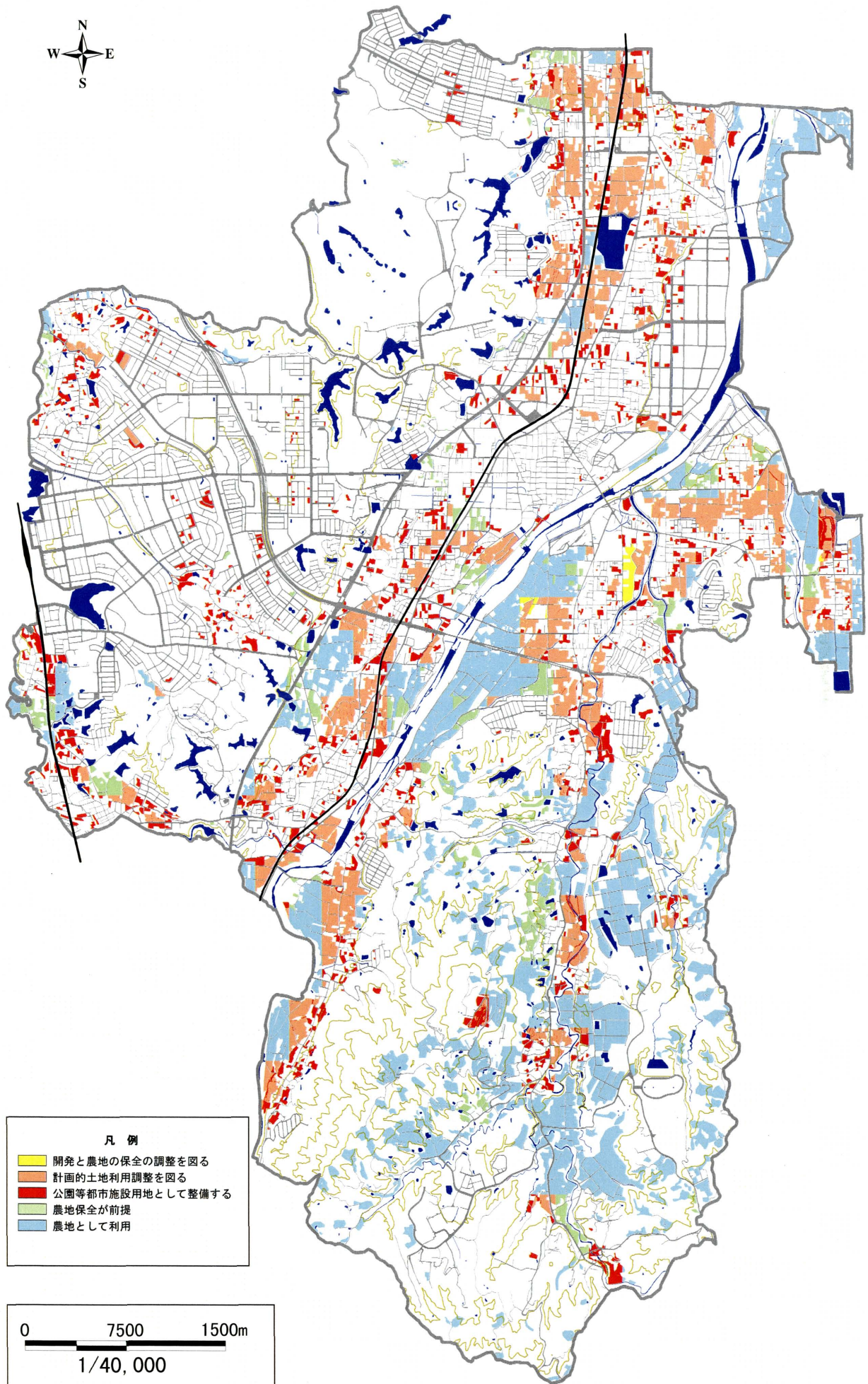
(2) 都市内農地機能評価（総合評価）の結果

都市内農地機能評価(総合評価)では、農地の開発条件として農地周辺地域の土地利用動向を、保全条件として営農条件を整理し、これらを重ね合わせて評価した。

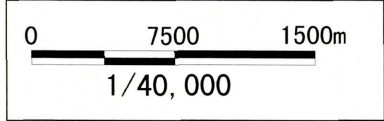
旧市街地や旧集落周辺、幹線道路沿いでは、近年市街地開発が盛んで、宅地へ転用された農地も多くなっている。しかし、小規模ながら市街地内に残された農地も多く、今後はこのような農地が市街化の対象となりうることから、計画的な土地利用の調整が望まれる。



図IV-2-1 都市内農地機能評価(土地利用動向)



- 凡例
- 開発と農地の保全の調整を図る
 - 計画的土地利用調整を図る
 - 公園等都市施設用地として整備する
 - 農地保全が前提
 - 農地として利用



図IV-2-2 都市内農地機能評価（総合評価）

3. 日照時間の評価

1) 日照時間の評価の考え方

農業を営んでいく上で、農作物の生育に大きく影響する日照時間は重要である。

日照時間は農地周辺の地形に大きく左右される。すなわち、平野では日照時間は長くなる傾向にあるが、山間地、特に深い谷に沿った谷底平野では日照時間は短い。こうしたことを視覚的に表現するため、国土地理院発行の数値地図・標高データ（50mメッシュ）と春分・秋分、冬至、夏至の日の出・日の入り時間、南中高度から、市内各地の日照時間を計算により求めた。

日照時間の評価の指標と基準

■地形条件

国土地理院発行の数値地図には、全国の標高データが50mメッシュで格納されている。この標高データから富田林市に該当する部分を抽出し、地形データとして利用する。なお、50mメッシュのデータであるため完全には実際の地形と適合しないが、日照時間を検討する上では大きな支障とはならないと考えられるため、これを地形データとして採用する。

■想定条件

日照時間の検討にあたっては以下の想定条件とする。なお、いずれの場合も天候は考慮せず、一日中晴れていた場合の日照時間を検討する。

想定条件（北緯34.5度の地点）

対象日	日の出	日の入	南中高度
春分・秋分	6:00	18:09	55.5度
夏至	4:46	19:13	78.9度
冬至	7:01	16:51	32.1度

■日照時間の評価

各日の日の出から日の入りまで、1時間ごとに太陽の方位・角度を算出し、地形条件と掛け合わせることで日のある範囲を求め、それらの積算により各地点の日照時間を時間単位で表示する。

2) 日照時間の評価の結果

富田林市の市域は、低地・段丘面と緩やかな起伏の丘陵地が中心となっており、南部の嶽山もさほど急峻ではなく、深い谷も刻まれていない。したがって、日照時間は、季節ごとには異なるものの、地点ごとについては顕著な差異は生じなかった。

(1)冬至

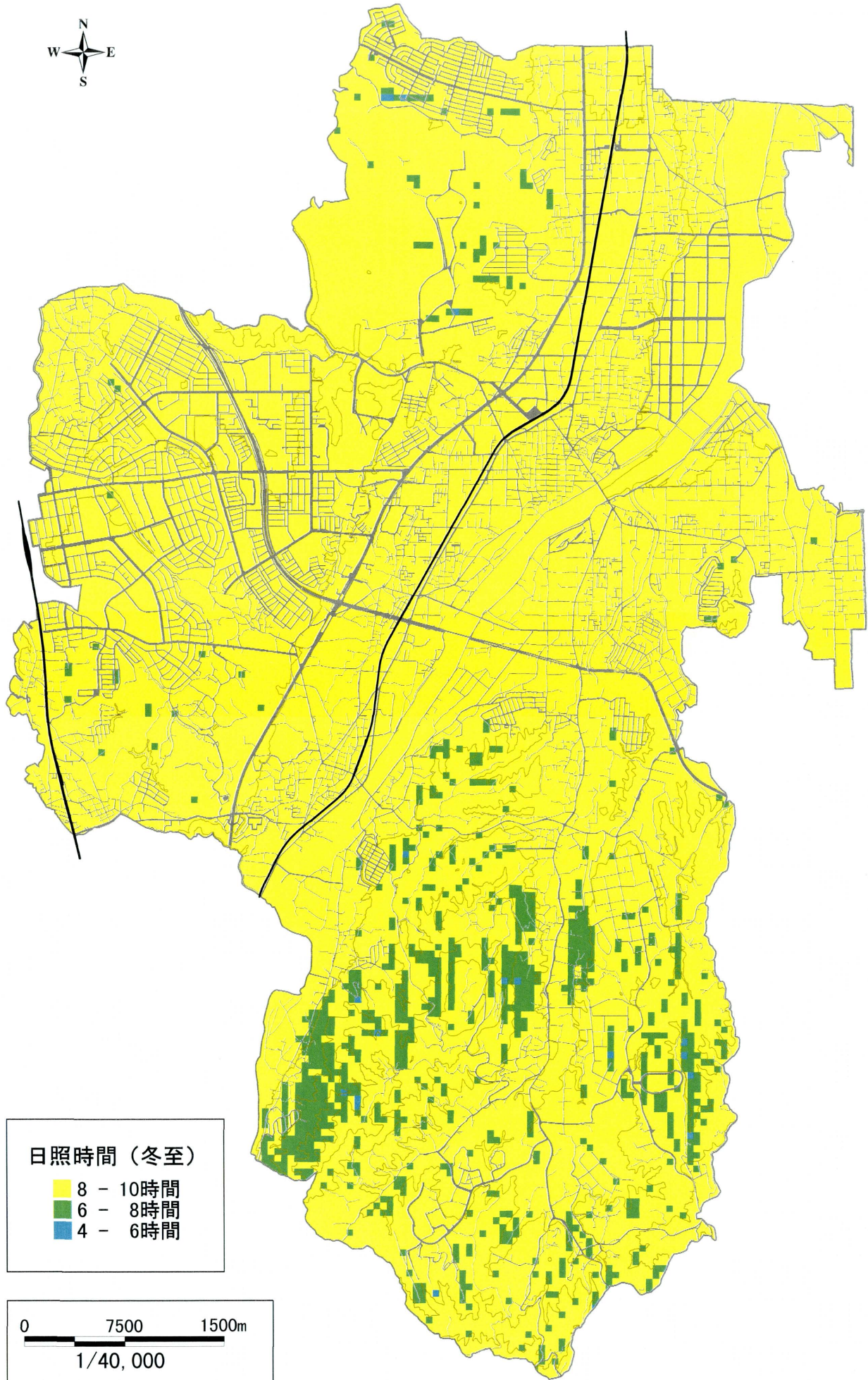
冬至における日照時間は、北部ではほぼ全域で8時間以上ある。南部の山間地でも谷沿いや傾斜地を中心に6時間～8時間程度の日照があり、谷の深いところでも4時間以上は日照があるようである。

(2)春分・秋分

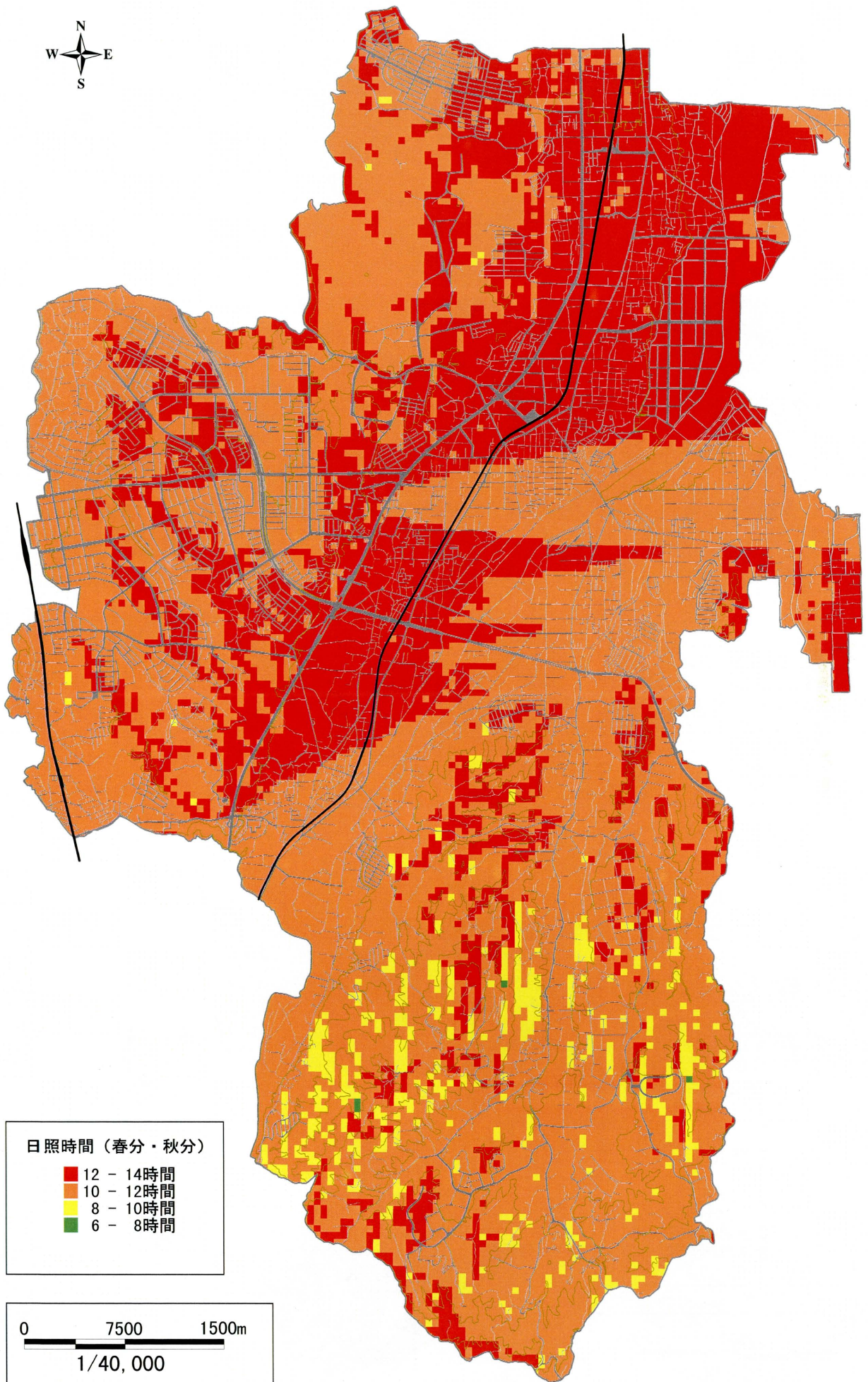
春分・秋分では、北部の低地・段丘面では12時間以上の地域も見られるが、概ね10～12時間程度の範囲が広く、山間地では一部8時間程度となるところも見られる。

(3)夏至

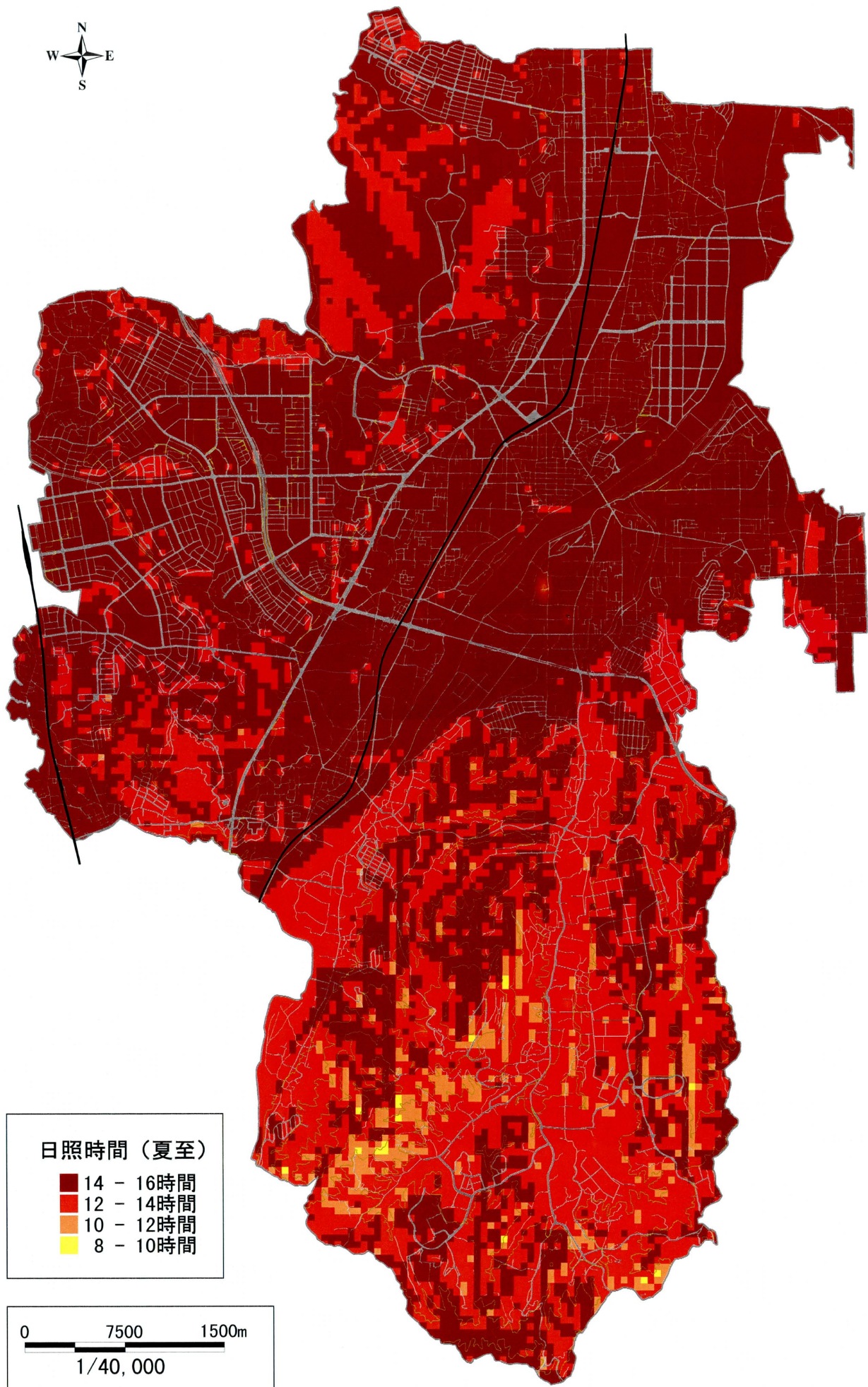
夏至になると、北部の大半の地域は14時間以上の日照があり、南部でも12時間以上の地域がほとんどとなる結果となった。



図IV-3-1 (1) 日照時間の評価 (冬至)



図IV-3-1 (2) 日照時間の評価 (春分秋分)



図IV-3-1 (3) 日照時間の評価 (夏至)

4. ため池の評価

1) ため池の評価の考え方

本市には農業用の灌漑用水源として多くのため池が分布している。しかし、近年の開発によりため池より下流側の農地が市街化されてきていることから、ため池の利用は徐々に減少してきており、それぞれのため池はその置かれた環境により機能性が異なっていると考えられる。こうしたことから、各ため池の周辺環境を整理することにより、今後のため池のあり方について検討する。

ここでは、大阪府でまとめた「ため池機能分級調査票」に基づく評価結果を利用する。この調査票では、利水度、治水度、親水度の3項目について、A・B・Cの3ランクで評価を行っているが、さらにこれを総合して「ため池の評価（総合評価）」とする。

ため池の評価の指標と基準

■ ため池の評価

ため池の評価は、大阪府のまとめた「ため池機能分級調査票」の評価結果に基づいて、利水度、治水度、親水度の3項目について評価を行い、これらを総合して「ため池の評価（総合評価）」とした。

ため池の評価

評価要因		評価点	3	2	1
利水度	受益面積		5 ha以上	5～2 ha	2 ha未満
	流域比 ¹⁾		3 以上	3～2	2 以下
	ため池依存度 ²⁾		2 以上	2～0.5	0.5以下
	受益区域別		農振地域	混合地域	市街化区域
	利水度総合評価		$(3点 \times 数 + 2点 \times 数 + 1点 \times 数) / 4$		
治水度	流域比 ³⁾		10未満	10～30	30以上
	増加・現況貯水能力比 ⁴⁾		0.2以上	0.2～0.1	0.1未満
	被害予想区域別		市街地	混合地	農地
	治水度総合評価		$(3点 \times 数 + 2点 \times 数 + 1点 \times 数) / 3$		
親水度	環境	水質	良好	普通	不良
		周辺緑地景観	良好	普通	不良
	要因	親水延長	500m以上	500～150m	150m以下
		周辺遊歩道	整備良好	整備不良	無
		最寄りの集落からの距離	0.5km以内	0.5～2km	2 km以上
	位置	ため池への連絡道路の状況	舗装	砂利道	無
		親水度総合評価		$(3点 \times 数 + 2点 \times 数 + 1点 \times 数) / 6$	
I : 2.5以上 II : 1.5～2.5 III : 1.5未満					
ため池の評価（総合評価）		3つの評価指標のうち最も高い評価			

I（保全） ←→ III（土地利用調整）

1) 流域比 = 直接集水面積 / 貯水量

2) ため池依存度 = 農業総用水量 / 貯水量

3) 流域比 = 直接集水面積 / 満水面積

4) 増加・現況貯水能力比 = 増加貯水能力 / 貯水量

2) ため池の評価の結果

ため池については利水度、治水度、親水度で評価を行い、これらを総合して総合評価とした。

(1)利水度

利水度では、市街化の進む北部地域での評価が低くなる傾向があり、配水地域の市街化に伴って農用水としての需要が減少してきている状況が読みとれる。一方、錦織や石川より東側の地域にあるため池では、依然農用水としての需要があり、利水度は全体的に高いという結果となった。

(2)治水度

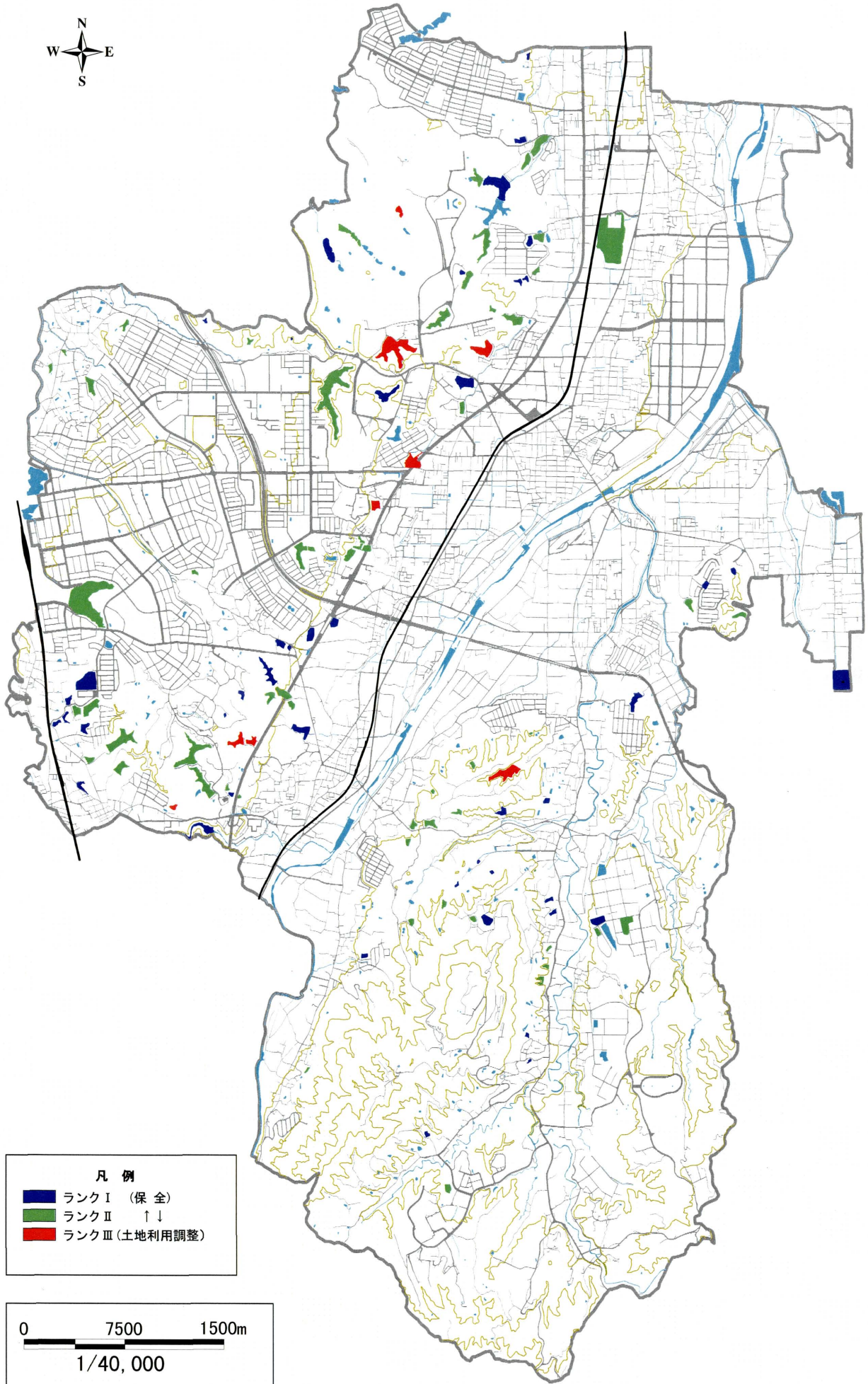
治水度については、流域比が大きく、ため池の貯水能力が小さいものが多いことから、全般に低い評価となった。市内では、比較的規模の大きなため池でランクⅡ、規模の小さなため池ではランクⅢが多くなっている。

(3)親水度

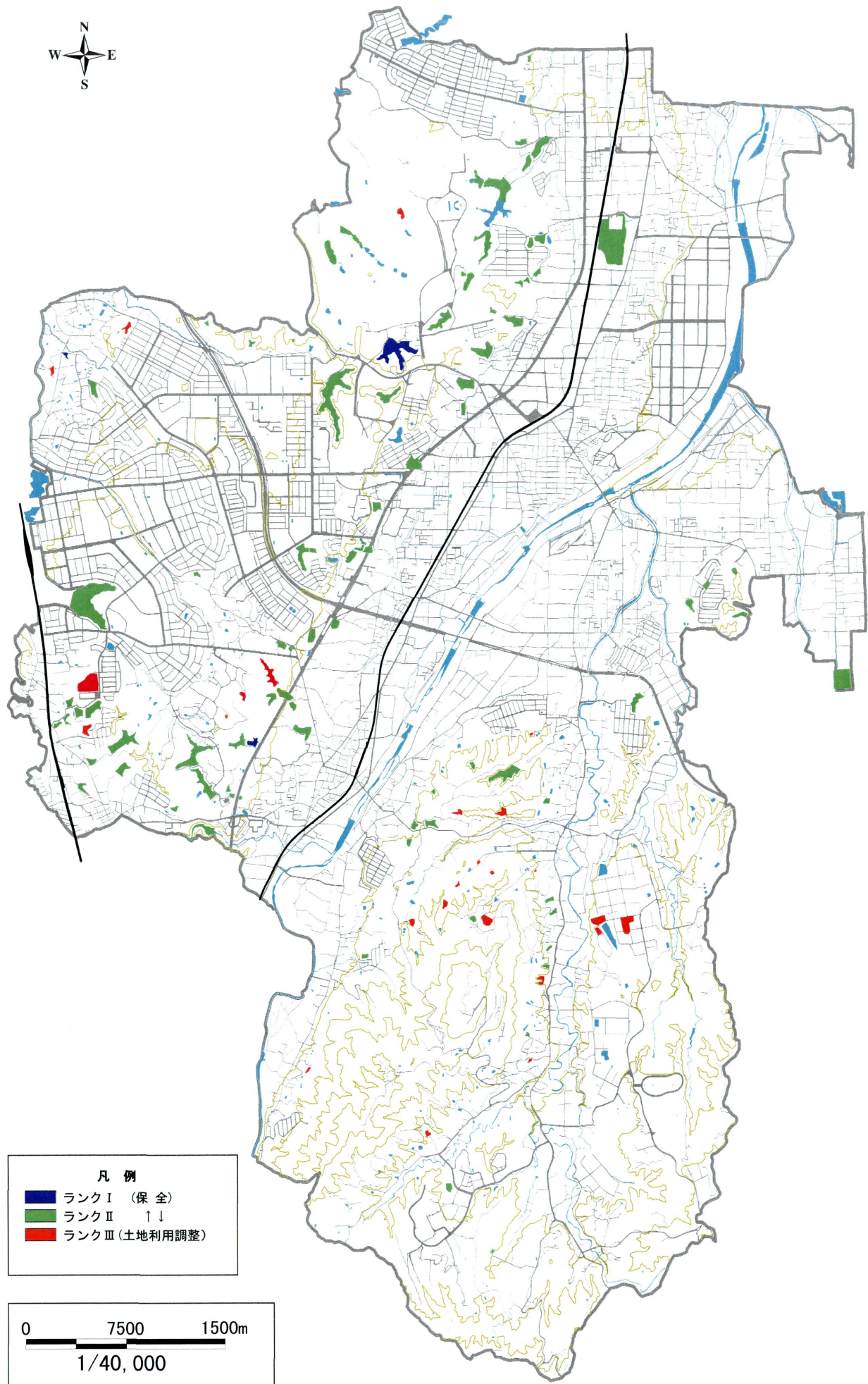
親水度については、北部から西部にかけての地域での評価が高くなっている。これらの地域では宅地造成などに伴って市街化が進んでいるが、その中に残された開放的な空間としてのため池の機能が期待されており、ため池周辺の遊歩道や連絡道路が整備されているものが多い。一方、石川より東側の地域に位置するため池については全般的に評価結果は低くなっている。

(4)ため池の評価（総合評価）

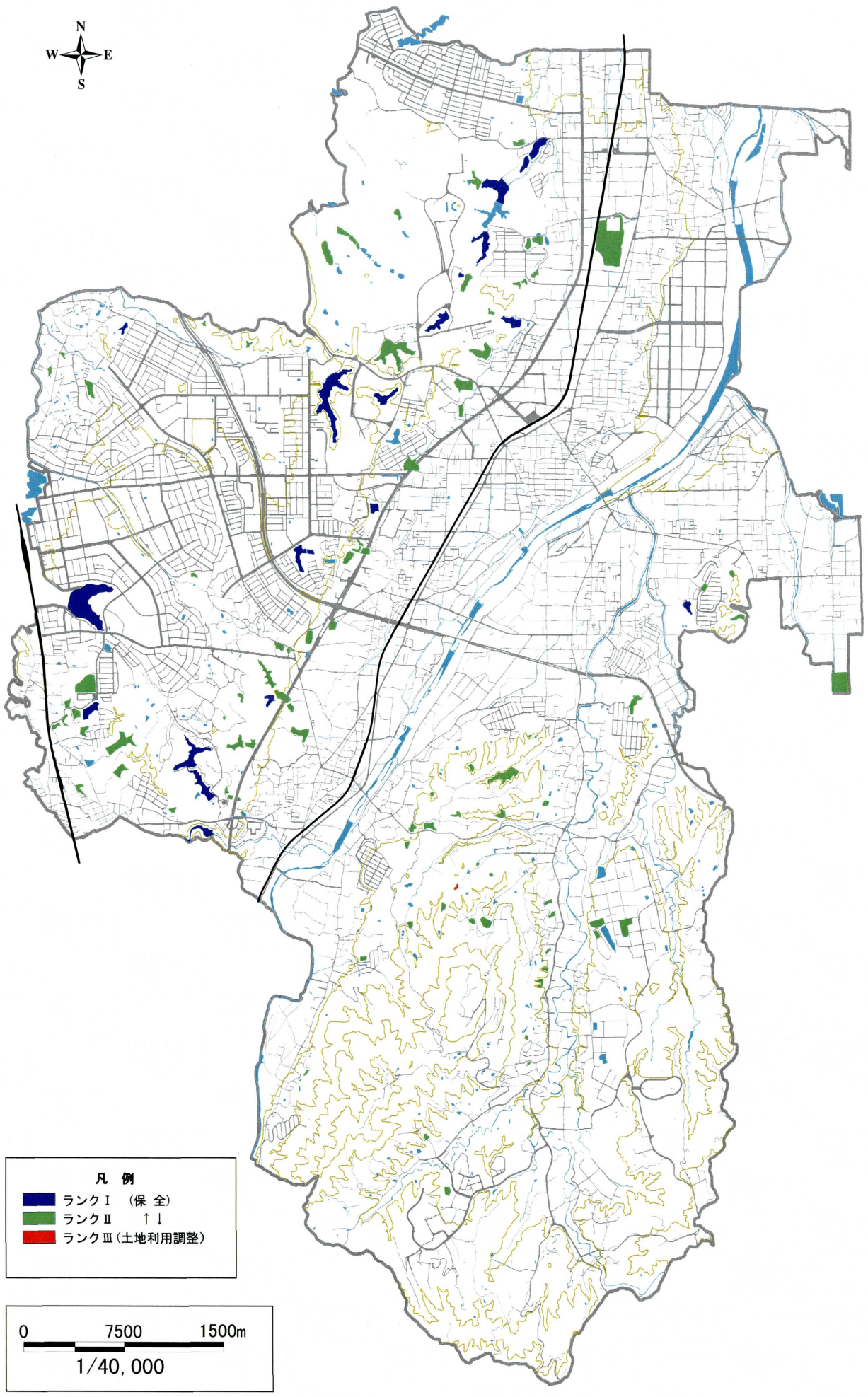
利水度・治水度・親水度の評価結果のうち、最も評価の高い項目を優先して表示することによりため池の総合評価とした。この結果、市域に存在するため池のほとんどは何らかの機能を有しており、基本的には保全が望まれるという結果となった。



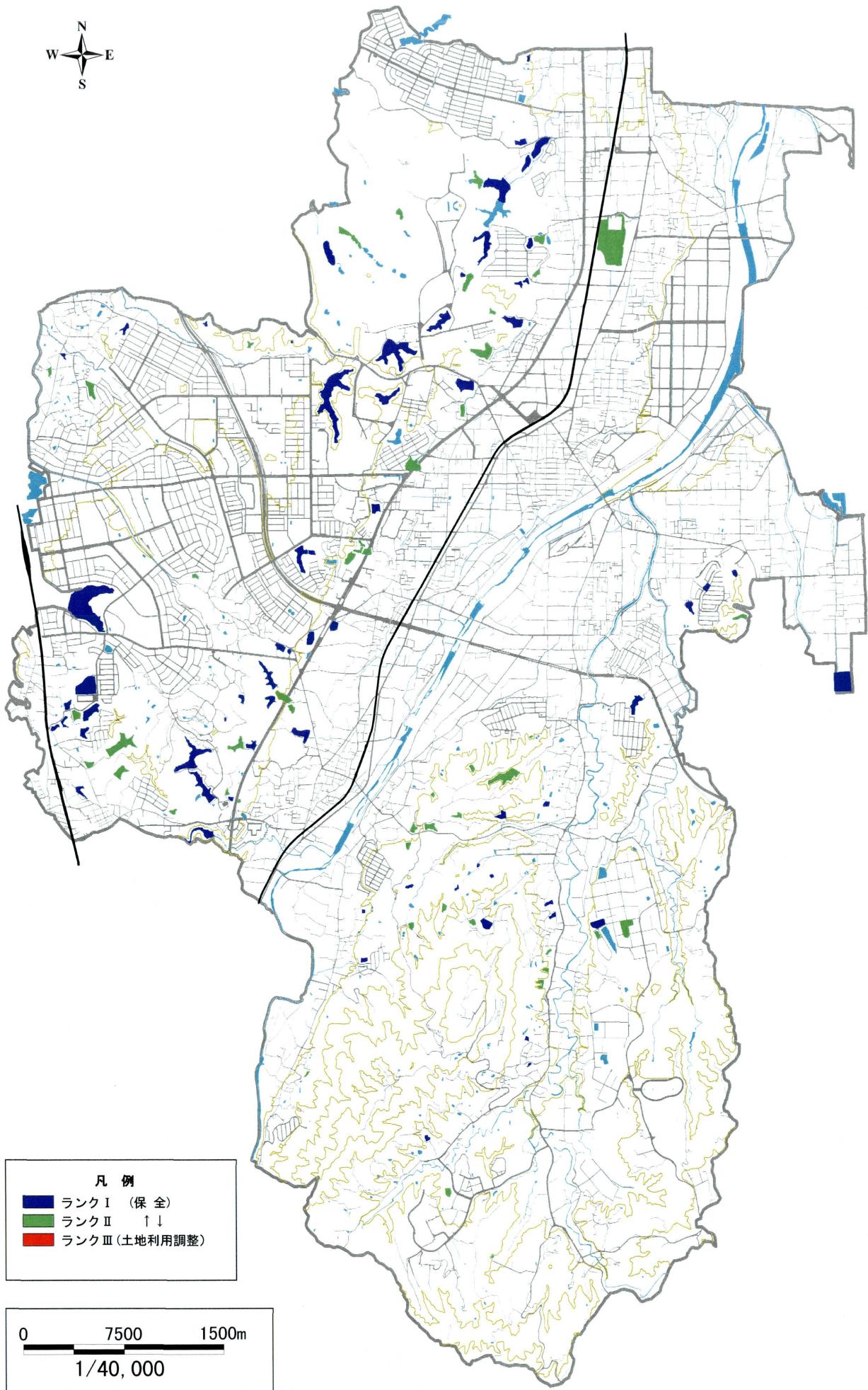
図Ⅳ-4-1 ため池の評価 (利水度)



図IV-4-2 ため池の評価 (治水度)



図IV-4-3 ため池の評価（親水度）



凡例

- ランクⅠ (保全)
- ランクⅡ ↑↓
- ランクⅢ (土地利用調整)

0 7500 15000m
1/40,000

図Ⅳ-4-4 ため池の評価 (総合評価)

V 林地利用診断

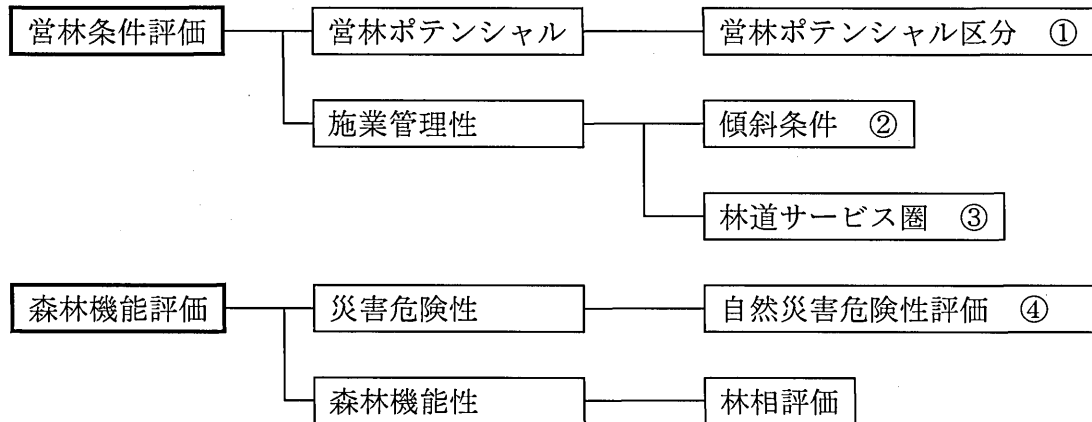
林地利用診断は、植林地としての営林ポテンシャルと、保全性を主体とした森林機能の両面から、林地として保全・利用することが望ましい土地を明らかにすることを目的とした。

本市の山林域は、アカマツの天然林やスギ・ヒノキ植林が中心となっているが、市内に点在する社寺林などにコジイやアラカシ・クスノキ・ヒノキなどの樹林がみられる。

一方、近年、林地のもつ環境保全機能、水源かん養機能、レクリエーション等の保健・休養機能など、公益的機能の重要性が見直され、林地のあり方について検討がなされている。本市においても、このような流れを考慮してまちづくりを実施することが必要となってきた。

林地利用診断では、こうした社会的要請を踏まえて、単に用材生産を目的とした林業経営だけでなく、自然災害の防止あるいは自然性といった観点も加えて評価・診断を行った。

なお、レクリエーション利用等、保健・休養性に関しては、「Ⅲ 保全的土地利用診断」にまとめる。



- ① 区分方法は営農ポテンシャルと同様
- ② 施業管理性から見た傾斜区分による
- ③ 林道等からの到達距離内（500m圏内）で尾根までの斜面
- ④ 自然災害危険性評価（土砂災害）の結果に基づき、森林機能に関する災害要素を抽出。

図V-1 林地利用診断の体系

1. 営林条件評価

1) 営林条件評価の考え方

営林条件評価は用材や特用樹あるいは緑化樹の生育性を左右する「営林ポテンシャル」と、植林や保育作業の効率に影響する「施業管理性」とから評価した。

営林条件評価の指標と基準

■ 営林ポテンシャル

営林ポテンシャルについては、主に土壌条件（土壌ポテンシャル）と傾斜条件により「営林ポテンシャル区分」としてまとめる。

営林ポテンシャルの区分基準

標高区分	土壌ポテンシャル / 傾斜区分	0-3°	3-8°	8-15°	15-30°	30-40°	40° -
		0-400m (低暖地帯)	I 等級	1 類地			
	II 等級	2 類地			4 類地	5 類地	6 類地
	III 等級	3 類地					
	IV 等級						

1 類地（ポテンシャル大） ←→ 6 類地（ポテンシャル小）

■ 施業管理性

施業管理性は営林施業の容易さを示すもので、傾斜条件や林道整備状況等の林業生産基盤の条件によって左右される。

ここでは、林道・一般道からの到達距離と傾斜区分を施業管理性の指標とする。

施業管理性評価の基準

傾斜区分 / 林道からの距離	30° 未満	30° 以上
	500m以内または尾根までの範囲	I
500m以上または尾根を超える範囲	III	IV

I（良） ←→ IV（不良）

■ 営林条件評価（総合評価）

林地の「営林ポテンシャル」と「施業管理性」を合わせて営林条件評価（総合評価）とする。営林条件評価（総合評価）は林地利用の立場から林地としての利用適性がある区域を示すものである。

営林条件評価（総合評価）の基準

営林ポテンシャル / 施業管理性	1 類地	2 類地	3 類地	4 類地	5 類地	6 類地
林道圏内・傾斜30度以下	I		II	III		
林道圏内・傾斜30度以上			II	III		
林道圏外・傾斜30度以下	II	III			IV	
林道圏外・傾斜30度以上	III					

I（良） ←→ IV（不良）

2) 営林条件評価の結果

(1) 施業管理性評価

道路網が発達した富田林市域では一般道や林道から 500m 以上離れる地域はほとんど見られないことから施業管理性は斜面の傾斜度による影響が大きいといえる。市域では傾斜度 30° 以上の斜面は嶽山の山腹斜面や段丘崖などに限られていることから、全般に施業管理性は良いという結果となった。

(2) 営林条件評価（総合評価）の結果

林地の持つ生産ポテンシャルと施業管理性をかけ合わせて、営林条件評価（総合評価）とした。市域では、北部に見られる林地で施業管理性が高く、営林ポテンシャルも高いことから評価結果が高くなった。南部でも、嶽山の山麓部を中心に緩傾斜の斜面では営林ポテンシャルが高いことから比較的良好な評価結果となっている。一方、嶽山の山腹斜面では、傾斜度が30° 以上の斜面が点在し、営林ポテンシャルも高くないことから、全般的に評価結果は低い結果となった。

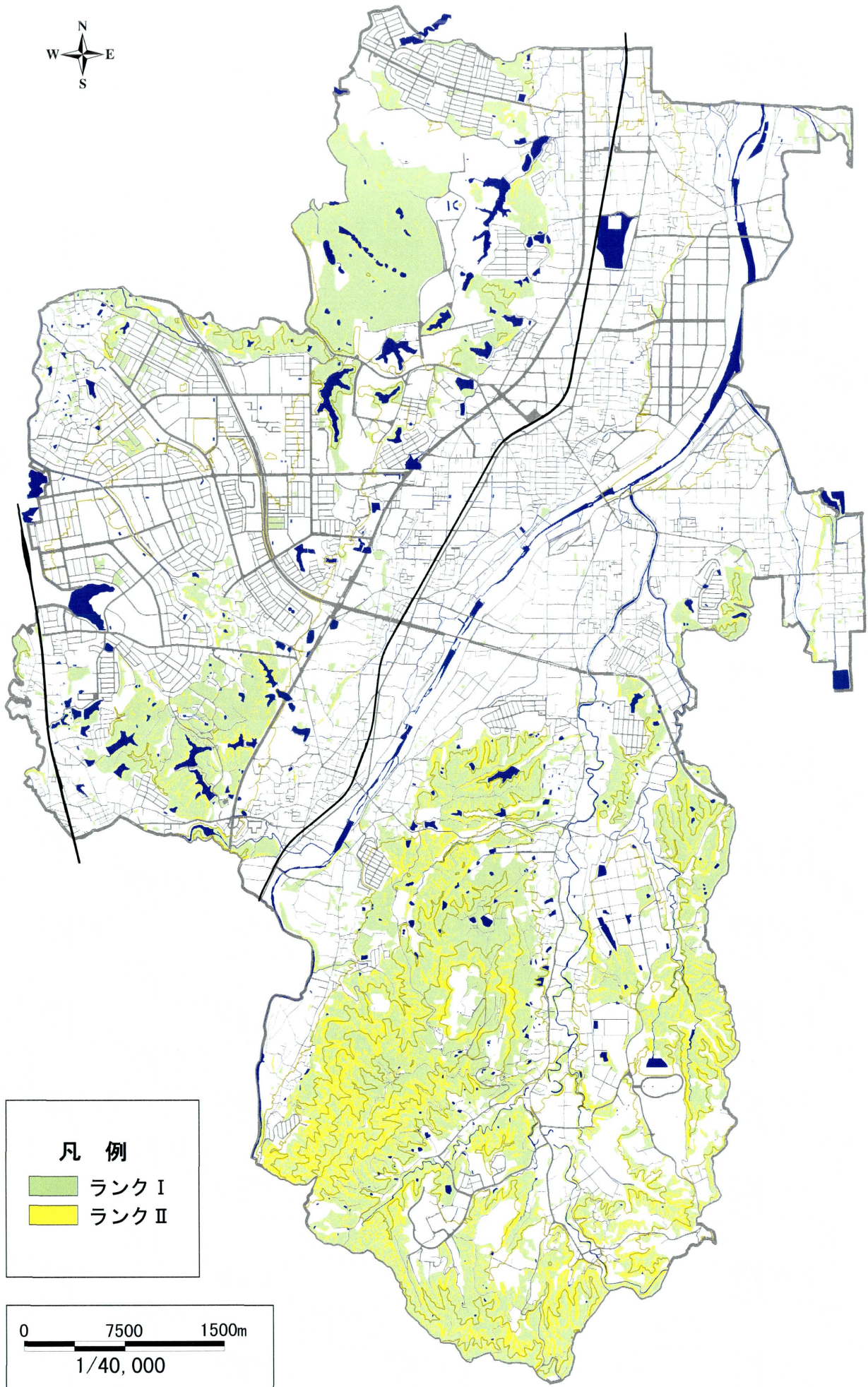
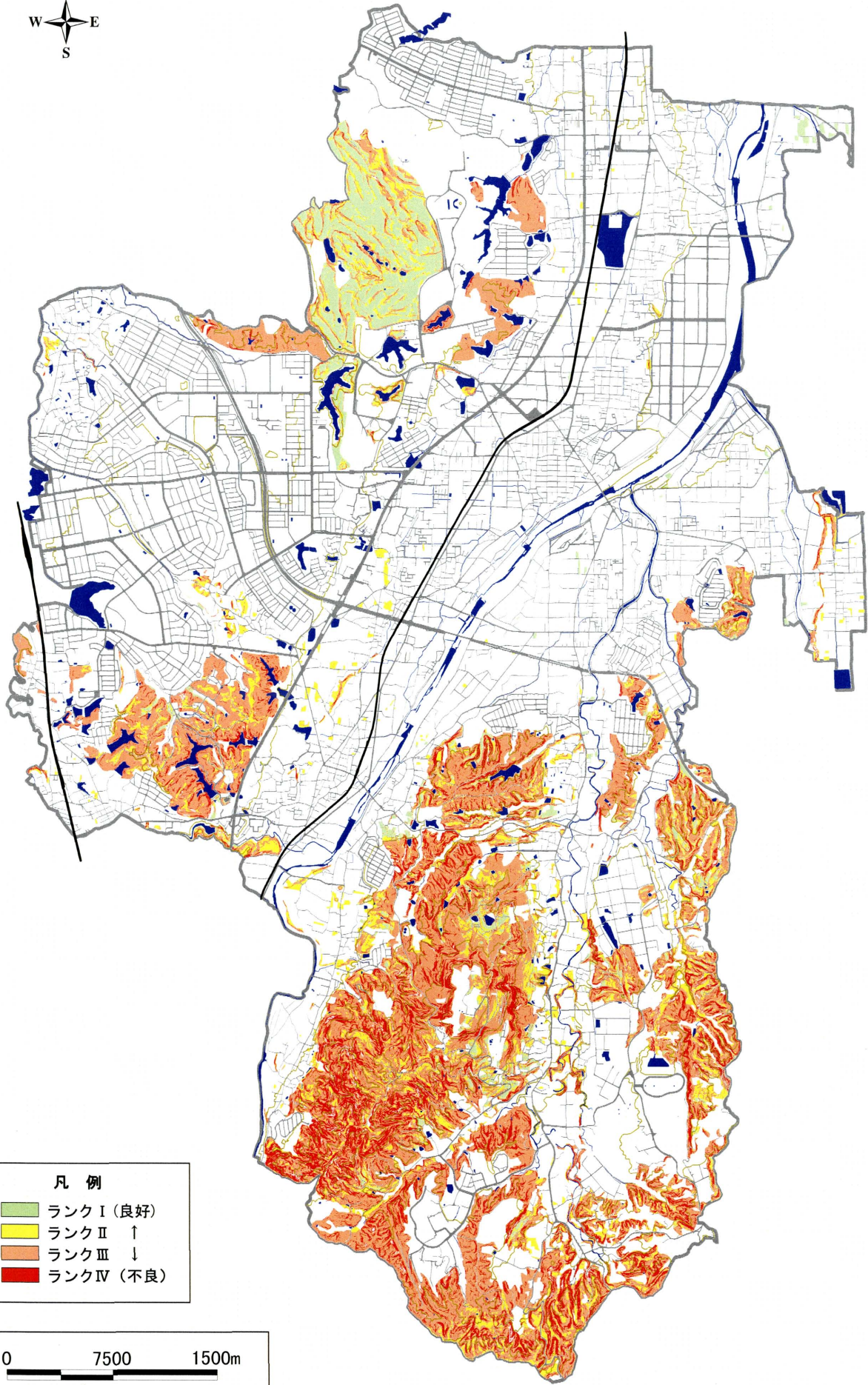
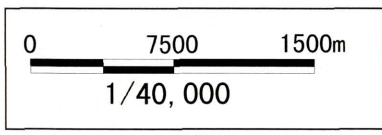


図 V - 1 - 1 林地利用診断(施業管理性)



凡例

緑	ランクⅠ (良好)
黄	ランクⅡ ↑
橙	ランクⅢ ↓
赤	ランクⅣ (不良)



図V-1-2 営林条件評価 (総合評価)

2. 森林機能評価

1) 森林機能評価の考え方

森林機能評価は森林のもつ治山・治水等の防災機能を評価するものである。ここでは森林の状態（林相）と、崩壊・土石流等、自然災害危険性評価を重ね合わせて評価した。

森林機能評価の指標と基準

■ 林相評価

森林のもつ水源かん養機能や土砂災害の防止機能を評価するために、「営林現況図」に基づき評価する。

林相評価の基準

ランク	林 相 区 分
I	天然林・二次林（広葉樹林、混交林）
II	人工林・二次林（針葉樹林）、人工林（広葉樹林、混交林）
III	人工林（針葉樹林）、竹林
IV	無立木地（伐採跡地）

I（機能大） ←→ IV（機能小）

■ 自然災害危険性評価

森林の自然災害危険性については、第Ⅱ章「自然災害危険性評価（土砂災害）」に準じて評価する。

■ 森林機能評価（総合評価）

林相と自然災害危険性評価から以下の通り評価する。

森林機能評価の基準

自然災害危険性	林 相	I	II	III	IV
		IV（災害危険度が高い）	I	II	III
III ↑					
II ↓			III	IV	
I（災害危険度が低い）					

I（機能大） ←→ IV（機能小）

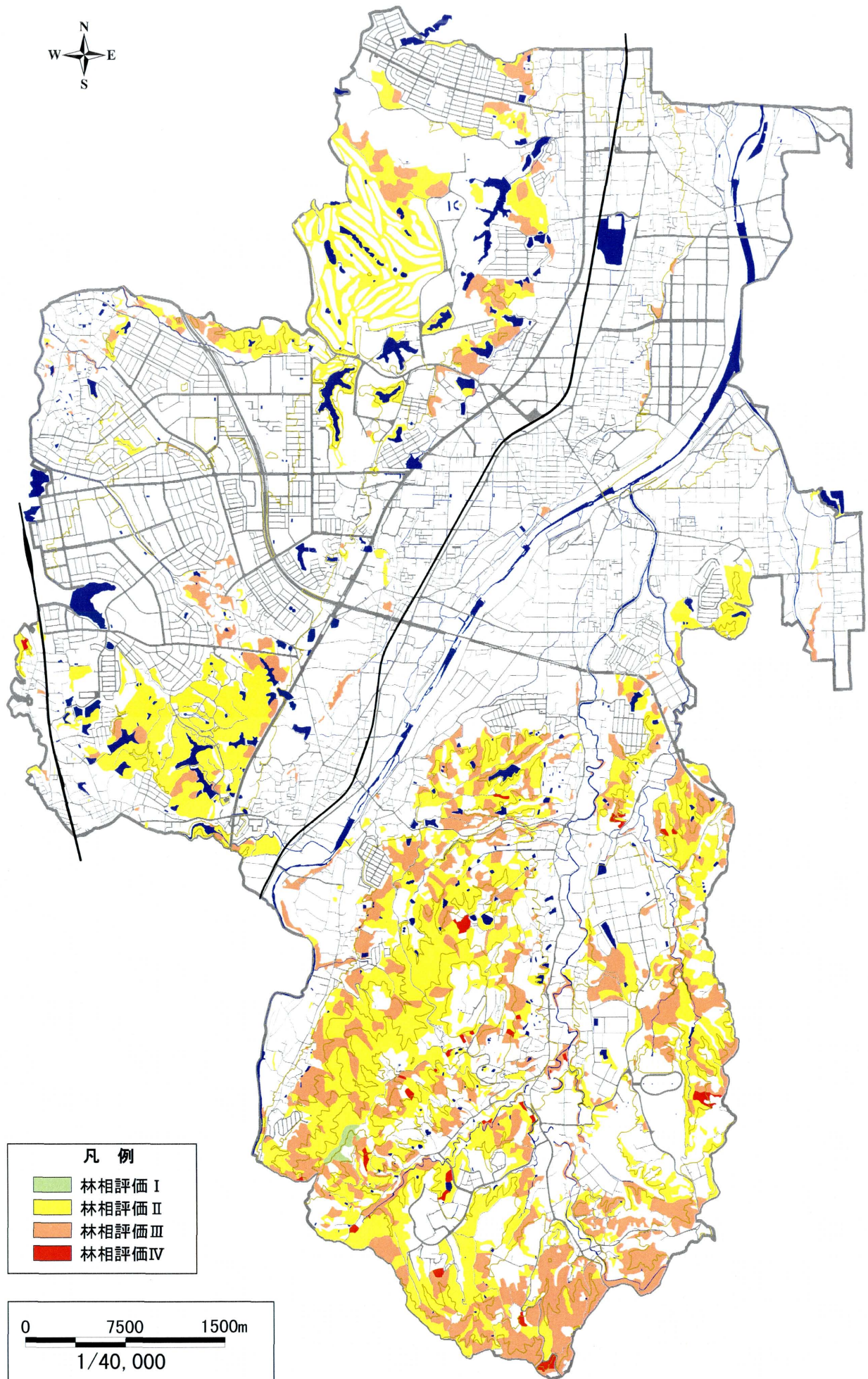
2) 森林機能評価の結果

(1) 林相評価

森林のもつ治山・治水等の機能は、その樹種によって異なることが知られている。これは、樹種ごとに根の張り具合が異なり、保水力や土砂移動の防止効果に違いがあるためとされている。市域の林地における林相を見ると、天然林・人工林がみられ、それぞれ混交林・針葉樹林の植生となっている。これらについて、林相から見た治山・治水機能を評価した。林相が良いと評価されたのは、天然混交林で、市域では嶽山南部の尾根沿いにごく一部に分布するのみである。また、人工混交林なども林層は比較的良く、嶽山山腹斜面の広い範囲を覆っている。一方、無立木地などは治山・治水機能が小さく、林相評価は低いという結果になった。

(2) 森林機能評価の結果

林相評価の結果と土砂災害危険性評価の結果をかけ合わせて森林機能評価とした。森林機能評価は、土砂災害の危険性が高い地域に林相評価の高い樹種が見られる場合に機能が高いと評価し、林相評価が高くても土砂災害の危険性が低ければ評価は低い結果となる。市域で森林機能が高いと評価されたのは、嶽山山腹斜面などにみられる天然混交林で、土砂災害の発生防止に一定の効果を有しているといえる。一方、北部の天然混交林は、林相評価は高いものの、土砂災害の危険性が比較的小さく、土砂災害防止という観点からみた森林機能としては小さいという結果となった。



圖V-2-1 林相評價

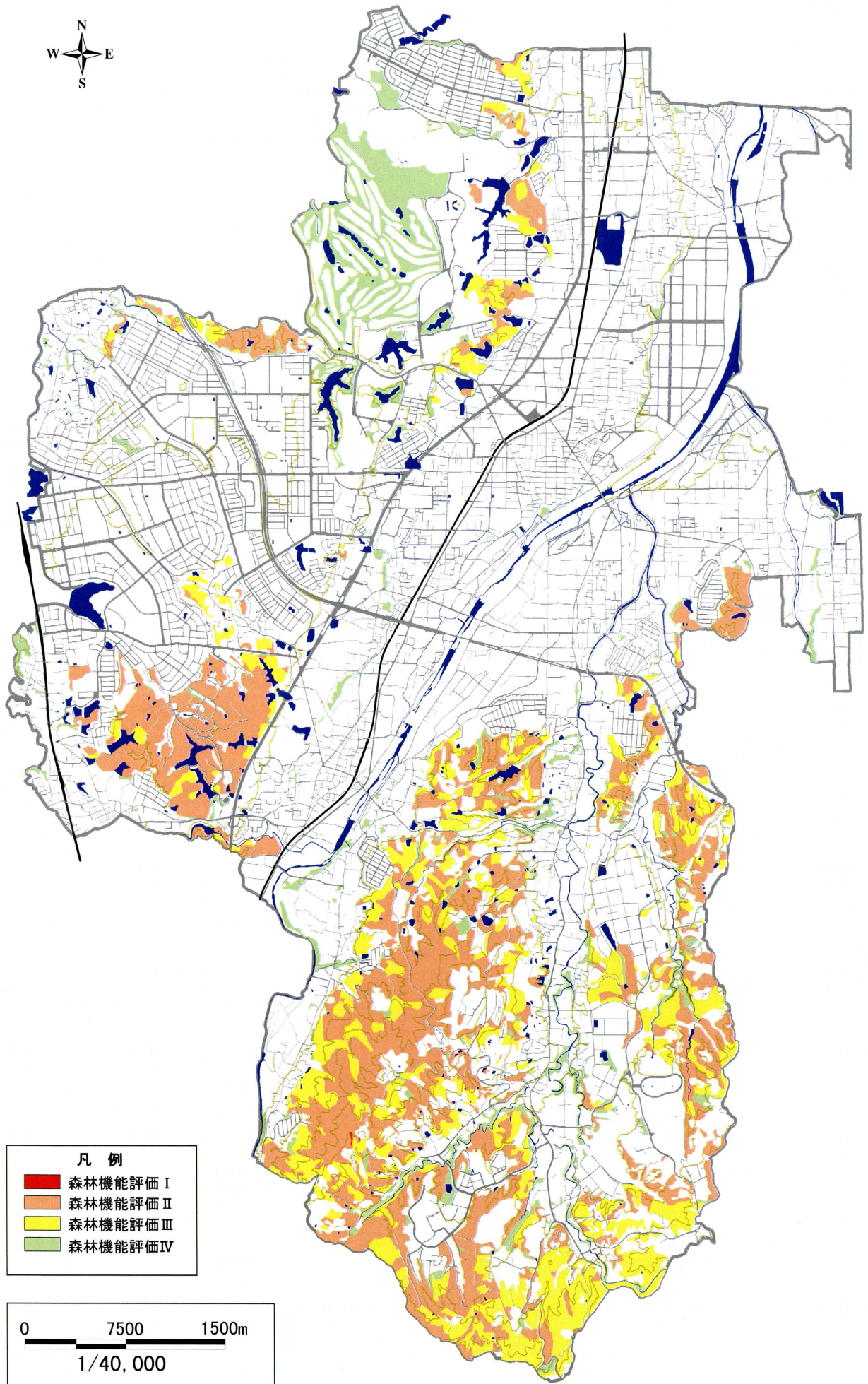


図 V - 2 - 2 森林機能評価 (総合評価)

VI 都市的土地利用診断

本市の土地利用は、北部から中央部・西部に広がる都市的土地利用を中心とする地域と、南部および東部の里山的形態を残す地域からなっている。中央部の地域では旧市街地と新しい住宅地が混在している。

本市の中心となる寺内町は、永禄年間（1558～1569年）に興正寺14世証秀上人により商人町として開拓され、周辺地域も含めて古くから市街地が発達してきたが、近年になって河内地域の中心的都市として、また、大阪大都市圏のベッドタウンとして、継続的に住宅開発が行われてきた。人口・世帯数も戦前から今日まで常に増加傾向にあり、中心市街地は過密な状態となってきた。

これらの結果、土地利用上の課題は、居住地域をとりまく様々な環境に関するものと、市街地の構造に関する問題が重要な位置を占めるものと考えられる。

以上の観点から、都市的土地利用診断では、現況の土地利用の実態を都市環境の面から診断、評価するものとした。

■都市的土地利用診断の単位区域

都市的土地利用診断では、診断・評価の単位区域を町丁目単位とする。単位地区数は175地区である。

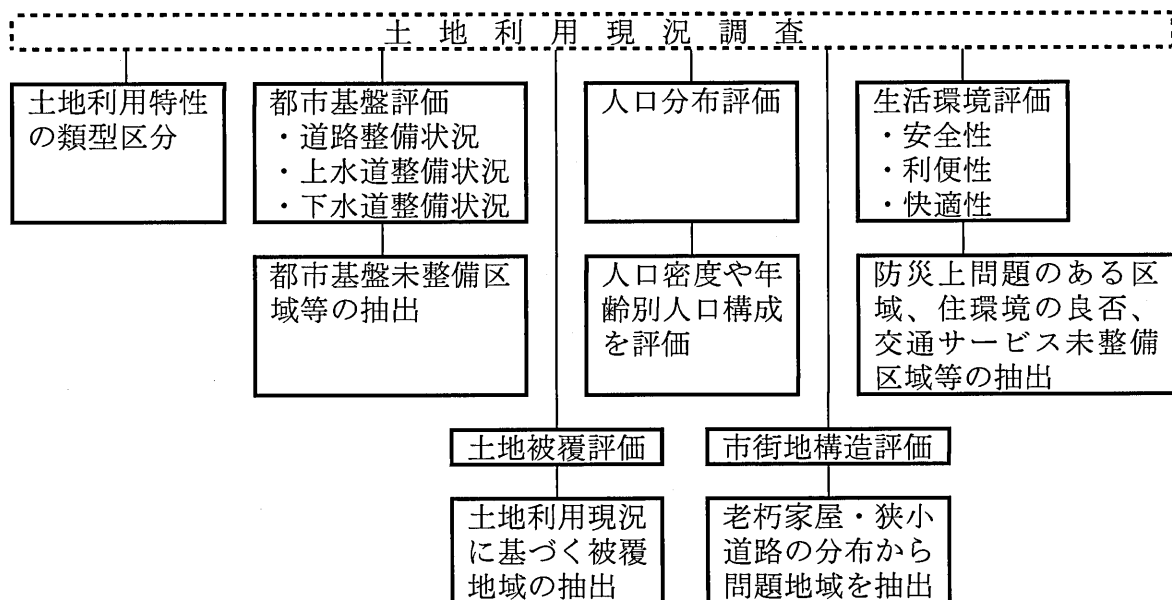


図VI-1 地区区分図

■ 都市的土地利用診断の流れ

生活環境の物的環境条件とされる要素には、道路・下水道等の都市基盤施設、教育施設・公共公益施設等の生活環境施設の整備状況や住居の質など様々な要素が含まれる。また、生活環境の評価の視点としては、世界保健機関（WHO）（1961）が提案した「安全性」「利便性」「快適性」という概念がしばしば用いられている。そこで、都市的土地利用診断では、診断のための評価項目を〔都市基盤評価〕〔土地被覆評価〕〔人口分布評価〕〔市街地構造評価〕〔生活環境評価〕にまとめた。

〔都市基盤評価〕では都市基盤の整備状況を代表する要素として上下水道および道路の整備状況を指標として診断を行い、〔土地被覆評価〕では土地の被覆状況をまとめた。〔人口分布評価〕では地区ごとの人口密度や年齢別の人口構成を評価し、〔市街地構造評価〕では老朽家屋や狭小道路の分布状況等から市街地の構造を評価した。また、〔生活環境評価〕では生活環境の安全性・利便性・快適性にかかわる要素を評価単位ごとに分級・評価し、都市環境（生活環境）を診断した。



図VI-2 都市的土地利用診断の構成

1. 土地利用類型区分

1) 土地利用類型区分の考え方

都市的土地利用診断を行うに先立ち、地区ごとの土地利用の動向や特徴を整理し、都市環境の概況を把握するために、市街化率と市街地形成年代を指標に地区の類型区分を行った。

市街地形成年代の構成比による地区類型区分（図VI-1-1）と地区ごとの市街化率をクロス評価し、土地利用類型区分を行った。各グループに属する地区を表VI-1-1および図VI-1-2にまとめた。なお、市街地形成年代は富田林市固定資産データによる建物建築年で区分しているため、旧市街地の同じ敷地内で建物が更新されている場合、より新しい市街地と評価されることがある。

土地利用類型区分の基準

■ 市街地形成年代

市街地形成年代の違いによる市街地の構造や特徴を把握するために、建物新旧区分のデータを基に、昭和44年以前・昭和45年から57年・昭和58年以降の各年代に市街化した割合を求め、三角座標上にプロットした年代別構成比によって4つのグループに分類する。

■ 地区の市街化率

土地利用現況図から宅地、工業用地などの市街地面積を計測し、地区面積で割ることにより市街化率を計算する。

■ 地区の土地利用類型区分

市街化率と市街地形成年代構成比を指標に、各地区の土地利用特性の類型区分を行う。類型区分の基準は、各地区の土地利用上の特徴を勘案し、以下のように行う。

土地利用類型区分

類型区分		市 街 化 率 (%)	
		100	0
市街地形成年代	D	⑤	
	C	③	④
	B	②	
	A		①

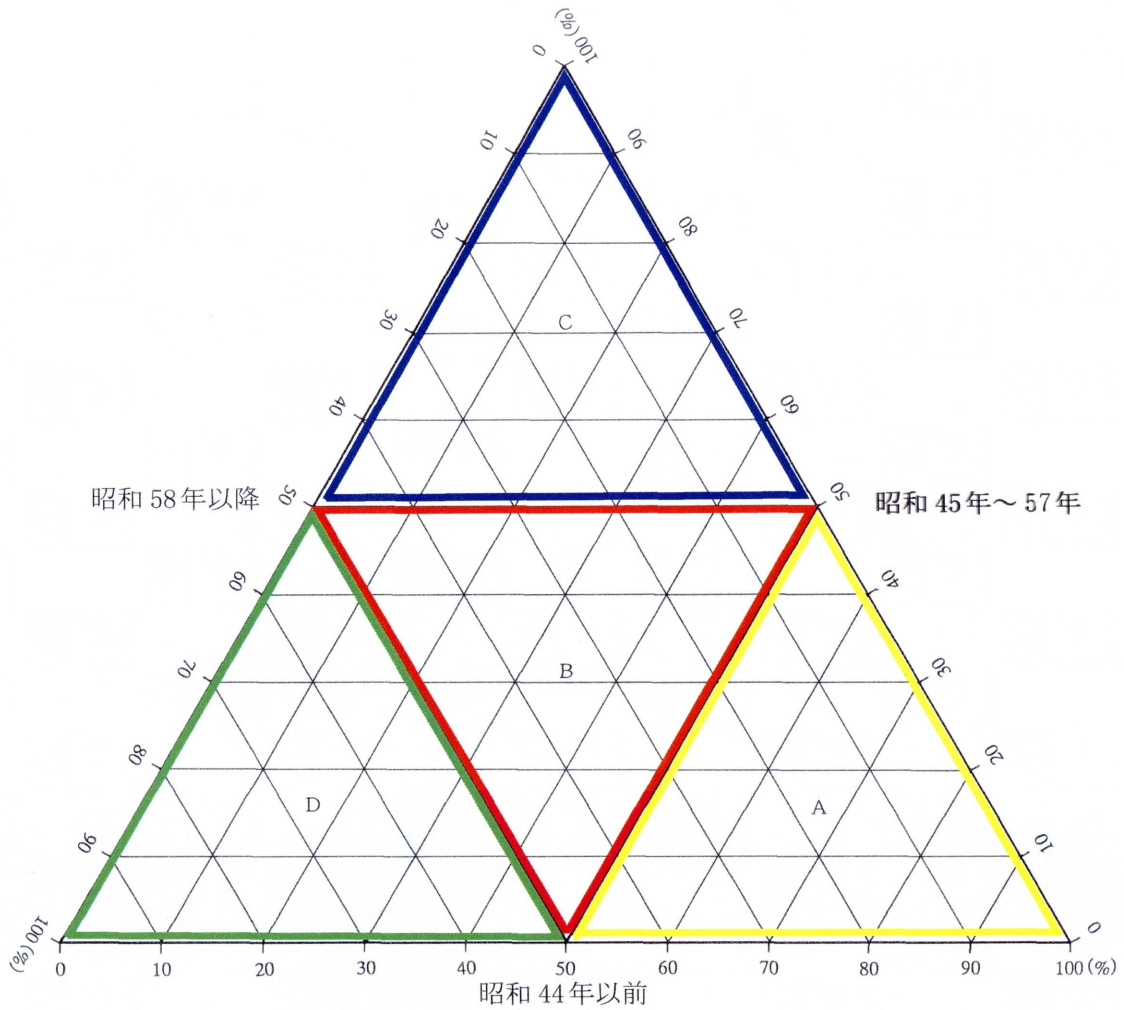
①：旧市街地または旧集落

②：旧市街地拡大地区

③：S45～57に市街化した地区

④：S45～57に市街化が始まったが、現在も市街化率が低い地区

⑤：S58以降市街化した地区



図VI-1-1 市街地形成年代構成比による類型区分の考え方

- A : 昭和44年以前に建築された建物が50%以上の地区
- B : 各年代を通じて建物が建築されてきた地区
- C : 昭和45年～57年に建築された建物が50%以上の地区
- D : 昭和58年以降に建築された建物が50%以上の地区

2) 土地利用類型区分の結果

土地利用類型区分については「旧市街地または旧集落」「旧市街地拡大地区」「S45～57年に市街化した地区」「S45～57年に市街化が始まったが、現在も市街化率が低い地区」「S58年以降市街化した地区」の5つの類型に区分した。

「旧市街地または旧集落」は、昭和44年以前に建築された建物が半数以上占めている地区もしくは建物の建築時期は新旧様々で市街化率が低い地区が該当する。これに区分されたのは富田林町やその周辺の地区、中野町1丁目・喜志町1・2丁目・宮町1・2丁目・錦織など古くから集落が形成されていた地区や、彼方・佐備・龍泉・甘南備など中山間地、五軒家・北大伴町・南大伴町・別井など平野部の集落などである。また、開発年代が昭和40年代前半で、建物の建て替えも進んでいない寺池台4丁目や高辺台3丁目もこの類型に区分された。

「旧市街地拡大地区」は、建物の建築年代は新旧様々であるが市街化率が高い地区が該当する。これに区分されたのは若松町や中野町・木戸山町など「旧市街地または旧集落」周辺の地区や寺池台1丁目・久野喜台2丁目・高辺台1丁目・楠風台など、開発時期は古いものの、戸建住宅が多く建物の更新が進んでいる地区などである。

「S45～57年に市街化した地区」は昭和40年代後半から50年代前半に建てられた建物が全体の半数以上を占め、かつ市街化率が高い地区が該当する。これに区分されるのは、寺池台2・3・5丁目や藤沢台2丁目、梅の里1・2丁目、南旭ヶ丘町、川向町、山手町などで、この時期に宅地開発された住宅団地がその大半を占めている。

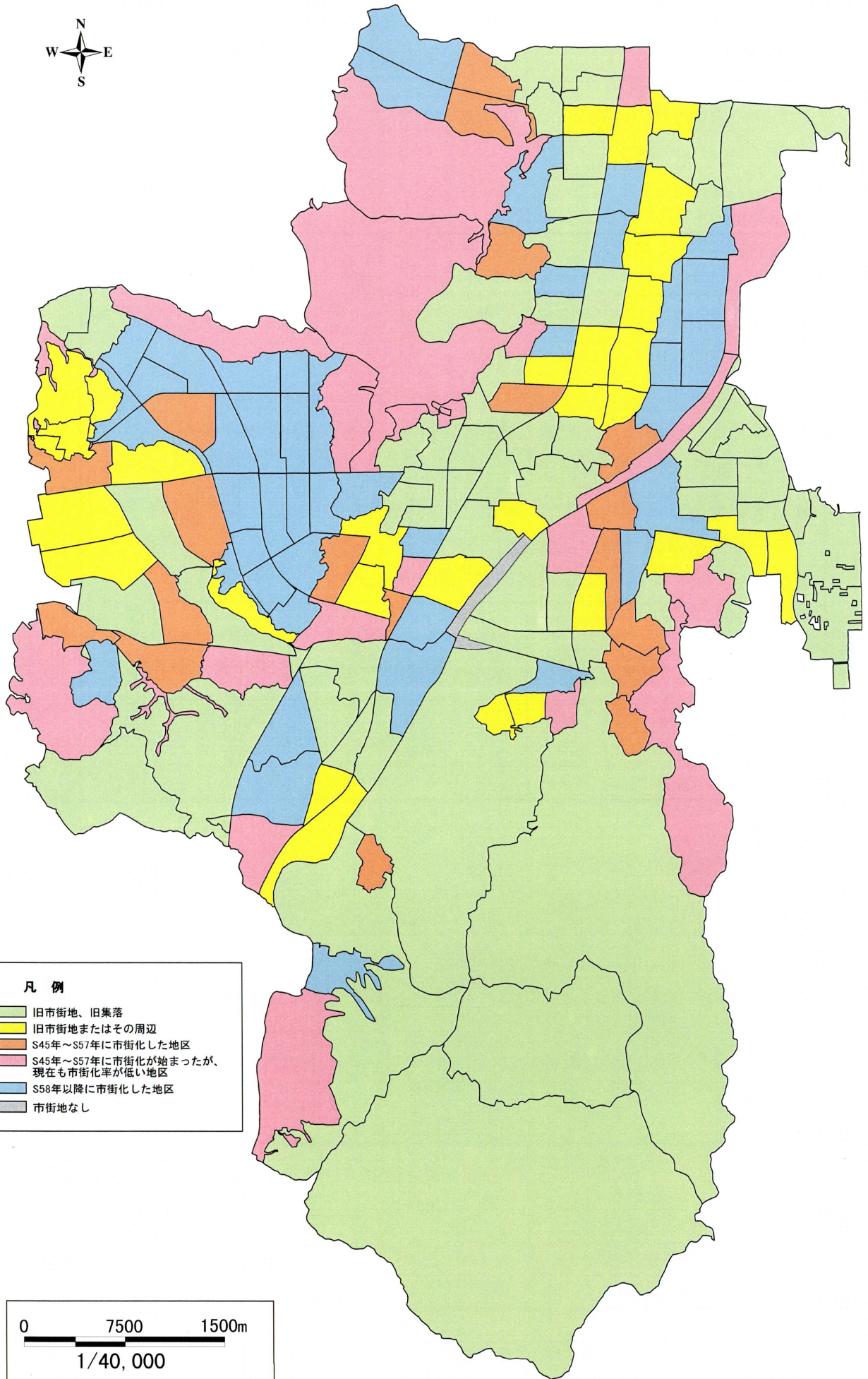
「S45～57年に市街化が始まったが、現在も市街化率が低い地区」は、昭和40年代後半から50年代前半に建てられた建物が全体の半数以上を占め、かつ市街化率が低い地区が該当する。これに区分されたのは、喜志、新堂、伏山、嬉、東板持などの大字が中心である。

「S58年以降市街化した地区」は、昭和58年以降に建設された建物が全体の半数以上を占める地区が該当する。富田林市のうちでも比較的新しい市街地であるといえるが、これに該当するのは藤沢台や向陽台・小金台・津々山台・梅の里3・4丁目・横山などで、大規模な宅地開発に伴って急速に市街化が進展している。また、中野町東・若松町東などでは、工業団地の開発に伴って急速に市街化が進んでいる。

表VI-1-1 土地利用類型区分の結果

グループ	特 徴	地 区 名
①	旧市街地、旧集落に分類される。S44年以前に市街化した地区あるいは、各年代を通じて市街化してきたが、未だ市街化率が低い地区	平町一・平町二・喜志新家町一・喜志新家町二・喜志町一・喜志町二・旭ヶ丘町・宮町一・宮町二・川面町一・通法寺町・西条町二・若松町一・中野町一・中野町西一・中野・富田林町・本町・常盤町・寿町一・寿町二・寿町三・寿町四・昭和町一・昭和町二・富美ヶ丘町・錦ヶ丘町・毛人谷・甲田一・甘山二・五軒家一・五軒家二・錦織東二・錦織中一・錦織北一・錦織北二・須賀・彼方・伏見堂・西板持町一・西板持町三・西板持町四・西板持町六・南大伴・南大伴町二・南大伴町四・北大伴町一・北大伴町二・北大伴町三・北大伴町四・別井・東板持町一・楠町・甘南備・龍泉・佐備・高辺台三・寺池台四
②	旧市街地またはその周辺部で、各年代を通じて市街地が拡大してきた地区	木戸山町・喜志町三・喜志町五・桜井町一・若松町二・若松町三・若松町四・若松町五・若松町西二・中野町二・中野町三・谷川町・甲田二・甘山一・新家一・加太・青葉丘・新青葉丘町・宮甲田町・錦織東三・錦織中二・西板持町七・楠風台一・楠風台二・山中田町二・南大伴町一・南大伴町三・高辺台一・久野喜台二・寺池台一
③	S45～S57年に住宅開発が行われ、市街化した地区	南旭ヶ丘町・梅の里一・梅の里二・清水町・若松町西一・甲田四・池尻・桜ヶ丘町・西板持町八・不動ヶ丘町・東板持町二・東板持町三・川向町・山手町・高辺台二・久野喜台一・寺池台二・寺池台三・寺池台五・藤沢台二
④	S45～S57年に市街化が始まったが、現在も市街化率が低い地区	喜志町四・西条町一・喜志・緑ヶ丘町・新堂・甲田五・甘山・新家二・錦織・錦織南二・伏山・嬉・西板持町二・楠風台三・山中田町三・東板持
⑤	S58年以降に市街化した地区	宮町三・粟ヶ池町・桜井町二・川面町二・梅の里三・梅の里四・若松町東一・若松町東二・若松町東三・若松町西三・中野町東一・中野町東二・中野町西二・甲田三・甲田六・美山台・錦織東一・錦織南一・錦織北三・横山・西板持町五・西板持町九・山中田町一・向陽台一・向陽台二・向陽台三・向陽台四・向陽台五・藤沢台一・藤沢台三・藤沢台四・藤沢台五・藤沢台六・藤沢台七・小金台一・小金台二・小金台三・小金台四・津々山台一・津々山台二・津々山台三・津々山台四・津々山台五・金剛伏山台

図VI-1-2 土地利用類型区分図



凡例

- 旧市街地、旧集落
- 旧市街地またはその周辺
- S45年～S57年に市街化した地区
- S45年～S57年に市街化が始まったが、
現在も市街化率が低い地区
- S58年以降に市街化した地区
- 市街地なし

0 7500 15000m
1/40,000

図VI-1-2 土地利用類型区分

2. 都市基盤評価

1) 都市基盤評価の考え方

都市基盤の整備状況の指標として、道路、上水道、下水道について現況把握を行い、その結果を評価した。

都市基盤評価の基準

■ 道路率

道路率は（幅員12m未満の道路面積／地区面積）として求める。幅員12m以上の幹線道路は、地区レベルの道路整備水準の評価にそぐわないという観点から除外する。

■ 狭小道路率

地区ごとの〔幅員4m未満の道路延長／全道路延長〕を狭小道路率として評価する。

■ 道路整備水準評価

道路整備水準の評価は、以下の基準で行う。

道路整備水準の評価基準

道路率 狭小道路率	20%以上	10~20%	10%未満
10%未満	I		
10~20%	II		III
20~40%	III	IV	
40%以上	V		

※ランク I（良好） ↔ ランク V（不良）

■ 上水道整備水準評価

地区全体に上水道が普及しているか否かによって評価する。

■ 下水道整備水準評価

地区の50%以上が下水道（汚水）の供用区域か否かによって評価する。

■ 都市基盤評価（総合評価）

都市基盤評価は、次のような基準に従う。

都市基盤評価の基準

道路整備水準 上下水道の整備水準	I	II	III	IV	V
上下水道が整備されている	I				
どちらか一方のみ整備されている		II		III	
上下水道が整備されていない		III		IV	

I（良好） ↔ IV（不良）

2) 都市基盤評価の結果

(1) 道路率

地区面積に占める道路面積の割合を示す道路率では、割合が大きいほど道路整備が進んでいるといえる。市内で道路率が高いのは大規模に開発された住宅団地で、概ね10～20%となっているが、高辺台・藤沢台・津々山台・楠風台・不動ヶ丘町などでは20%以上の地区も見られる。また、旧市街地でも富田林町やその周辺地区では道路率がやや高い地区が見られる。一方、南部の山間地や大阪外環状に沿う地区を中心として道路率が10%未満の地区が見られる。

(2) 狭小道路率

地区の道路延長に占める狭小道路（幅員4m未満の道路）の割合を示す狭小道路率では、値が大きいほど道路整備が遅れているといえる。市内で狭小道路率が高いのは、富田林町や喜志町1・2丁目・若松町2～5丁目、錦織など旧市街地が形成されていた地区や、彼方・佐備・龍泉・甘南備などの山間地に位置する地区である。一方、近年開発された市街地では幅員4m未満の道路が少なく、金剛団地や金剛東団地、梅の里、楠風台、山手町などの住宅地や中野町東・若松町東など工業団地などでは狭小道路率は低い。

(3) 道路整備水準

道路率が高く、狭小道路率が低い地区は道路整備水準が高く、その逆の地区は道路整備が遅れているといえる。ここでは道路率と狭小道路率から道路整備水準のランク分けを行った。この結果、道路整備水準が高いと評価されたのは近年開発された市街地で、金剛団地や金剛東団地・梅の里・楠風台・山手町・不動ヶ丘町などの住宅地や中野町東・若松町東など工業団地などでは道路整備が良好となっている。一方、整備水準が遅れていると評価されたのは、富田林町・若松町・喜志町・甲田・錦織などの旧市街地や彼方・佐備・龍泉・甘南備などの旧集落が分布する地区である。

(4) 上水道整備水準

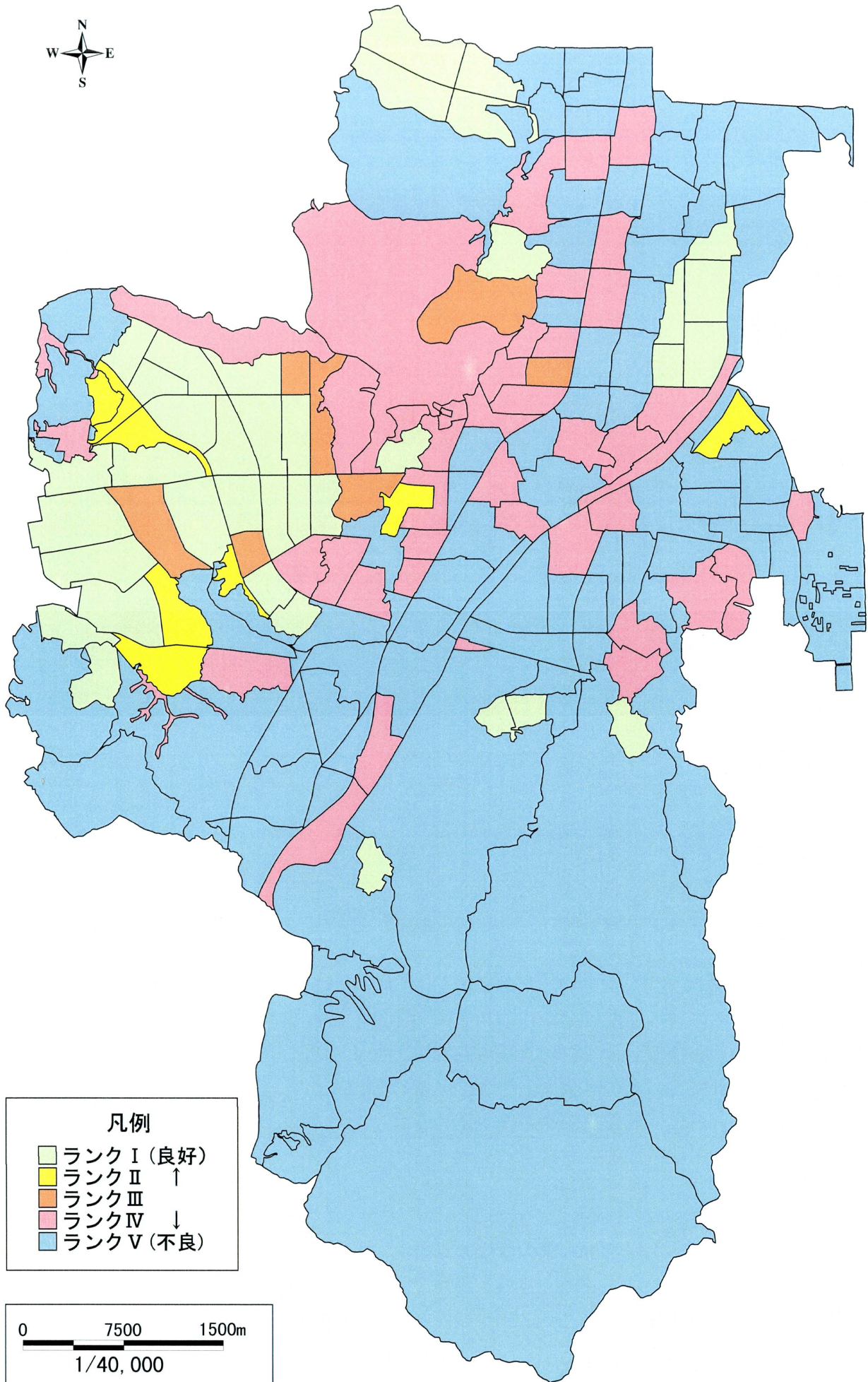
上水道の整備状況に関しては、ほぼ全市に供給されていることから全域が良好である。

(5) 下水道整備水準

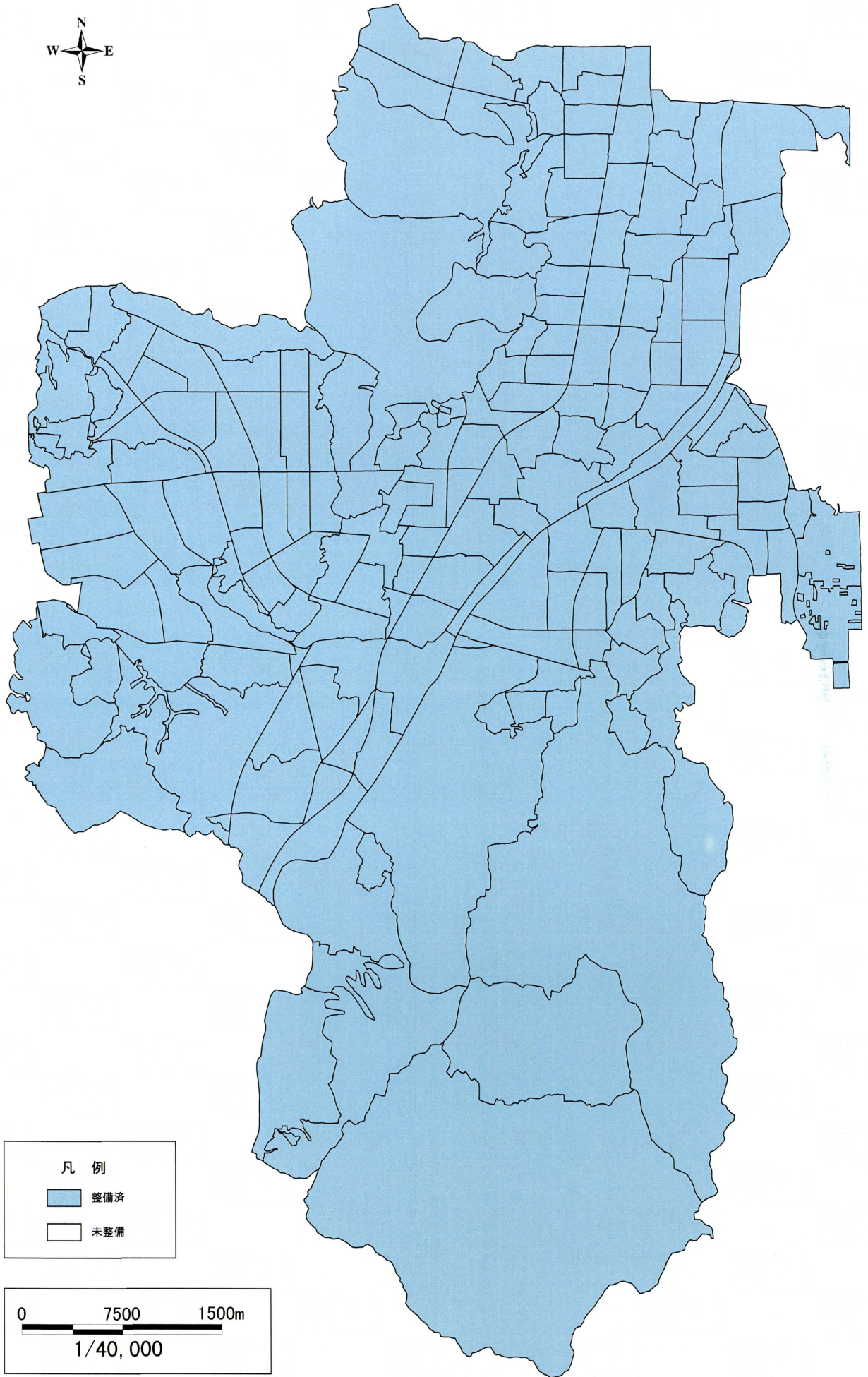
下水道の整備状況に関しては、石川より西の地域のうち金剛団地や金剛東団地、梅の里など丘陵地を造成して作られた住宅団地で整備率が高く、その他富田林町や若松町、喜志町、中野町東、若松町東などの各地区では整備率が高い地域が多い。一方、下水道は都市計画市街化区域より順次整備が進められているため、区域外となる石川より東側の地区では下水道の整備は遅れている。

(6) 都市基盤評価（総合評価）の結果

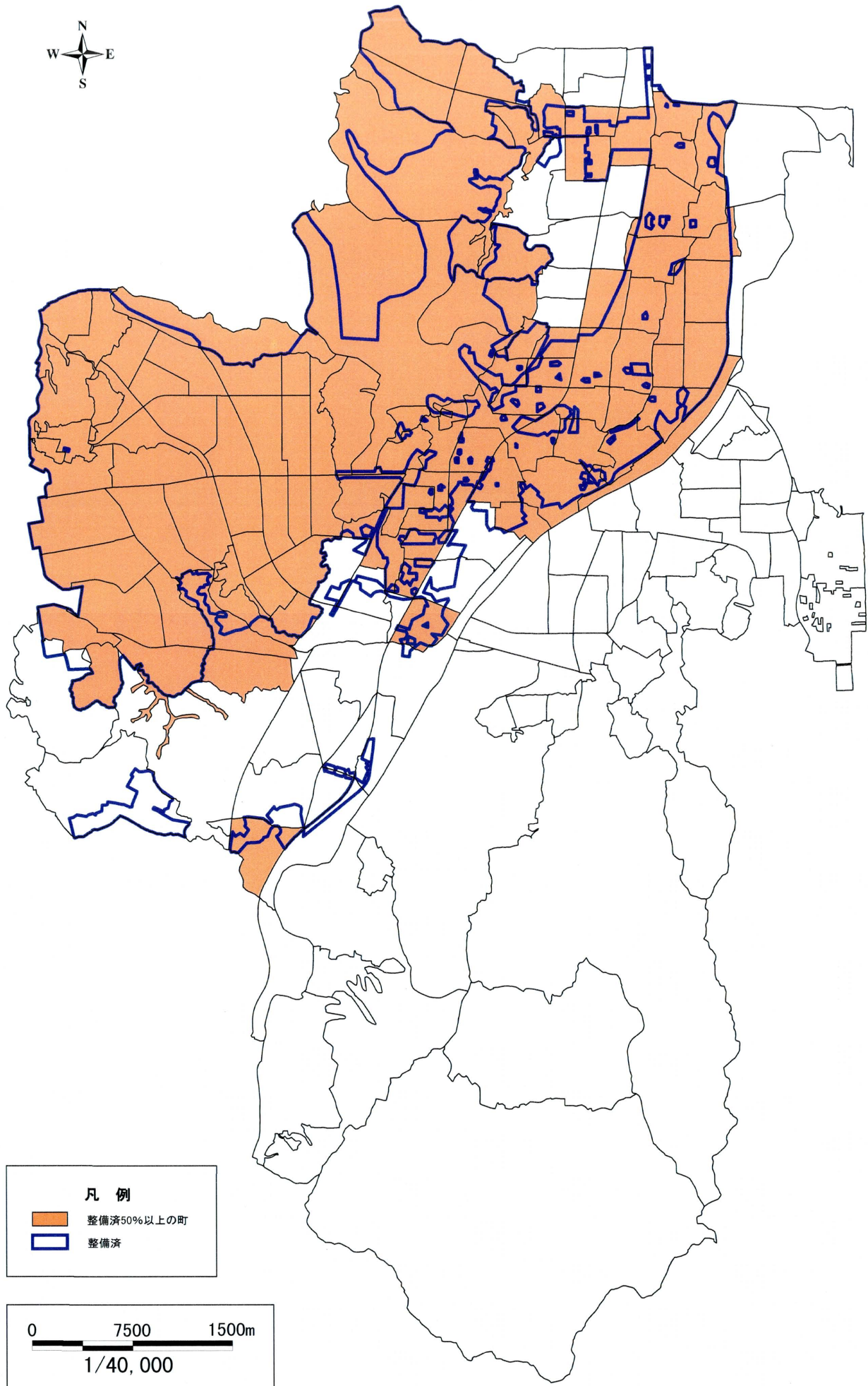
道路整備水準および上下水道の整備水準からみた都市基盤の総合評価では、近年市街化された住宅団地や工業団地で整備水準が高く、旧市街地やその周辺地区、山間部の旧集落では整備がやや遅れているという結果となった。



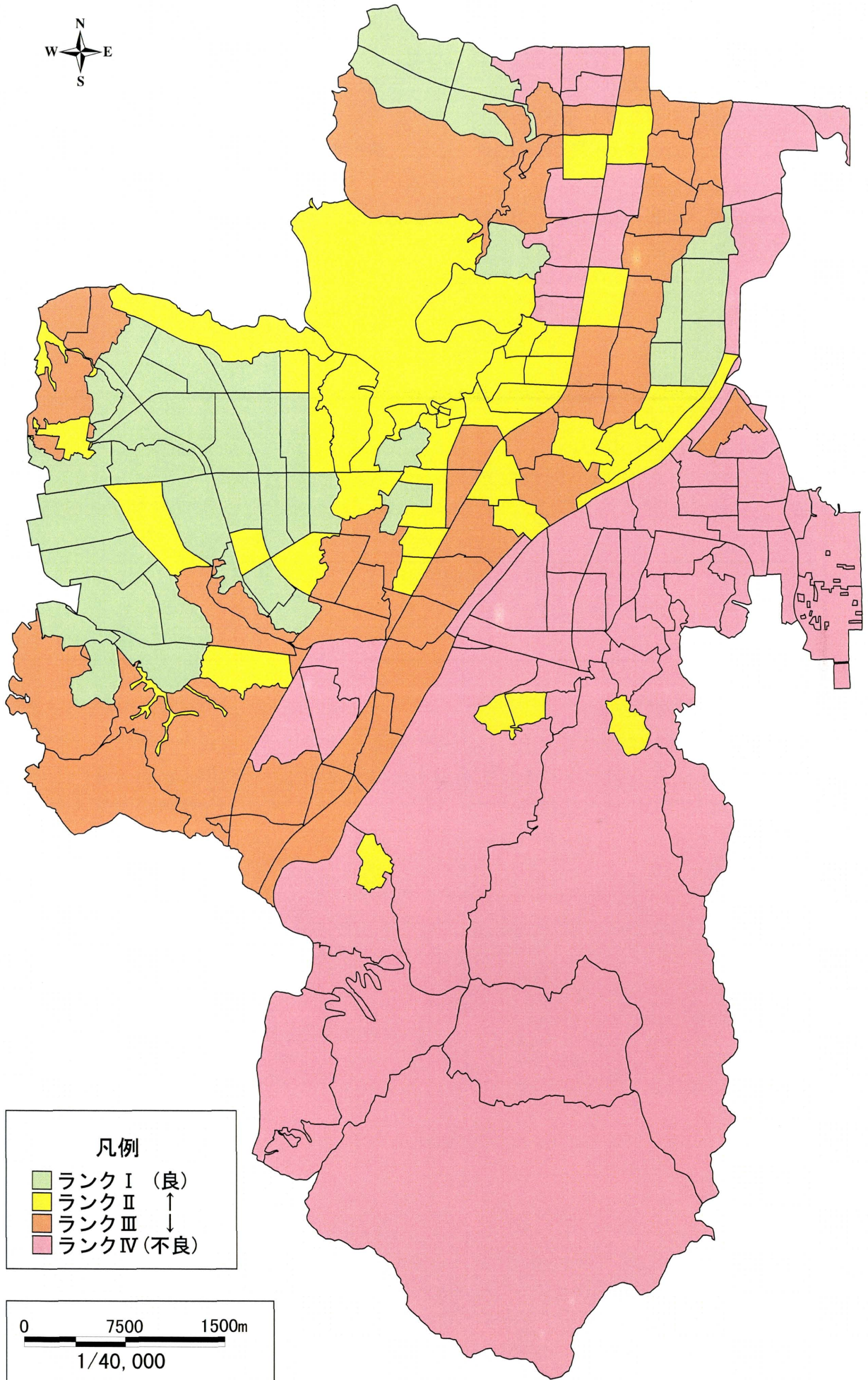
図VI-2-1 都市基盤評価（道路整備水準）



図VI-2-2 都市基盤評価（上水道整備）



図VI-2-3 都市基盤評価（下水道整備）



図VI-2-4 都市基盤評価(総合評価)

3. 土地被覆評価

1) 土地被覆評価の考え方

近年、土地環境の質をはかる指標の1つとして、土地被覆の状況が注目されている。土地被覆は、気候、環境や水文環境等に対する影響が大きい。気候的な面では、建物や舗装道路による気温の上昇(ヒートアイランド)や風向・風速の変化等の微気候があげられる。水文的な面では、地表の浸透能力の低下による地下水位の低下、降雨時の表面流出の増大による水害があげられる。

ここでは、本市の土地利用現況から被覆されている率の大きい土地を抽出し、土地被覆量の概要を把握した。

土地被覆評価の指標と基準

■ 土地被覆評価

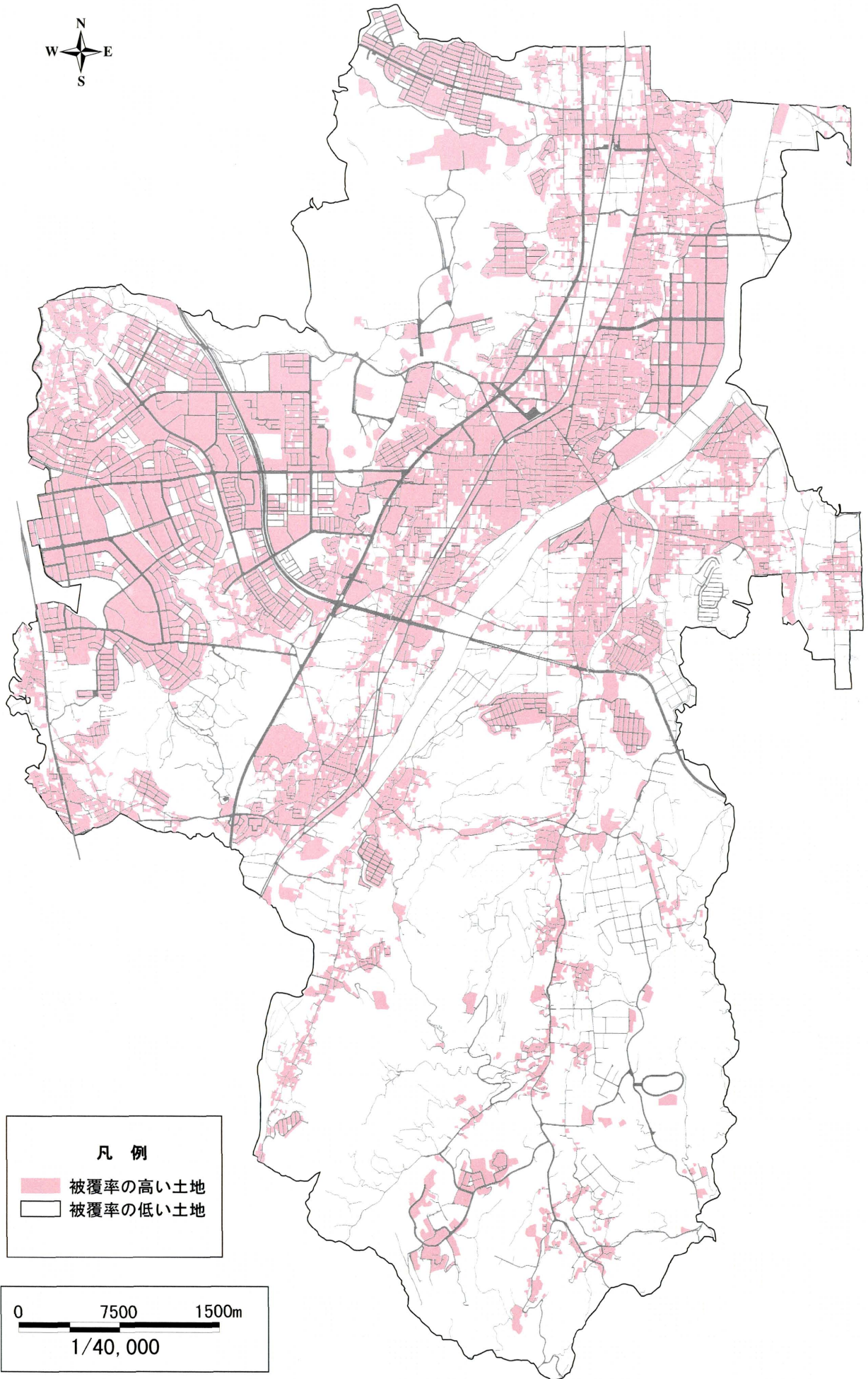
土地利用現況図に基づいて以下に示す基準で被覆された土地を抽出する。なお、宅地等は抽出した土地すべてが被覆されているわけではないが、その割合が高い土地として評価する。

土地被覆評価の基準

被覆された土地	宅地、その他市街地、道路、駐車場など(人工雑種地を除く)
被覆されていない土地	農地、林地、内水面、公園、墓地など(人工雑種地を含む)

2) 土地被覆評価の結果

富田林市では北部および西部を中心に市街化が進んでおり、これらの地域における土地被覆面積が大きい。富田林町を中心とする旧市街地や金剛団地・金剛東団地・梅の里、工業団地などでは大半の土地が被覆されている率が高く、逆に石川から東側の各地区や錦織などでは土地の被覆率が小さいという結果となった。



図VI-3-1 土地被覆評価

4. 人口評価

1) 人口評価の考え方

人口の分布状況は、公共サービスの適正な配置や整備を推進する上で一つの指標となる。また、年齢別の人口構成を把握することにより、各地区で生じている問題やサービスニーズの予測が可能となる。

ここでは、土地分類調査（細部調査）における評価の一指標とするため、地区ごとの人口密度や年齢別の人口を把握した。

人口評価の指標

■ 人口密度評価

平成14年9月末現在の住民基本台帳による人口と地区ごとの可住地面積の計測結果に基づいて各地区の人口密度を把握し、グループ分けを行う。

可住地内の	～2,000人・2,000人～4,000人・4,000人～6,000人・6,000人
人口密度	～8,000人・8,000人～10,000人・10,000人以上

(市全域の人口密度：3166.5人/km²)

■ 人口比率評価

平成14年9月末現在の住民基本台帳から地区ごとの高齢者（65歳以上）人口の割合を求め、グループ分けを行う。

高齢者の	0.0～10.0%・10.0～12.5%・12.5～15.0%・
人口比率	15.0～17.5%・17.5～20.0%・20%以上

(市全域の高齢者人口の割合：15.2%)

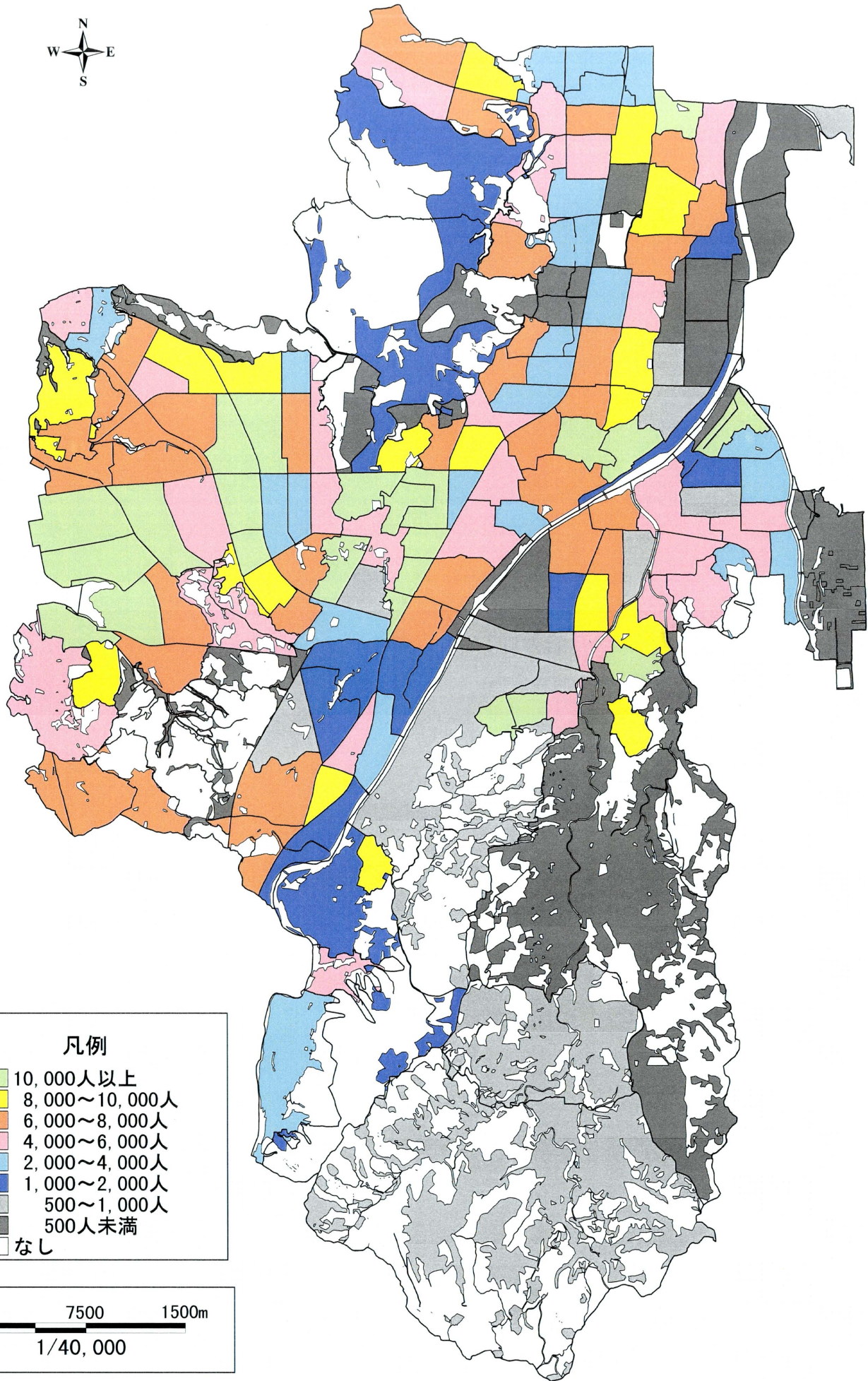
2) 人口評価の結果

(1)人口密度

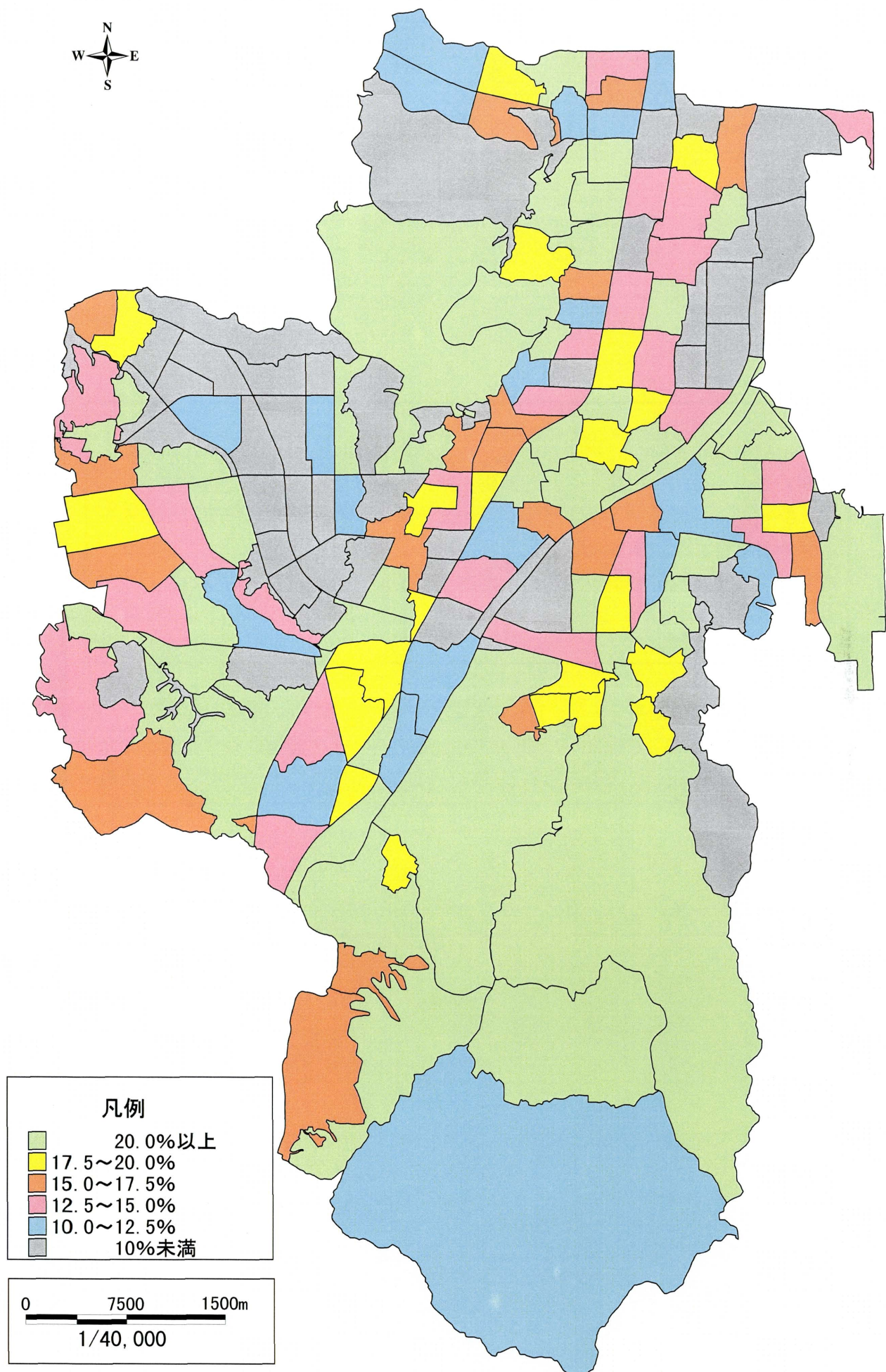
人口密度については、地区ごとに市街地・農地等を合わせた可住地面積を求め、可住地面積内の人口密度を算出した。人口密度が10,000人/km²以上と高いのは、寺池台1丁目や久野喜台2丁目、高辺台3丁目など南海金剛駅周辺の地区や楠風台1・2丁目、東板持町3丁目などの住宅団地、若松町1丁目、甲田4～6丁目、寿町4丁目などの旧市街地周辺部などである。そのほか、旧市街地周辺を中心に人口密度が5,000人/km²程度以上の地区が多くなっている。一方、喜志、新堂、彼方、佐備、龍泉、甘南備などの大字部や工業団地などでは人口密度が2,000人/km²以下と低くなっている。

(2)高齢者人口

高齢者人口は、地区ごとの総人口と65歳以上の高齢者の人口の比を求めた。高齢者人口率が高いのは富田林町や本町・常盤町などを中心とした旧市街地や、彼方・佐備・龍泉など南部の旧集落を中心とした地区である。また、大規模な宅地開発によって市街化した地区でも、開発時期が古く戸建住宅が多い寺池台2・3・5丁目や高辺台1・2丁目・楠風台・山手町・楠町などでは、入居当初は30代から40代が中心であった世帯の高齢化が進み、高齢者人口の割合が高くなっている。一方、近年開発が進められた藤沢台や向陽台、津々山台、小金台などの住宅団地では高齢者の割合は10%以下となっており、対照的である。



図VI-4-1 人口評価（可住地人口密度/k²）



図VI-4-2 人口評価（高齢者人口）

5. 市街地構造評価

1) 市街地構造評価の考え方

地震災害や火災が発生したとき、危険箇所となり得る地域はどこに存在するか、また、それらの危険性を緩和するためにどのような対策を実施していくのが効果的であるかを検討するため、土地利用現況調査で把握した狭小道路や老朽家屋など、市街地が災害に対して抱える弱点を抽出して重ね合わせ、市街地構造評価とした。

また、その結果に主要幹線道路等を重ね合わせることにより、緊急輸送路としての使用の可否や災害時に問題が多発する可能性のある地域を抽出するための資料としても利用できるようにした。

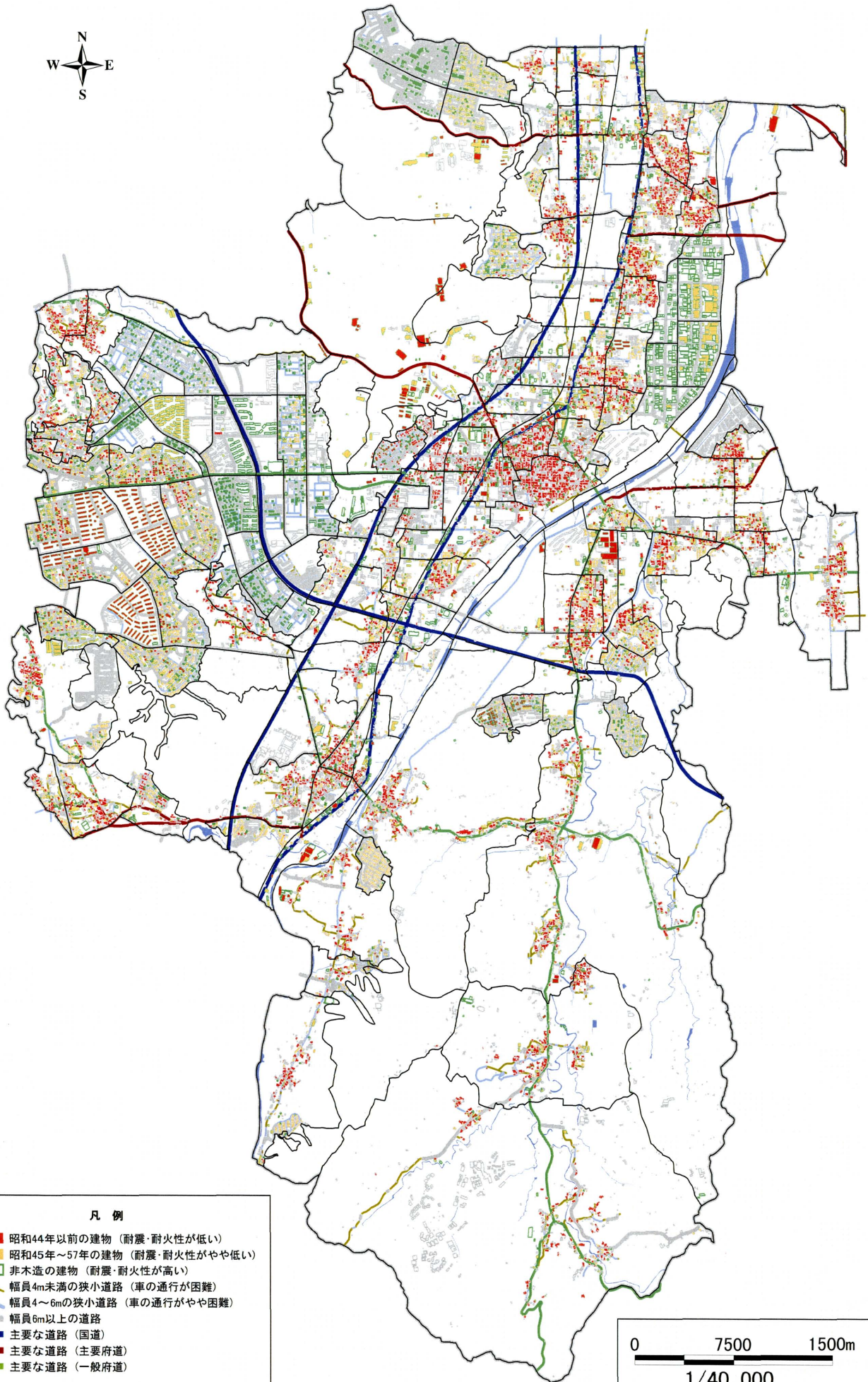
市街地構造評価の指標

■ 市街地構造評価

市街地構成現況図（建物新旧区分）から昭和44年以前に建てられた建物および昭和45年から57年に建てられた建物を、市街地構成現況図（道路形態）から幅1.5～4.0m、4.0～6.0mの道路を、市街地構成現況図（建物構造）から木造系建物および非木造系建物をそれぞれ抽出し、重ね合わせて表示する。また、市内の主要道路（自動車専用道路・国道・主要地方道・府道）を重ね合わせて表示する。

2) 市街地構造評価の結果

市街地構造評価では、老朽化した建物や狭小道路の位置を重ね合わせて表示した。老朽建物や狭小道路が複合して多くみられるのは、富田林町や若松町・中野町・喜志町・五軒家・加太・錦織・須賀・東板持町・彼方などの旧市街地や旧集落内である。また、大規模開発で市街化した地区でも、金剛団地を中心として開発時期の古い住宅団地では、狭小道路は少ないものの老朽化した建物が多くなっている。これらの地区では耐震性や耐火性能に問題のある建物が多いといえる。一方、金剛団地でも集合住宅が林立する高辺台3丁目や寺池台4丁目、向陽台3丁目や工業団地では非木造建物が大半を占めており、耐火性に優れている建物が多いといえる。

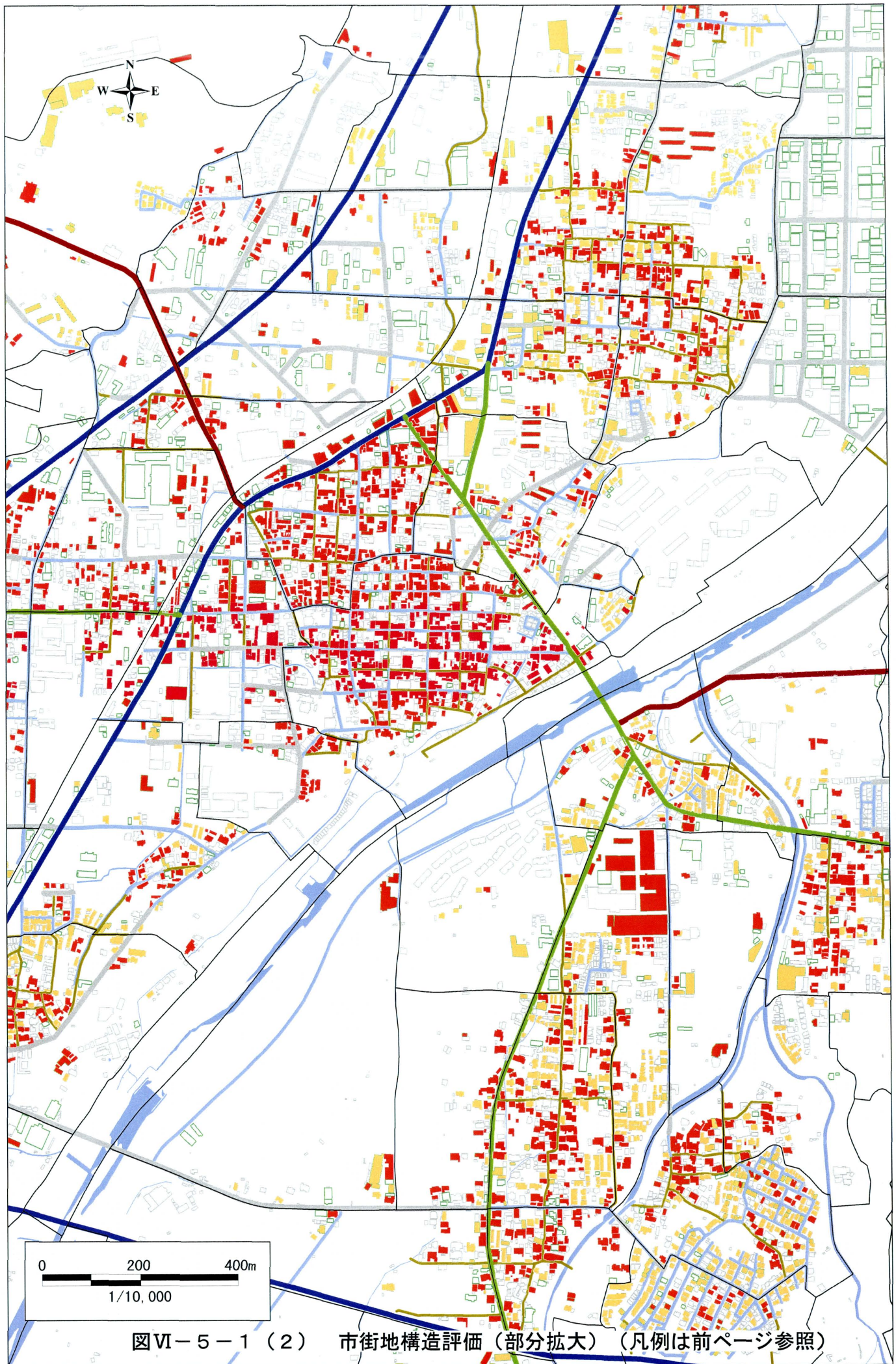


凡例

- 昭和44年以前の建物 (耐震・耐火性が低い)
- 昭和45年～57年の建物 (耐震・耐火性がやや低い)
- 非木造の建物 (耐震・耐火性が高い)
- 幅員4m未満の狭小道路 (車の通行が困難)
- 幅員4～6mの狭小道路 (車の通行がやや困難)
- 幅員6m以上の道路
- 主要な道路 (国道)
- 主要な道路 (主要府道)
- 主要な道路 (一般府道)

0 7500 1500m
1/40,000

図VI-5-1(1) 市街地構造評価(全域図)



図VI-5-1(2) 市街地構造評価(部分拡大)(凡例は前ページ参照)

6. 生活環境評価

本市では、旧市街地や新興住宅地に関わらず、居住環境の整備が重要な課題のひとつと考えられる。そこで、生活環境評価では、各地区の居住環境を中心に診断・評価を行った。

すなわち、都市環境を構成する様々な物的環境条件を安全性・利便性・快適性の3つの視点から評価した。

1) 安全性評価

(1) 安全性評価の考え方

〈安全性〉とは「生命・財産が災害や事故から安全にまもられていること」(WHO)と定義され、市街地では、地震災害、水害、土砂災害などの自然災害要素と建物の密集度や構造等の市街地構造からみた都市災害危険性・交通事故などの人為災害要素が災害要素としてあげられる。自然災害に対する安全性については、「Ⅱ 自然災害危険性評価」に記述しているため、ここでは、市街地構造からみた居住環境の安全性を評価した。

安全性評価の指標と基準

■ 安全性

安全性については、建物密集度・建物の建築年代・建物構造・都市基盤を指標として、次の指標項目の数(評価点)の合計によって安全性評価を行う。

指標項目		評価水準	評価点
建物密集度	市街化率	70%未満	0.5
	建ぺい率	40%未満	1
建物年代	老朽建物率	30%未満	1
建物構造	木造率	70%未満	0.5
都市基盤	狭小道路率	20%未満	1

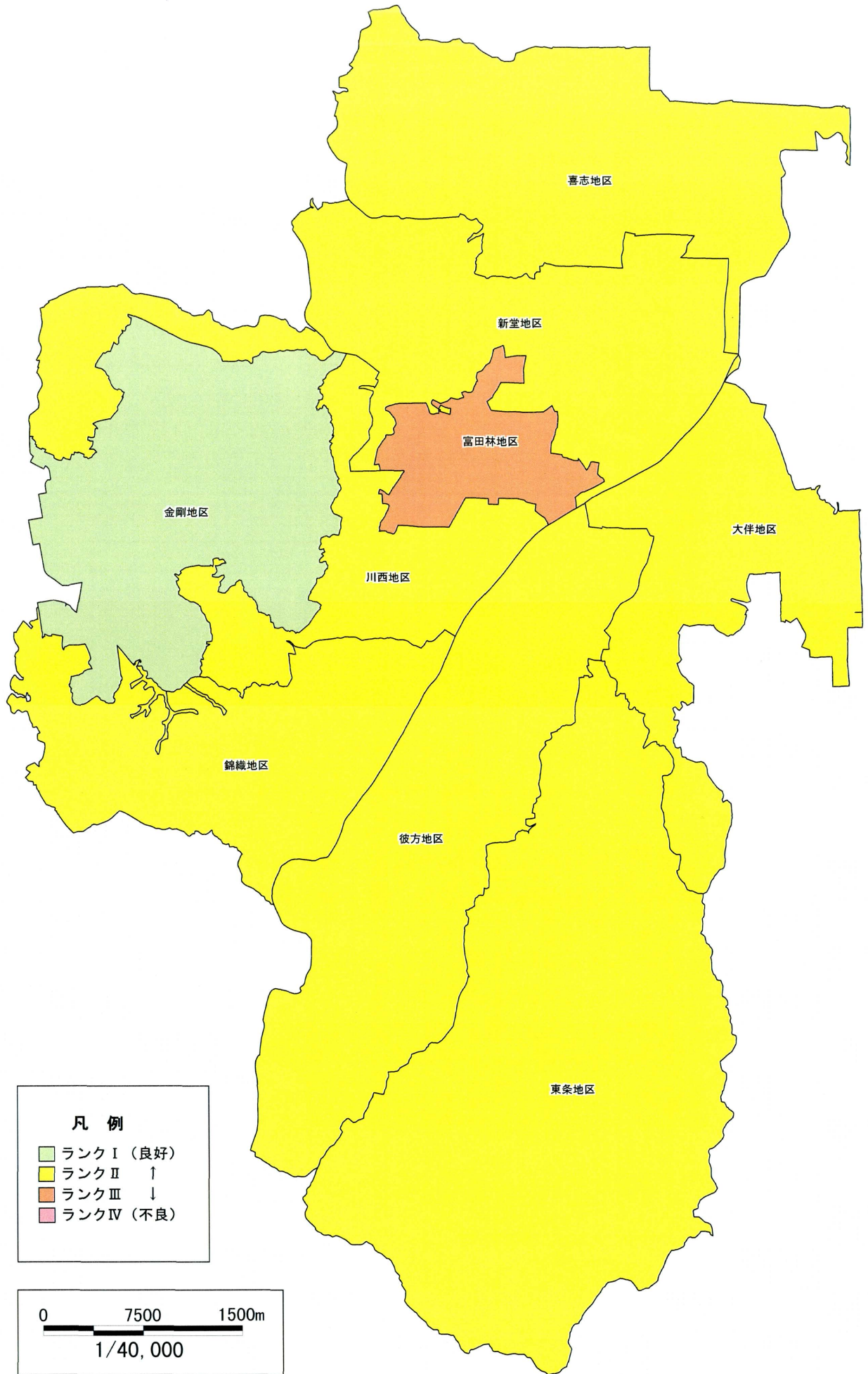
安全性の評価基準

評価ランク	I(良)	II	III	IV(不良)
評価点(計)	4.0~3.0	2.5~1.5	1.0~0.5	0

※データは市街地構成現況図・富田林市固定資産データによる。

(2) 安全性評価の結果

市内の9地区について、市街化率(70%内外)・建ぺい率(40%内外)・老朽建物率(30%内外)・木造率(70%内外)・狭小道路率(20%内外)を指標として、市街地の安全性について評価した。この結果、金剛地区ではいずれの評価項目も水準を満たし、安全性は高いという結果となった。一方、木造の老朽家屋が密集し、狭小道路が多くなる富田林地区では市街地の安全性にやや課題が残る結果となった。その他の地区では、安全性に対する課題は比較的少ないという評価結果となった。



図VI-6-1 安全性評価 (地区別)

2) 利便性評価

(1) 利便性評価の考え方

利便性は「生活の利便性が経済的に確保されていること」(WHO)と定義され、一般に教育施設や医療施設などの公共公益施設利用の利便性、通勤等の交通の利便性が問題となる。

ここでは、義務教育施設・医療施設の利用利便性(公共公益サービス利便性)と商業サービスの利便性、バス・道路等の交通サービスの利便性について、地区ごとの市街地カバー率で評価を行った。

利便性評価の指標と基準

■ 公共公益サービス利便性

公共公益サービス利便性は、義務教育施設(市立小・中学校)・医療施設の各指標について、それぞれ評価する。

義務教育施設利便性の評価基準(小・中学校500m以内、中学校1,000m以内)

小・中学校の圏内(小学校区面積の50%以上が圏内)	I
小・中学校のいずれかがやや不便(いずれかが50%未満、一部圏内になることがある)	II
小・中学校のいずれかが圏外(いずれかが完全な圏外になる)	III
小・中学校ともやや不便(いずれも50%未満、一部圏内になる)	III
小・中学校とも圏外(いずれも完全な圏外になる)	IV

I(良) ←→ IV(不良)

医療サービス利便性の評価基準(1,000m以内の医療機関の数)

10ヶ所以上(校区面積の50%以上が圏内)	I
5～9ヶ所(")	II
1～4ヶ所(")	III
なし(")	IV

I(良) ←→ IV(不良)

■ 商業サービス利便性

商業サービス利便性は次の指標について評価する。

商業サービス利便性の評価基準(500m以内の商業施設)

20ヶ所以上(校区面積の50%以上が圏内)	I
10～20ヶ所(")	II
5～9ヶ所(")	III
5ヶ所未満(")	IV

I(良) ←→ IV(不良)

■交通サービス利便性

交通サービス利便性は、通勤・通学・買物等に際しての交通の利便性を示すもので、鉄道・バス・自動車交通の便をそれぞれ駅勢圏・バス停圏・幹線道路圏を指標として評価する。

交通サービス利便性

交通の種類	評価要素	評価点
鉄道交通	駅勢圏（1,000m）の圏域率	5
バス交通	バス停圏（250m）の圏域率	2
自動車交通	幹線道路*の250mの圏域率	3

※校区面積の圏域率が2/3以上のとき評価は満点とする

〃 が2/3～1/3のとき評価は1/2とする

〃 が1/3以下のとき評価はなしとする

*幹線道路とは、国道、主要地方道、一般府道とする。

交通サービス利便性の評価基準

評価基準	
評価点の総合得点	ランク
7.5～10	I（良）
5.0～7.5	II
2.5～5.0	III
0～2.5	IV（不良）

(2) 利便性評価の結果

利便性については、公共公益サービスとして義務教育施設利便性、医療サービス利便性、を評価し、商業サービス利便性および交通サービス利便性についても評価した。

① 公共公益サービス利便性

義務教育施設利便性については、小学校から500mの圏内と中学校から1000mの圏内が各地区の市街地をどの程度カバーしているかによって評価した。いずれもが地区の80%以上をカバーしているのは富田林町や常盤町・谷川町などの旧市街地を中心とした地区や、金剛団地金剛東団地、梅の里など大規模な宅地開発により計画的に市街化が進められた地区などである。また、市中部や西部にかけてはいずれかが圏内、他方も一部圏内となる地区が多くなっている。一方、北部の市街地の一部や南部の山間地ではいずれかが完全に圏外となる地区が多く、嬉や甘南備ではいずれもが圏外となっており、利便性が低いという結果となった。

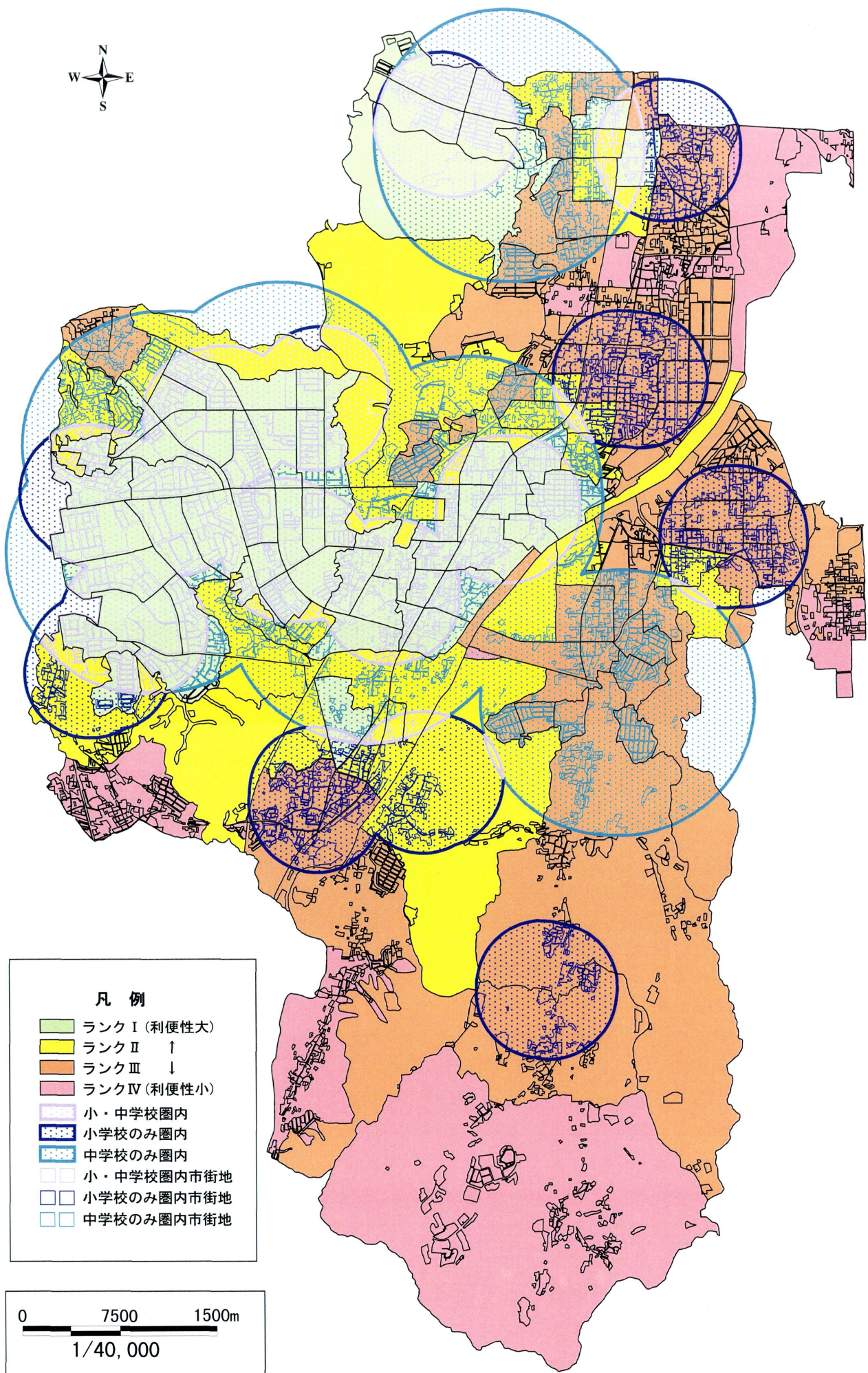
医療サービス利便性では、各地区から1000m圏内にある医療施設の数で評価を行った。市の北部から中部にかけての地域では、1000m以内に医療施設が10以上ある地区が多く、喜志町・若松町・富田林町・金剛団地・金剛東団地などの大半は利便性が良好という結果となった。また、その他の地域でも、北中部では全般に利便性は高い。一方、石川から東側の地区では医療施設が1～4箇所と利便性がやや悪い地区が多くなり、別井・嬉・甘南備など市の周辺部では1000m圏内に医療施設がない地区もある。

② 商業サービス利便性評価

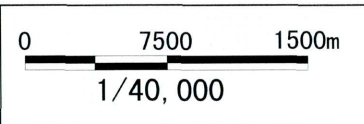
商業施設は市の中心市街地に集中している。各地区から1000m圏内にある商業施設の数で評価を行った結果、本町や富田林町、若松町など旧市街地での利便性が高く、金剛東団地では大型店舗がある向陽台などで利便性が高い結果となった。また、これらの地区に隣接する地域でも比較的利便性がよい。一方、金剛団地南部や津々山台南部・梅の里・南旭ヶ丘町・楠風台・山手町など比較的新しい住宅地でも、商業施設がほとんどない地区もあり、利便性が低くなっているところもある。また、彼方や佐備・龍泉・甘南備など市南部の地域でも商業施設が少なく、利便性は低い結果となった。

③ 交通サービス利便性評価

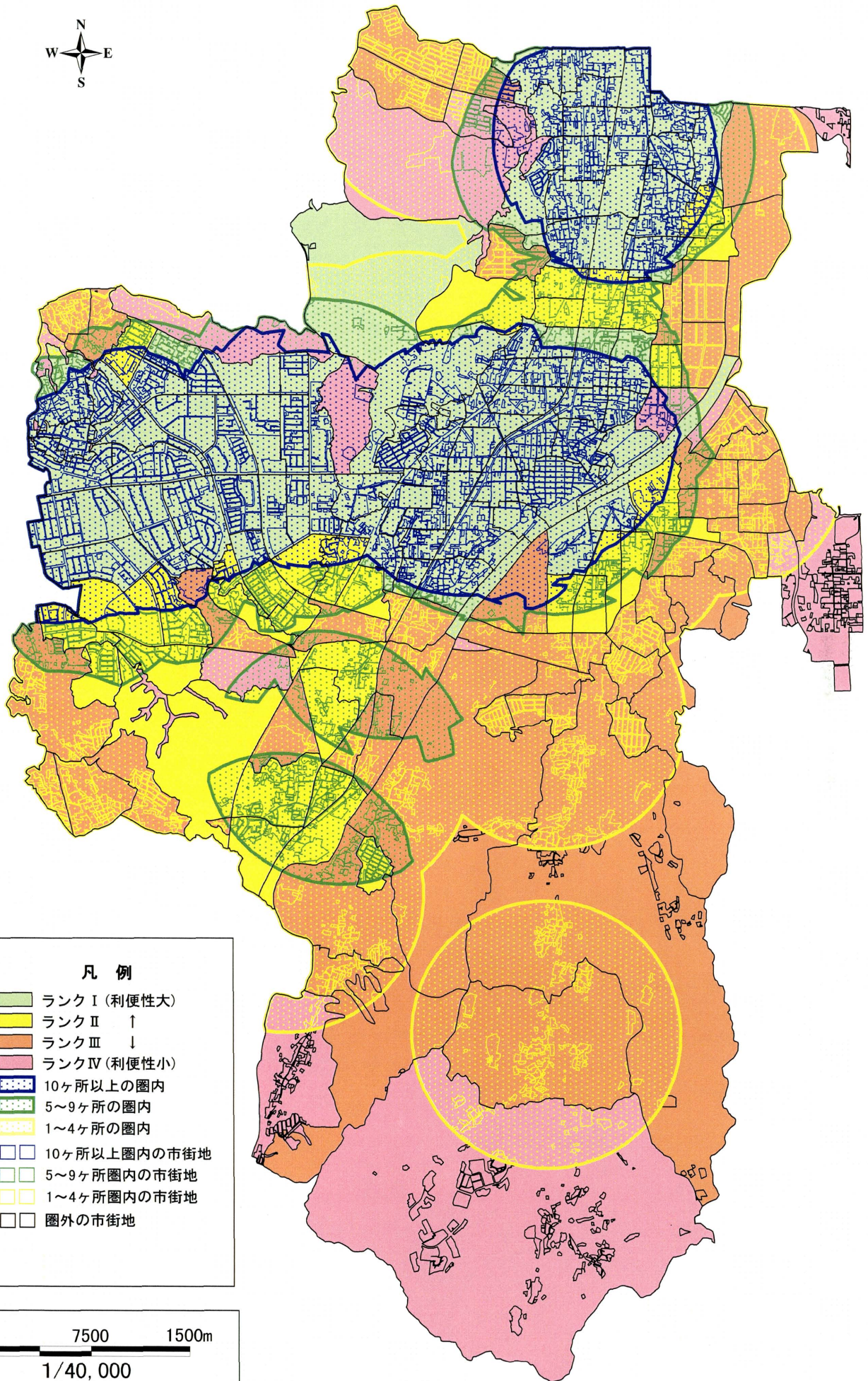
交通サービスについては、鉄道駅から1000m圏内、幹線道路から250m圏内、バス停から250m圏内の範囲が地区をどの程度カバーしているかで評価した。この結果、市の中央部を南北に近鉄長野線や国道170号（新・旧）が通っており、これに沿ってバス路線も整備されていることから利便性は高い結果となった。また、市域外となるが市の西側には南海高野線が通っており、幹線道路も整備されていることから市西部でも交通利便性は高い地区が多い。一方、これらの地域でも藤沢台2・3・5丁目や寺池台2・3丁目・津々山台3・4・5丁目、向陽台4・5丁目、梅の里2・3丁目などは鉄道駅からやや遠く、バス停・幹線道路も地域全体の利便性がそれほど高くないという結果となったことから、交通サービスに対する利便性については課題が残る結果となった。また、市南部でも佐備や龍泉・甘南備などでも鉄道駅から完全に圏外となることから利便性の向上が望まれる



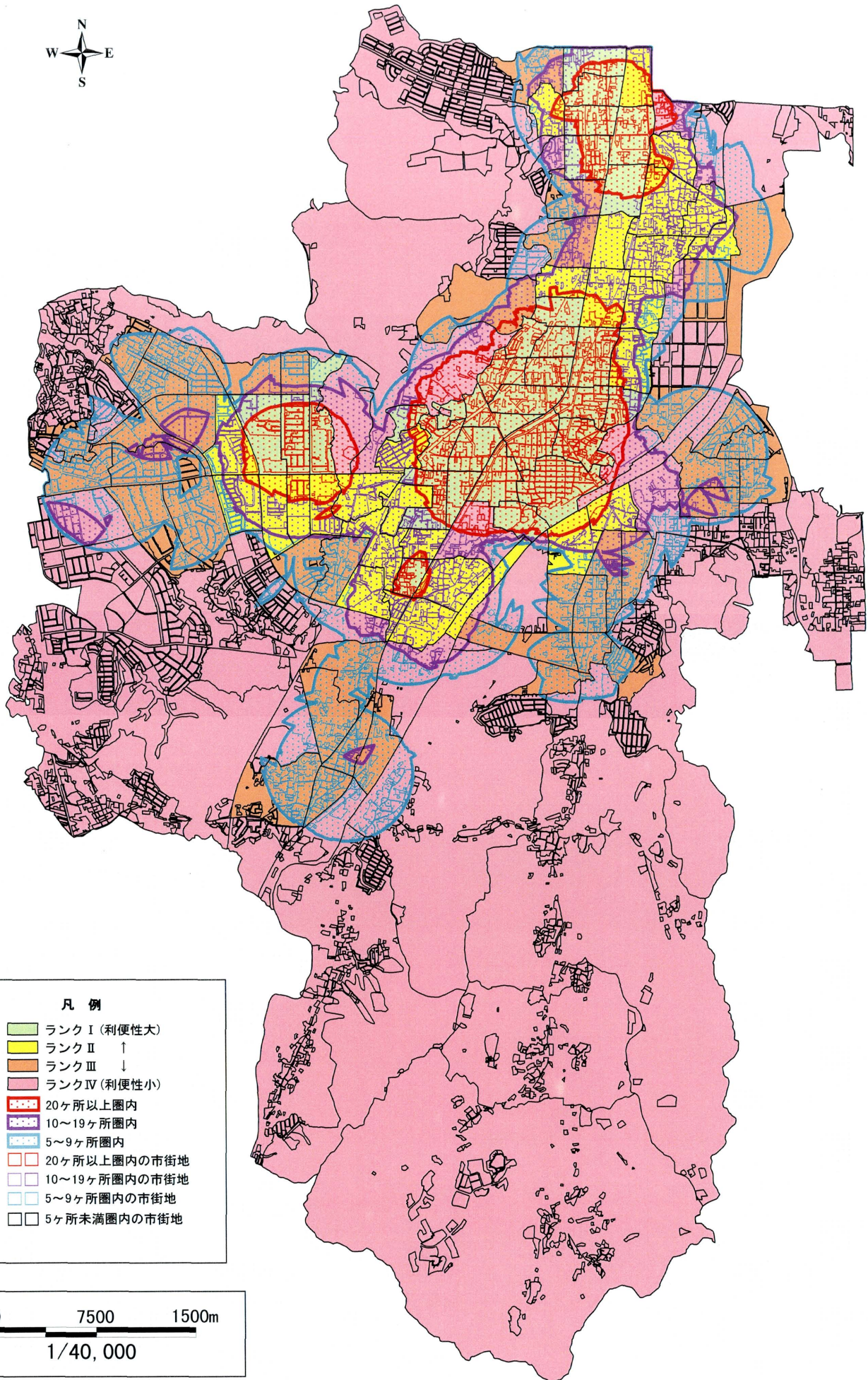
- 凡例**
- ランクⅠ (利便性大)
 - ランクⅡ ↑
 - ランクⅢ ↓
 - ランクⅣ (利便性小)
 - 小・中学校圏内
 - 小学校のみ圏内
 - 中学校のみ圏内
 - 小・中学校圏内市街地
 - 小学校のみ圏内市街地
 - 中学校のみ圏内市街地



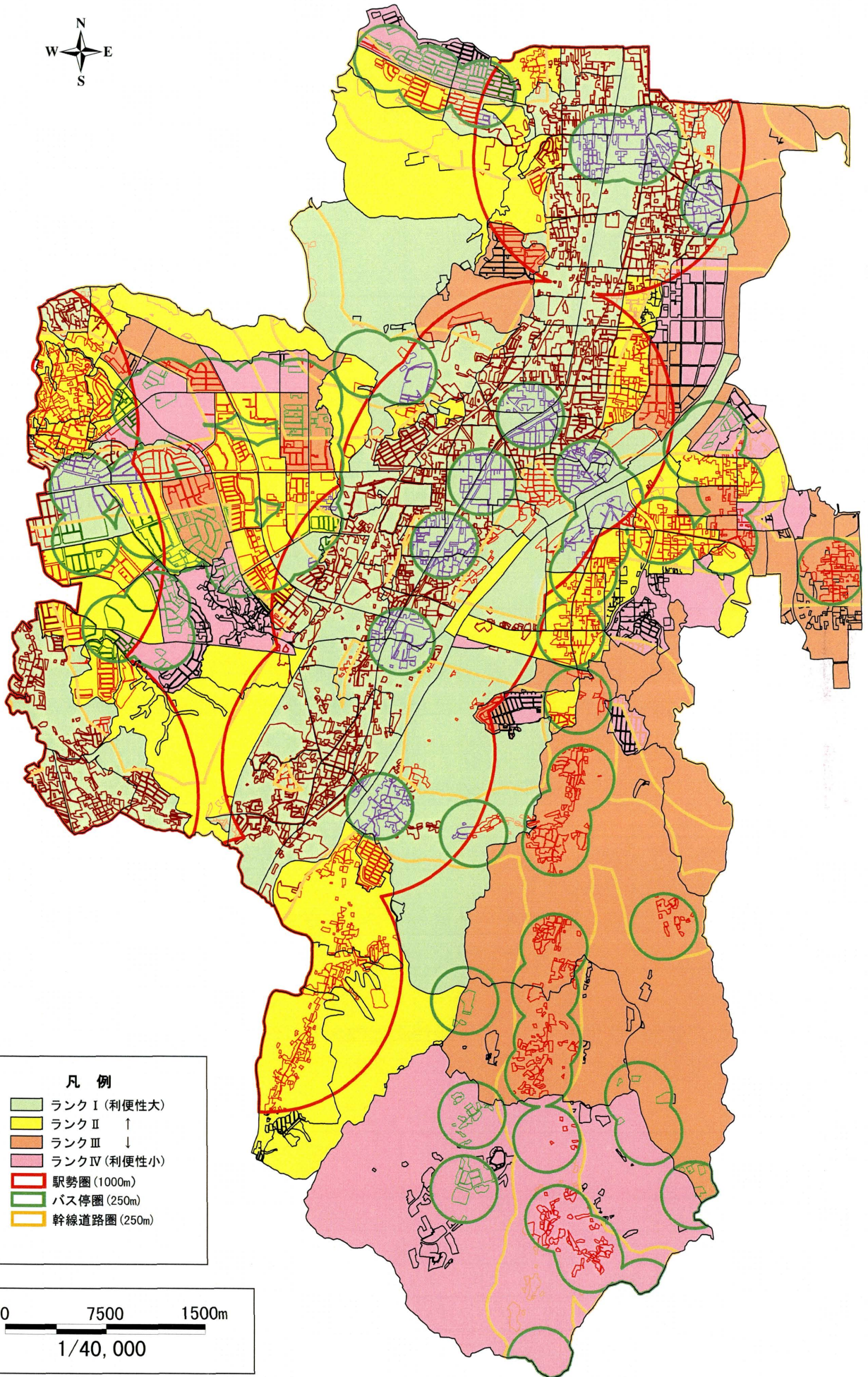
図VI-6-2 利便性評価 (義務教育施設)



図VI-6-3 利便性評価 (医療施設)



図VI-6-4 利便性評価 (商業施設)



- 凡例
- ランクⅠ (利便性大)
 - ランクⅡ ↑
 - ランクⅢ ↓
 - ランクⅣ (利便性小)
 - 駅勢圏 (1000m)
 - バス停圏 (250m)
 - 幹線道路圏 (250m)

0 7500 15000
1/40,000

図VI-6-5 利便性評価 (交通サービス)

3) 快適性評価

(1) 快適性評価の考え方

居住環境の快適性とは「生活の場における文化性・潤い・豊かさ・美しさなどが確保されていること」(WHO)とされ、精神的な要素が大きく作用すると考えられるが、ここでは物的環境条件の評価という立場から、住宅の水準や居住環境の水準をとり上げて快適性を評価した。

快適性評価の指標と基準

■ 住宅の水準

住宅の水準は、都市環境の診断にあたり最も重要な診断要素である。ここでは下表のような評価基準によって評価する。

住宅の水準の評価基準

評価要素	評価指標	評価基準
老朽建物率	S44年以前に建築された専用住宅の戸数(%)	老朽建物率30%未満
住宅の広さ	住居建物1戸当たりの平均延床面積	一戸あたりの延床面積100㎡以上

■ 居住環境の水準

住宅の水準とともに、居住環境の水準を快適性評価の指標とした。居住環境の水準は建物の密集度・用途の混在度など住宅をとり巻く周辺条件を指標として評価する。

居住環境の水準の評価基準

評価要素	評価指標	評価基準
建物密集度	建ぺい率(%)	建ぺい率40%未満
建物用途の混在度	専用住宅率(%) $\frac{\text{専用住宅の棟数}}{\text{全建物の棟数}}$	専用住宅50%以上

■ 快適性評価

快適性の評価は「住宅の水準」と「居住環境の水準」の評価結果に基づき居住環境に重きをおいて、下表の基準により評価する。

快適性評価の評価基準

住宅の水準 居住環境の水準	住宅の水準	いずれの要素も水準以上	いずれかの要素が水準以下	いずれの要素も水準以下
	いずれも水準以上		I	
いずれか水準以下			II	III
いずれも水準以下	III			IV

※ ランク I (良好) ↔ ランク IV (不良)

(2) 快適性評価の結果

快適性評価については住宅の水準として建物老朽率と平均延床面積、居住環境の水準として建ぺい率と専用住宅率を指標とし、これらを合わせて総合評価とした。

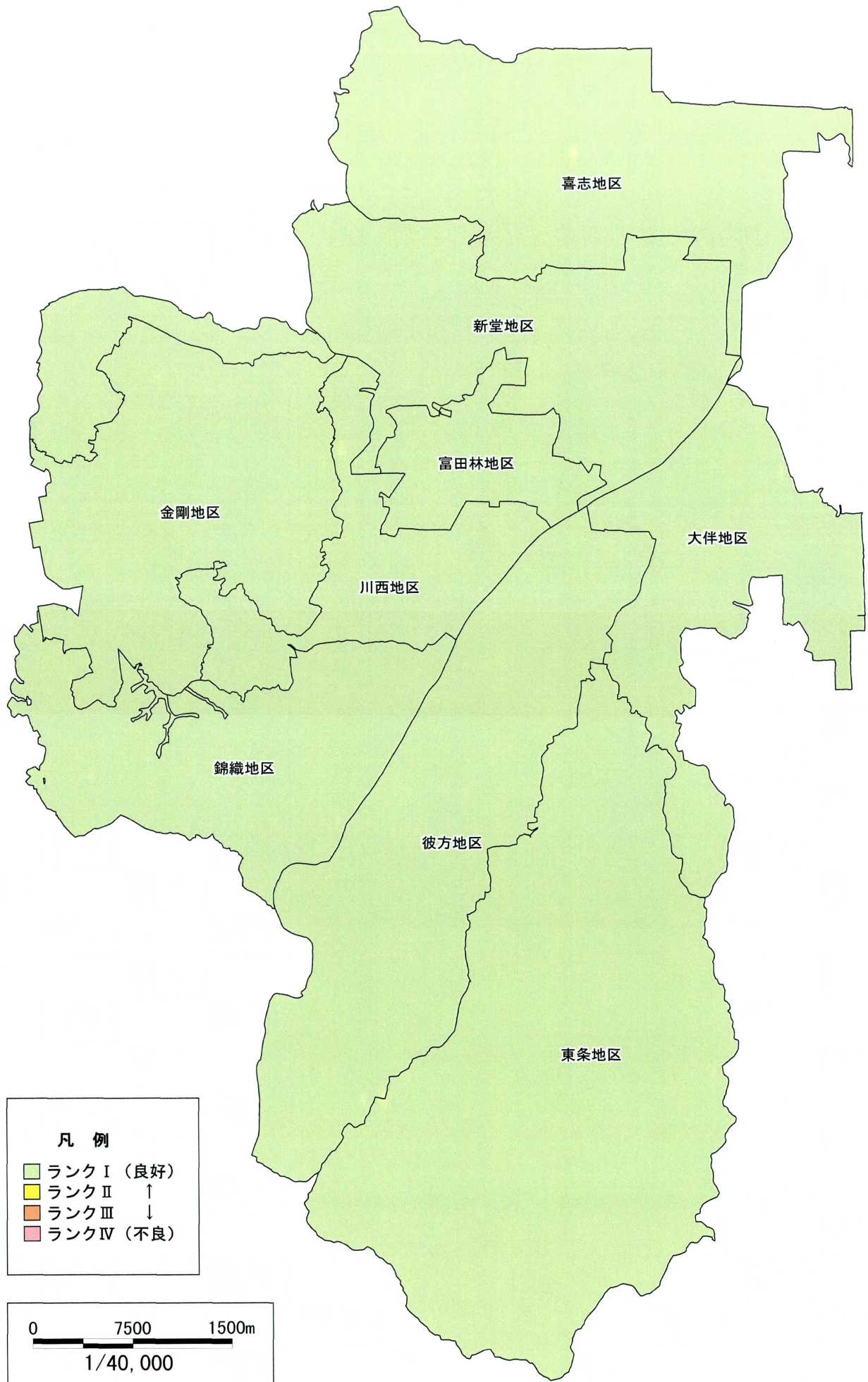
建物老朽率では、富田林町や若松町1丁目・本町・常盤町などの旧市街地や宮町、喜志町2丁目・錦織中・五軒家2丁目など旧集落を含む地区で30%以上と高い割合となった。

平均延床面積では、富田林町や宮町・桜井町・錦織中2丁目・須賀・彼方・佐備・龍泉・甘南備・嬉など、旧市街地・旧集落を含む地区で100㎡未満とやや小さな建物が多い結果となった。

建ぺい率では、旧市街地や新興住宅地、中小工業団地で20%以上の値を示しているが、それ以外の地域では10%未満の所も多い。

専用住宅率は、住宅用地として開発された金剛団地や金剛東団地の各地区・梅の里・南旭ヶ丘・楠風台・山手町などで高いほか、富田林町や喜志町、若松町、錦織などの旧市街地、彼方・嬉・別井・大伴などの旧集落部でも高くなっている。その他、佐備や龍泉・甘南備をはじめ大字部でも専用住宅率は50%を上回っており、市域全体として専用住宅率は高い傾向にある。ただし、工業団地として開発された中野町東や若松町東の各地区では、工業用建物が大半を占めており、専用住宅率は低くなっている。

これら4つの指標を総合して、市内に9地区について住宅の水準と居住環境の水準から見た快適性の評価を行った。この結果、市域のすべての地区が快適性については良好な状態にあるという結果となった。



図VI-6-6 快適性評価（地区別）

Ⅶ 土地利用上の課題の整理

富田林市土地分類調査（細部調査）の各項目を通じて明らかになった土地利用上の課題を整理し、表にまとめた。

表Ⅶ－1 土地利用上の課題の整理（1－1）

地区	大字・町丁目名	土地条件・土地利用の特性	自然条件評価	
			自然災害危険性評価	開発条件評価
喜志Ⅰ（丘陵部）	梅の里 1～4・喜志	全体が標高100m前後のなだらかな丘陵地となっているが、造成により住宅団地や教育施設、ゴルフ場等が開発されている。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、谷底平野部では地震災害等の影響を受ける可能性がある。	大部分が開発済の土地であり、一部現況地形が残された箇所も開発は容易である。
喜志Ⅱ（平野部）	喜志地区 の上記以外の各町丁目	全体が石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形で、旧集落とその周辺に発達した市街地および農地が多く、石川東岸の西条町には田がまとまってみられる。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川沿いの氾濫平野部では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	ほぼ全体が平坦地で、開発は容易である。
新堂Ⅰ（丘陵部）	新堂・中野	全体が標高100m前後のなだらかな丘陵地で、ゴルフ場や宗教施設等が開発され、ほとんど地形が改変されている。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、谷底平野部では地震災害等の影響を受ける可能性がある。	大部分が開発済の土地であり、一部現況地形が残された箇所も開発は容易である。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理 (1-2)

地区	保全的土地利用診断	農地利用診断	林地利用診断
喜志ⅠⅠ (丘陵部)	特に留意すべき保全性の高い資源は見られない。	農地はほとんどみられない。	林地はほとんどみられない。
喜志ⅠⅡ (平野部)	絶滅危惧種や、美具久留魂神社の自然環境保全地区など保全性の高い資源があり、これらの資源が維持できる環境の保全が望まれる。	営農条件の比較的良好な農地が西条町など各所にまとまっている一方、条件のやや良くない農地が市街地内に点在する。	林地はほとんどみられない。
新堂ⅠⅠ (丘陵部)	特に留意すべき保全性の高い資源は見られない。	農地はほとんどみられない。	開発地内外に林地がみられるが、営林条件はあまりよくない。

表Ⅶ－１ 土地利用上の課題の整理（１－３）

地区	都市的土地利用診断	土地利用上の課題
喜志Ⅰ（丘陵部）	昭和45年以降の宅地開発により市街化が進み、道路等の都市基盤の整備は良好である。市街地はやや耐火性の高い建物が多く、安全性の高い市街地が形成されている。教育施設の利便性は高いが、医療・商業施設の利便性は低い。居住快適性は高い。	開発済みの住宅地と宗教施設などが位置する地区で、自然斜面が残された箇所など丘陵部での土砂災害等に配慮する必要がある。医療・商業施設の利便性が低いことから、これらの施設の充実が望まれる。
喜志Ⅱ（平野部）	旧市街地を中心とした市街地で、徐々に市街地が拡大した地区である。全般に道路整備水準は低く、都市基盤整備水準はやや遅れている。人口では高齢化が顕著な地区があり、建物の安全性はやや良～やや不良である。教育、医療、買い物等の利便性は全般に高く、居住快適性も全般に高い。	自然性の高い資源があり、保全が望まれる。既成市街地での道路等の都市基盤の整備・改善が望まれ、同時に高齢化への対応が望まれる。また、建物の更新等による市街地の安全性の向上が望まれる。
新堂Ⅰ（丘陵部）	丘陵部に小規模な宅地開発が進められた地区であるが、道路、上下水道等の都市基盤の整備水準は比較的良好である。高齢化が進んでいるが、市街地の安全性は比較的良好である。教育、医療、買い物等の利便性は全般にやや低く、居住快適性は全般に高い。	開発済みの住宅地と宗教施設などが位置する地区で、自然斜面が残された箇所など丘陵部での土砂災害等に配慮する必要がある。高齢化への対応や、生活関連施設の利便性の向上が望まれる。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理 (2-1)

地区	大字・町丁目名	土地条件・土地利用の特性	自然条件評価	
			自然災害危険性評価	開発条件評価
新堂ⅠⅡ (平野部)	新堂地区 の上記以外 の各町丁目	ほぼ全体が石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形で、住宅地が広がる他、商業・業務施設が立地し、地区東部には工業用地がまとまってみられる。西部の一部などに農地が点在する。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川沿いの氾濫平野部では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	ほぼ全体が平坦地で、開発は容易である。
富田林	富田林区の全町丁目	ほぼ全体が石川沿いの段丘面からなる平坦な地形である。古くから栄えた商業・業務施設や住宅地などが密集した中心市街地を形成している。	段丘礫層からなる比較的安定した良好な地盤で、地形的に見ても災害の発生要因は少ない。	ほぼ全体が平坦地で、開発は容易である。地区西部の一部の丘陵地は既に開発済である。
川西Ⅰ (丘陵部)	五軒家1 ～2・新青葉丘町 ・加太・青葉丘・甘山	起伏の小さい丘陵地と谷が入り組んだ地形であり、住宅地と農地が混在する。丘陵部には山林などの自然地が残る。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川沿いの氾濫平野部では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	大部分が開発容易な土地で、一部の丘陵地は既に開発済である。

表Ⅶ－1 土地利用上の課題の整理（2－2）

地区	保全的土地利用診断	農地利用診断	林地利用診断
新堂 Ⅰ Ⅱ （平野部）	地区中央部には新堂廃寺跡などの国指定史跡があり、これらの保全が望まれる。	全体に営農条件のやや良くない農地が分布するが、中野町などには、営農条件のやや良い農地がみられる。	林地はほとんどみられない。
富田 林	富田林町には自然性の高い保全対象や、寺内町の重要伝統的建造物群保存地区などがあり、これらの保全が望まれる。	農地はほとんどみられない。	林地はほとんどみられない。
川西 Ⅰ Ⅰ （丘陵部）	特に留意すべき保全性の高い資源は見られない。	全般に営農条件の良くない小規模な農地が点在する。	丘陵部に比較的営林条件のよい森林が分布する。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理(2-3)

地区	都市的土地利用診断	土地利用上の課題
新堂ⅠⅡ(平野部)	旧市街地の周辺部に徐々に市街地が拡大した地区である。近年開発された市街地を除いて全般に道路整備水準は低く、都市基盤整備水準はやや低い。人口では全般に高齢化が顕著であるが、市街地の安全性は全般に比較的良好である。教育、医療、買い物等の利便性は全般に高く、居住快適性は全般に高い。	旧市街地等で道路等の都市基盤の整備・改善が望まれ、同時に高齢化への対応が望まれる。
富田林	古くからの市街地で、道路整備水準は概して低く、下水道等の都市基盤の整備もやや遅れている。旧市街地を中心に人口の高齢化率が高くなっているが、周辺部ではやや低くなる。市街地の安全性は中程度で、教育、医療、買い物等の利便性は高い。居住快適性も高い。	自然性や歴史性の高い資源があり、保全する必要がある。市街地における道路、下水道等の都市基盤の整備・改善が望まれ、一部地区では高齢化への対応も望まれる。また、建物の更新等による安全性の向上が望まれる。
川西ⅠⅠ(丘陵部)	旧集落とその後の開発された市街地が混在する地区である。全般に道路整備水準は低く、下水道などの都市基盤整備もやや遅れている。一部に高齢化の進んだ地区がみられるが、市街地の安全性は全般に比較的良好である。教育利便性は全般に高いが、医療、買い物等では低い。居住快適性は全般に高い。	旧市街地と新しい住宅地が混在する地区であるが、斜面が残された箇所など丘陵部では土砂災害等に配慮する必要がある。高齢化への対応や、医療、買い物など生活関連施設の利便性の向上が望まれる。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理 (3-1)

地区	大字・町丁目名	土地条件・土地利用の特性	自然条件評価	
			自然災害危険性評価	開発条件評価
川西Ⅱ (平野部)	川西地区の上記以外の各町丁目	ほぼ全体が石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形であり、一部丘陵地となっている。住宅地が広がり、市街地間に農地が点在する。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、谷底平野部では地震災害等の影響を受ける可能性がある。	ほぼ全体が平坦地で、開発は容易である。地区西部の一部の丘陵地は既に開発済である。
金剛	金剛地区の全町丁目	元は標高150m前後のなだらかな丘陵地であったが、昭和40年代からの宅地開発に伴ってほぼ全体が造成され、大規模な住宅地となっている。	全体に造成地形で安定した地盤が広がり、水害・土砂災害の発生要因は少ないが、元々谷筋であった部分の盛土地盤などでは地震災害等の影響を受ける可能性がある。	ほぼ全体が既開発地となっている。
錦織Ⅰ (丘陵部)	錦織・須賀1～3・伏山	標高150m前後のなだらかな丘陵地と谷が入り組んだ地形である。丘陵地には山林などの自然地がまともに残され、地区西部の谷沿いなどに市街地や小規模な住宅団地が形成されている。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川沿いの氾濫平野では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	西端部の谷沿いの土地は開発が容易で、丘陵部は全般に開発がやや容易であり、一部に既開発地が分布する。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理 (3-2)

地区	保全的土地利用診断	農地利用診断	林地利用診断
川西ⅠⅡ (平野部)	自然性の高い資源や文化財などがあり、こらの保全が望まれる。	新家や甲田付近には、営農条件のやや良い農地が見られるが、全般に営農条件のやや良くない農地が分布する。	林地はほとんどみられない。
金剛	特に留意すべき保全性の高い資源は見られない。	農地はほとんどみられない。	林地はほとんどみられない。
錦織ⅠⅠ (丘陵部)	特に留意すべき保全性の高い資源は見られない。	一部の谷筋などに農地が見られるが、全般に営農条件はやや良くないものが多い。	丘陵部に営林条件の比較的良好な森林が分布する。

表Ⅶ－１ 土地利用上の課題の整理（３－３）

地区	都市的土地利用診断	土地利用上の課題
川西ⅠⅡ（平野部）	旧市街地とその後の開発された市街地が混在する地区である。全般に道路と下水道の整備水準は低く、都市基盤整備水準はやや不良～不良である。人口では一部に高齢化の進んだ箇所がみられるが、高齢化率の低い箇所もみられる。市街地の安全性は全般に比較的良好である。教育、医療、買い物等の利便性は全般に高く、居住快適性は全般に高い。	旧市街地と新しい住宅地が混在する地区であるが、一部地区では高齢化への対応が望まれる。一部の農地では、営農条件が低くなっており改善が望まれる。
金剛	全体に新しく開発された市街地が主体の地区である。道路と下水道の整備水準は高く、都市基盤整備水準は良好である。人口では高齢化の低い地区が多いが、一部で高齢化が進んでいる。市街地の安全性は全般に高い。教育、医療、買い物等の利便性は全般に高く、居住快適性も全般に高い。	全体的に都市的な土地利用が主の地区であり、良好な市街地環境が形成されていることから、これらの維持が望まれる。また、高齢化が進行しつつあることから、これらを考慮に入れたまちづくりが望まれる。
錦織Ⅰ（丘陵部）	旧集落とその後の開発された市街地が混在する地区である。全般に道路と下水道の整備は遅れており、都市基盤整備水準はやや低い。一部に高齢化の進んだ地区がみられるが、高齢化率の低い地区もみられる。市街地の安全性は全般にやや良である。教育、医療、買い物等の利便性は全般に低く、居住快適性は全般に高い。	旧市街地と新しい住宅地が混在する地区で、斜面が残された箇所など丘陵部での土砂災害等に配慮する必要がある。道路、下水道など都市基盤の整備が遅れており、これらの改善が望まれる。また、高齢化への対応や、教育、医療、買い物など生活関連施設の利便性の向上が望まれる。農地は営農条件がやや低くなっており、これらの改善も望まれる。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理（4-1）

地区	大字・町丁目名	土地条件・土地利用の特性	自然条件評価	
			自然災害危険性評価	開発条件評価
錦織ⅠⅡ（平野部）	錦織地区 の上記以外 の各町丁目	全体が石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形であり、一部丘陵地となっている。農地が広がり、農地の間に市街地が点在している。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川沿いの氾濫平野では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	ほぼ全体が開発が容易な土地である。
大伴	大伴地区 の全町丁目	全体が石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形であり、一部丘陵地となっている。平坦部では農地が広がり、市街地が点在している。	丘陵周辺部の傾斜地では土砂災害、石川・佐備川沿いの氾濫平野では水害、地震災害等の影響を受ける可能性がある。	大部分が平坦地で開発は容易である。一部に見られる丘陵部でも開発は比較的容易であり、既に開発済の部分もみられる。
彼方	彼方地区 の全町丁目	石川沿いの段丘と低地からなる平坦な地形と東部の山地からなる。河川沿いには農地が広がっているが、山麓部など一部に住宅地がみられる。	嶽山を中心とした山地斜面では土砂災害の可能性があり、特に山麓部は注意を要する。石川沿いの低地では水害・地震災害の影響を受ける可能性がある。	石川沿いの平坦地は開発が容易である。彼方付近の比較的なだらかな丘陵部は開発が比較的容易であるが、南部の嶽山を中心とする急峻な山地は開発がやや困難である。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理 (4-2)

地区	保全的土地利用診断	農地利用診断	林地利用診断
錦織ⅠⅡ (平野部)	石川沿いの地域には文化財・遺跡など、保全性のやや高い資源が見られる。	錦織北や錦織東付近などには営農条件のやや良い農地がみられるが、全般に営農条件のやや良くない農地が多い。	林地はほとんどみられない。
大伴	千早川でオオサンショウウオの生息が報告されており、保全が望まれる。	北大伴町や山中田町付近などには営農条件のやや良い農地がみられるが、全般に営農条件のやや良くない農地が分布する。	丘陵部などに営林条件のやや良くない森林が分布する。
彼方	特定植物群落に指定されている彼方春日神社のシリブカガシや嶽山の西部に自然性の高い資源があり、保全が望まれる。	西板持付近には営農条件の良好な農地がまとまっている。彼方や伏見堂付近などには営農条件のやや良い農地が広がっている。	嶽山を中心とした山地部などに広大な林地が見られるが、全体的に営林条件はやや良くない。彼方などの山麓部では、一部に条件の良好な森林がみられる。

表Ⅶ-1 土地利用上の課題の整理（4-3）

地区	都市的土地利用診断	土地利用上の課題
錦織ⅠⅡ（平野部）	<p>旧集落とその後開発された市街地が混在する地区である。全般に道路と下水道の整備が遅れており、都市基盤整備水準はやや低い。人口では高齢化率の低い地区が多いが、一部に高齢化の進んだ地区がみられる。市街地の安全性は全般に比較的良好であるが一部に低い評価となる地区もある。教育、医療、買い物等の利便性は全般に高く、居住快適性も全般に高い。</p>	<p>文化財などの資源の保全が求められる。旧市街地と住宅地が開発された地区が混在しており、道路、下水道など都市基盤の整備・改善が望まれる。農地では営農条件の改善が望まれる。</p>
大伴	<p>全体として旧集落が広がるが、近年開発された新しい市街地も点在している。全般に道路と下水道の整備が遅れており、都市基盤整備水準はやや低い。人口では、高齢化率の低い地区が多いが、一部に高齢化の進んだ地区がみられる。市街地の安全性は全般に比較的良好であるが、一部にやや不良の地区も見られる。教育、医療の利便性は全般に高いが、買い物等の利便性は低い。居住快適性は全般に高い。</p>	<p>自然性の高い資源があり、保全が望まれる。市街地部での道路、下水道等の都市基盤の整備・改善や、買い物等の利便性の向上が望まれる。また、農地での営農条件の改善が望まれる。</p>
彼方	<p>全体として旧集落が広がるが、その後開発された新しい市街地も点在している。全般に道路と下水道の整備が遅れており、一部の市街地を除いて都市基盤整備水準は低い。人口では、高齢化の低い地区が多いが、一部に高齢化の進んだ地区もみられる。市街地の安全性は全般にやや良であるが、一部にやや低くなる地区がある。医療の利便性は高いが、教育、買い物等の利便性は地区により評価が分かれる。居住快適性は全般に高い。</p>	<p>自然性の高い資源があり、保全が望まれる。市街地部での道路、下水道等の都市基盤の整備・改善が望まれ、同時に教育、買い物等の利便性の向上も望まれる。</p>

表VII-1 土地利用上の課題の整理 (5-1)

地区	大字・町丁目名	土地条件・土地利用の特性	自然条件評価	
			自然災害危険性評価	開発条件評価
東条	東条地区の全町	全体が佐備川の流域に含まれ、中央の低地とその周辺の山地・丘陵地からなる。河川沿いには農地が広がり、山麓部など一部に住宅地がみられる。また、山地の一部は大規模な造成により、住宅地や運動施設、処理施設、福祉施設などが開発されている。	嶽山を中心とした山地斜面では土砂災害の可能性があり、特に山麓部は注意を要する。佐備川沿いなどの低地では水害・地震災害の影響を受ける可能性がある。	佐備川沿いの低地は平坦で開発が容易である。南西部の嶽山山地および南端部の標高200m前後の山地部は開発がやや困難となっているが、山地と低地の間に広がる比較的なだらかな丘陵部では開発は比較的容易である。

表Ⅶ－1 土地利用上の課題の整理（5－2）

地区	保全的土地利用診断	農地利用診断	林地利用診断
東条	<p>龍泉寺や楠枇庵観音寺などにみられる保存樹木や龍泉寺仁王門の文化財など、保全性の高い資源があり、保全が望まれる。</p>	<p>佐備川沿いや龍泉付近には営農条件のやや良い農地がみられるほか、龍泉や甘南備のごく一部には営農条件の良好な農地があるが、全般に営農条件のやや良くない農地が多い。</p>	<p>地区周縁部に広がる山地などに営林条件のやや良好な森林が分布するほか、龍泉や佐備などのごく一部に条件の良好な森林がみられる。</p>

表Ⅶ－1 土地利用上の課題の整理（５－３）

地区	都市的土地利用診断	土地利用上の課題
東条	<p>市街地の多くは古くから形成されていた旧集落で、ごく一部に近年開発された市街地がみられる。全般に道路と下水道の整備水準が低く、都市基盤整備水準は低い。人口では、高齢化率の高い地区が多くなっている。市街地の安全性は全般に比較的良好である。教育、医療、買い物等の利便性は全般に低いが、居住快適性は全般に高い。</p>	<p>自然性の高い資源があり、保全が望まれる。市街地部での道路、下水道等の都市基盤の整備・改善が望まれ、教育、医療、買い物等の利便性についても向上が望まれる。農地での営農条件の改善についても検討が望まれる。</p>

富田林市土地分類調査（細部調査）報告書

平成15年3月発行

発行 富田林市

編集 富田林市 市長公室 企画情報室

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000

調査委託機関 国際航業株式会社
